

口絵1(上)

口絵2(下)

華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」は、六角堂頂法寺の住職兼華道家元である池坊専正が遺した徳川幕府第14代将軍・家茂の二条城における代替御礼等に関する史料群である。

口絵 2 は、代替御礼の会場になった 二条城二之丸御殿の黒書院の挿図である(翻刻を79 頁に掲載)。二、三の間に向 かって、溜の間(牡丹の間)に専正らが控 えていた状況を示す。

口絵1は、現在の黒書院の牡丹の間から二、三の間を正座の状態で撮影したものである。



口絵 3 明治五年及十年 明治天皇桂宮臨幸御座所写真 (宮内庁書陵部図書課宮内公文書館蔵)



口絵 4 [東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖のうち二条離宮内旧桂御所御建物(御常御殿) (宮内庁書陵部図書寮文庫蔵)



口絵 5 二条城本丸御殿御書院雲鶴一の間 天袋小襖《海辺春景図》



口絵 6 二条城本丸御殿御書院雲鶴一の間 地袋小襖《海辺秋景図》



口絵7 二条城本丸御殿御書院四季の間春の間 地袋小襖《貝図》



口絵8 御常御殿 松鶴の間 北面 襖4面



口絵 9 御常御殿 雉子の間 北面 襖 4 面



口絵10 御常御殿 四季草花の間 南面 襖4面



口絵11 御常御殿 四季草花の間 東面 襖4面

# "研究紀要 元離宮二条城』第三号刊行にあたって

した 令和三年度に創刊いたしました。 研究を進めています。『研究紀要 京都市では、文化財としての元離宮二条城の価値を次世代へ継承し、保存と活用を行うことを目的として策定 『史跡旧二条離宮 (二条城) 本書はその第三号となります。 元離宮二条城』は、調査・研究の成果と、文化財に関する記録の発信を目的とし、 保存活用計画』 を基に、二条城を中心とした京都の歴史・文化に関する調査

られ、 開する予定です。この記念すべき年に、本書の成果がより多くの皆様の研究や観賞に活用されることを願います。 を構成する玄関・御書院・御常御殿・台所及び雁の間に現存する障壁画についての解説を掲載しました。 トでは、 条城関係記事抜粋)、 第三号では、元離宮二条城歴史資料として、神宮文庫蔵「二条在番手留」、国立公文書館内閣文庫蔵 行幸行啓でどのように使われたのか、という点について検討しました。さらに、作品紹介として、 (令和六年)、 近世後期の二条城が幕府によってどのように用いられていたのか、近代の二条離宮本丸御殿がいかに整え 元離宮二条城では、 華道家元池坊総務所蔵 平成二九年より行われた本丸御殿保存修理工事を完了し、一般公開を再 「御代替御礼継目御礼記録」を翻刻し掲載しました。 また、 「雑事記」(二 研究ノー 本丸御殿

各位から御協力を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。 最後になりますが、本書の刊行にあたっては、御指導を賜った先生方、史資料を提供していただいた皆様をはじめ、

令和六年三月

京都市文化市民局 元離宮二条城事務所長 市田 香

## 目次

口絵

『研究紀要 元離宮二条城』第三号発刊にあたって

目次

# 元離宮二条城歴史資料

【作品紹介】	二条離	近世後期に	参考図2	参考図	研究ノー	解説	(翻刻)	解題	(翻刻)	解題	(翻刻)
紹介】旧二条離宮本丸御殿の障壁画(玄関、御書院)	一条離宮本丸御殿における行幸行啓の準備とその使用	.期における二条在番の生活			- 卜·作品紹介		華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」		国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」二条城関係箇所抜粋		神宮文庫蔵「二条在番手留」(二条在番関係史料一)
松本	降矢	杉谷	•	:		今江		杉谷	:	杉谷	
直 子	淳 子	理沙				秀史		理沙		理沙	:
154	127	111	106	105		88	72	68	65	62	5

調査・研究活動報告	二条城障壁画 展示収蔵	【作品紹介】旧二条離宮
	展示収蔵館活動報告	一条離宮本丸御殿の障壁画
		御常御殿、
		台所及び雁の間
i		
		中野 志保 169
i	ii	169

# 【表紙】本丸御殿 御常御殿 松鶴の間障壁画《松鶴図》(白描)

きを成した。鶴の細やかな毛描きには、精緻な写実的態度が看て取れる。他方、松の、右へ左へとうねりながら伸びて 当主の御座所に相応しい。筆者、狩野永岳(一七九〇~一八六七)は、京狩野九代の当主となり、幕末の京都画壇で重 いく様子には狩野派の伝統が、執拗なまでに描きこまれる松の樹皮や地面の表現には、永岳の個性が顕れている。 (松鶴の間) の襖絵で、桂宮家一一代当主の相続に際して描かれた。松と鶴は、いずれも長寿を象徴するモチーフであり、 本図は、 本丸御殿 (旧桂宮御殿) 障壁画の原画の写真をデジタル加工し作成したものである。御常御殿の一階御座所

(文:中野志保 作図:杉谷理沙) 元離宮二条城歴史資料

## 例言

選び、これを翻刻・掲載するものである。 「元離宮二条城歴史資料」は、二条城の理解に欠かせない重要な文献史料を

- 1. 二条在番関係史料として、神宮文庫蔵「二条在番手留」を翻刻・掲載した。
- 傍らにカタカナ(五〇音順)を付した。 一四点を翻刻・掲載した。便宜上、内容の各まとまりを区分するため、右3. 華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」の冊子一点及び書状等
- いて、次の原則で表記を統一した。 4.翻刻にあたっては基本的に原文を尊重したが、趣旨を損なわない範囲にお
- ) 字体は原則常用漢字を用い、それのない場合は正字体を用いた。
- 「江」「与」などの漢字で表記されている助詞もそのままとした。② 合字の「ゟ」はそのまま表記した。また「而」「仁」「乎」「者」「茂」
- ③ 本文中は、適宜読点「、」と並列点「・」を加えた。
- 示した。 文字数分の□で示し、字数が不明な場合はおおよその範囲を [ ]で④ 虫損・破損などによる判読不明箇所は、字数が推定できる場合は
- 判読不明な場合は■で示した。書き加えがある場合には右側に示した。また、上書きされ元の文字が書き加えがある場合には右側に示した。また、上書きされ元の文字が、 抹消部分には文字の左側にゆすり点(と)を付し、原文に修正や
- 脱字は右傍らに適宜補訂した。と思われる文字には(衍)などと傍注を付した。また明らかな誤字・と思われる文字には(衍)などと傍注を付した。また明らかな誤字・文意の通らない文字は(ママ)、判読しづらい文字は(カ)、重複
- (8) 表敬の平出・欠字はともに一字アケとし、特に注記はしなかった。

- 9 原本部分に空白がある場合は(アキママ)と注記した。
- 歴史的事実を正確に理解するため、原文をそのまま掲載した。・本文中、現在においては人権を侵害すると解釈される字句も含まれるが、

稔氏へ謝意を申し上げます。華道家元池坊総務所(池坊中央研究所)及び同研究所主任研究員・細川武東消の閲覧・撮影等に関し、ご高配を賜りました神宮文庫、国立公文書館、

# (翻刻) 神宮文庫蔵「二条在番手留」(二条在番関係史料一)

(表紙)

文政二卯年ゟ

同三辰年ニ到

二条在番登前手留

十月朔日

筋ニ茂無之候之間、来ル十五日出仕之節ニ而茂可然旨被申越候、我等義不快ニ付出仕不致候間、昨日出雲守≒及内談候之処、格別ニ差急候我等義二条在番初而ニ付、登り前相談之義、今日一統出仕之節可及相談処、一、来夏二条在番、対組出雲守・我等両組人数不足ニ付、御入人願之儀、幷

同十五日

無之旨被申聞候、且我等義二条在番初而ニ付、登り前相談之義、我等ゟ相談有之、両人共ニ組人数書付差出候処、一同被遂披見候処、何之存寄茂二条在番ニ付、両組人数不足ニ付、御入人願之儀、一統江出雲守発言ニ而一、兼而対組江申談置候通、今日月並出仕ニ付御礼過、出雲守・我等来夏一、兼而対組江申談置候通、今日月並出仕ニ付御礼過、出雲守・我等来夏

遠江守相談有之候積、一統相談相決候旨、出雲守我等江被申聞候、今日致(『『成)出雲守江発言致候処、同人より一統江被及相談候所、彼是評議之上、水野出雲守江発言致候処、同人より一統江被及相談候所、彼是評議之上、水野

持参候組人数書左之通、

御番衆惣人数 個番衆惣人数

四拾四人

六人不足

以上

十月十五日

一、右二付、我等退出後、水野遠江守江以用方使者頼挨拶旁申遣候

十一月十日

二略ス、 組人数不足之分書付可差越旨被申聞候、右取斗方者表留ニ委敷有之故、爰 三日我等故障茂無之候者、御用番御老中対客μ罷越可致進達旨、依之我等 三田我等故障茂無之候者、御用番御老中対客μ罷越可致進達旨、依之我等一、出雲守ゟ表手紙を以、両組人数不足ニ付、御入人願書進達之儀、来ル十

同十一日

一、昨日対組ゟ被申越候我等組人数取調、別紙書付表以手紙差遣候、右別紙

左之通、

堀田豊前守組

御番衆惣人数

四拾四人

六人不足

## 右之通人数不足御坐候、 以上

## 十一月十一日

我等壱人罷越致進達候様、 越候之間、 書写我等為扣是又例之通被差越候 対組ゟ兼而相談有之候両組御入人願、 可致進達之処、 遂披見候処、 出雲守此間中ゟ不快之所、 存寄茂無之候間 用方使者を以頼被申越候、 御用番青山下野守殿対客江同道罷 落手承知之旨相答申遣候、 明日押而出勤者被致候得共、 尤右口上書弐通被差 右口

但右賴者表手紙二而被差越候処、 外二出雲守組限進達等頼二付、 旁以

使者被差越候

進達書左之通

一、御入人願書

壱通

## 同十三日

昨日之通故、爰二略ス、 客江罷越、御入人願口上書致進達候処、 昨日対組出雲守ゟ頼被申越候之通、(天久保教等) 我等壱人今日御用番青山下野守殿対(鬼田正民) 無滞被成御請取候、尤右進達書者

内申遣候、尤例之通扣之方者及返却 我等帰宅後、対組江表以手紙右進達、 下野守殿無滞被成御請取候段、 案

右進達相済候後、 例格之義委細者表留二有之故、 両組減高等之義、 御右筆頭衆ゟ例格之問合等追々有之 爰二略ス

紙以紙面被差越候間、

左ニ記ス

今日詰番五嶋伊賀守江、青山下野守殿以林阿弥被成御渡候御書付写、 (鬼權)

別

十二月廿二日

大御番頭江

大久保出雲守(教孝)

## 堀田豊前守(正民)

## 右明廿三日四時 御城江罷出可被在之候

## 十二月廿二日

、夕方大久保出雲守ゟ右同様之御書付写被差越、 与存候間、組頭壱人被差出候ニ付、我等組頭 z茂申達候様、 兼而申上置候御入人之義 以紙面被差越候、

## 同廿三日

二罷出、 出候之段御届申達、 出雲守同道焼火之間江罷出、 今朝五時過、 城いたし候処、 出雲守我等御差図ニ付罷出候段、出雲守被申達、 U候処、大久保出雲守ニも登 城有之、部屋ニ而留り承り、時之上下着用、組中減高書付幷組頭¤相達候例格之書面持 直ニ退去、 青山下野守殿登 城之節、 出雲守我等与申 我等義茂同様罷

、差出書出雲守持参被致、当番御目付羽太左京江、 以坊主衆被相達候

一、御廻り前ニ而詰番酒井但馬守菊之間被廻候節、 候ニ付、 被請取候而扣居、 致候与、 列坐見請、 居成り二而時宜いたし、尤扇子者後江取候而、 御目付大草主膳参り、 夫ゟ無程但馬守被引取候ニ付、 但馬守次二出雲守我等与申順二着坐、御老中方御廻り之節、 出雲守難有段御礼被申上候之処、御書付御渡被成候之間、 水野出羽守殿両組御人少二付、御入人 被 出雲守・我等菊之間御柱ヲ割候而、 御老中方御引被成候而両人引、 出羽守殿於菊之間御書付御渡被成候之由申聞候、 出雲守同道ニ而退去、 出雲守、我等与申順二着坐 御老中方菊之間御縁類江御 出雲守同道ニ而菊之間に 又候但馬守次二着坐扣罷 仰付候旨、 被 例之通 出雲守 仰渡

例格之達書詰番但馬守江被差越候二付、 直ニ両人退去、 原太郎右衛門罷出着坐いたし候而、 之段被申述、 波守御入人之面々、出雲守・我等江引渡申侯旨被申聞侯間、 雲守左之方、 夫ゟ紅葉間御縁頬通り、 我等右之方着坐、 直二阿波守二者退去、 部屋江罷越候処、 檜之間御縁頬江罷越、 小普請支配衆一同着坐、 小普請支配詰番阿波守ら今日御番入ニ付、 今日御入人被 夫ゟ出雲守組頭鈴木主税、 但馬守ゟ出雲守江被相達候之処 御杉戸を後にいたし、 仰付一 小普請支配渡辺阿 段之旨申達候間 出雲守受取候 出

、入御番之面々組割相済、 候間、 義申達候而退去、 年寄衆不残相廻り候様被申達候間、 組頭江面会、 為御礼西丸江登 帰宅之上右達書写従出雲守被差越候、委細ハ表留ニ有之候 我等茂同樣組頭太郎右衛門江相達候、 出雲守組割之書付主税江被相達、 城、 部屋江罷越候与、 夫より御老中方酒井若狭守殿・松平能登守殿、(忠進) (乗保) 一紙江相認候而、 無程退出致帰宅候 我等茂同様申達、 夫より出雲守入御番之面々、 引続例格之書付主税江被相達 出雲守・我等躑躅間江罷越 夫ゟ勝手次第退散之 両若

## 同廿四日

退去、尤今日被参侯衆名前左之通 相被守可被相勤旨申達、 等脇江差置、 衆申談被相勤候様申達、 候中程ニ置之会釈有之、 段々被罷出着座、 夫ゟ書院江罷出、 国領十郎右衛門江遂面会、 今日入御番之衆江逢候ニ付、 夫ゟ何れ茂御条目之儀者心得可被居候得共、 十郎右衛門ニ茂出被居、 被相揃候上、 直ニ引之、御番入被 此節御条目白木三方二戴之、用方之者持出之、 十郎右衛門江相渡、 相応及挨拶、 被揃候上、 塗三方・長熨斗 除上下 入御番之面々壱人宛性名被申、入御番之面々z逢可申旨申達、 我等時之上下着用、 同人取合被申、三方引之我等 仰付一段之旨、諸事相番之 持出之、 猶又御条目之通 於小書院組 被並居

鈴木善八郎

夏目泰助

天野与右衛門

大津勝太郎

伊吹祐次郎

望月鉄之助

赤井八十吉

同廿五日

御用番大久保加賀守殿登 城前江出雲守一所ニ致進達候ニ付、今朝五時過一、昨廿四日御番入被 仰付候大久保出雲守組幷我等組改名願之者有之候間、

守同道ニ而退散いたし候、候処、用人罷出、勝手次第改名申渡候様ニ被仰聞候旨申聞候間、直ニ出雲候処、用人罷出、勝手次第改名申渡候様ニ被仰聞候旨申聞候間、直ニ出雲参候、尤同人先登り故ニ進達書持参被致候、例之通以用人致進達候而扣居出宅罷越候処、未出雲守ニ者不被参候間、勝手ニ扣居候処、無程出雲守被出宅罷越候処、未出雲守ニ者不被参候間、勝手ニ扣居候処、無程出雲守被

進達書左之通

組割相極候書付 壱通

御蔵御証文願同 壱通

名改願同

壱通

直二被致進達候、、両組共ニ御蔵米取ニ付、御蔵御証文願書出雲守ニ而取調、同人詰番故ニ

同廿八日

聞候、水野遠江守不快ニ付、右為相談我等左之通直書相認差出候、相勤候心得之旨、出仕之同役衆≒及相談候処、何れも何之存寄無之旨被申相勤候心得之旨、出仕之同役衆≒及相談候処、何れも何之存寄無之旨被申、、今日月並御礼出仕之節、来辰年八朔 禁裏≒之 御使順之義我等ニ付、

御坐候、 御相談候、 然之旨、 出仕之御一同江及御相談候処、 禁裏江之 御使、 以手紙啓上仕候、 以上、 御一統御存念二御坐候、 思召茂御坐候ハヽ可被仰下候、 拙者相勤候順ニ御坐候ニ付、 余寒去兼候得共、 何之思召茂無御座、 然ル処貴様御出席無御坐候ニ付、及 愈御安泰奉賀候、然者来辰年八朔 右之趣得貴意度、早々如是 相心得可申哉之段、 拙者相勤候之様可

十二月廿八日

一、無程遠江守ゟ左之返書被差越候、

御存念二御坐候由候間、 然者来辰年八朔 成御相談候之処、 も右貴答まて早々如是御坐候、 手簡拝見仕候、 於拙者茂何之存寄も無御坐候、 何之御存寄茂無御坐、 如爰余寒去兼候得共、益御安泰被成御坐奉恐悦候、 禁裏江之 拙者儀出席不仕候ニ付、 御使貴様御順二付、 以上、 乍御苦労被成御勤候之様奉存候! 被成御勤候而可然旨、 御相談被仰下承知仕 御出席之御一同江被

## 十二月廿八日

候、両人共未相務不申候節ハ、御役順ニ相勤候事、但右の御使之儀者、先登り跡登之無差別、未の御使不相勤候者相勤

## 文政三庚辰年

正月朔日

御本丸部屋¤張置申候、 一、当辰年 禁裏 御使順之張紙、今日詰番五嶋伊賀守¤以手紙頼申遣、

## 同廿八日

、今朝月並御礼有之候ニ付、登 城致し候、

新庄越前守用方之者被召連、於部屋盛鬮有之候、(竜計)(東田里県)、大久保出雲守・我等休相成候ニ付、両組預り人割替盛鬮之義、来月月番、大久保出雲守・我等休相成候ニ付、両組預り人割替盛鬮之義、来月月番

之相談無之候、方二者少々取調出来兼候由二而、重而出仕之節相談可及旨二而、今日者右方二者少々取調出来兼候由二而、重而出仕之節相談可及旨二而、今日者行、今日定例御茶壺附、同扣、御蔵奉行仮役之姓名相談可有之候処、出雲守

間候ニ付、来月三日進達致し候積りニ談置候、電景の大久保出雲守・我等東海道旅行可致候処、米追々下直ニ相成候間、例茂、大久保出雲守・我等東海道旅行可致候処、米追々下直ニ相成候間、例茂、大久保出雲守・我等東海道旅行可致候処、米追々下直ニ相成候間、例茂、大久保出雲守・我等東海道旅行可致候処、米追々下直ニ相成候間、例茂

## 二月三日

申候処、出雲守俄ニ今暁ゟ不快ニ而難罷出、我等壱人ニ而進達いたし候様、進達書大久保出雲守持参、同道ニ而御用番土井大炊頭殿登 城前¤罷越可、去月廿八日、同役衆及相談候通、当夏二条在番木曽路罷登度旨相願候、

、今朝五時頃出宅、 達書被致落手候段申聞候之間、 相渡呉候様ニ申聞候間、 申聞旨用人申聞、最早登 而可致進達候所、 以使者頼被申越、幷進達書扣共両通被差越候間、承知之旨及挨拶候 俄不快二付、我等壱人二而致進達候段申達候処、 大炊頭殿江罷越、 直二扣茂致進達候而扣居候処、 城前ニ茂有之候間、 直二退散致候、 以用人致進達、且今日出雲守同道ニ 手廻し之為ニ扣有之候ハヽ、 帰宅之上右之趣出雲守江申 無程用人罷出、 委細可

### 七日

越候間、落手承知之旨及返答候、昨夜用方之者を以、我等今日一同江及相談候様ニ頼被申越、幷相談書被差略夜用方之者を以、我等今日一同江及相談候様ニ頼被申越、幷相談書被差寄合有之候之間、先登り出雲守より一同江可被及相談候処、不快之由ニ而、兵左衛門、御蔵奉行仮役我等組仁科次郎太郎書出シ候ニ付、今日御用人之、当夏二条在番ニ付、大久保出雲守組御茶壺附諏訪部宗右衛門、同扣菅沼

様ニ封印手紙ニ而出雲守方≒申遣、今日水野遠江守・酒井但馬守不快ニ而欠席ニ付、相談之義も宜被取斗候之之存念茂無之、書面之通取極候而茂可然旨被申聞候間、帰宅之上右之趣幷一、御用人相談相済候而、右在役之書付一同≒為見相談ニおよひ候之処、何

### 同九日

之処、用人罷出、慥被致落手候之段申聞候間、直退散致帰宅候、 ¤罷越候処、出雲守ニ茂参被居候、夫ゟ以用人例格之通諸書付致進達居候調有之、昨日問合之上、今日致進達候ニ付五時出宅、御用番土井大炊頭殿一、明十日、在番登休ニ相成候ニ付、例格進達書先登り大久保出雲守ニ而取

## 進達書左之通

二条在番御暇願、悴 御目見願

御番衆悴 御目見願姓名 - 壱通初登御番衆誓詞同 - 壱通

初登御番衆誓詞罷出候性名 壱通御番衆悴 御目見願姓名 壱通

二条在番先登跡登順

二条御蔵奉行仮役伺 壱通

右仮役二条地役人江続無之儀書付 壱通

御茶壺附書付

壱通

成候間、 候書付江令承知候段御附紙被成、 今朝致進達候御蔵奉行仮役伺書江伺之通可為旨被成御附紙、 右進達書弐通表手紙を以被差越候、 詰番出雲守江大炊頭殿以林阿弥御渡被 御茶壺附申

出羽守殿・大目付朝比奈河内守出席之由被申越候、(忠成) 今日詰番新庄越前守、先詰用方之者迄以下手紙、 仰付候者、 御出席之御老中・大目付姓名被申越 候様二申遣候処、 初登御番衆明日誓詞 水野

報候、尤大久保出雲守ゟ茂同様書抜之写被差越候 日朝評定所江罷出誓詞可致旨、 越前守占以紙面土井大炊頭殿以丹阿弥被成御渡候由、 御書付書抜別紙被差越候間、 初登御番衆明十一 落手之旨及返

組頭衆江格通以手紙右之趣相達候

一、今朝初登御番衆誓詞有之候ニ付、右差引として時之上下着用、 六時前致

、我等出宅以前、用方之者壱人麻上下着、 手廻前日取置申候、 差出、評定所入類二扣罷在候、御出座宛名等為書入候、 出雲守ニ茂同様之事、 右筆壱人羽織・襠ニ而評定所に 尤御番衆居判者為

候間、 之間、 之両組頭、 途中二而出雲守江落合候之間、 致挨拶候而、 面会相応及挨拶候処、 出雲守組与頭小栗猪三郎·我等組与頭石原太郎右衛門被罷出候 上ノ間江着座、 御番衆被相揃候段申聞候、 直ニ同道ニ而評定所エ罷越候之処、 尤誓詞奉書御祐筆江相達候、 夫ゟ御番衆並被居

大目付江申達御番衆江誓詞被 揃書用方之者ゟ請取置、 大目付朝比奈河内守江面会、(昌始) 仰付候、 式習礼為致候 右揃書相達候

> 一、五ツ打、 様申達ス、我等宅は被参候義者致用捨候段申達評定所退参、 組頭取合被申候、 尤罷出候出口ニ而続候、 追々相済、 下見済候而、 人血判相済、 上書者先登出雲守より持参被致候、 大炊頭殿江誓詞相済候段御届、 出羽守殿方江向キ難有之旨我等ゟ申達ス、未坐之御番衆初出候方江被 済次第壱人宛障子之方明キ有之、板椽之方≒引被申未坐之御番衆壱 我等茂跡ゟ退申候、 水野出羽守殿江案内有之、無程御出坐、 先登出雲守組中誓詞相済候上、 残り被申誓詞御右筆金蔵取候而、 組頭江相渡置候間、 御礼勤之義者御用番之御老中、 御右筆井戸金蔵江誓詞相渡候而罷出、 夫ゟ御番衆エ逢誓詞被 寄候前二我等請取置候、今日外誓詞之向 両名口上書持参、 我等組中誓詞之席江召連罷出 大目付河内守江為見被申候 御出席之御老中江被参候 尤誓詞奉書者御祐筆ゟ 仰付、 取次江申置候、 一段之旨申達、 夫ゟ出雲守同 御番衆血判

但若当病之仁有之候得者、誓詞相済候上、 書付致進達候、 尤御用番御宅誓詞之節茂同様、 御用番御老中江罷越、 書付致進達候事、

進達書案文左之通

大御番

何之誰組

何之誰

何之誰

右誰々儀、 就病気初登り誓詞不罷出候 出勤仕候者可申上候、 、以上、

右用紙進達巻美濃紙折懸

候之段、 御剪紙幷御請書以手紙被差越、 格之通先登出雲守二而両名之御請書被認、両口上使者二而被差出候由二而、 土井大炊頭殿ゟ大久保出雲守・同十四日 尤組中明朝六時前 我等両名之御剪紙、 御城江相揃候様被申 出雲守宅江至来、

## 御剪紙写左之通、

与頭御番衆幷最前以書付被申聞候セかれ共、可被差出候、以上、二条在番代之御暇被下候間、明十五日五時可有登 城候、且又両組之

大久保出雲守殿

二月十四日

土

大炊頭

田豊前守殿

城田豊前守殿 土 大炊頭 大久保出雲守 土 大炊頭

江申遣候、 右ニ付、組頭衆江以手紙御剪紙之趣早速相達、セかれ共之儀者相組与語、右ニ付、組頭衆江以手紙御剪紙之趣早速相達、セかれ共之儀者相組与語

## 同十五日

出雲守ニ茂同様家来被差出候、出雲守ニ茂同様家来被差出候、大久保書幷組頭名順書、且「御目見之悴姓名書、用方之者ニ為致持参候、大久保書幷組頭名順書、且「御目見之悴姓名書、用方之者ニ為致持参候、大久保本筆を人羽織・襠為着、「御城中之口御張紙下泣差遣置申候、我等組中揃、今日二条在番代之御暇ニ付、我等出宅前留守居壱人・用方壱人麻上下、、今日二条在番代之御暇ニ付、我等出宅前留守居壱人・用方壱人麻上下、

断書付等、出雲守方ニ而認被致持参候、御目見之悴姓名書、幷御目付並差出候出仕書、幷拝領物入候長持類、御門、揃書進達之方糊入半切ニ認、其外者日向半切ニ認候、尤組頭名順書初而

頭衆被出向候間、相応及挨拶候処、御番衆相揃候段被申聞候、、我等服紗小袖・麻上下着用、六時出宅、致登「城候、蘇鉄之間ニ而両組」

書拝領物入候長持等、御門断書付、御目付諏訪源六郎江以坊主衆相達候、出雲守二茂同様登 城有之、万事申合諸書付用方之者ゟ請取置候、出什

御目見姓名書・御番衆揃書御直ニ可致進達候処、稽古中御登 城相済候間、大炊頭殿御登 城懸ケ、出雲守同道ニ而出届、幷組頭名順書・御番衆悴、大炊頭殿御登 城懸ケ、出雲守同道ニ而出届、幷組頭名順書・御番衆悴奏者番衆差引ニ而致稽古候、組頭衆ニ茂稽古有之、右相済、部屋江引取申候、秦者番衆差引ニ而致稽古候、組頭衆ニ茂稽古有之、右相済、部屋江引取申候、、稽古始り候間、寄候様御目付衆被申聞候間、帝鑑之間御縁頬エ罷越、御

.同朋頭以丹阿弥右之趣申上、致進達候、

大目付幷御目付江、

組頭名順書、

初而

御目見之悴姓名書、

出雲守ゟ被

我等跡江被進、其次両組頭進被申、被仰渡相済元席江帰坐、 町奉行牧備後守、(義珠) 出雲守御請被申上候而元之席二復座、尤今日者松前奉行本多大和守、 方江着座致平伏候处、 之頭与之間を通、 鑑之間御縁賴江被廻候ヲ見請、 同役衆帝鑑之間御礼席江被相廻、 組中揃書出雲守与為取替候、月番新庄越前守助詰番酒井大和守江茂相達候、 申上承り候而、 無程水野出羽守殿御壱人御出坐見請、 両組中姓名者銘々ゟ相達候、 跡登我等与申順罷在候、 帝鑑之間御椽類江出雲守、 浦賀奉行筑紫佐渡守二茂同様御暇拝領物被仰渡候二付 菊之間江同役衆 御暇被下拝領物被 出雲守・我等罷在、 若年寄衆出座之上暫有之、 我等義茂同様罷越、 同二罷越候、 御右筆<br />
江者望無之<br />
二付不相達候 仰付旨被仰渡候之間、 出雲守御坐鋪之方、 我等与申順ニ御庭之方ヲ向着 無程御錠口承り、 御小性組番頭与百人組 同役衆未坐ニ、 御奏者番衆帝 難有之旨 例之通

但最初寄候義者御目付ゟ寄被申、此方ニ而者搆不申候:

衆江逢、 条表江之御暇被下、 御暇被下、 豊前守差図ニ而我等罷出平伏、下総守名披露有之候与、 奏者番本多下総守名披露有之候与、 豊前守差図ニ而、出雲守御白書院御縁頬御鋪居之内江摺出致平伏候与、 二罷在候処、 [又出羽守殿奉畏候之段、 御奏者番肝煎本多豊前守差図ニ而、 柳之間御廊下江被参、 上意有之、 二条在番御暇拝領物被致 拝領物仕難有之旨御取合有之、 両組頭衆壱人ツヽ被罷出、 猶又出羽守殿奉畏候段御取合有之、 拝領物仕難有之旨、 我等とも跡江付退去、 御取合有之候与、 一段之旨申、 直二出雲守少々摺上り平伏被致候与、 出雲守・我等一同ニ同人脇エ中坐 出羽守殿御取合有之候処、 名披露有之、 随分念入相勤候様 我等ゟ直ニ引、 直ニ菊之間御縁頬江相 柳之間御廊下江罷越、 未座之者ゟいつれも退 八人共相揃候上、二 出羽守殿二条在番 両人者元之坐 念入候

上意有之、悴共者 上意無之候、御奏者番衆披露 上意有之、御老中大久一、両組中并 御目見之悴共、御納戸構後ニ而 御目見申上候、両組中者

目見 上意之御礼被申上候、保加賀守殿御取合有之、右席並差替、月番新庄越前守被罷出、御番衆 御

退坐、 致候、 拝領物仕難有之旨出雲守ゟ被申上、組頭衆不残退去、 津守与向合候位ニ御障子之方後ニいたし、 御奏者番之方を一寸見請、 之間江壱人被出、 我等より退去、 候而両人一同ニ罷出、 席 右相済、於芙蓉之間御列坐二而拝領物有之二付、 但組中幷悴共者御目付ゟ寄付申候間、 尤我等共者初ゟ始終居付罷在候事 進物番拝領物幷組頭衆両人宛四立二罷出、 尾長鳥御杉戸際ニ着座、 夫より大炊頭殿是江与被申候間、 時服御広蓋ニのせ有之候処江罷出、 両組御番衆江路用銀被下候旨被 組頭衆八人共一同被罷出候間 右相済躑躅之間江罷越候処、 被引候而我等壱人芙蓉之間江罷出、 出雲守竹之間之方、 平伏致候節、 御目付神尾市左衛門繰出二而、 両人一同ニ大炊頭殿前 摂津守難有旨御礼申上候而退去被 仰渡候間、 我等者御縁類之方与申順二罷出、 無言ニ而平伏、 出雲守、 此方ニ而者搆不申 少々進ミ、 大炊頭殿御出席、 拝領物頂戴相済、 我等与申順二致着坐候 出雲守・我等菊之間御 難有旨出雲守被申上、 御奏者番太田摂津守 両人ニ茂直ニ跡江付 大炊頭殿方を向キ、 直二引、 御奏者番摂 出雲守芙蓉 一間程隔進 右相済

『天保四巳年、堀大和守殿被仰渡候趣ニ付、同六未年二月十五日御暇之節者、『天保四巳年、堀大和守殿被仰渡候趣ニ付、同六未年二月十五日御暇之節者

之間、 ŋ 衆江於檜之間逢、 頭衆取合有之、夫ゟ路用銀被下之段、 登 宅江被参候義者令用捨候段申達候 候様申達、 組頭衆江、 御張付之方我等振分り、 城 両人一同ニ蘇鉄之間江罷出、 両丸老若被相廻候様相達、 組中被相揃候ハ、被申聞候之様申達候処、 尤我等同道不致候段申達、 為御礼西丸江登 御暇被 城、 両組中振分着座有之、 御番衆者例之通不及廻勤候、 組頭衆取合有之、 仰出被蒙 夫ゟ両御老中・若年寄衆江不残相廻 御目見之悴、 上意一段之旨歓申達、 父子共為御礼西丸 右畢而引懸、 相揃候段被申聞候 御障子之方出雲 尤各始 組頭 組

一、組中路銀請取之儀、払方御納戸頭田沢政次郎に出雲守面会、御番衆拝領

相伺幷 之銀子組頭与申談相渡給候様被申聞候間、 一樣罷越候段申置候、 尤口上書者両名、 海礼申上候而無程退出、 勝手次第被致退散候様申達候、 無程出雲守同道二而西丸江登 右相済致帰宅候、 出雲守先登二付被致持参、取次江被相渡候、 夫ゟ為御礼出雲守同道、 夫ゟ部屋江罷越、 城、 口上書者表留ニ有之、 右之段組頭衆申達、 右大将様御疱瘡ニ付、 両丸老若不残相廻 居合之同役衆江致 故二略ス、 請取相済候 我等茂 御機嫌

今日拝領物之御品左之通,

時服御小袖 壱

御白無垢

壱

御羽織

金 五枚

同十七日

御礼申置候而、直ニ致帰宅候、付、右為御礼五時過時之上下着用出宅、大炊頭殿≒罷越、口上ニ而取次≒付、右為御礼五時過時之上下着用出宅、大炊頭殿≒罷越、口上ニ而取次≒、此度二条登道中木曽路旅行、願之通土井大炊頭殿御附紙を以被仰渡候ニ

出三日

し表席ニ而左之通申述、直ニ退散致帰宅候、 上下着用出宅、御用番土井大炊頭殿、松平能登守殿御宅ュ罷越、用人呼出上下着用出宅、御用番土井大炊頭殿、松平能登守殿御宅ュ罷越、用人呼出上条在番御暇以後ニ付、兼而申合之通不致出仕、今朝六半時過熨斗目・麻二条在番御暇以後ニ付、兼而申合之通不致出仕、今朝六半時過熨斗目・麻(無量重度)

付、不致登 城侯間、為御祝儀罷出侯段申述侯、右大将様御酒湯被為 召侯、為御祝儀可致登 城侯処、私義御暇後ニ

組頭≒相達候、宅≒明後廿五日、来ル廿六日両日之内罷越候様、組々≒可申渡旨被申越候間、、計番酒井大和守ゟ以廻状、今日各申合之通、右御祝儀為恐悦、御番衆頭々

### 同 廿五

又宜及差図候様被申越、 ·難被罷越候間、 可罷越候処、 今朝御用番土井大炊頭殿対客有之候ニ付、 (利厚) 昨夕以紙面被申越候者、 我等壱人罷越、 尤快気次第可被罷越由ニ付、 宜取斗可申旨、 昨夜ゟ不快ニ而、 例格之通大久保出雲守同道ニ(教孝) 且組頭茂可罷出候間、 承知之旨申遣候、 明日対客江同 是

を申候而罷出ル、 間茂逢始候二付、 合奉存候、 夫ゟ用人罷出候ニ付、 申候処、 呼出し候処、 我等服紗小袖 不快ニ付我等壱人罷出、 右御礼両組頭同道罷出候段申達、 追々両組頭被参、 麻上下着用、 八人相揃候上、 例之通敷居際ニ而名前申罷出ル、 二条在番御暇被下置、 六時前出宅ニ而、 大炊頭殿江向左之通申述候、 無程相揃候二付遂面会、 両組頭同道、 且大久保出雲守同道 蒙 御礼申上候段申達 上意 大炊頭殿江罷越候而、 夫ゟ引続両組頭銘 拝領物仕、 相応及挨拶 二而罷 難有仕 Z 用

衆忰共御目見被 般私共両組与頭御番衆二条表江之御暇被下置 仰付、 重畳難有段御礼申上ル、 蒙 上意拝領物仕、 御 番

刻限見合、用事有之候間登 之候間付入候而、 領物之吹聴申述候而直二退散、 通候処、 衆江相応及挨拶、 続退去可致候処、 相済候上進達致し、 右之通御礼申上扣居候之処、 無程逢有之、 直二勝手次第退散被致候様申達候而、 右吹聴申述候、 我等組広戸半十郎娘縁組願書進達いたし候儀故、 例之通扣居、 被引候節入候而二条御番代御暇被下置、 城いたし、御老中方御退出前ニ退散、 未座之組頭ゟ引、 夫ゟ水野出羽守殿逢日ニ付罷越候処、 夫ゟ堀田摂津守江罷越、 御会釈有之候而直二退申候、 不残引取り候上 我等義者勝手江罷 平服二相成、 蒙 致帰宅候 夫ゟ組頭 上意拝 組 順 逢有 少々 頭 引

## 一十八日

ゟ表書院江着座、 原太郎右衛門名前被申、 用 為取合被致候、 於小坐敷組頭衆江面会、 御番衆在役申渡候間、 組頭衆四人共出席、 不残相済候而 御番衆罷出候間、 追々被参四時頃被相揃候二付、 相応及挨拶、 組頭衆江在役御番衆之面 在役之衆一役ツヽ 左之通申渡、 御番衆在役可申渡旨申達、 被出 太郎右衛門畏候之 我等時之上下 月番組頭石 対組大久 夫

> 保出雲守江為請、 先格之通被参候様申達候

## 申渡方左之通

らるハ様ニ諸事入同断御破損奉行勤	追而被渡申そふ、らるゝ様ニ諸事外念らるゝ様ニ諸事入念当夏二条在番残役勤
<b>代</b> 田 尹	· 飯高七左衛門 先石原甚左衛門

而御渡申そふ、 れ、以分限帳者追 は事入念ら 同断米払勤らるゝ ハ追而御渡申そふ、念られ、以分限帳 武日付 田 孫 次郎

入念られ以、らるゝ様ニ諸事同断御弓奉行勤 H 比

野

七之丞

事入念られ以、 動らるゝ様ニ諸 同断御鉄炮奉行

加 藤半右衛門

事入念られ以、 動らるゝ様ニ諸 同断御具足奉行

石川又四

郎

言追而申達そふ、二条表同役衆江之伝ニ諸事入念られ以、同断宿割勤らるゝ様 久保佐十郎 矢部大助

事入念られ以、 動らるゝ様ニ諸 同断外御蔵奉行

仁科次郎太郎

力共一 為相渡、 義無之様可致旨申渡、 八時頃与力同心相揃候二付、 同並居、 書面之通在役申付候間、 用方之者名披露目見申付、 用方之者取合我等直 書院上之間江我等出坐、 諸事入念相勤、 に退坐 用方之者在役書付筆頭之与力江 道中非分かさつかましき 次之間敷居外江与

与力在役書付左之通

入念相勤めいと申達、

与力取合申候

夫ゟ同 於使者之間、

心共

同

通懸、

立坐ニ而目見申

付

月

番与力披露、

在番先道中

共

同心在役用方之者ゟ申渡侯

の多番 先 跡 生田惣右衛門 箕輪八郎右衛門

塚田五郎兵衛 今井四郎左衛門

箕輪八郎右衛門登り 小野儀左衛門 天谷又三郎

今井四郎左衛門 生田惣右衛門

市原平左衛門

塚田五郎兵衛

木村新十郎 鵜殿政右衛門

割

市原平左衛門

同心在役姓名者爰ニ略ス、

口上書持参、今朝五時過出宅、 人致進達候処、 我等仮御抱入之同心、 無程御請取相済候之段、 於二条表御合力米外同心並之通被下置候樣相願候 御用番阿部備中守殿登 用人申聞候間、 直致帰宅候、 城前二罷越、 以用

同十四日

付者退、 見立被参候義、 栗猪三郎江被相達、 側之方出雲守組頭、 書院廊下迄被出向、 書付小広蓋ニ載、 面二坐付相応及挨拶、二条在番中被申合、 過出宅、出雲守方江罷越、 今日先登大久保出雲守宅二而、二条在番中申合之寄合有之候二付、 拝見可仕旨被申聞、 及用捨候段申達、 銘々用方之者持出、 我等茂同樣組頭筆頭伴五兵衛江相達、 襖之方我等組頭着坐、 居間江被通諸事申談、 両組頭衆使者之間上迄被出向候、出雲守二者 将又各幷御番衆為暇乞被参候義、 相応挨拶有之、 前江差置候、 入念可被勤旨申達、 夫ゟ出雲守・我等一同罷出、 夫ゟ両組頭衆大書院江着坐、 出雲守我等退座 夫ゟ出雲守組頭筆頭小 各奉得其意御書 且残役衆為 左之通之諸 五. 半 正

> 一、夫ゟ於居間、 被致候、無程申語、 我等江一汁三菜・吸物壱ツ・ 両組頭退散之儀、 用方之者を以為申達候 酒肴一種被差出、 出雲守相伴

、今日書院床餝等不被致、 小坐敷幷居間江者床餝等有之候

無程我等儀茂致退散候、

今日相渡候諸書付左之通

定書竪紙 壱包

組頭心得書付 五通壱包

残役心得書付 一通壱包

御破損奉行心得書付 二通壱包

宿割御番衆心得書付 壱通壱包

一、今日御番衆在番先二条 衆並居被申候ニ付、 二条 各幷御番衆江二条 被揃候上ニ而、 堅被申付候様二、 御城御門木札可相渡候間、 何れも召仕共、道中之儀者勿論、在番先ニ而茂かさつヶ間敷儀 、(堀田正民) 我等時之上下着、 御城御門出入札相渡候二付、 御城御門木札可相渡旨申達、 同所正面江着坐、 被請取候樣、 於小書院組頭衆江面会、 一同御番衆江左之通申渡、 且在番中随分入念可 四時頃ゟ組 夫ゟ書院江御番 相応

組頭衆取合被申、我等退坐之上、用方之者ゟ一同 山御門札為相渡候、

夫ゟ又候我等出席、 在役之御番衆江左之通相達候、 光一役切りニ被出候

飯室源左衛門

赤林半兵衛

堀田孫次郎

鎮目半次郎 武藤熊次郎

小屋取

国領五郎左衛門

加藤半右衛門

高尾学之丞

一条在番中小屋取締入念被相勤候様ニ、

鈴木恒五郎

五味啓次郎

山下吉之助

赤井勘次郎

服部源五郎

道中跡改

中村三郎兵衛

山下茂三郎

内藤八三郎

被申聞候様二、 道中跡改入念被相勤候様二、 宿々旅籠銭等、 其外非分之儀有之候ハヽ

先残役 石原甚左衛門

残役 飯高七左衛門

役儀入念被相勤候様ニ、例格之通諸帳面・諸書物、 用方之者ゟ請取被

御破損奉行 武田伊織 申候様二、

役儀入念被相勤候様ニ、組中知行高分限帳、用方之者ゟ請取被申候様ニ、

堀田孫次郎

右同様申達

御弓奉行 日比野七之丞

御鉄砲奉行 加藤半右衛門

御具足奉行 石川又四郎

役儀入念被相勤候様二、

矢部大助

久保佐十郎

泊々之儀入念下々迄非分無之様可申付、 且二条同役衆江伝言之儀も宜

被申達候様ニ

儀も有之間敷哉ニ付、 夫々組頭衆取合有之、右相済組頭衆江相応及挨拶、 暇乞茂申述、 且組中為暇乞被参候義、先残役我等出 最早出宅前致面会候

今日登

城二者不及候得共、

於部屋二談候儀有之候二付、

致 登

城

立之当朝被参候儀、 令用捨候段申達退去

江被相達候之様二与被申達候、 順ニ出席、 直二残役退坐被申、 役被相勤候二付、 电 面会逢之、 同役衆二茂被参候、 酒井大和守宅ニ而寄合ニ付、 汁一菜之料理盛、 今日月番牧野伊予守宅二而、(成著) 夫ゟ先格之通対組・我等組残役各被逢申候ニ付、 不残座付候上二而、 坐敷等為見置候、 対組・我等両人者登り順ニ脇坐ニ座付候上、 随分入念申合可被相勤候、 無程一同元之席江罷越候 交菓子被差出候、 対組大久保出雲守ニ茂同様被参、 出雲守残役与取合被申候与、 四時過時之上下着用、 夫ゟ同役衆書院江出席、 直二我等御懇意御料理被下置段致取合候与、 月並寄合可有之候処、 八時過頃詰番酒井但馬守退出ゟ被罷 用事茂候ハヽ、月番之同役衆 出宅ニ而罷越候、 大和守被申候者、 大和守上坐跡者古役 対組与申談、 故障之儀有之候間 不残被相揃候之上、 残役壱人ツ、姓名 追々

一、出雲守・我等取人・代人順書、一同エ為見及相談候処、 段被申聞候、 何れも存寄無之

一、我等高祖父駿河守廟所信州細久手開元院ニ有之候ニ付、 寄参詣いたし度旨、 在番中山道罷登候二付、 一同云咄合ニ及ひ候所、一同被致承知候段被申聞候 此度茂我等中山道罷登候間、 例茂有之候儀故、 亡父豊前守二条 <u>\</u>

右之外彼是申談等有之、 退散帰宅いたし候

同廿日

退散、 御機嫌今日惣出仕有之候処、我等義者御暇後ニ付、(編田県) 相伺扣居候処、 五時過出宅、 昨十九日 是又御機嫌御障不被為在候段、 夫ゟ酒井若狭守殿江罷越、 嘉千代様御不例、 御用番阿部備中守殿江罷越、 無程用人罷出、 御機嫌御障不被為在候段申聞候二付、 御養生不被為叶被遊御逝去候二付、 同様表席ニおゐて 用人申聞候二付退散、 服紗小袖·麻上下着用、 右大将様御機嫌相伺 <sup>(徳三家慶)</sup> 以用人御機嫌

直二部屋二而平服二致着替、談相済候而退出致帰宅、

奉書渡之節登 之通同道ニ而暇乞罷越可申旨、 但右御逝去二付、 不被相越侯之段被咄侯間、 其外一 通之両家者不罷越、 城被致候間、 暇乞ニ罷越候儀、 為念記置候 同役衆江面会之上、 尤近キ間柄等幷同役衆五者罷越候而茂 奉札二而可然段、 出雲守江問合候処、 此節之儀故暇乞ニ者 尤出雲守ニ者御 老若江者先格

### |-|-|-|-|-

而平服ニ 守同道二而退散、 席二而御機嫌相伺候処、 談相済候而帰宅いたし候 被罷越候而、 大久保出雲守二者不被参候間、 書付致進達候二付、 米御証文御渡可被下旨申上候、 今日於西丸何御機嫌之惣出仕有之、幷二条表致出立候日限御奉書御合力 直二出雲守同道退散、 罷成候、 以用人致進達候処、 暫有之、 夫ゟ於部屋ニ相談有之候間、 服紗小袖・麻上下着用、 御機嫌御障不被為在候段、 夫ゟ為何御機嫌酒井若狭守殿江罷越 西 [丸≒為同御機嫌被罷出同役衆登] 勝手ニ扣居候処、 書面其外御金奉行・御蔵奉行致出立候日 無滞御請取被成候段、 阿部備中守殿江罷越候処、 登 無程出雲守右諸書付持参 用人申聞候ニ付、 城いたし、 用人罷出申聞候ニ 城有之、 直ニ部屋ニ 例之通表

## 廿二日

## 堀田豊前守(正民)

所立寄参詣仕度奉存候、此段奉願候、以上、路旅行仕候節奉願参詣仕候間、可相成儀御座候者、此度茂右開元院廟駿河守廟所御座候ニ付、寛政三亥年四月、亡父豊前守二条在番登木曽銀代の東三条在番、中山道罷登候処、濃州細久手開元院ニ高祖父私儀今度二条在番、中山道罷登候処、濃州細久手開元院ニ高祖父

# 三月廿二日 掘田豊前守

丹阿弥被成御渡侯、、右願書江可為勝手次第旨、備中守殿御附紙被成、助詰番牧野伊予守江以

## 同廿五日

- 城相待、 江罷越候処、 右相済、 出雲守被申上直ニ退去、 対組大久保出雲守二茂被致登 部屋 今日御奉書・御証文御渡ニ付、 二而留り承、 直二山吹之間江御出席之旨申聞候 御同人見請、 御目付諏訪源六郎罷越、 出雲守・我等焼火之間ニおゐて御用番阿部備中守殿登(聖曹) 出雲守、 部屋江罷越候、 城候、 我等与申順ニ罷出、 服紗小袖・麻上下着用、 御廻り御出懸、 尤此度者御目付江之差出書者無之候 夫ゟ御揃ニ 而詰番同道、 御差図ニ付罷出候段、 松溜二而御列座有之、 五時出宅登 焼火之間
- 、御廻り之様子ニ而、 被申上、 列坐, **弐**通、 之間、 守服紗二包、 請被申上候所、在留中入念相勤候様二与被仰聞候間、 御伝言之儀出雲守被相伺候之処、 共 出雲守左之方、我等右之方江罷出致着座候与、 御合力米御証文弐通被成御渡候二付、 出雲守壱人側近く進被出候与、 御目付会釈ニ而御障子之方を上ニいたし、 両人共退去、 兼而用意被致候白木筥二入封被致、 夫ゟ部屋江参り、 細廊下江相廻り扣居候処、 例之通与被仰聞候間、 御同人・諸司代幷同役衆江之御奉書 御同人・諸司代幷同役衆江之御奉書 御奉書・御証文等拝見之上、 出雲守被請取之、 出雲守、 部屋江被差置、 無程山吹之間江御老中 備中守殿御会釈有之候 奉畏候段出雲守御請 奉畏候段出雲守 我等与申順二罷 退出之節
- 出雲守とも申談、御伝言之儀者不相伺候、一、今日松平能登守殿 御本丸エ御登 城有之候得共、御渡物相済候後ニ付、
- 作序右之御礼茂申達候而帰宅いたし候、 茂御暇蒙 上意拝領物、御礼罷越可申之処、彼是いたし罷越不申候之間、諸司代・御城代≒茂為暇乞罷越候、尤口上書無之候、且諸司代・御城代≒、退出ゟ出雲守同道、為暇乞老若廻勤、尤口上書者先登出雲守被致持参候、

(表紙)

文政三庚辰年

二条在番登道中幷

在番中手留

五月廿七日迄 従四月三日

四月三日

一、今朝羽織・襠着、六半時過出立、先残り番与力為見立罷出、玄関敷出シ 江出居、用方之者披露、立坐二而目見申付、 可申、其外勤向万事入念候様二申付候、用方之者取合有之、直二致出立候, 御用番青山下野守殿<sup>江</sup>、留守居之者使者二而、 此度者不被差越候、親類中ゟ之見立使者被差越候間、何れ茂及直答候、 但出立之砌、 木曽路相願候事故、旁先達而出雲守江申談、見立使者之儀堅断候之間、 同役衆ゟ為見立使者可被差越候処、此度者省略之廉を以 与力同心屋敷火之元別而入念 今朝当表発足いたし候御

- 、板橋小休五時着 届書差出候、
- り懸ヶ目見申付、 親類中ゟ為見送使者被差出候ニ付及直答、幷出入町人とも罷出候間、 通
- 、与力目見申付、用方之者披露、道中猶又入念候様申付候、同心はも通り懸ケ 目見申付候、 与力致披露候
- 無程板橋本陣出立、
- 戸田川無恙渡船申侯
- 桶川駅七時過着泊

- 、跡改与力罷出、宿々相改候之処、別条無之旨申聞候、 候義、明晩ゟ令用捨候之間、 右改之儀日々申
- 於二条申聞候樣為申達候 目出度段申達候、
- 、与力同心共着、 為怡罷出候間目見申付、

- 桶川駅六時出立申候
- 本庄駅七半時着泊、

同五日

- 一、本庄駅暁七時出立申侯、
- 一、高崎駅通行之節、 御城代松平右京大夫殿ゟ大手前町奉行之者被差出候ニ
- 及直答候、
- 一、碓水御関所罷通り候節、 (※、以下同) 番人時宜受申候、 碓水中程遠見番所ニ而も下坐有之候間、 我等乗輿之儘ニ而、 駕籠之戸五寸程明罷通、 乗輿之儘時宜請

尤

、坂本駅江七半時着泊:

同六日

- 坂本駅暁七時出立申候、
- 芦田駅江七半時着泊、

同七日

- 芦田駅暁七時出立申候
- 下諏訪駅江七半時着泊、

- 下諏訪駅暁七時出立申候
- 休申付扣居候所、無程通行有之、供之者者下坐為致候、家来共鑓者為伏置候、 洗馬通行之節、 日光江之例幣使清水谷中納言殿通行之由ニ付、

聞

薮原駅江夕七時着泊、

## 同九日

今暁七時薮原駅出立申候

福島御関所罷通侯節、諸事碓水御席所致通行侯節之通取斗申付侯、 尤下

坐有之候間、 時宜請申候、

野尻駅夕七時着泊、

野尻駅暁七時出立申侯、

## 同十一日

差図次第差出候様、 右二付御老中方江之呈書留守江差下、同役衆月番之方江留守居之者罷出相伺, 宿送を以申遣候、右呈書月番同役江之書状者表留ニ有

、太田川無恙渡川申侯、

之故、

爰二略

太田駅夕七半時着泊、

同十二日

太田駅暁七時出立申候

河渡川無滞渡船申候、

呂久川無滞渡船申候、 戸田采女正ゟ馳走船一艘被差出、

其外役人等被差

赤坂駅江七時過着泊

出

二付、

及会釈候、

同十三日

同十日

大井駅江夕七時着泊、

大井駅暁七時出立申候,

出立前兼而奉願置候通、 濃州細久手開元院高祖父駿河守廟所江致参詣!

以使者申遣候、 但旅具之儘為勤候、 尤同役衆江者西御門迄遣、 銘々口上書二而申遣

、御道具玄関江餝為置、自分武器者使者之間江餝為置候

一、御門番之頭壺井隼人・石渡亀次郎着為歓被参、例格之書付用方之者迄被 差出候、夫ゟ於書院遂面会、相応及挨拶、右書付落手之旨も申達、直ニ退

且町奉行衆之内間柄之仁有之候得者、為怡被参候由、 尤逢候得者玄関

上田犀之助二者今朝 我等組頭伴五兵衛·石原太郎右衛門為歓被参及面会候、 御城入相済候ニ付、 不相越候 国領十郎左衛門 赤坂駅暁七時出立申候、

愛知川駅夕七時着泊、

同十四日

愛知川駅暁八時出立申侯

大津駅江八半時着

跡改与力幷家来罷出、 宿々相改候処、

、今暁大津駅江止宿ニ付、例格之通所司代松平和泉守殿幷二条同役衆江飛札、 足軽飛脚を以差立候、 尤委細者表留ニ有之故略ス、 別条無之旨届申聞候

和泉守殿ゟ以徒使当駅為見廻飛脚被差越候、

同十五日

一、昨夕七半時頃大津駅出立、 シュ与力両人罷出居、 用方之者披露目見申付候、 夜五半時頃上使屋敷紅致内着候、 尤今朝着之積り取斗候、 且玄関敷出

一、家老用人取次之者時之上下着、 之儘相勤候、 側向之者ハ羽織・襠、 勝手役之者者旅具

一、今朝六時過京着案内所司代幷同役衆・町奉行衆・御目付衆・御門番衆エヒ(ムショ巣タタ)

後剋勝手次第旅宿江被相越候様申遣候、

去、尤白木三方・長熨斗差出、我等送り等無之候、帰国民 但旅具之儘可致面会之処、同役衆被参候時刻故、麻上下之儘及面会候、

敷台迄送り申候事

17

申 間 式日ニ付、麻上下ニ而被参、長熨斗・茶煙草盆差出、 順 時過和泉守被参候間、用方之者出迎、 大久保出雲守・戸田和泉守ゟ用方以使者歓被申越候、従是茂使者差出候、(繁華)(光弘) 相応及挨拶、 二同道、 松平和泉守殿江罷越候、 江戸表同役衆伝言申達候、 御城入ニ付、 服紗給・麻上下致着用候、 我等供之者旅具之儘召連候、 我等使者之間迄出迎、 夫ゟ出雲守、 両所ゟ着歓被申候之 和泉守、 両所ニも今日 居間江致案

見合己置、 文上下着用ニ候得とも、例年十五日式日ニ付、麻上下被致着用候、為 文上下着用ニ候得とも、例年十五日式日ニ付、麻上下被致着用候、為 成御坐候段申達候、夫ゟ着怡被申候、且出雲守・和泉守平日ニ而者時 但出雲守江戸表 公方様 右大将様御機嫌被相伺候間、益御機嫌能被

江帰坐、我等斗相残り、左之通り申述候、三人一所ニ逢、出雲守ゟ豊前守儀今朝着ニ付同道仕候段申述、両所元之席三人一所ニ逢、出雲守ゟ豊前守儀今朝着ニ付同道仕候段申述、両所元之席和泉守、我等与申順ニ致着坐候、用人呼出候処、向テ左之方、次之間ニ而一、和泉守殿江罷越、玄関上拭板之所ニ而刀取、竹之間江罷通り、月番出雲守、「統平兼寛)

夏足袋相用候者も有之候之段、御聞置可被下候様申述候、者、夏中茂足袋相用申候、尤杖も相用申候、組頭・御番衆之内ニも杖・伺公仕候、且弥御勇健被成御坐珍重奉存候、将又私儀足痛下冷仕候節御暇被 仰出候節者拝領物仕、難有仕合奉存候、今朝上着仕候ニ付、公方様 右大将様益御機嫌能被成御坐奉恐悦候、江戸表ニ而当表泣之公方様

致進達候、、明後十七日交代之節、大宮通り柵木戸明ヶ候様仕度旨、書付壱通以用人、明後十七日交代之節、大宮通り柵木戸明ヶ候様仕度旨、書付壱通以用人

、夫ゟ両所申談、書院逢之席見置申候、尤用人メエ申達候、

着坐、左之通申述候、雲守、和泉守与申順ニ着坐、用人致会釈候間、三人共上段之間敷居之内ニ雲守、和泉守与申順ニ着坐、用人致会釈候間、三人共上段之間敷居之内ニ、用人罷出、和泉守殿逢可被申旨申聞致案内候間、衝立脇≒我等幷月番出

朴泉守ゟ

来ル十七日、豊前守申合交代可仕段被申述、両所ニ者直ニ被引申、

我

等斗居残、

左之通り申述候

二付、及御挨拶候、 処、相応御挨拶有之、我等義退散懸ヶ和泉守殿次之間迄御送り有之候 在番中宜御差図被下候様申述、御留守ニおゐても御別条無之旨申述候 於江戸表当表立之御暇被 仰出、蒙 上意拝領物仕難有仕合奉存候、

何れ茂同道罷出候、出雲守ゟ用人エヒ、是ゟ直ニ豊前守同道、北御門ゟ゠御城入仕候段被申達、出雲守ゟ用人エヒ、是ゟ直ニ豊前守同道、北御門ゟ゠御城入仕候段被申達、

、惣供廻り者所司代江罷越候与直ニ西御門江相廻シ置候、左之通り召連候、

供頭壱人 刀番壱人

傘持壱人 挟箱手代共三人中小性弐人 草り取壱人

押 弐人 供若堂弐人

同草り取弐人

一、雨天二候得者、右之外雨具持召連候事、

彼是申談罷帰候、居間江被通候、熨斗三方・茶煙草盆・一汁一菜料理両所相伴ニ而被差出候、居間江被通候、熨斗三方・茶煙草盆・一汁一菜料理両所相伴ニ而被差出候、申候、出雲守小屋江罷越、用方之者白洲迄罷出、出雲守先江被参案内有之、一、三人同道、北御門ゟ 御城入、尤月番出雲守、和泉守、我等与申順ニ入

、夫ゟ尚又三人同道、已前之順ニニ丸御門入、 草盆出、 白洲江用方之者出迎、 失跡見分、猶又跡江戻り、御門を出、 上り不申候、 鈴木主税斗被出、 申送り等彼是御用談有之候 夫ゟ跡江戻り、 御番所相替儀無之旨被申聞、 和泉守先江被参案内有之、 二丸御門出 夫ゟ中仕切御門通り、和泉守小屋江罷越、 御本丸御門入、御廊下橋ゟ御焼 御番所脇迄罷越、 居間江罷登熨斗三方・茶煙 相応及挨拶、尤御番所江者 対組与 頭

今 御城出仕候段御届、供頭之者差遣候、八半時頃上使屋敷¤罷帰候、供頭者切手番所¤罷越、致 御城出候段為相断候、且松平和泉守殿¤茂只一、右相済、我等儀罷出、和泉守式台迄送り被申候、西御門ゟ 御城出、尤

和泉守殿ゟ歓使者被差越候、可及直答処、留守中ニ付其儀無之、

帰り候上ニ而、 差立申候間、用事も候ハヽ今日七時迄之内可申越旨申聞、 今日所司代宅江罷越候節、 札親万屋太兵衛·尾張屋粂助送案内、 可申上旨先刻被仰聞、 江戸表立之次飛脚御差立被成候間、 -上間敷候、 以使者差遣候、 以上、 忝次第奉存候、 用人罷出、 尤式日ニ付、 高木伝三郎罷越候間、 用事も御坐候者、 我等江申聞候者、江戸表江之次飛脚 差当用事茂無御坐候間、 使者麻上下之事、 今日七時迄之内 書面相渡候間持 目見申付

四月十五日 堀田豊前守

上包折掛

小屋為請取下奉行之者 今朝交代ニ付、 八時ゟ人数繰出シ、御堀端エ行列立高挑灯為灯候 御城入為致、戸田和泉守小屋江差遣、

鍵箱封

之儘為受取候、

我等、 を隔候而、 御目付衆申合同道罷出、 無程御目付堀内蔵助・秋元忠右之門被参侯、 壺井隼人宅江罷越候所、 泉守羽織・ 前 我等羽織・襠着用、 六時前頃和泉守、 御門片扉開申候、御番所前二隼人・石渡亀次郎被出迎候間、 御番所表之方ゟ上り、和泉守出雲守及挨拶、 隼人・亀次郎被罷在候、夫ゟ亀次郎被及挨拶候間、 袴、 出雲守与申順ニ罷在候、少々下り御目付衆着坐有之、 出雲守ニ者時之上下着用之事 出雲守御番所より 七時過上使屋敷出立、 隼人出迎、 隼人先立案内有之候而 書院江被通、 御城入いたし候様被申越候間 夫ゟ 御城内¼隼人ゟ通達有 手廻人数二而、 長熨斗·茶煙草盆被出 御城入、 和泉守上二致着坐候 西御門江罷越候 相応申述候 御門番之 刀取之持

候得者雨具持も召連候事 挟箱弐ツ、草り取壱人、長柄持壱人、押壱人、挑灯弐、 御城入供廻り者、 供頭壱人·刀番壱人·中小性弐人·徒士三人、 雨天

申 談、 六ツ御太鼓打切、 御門番之当番亀次郎江被申達候而、 挑灯引候上、 時刻宜之間、 和泉守刀被取、 和泉守人数繰出し可然之旨 勝手之方江被参、

> 被申候、 尤後剋所司代江可罷越旨及直談候、 勝手之方ゟ罷出、 先立之与力江為申達候、 亀次郎相招申達候、 西御門御橋迄送有之候、 伝言相頼侯、 二而時宜為致候、 々繰出シ、 ·頭之者<br />
> 江繰出之儀被申付、 此節御目付衆縁迄被送候、尤我等義者送不申候、 出払候而我等紅暇乞被致候之間、 夫ゟ出雲守江も暇乞被致、 我等小屋前ニて出雲守江暇乞いたし、 不残繰入相済、 刀取候而勝手之方江参り、 御門番衆立帰着坐之上、我等人数繰入可申旨申談、 段々一行二繰入、先立之与力押之家老斗御番所前 亀次郎御門開候様差図有之、夫ゟ和泉守人数 出雲守申合、 御目付衆江茂被及挨拶、 供頭之者を以人数繰入候様 何れ茂致挨拶、 相応及挨拶、 直ニ小屋江罷越候、 御門番両人二者 江戸同役衆江 同道御 和泉守立

草履為相用候事 人数繰入之節 物人数雨具下駄為用候、 長柄鑓等穂先を跡ニ致し候而為持候、 先立之与力、押之家老者時宜いたし候間 尤雨天ニ候得

上下着用、 四ツ之御太鼓打、出雲守ゟ所司代エ罷越可申旨案内有之候ニ付、 北御門ゟ月番出雲守、 供之者者平服二申付候而罷出候处、 我等与申順ニ 御城出、 出雲守柳番所前ニ 尤北御門內御番所前者 而出会同 我等麻

一、松平和泉守殿江罷越、 之旨申聞候間、直二罷出ル、尤出雲守二者時之上下着用被致候、 為御届伺公仕候段、月番従出雲守被申述、少々扣居候所、 用人呼出シ、 今朝堀田豊前守儀交代相済候ニ 用人罷出御承知 付

、北御門ゟ 一菜之料理被差出、尤出雲守ニも相伴有之候、 両組与頭被参、 御城入、出雲守小屋江罷越候処、 我等御番代無滯相済候歓幷組中無別条致着候趣被申聞候 少々咄等いたし致帰小屋候 熨斗三方被差出、 夫ゟー汁

交代無滞相済候為祝儀与力罷出候間, 目見申付、 用方之者披露目出度旨

時之上下着用、

遂面会相応及挨拶候、

右同様為祝儀同心罷出候、 是又通り懸ヶ目見申付、 与力披露、 退坐之事

同十九日

進達候両人扣居候、会同道、所司代江罷越、用人呼出、例格之書付左之通、月番出雲守ゟ被致会同道、所司代江罷越、用人呼出、例格之書付左之通、月番出雲守ゟ被致、四時大久保出雲守ゟ案内有之、時之上下着用罷出、如例柳番所前ニ而出、四時大久保出雲守ゟ案内有之、時之上下着用罷出、如例柳番所前ニ而出

預り同心鉄炮稽古之儀、一紙ニ認候書付 | 壱通||○両組頭御逢之義、我等共幷両組頭御殿見分御道具拝見之儀、我等共御

○我等共急用之節北御門出入為致候書付 · 壱通○我等組御蔵奉行仮役仁科次郎太郎御扶持方之義申達候書付 · 壱通

○両組頭北御門出入致し候儀書付

○在役人性名申達候書付 ○御茶壺附幷扣之儀申達候書付

○両組御破損奉行北御門出入之義書付

○同下奉行之家来北御門出入之義書付

○御破損奉行之家来北御門出入之儀書付

壱 壱 壱 壱 壱 壱 通 通 通 通 通 通

○市日之儀申達候書付

都合拾通両名

五日申達候処、其節性名好ニ付、今日序故右性名進達いたし候、一、我等組与頭幷御番衆之内、夏中足袋相用、杖も相用候者有之段、去ル十

、無程用人罷出、被致落手候段申聞候間、直二両人致退散候

同廿日

御霊前致拝礼候、 袴くゝりおろし、 之者先江遣、 使遣ス、右以前二出雲守組与頭鈴木主税・山本清兵衛、 同間向之方ニ着坐、 国領十郎右衛門参り被居候間、 九時供揃申付、 門前二而下乗、 相応及挨拶罷出、 人数為断 ・委細者画図ニ有之、 手水遣ひ、猶又廊下通り罷越 所司代江 権大僧正罷出、 玄関ゟ上り、 直ニ組頭ニも跡ゟ被罷出候、 御城出、 御城出案内使者差出、 熨斗目・給・長袴着用出懸ケ、 役僧案内ニ而廊下通り罷越 夫ゟ直乗輿、 時候案否申聞候間、 夫ゟ坐敷エ通り 御位牌所手前江刀幷扇子取、 三条通ゟ六条通養源院江罷 出雲守月番之組頭江徒 西御門切手番所江供頭 我等組与頭伴五兵衛・ 組頭衆江茂拝礼相済、 及挨拶候、 廊下ニ而長 於書院面

頭之者を以人数為断候、我等小屋前ニ而組頭衆≒及挨拶、小屋≒罷帰候、而乗輿罷帰、致 御城入候、御門外ニ而組頭衆待合及会釈候、切手番所供廊下ニ而長襠くゝり上候而罷出、玄関上迄権大僧正送り申候、夫ゟ門前ニ盆出シ、組頭衆≒茂同様差出候、無程供之者承り合権大僧正≒及挨拶罷■、

出合候儘ニ、途中ゟ早く遣候事、出雲守江案内、月番組頭江之案内、但所司代江)御城入案内者、供頭之者途中ゟ差遣候、尤西御門前ニ而

徒使差遣候、

同廿五日

組願之通申達、書付太郎右衛門並相渡、同人取合有之、直ニ退座、郎右衛門、伊織相招、於小書院太郎右衛門並面会、夫ゟ大書院並出坐、縁之通可申渡旨、阿部備中守殿以御書付被仰渡候、右ニ付、相組与頭石原太、我等組武田伊織養女、小普請組大久保伊勢守支配夏目岩太郎並縁組、願

同廿六日

候書付、出雲守ゟ筆頭組頭互被相達候而退坐、 書等、銘々筆頭之組頭互相達、夫ゟ文化十三子年所司代ゟ為心得被成御渡及挨拶、出雲守ゟ例格之書付組頭互被相達、夫ゟ定例組頭衆ゟ被差出候伺出雲守小屋互罷越、夫ゟ小書院互出雲守・我等出席、両組頭互遂面会、相応出雲守小屋互罷越、夫ゟ小書院五出雲守・我等出席、両組頭互遂面会、相応一、今日月番大久保出雲守於小屋寄合有之候間、四時服紗給・裏付上下着用、

之候得共、被致嗜詞候ゟも万端入念慎被相勤候様

先達而者道中無恙着、

交代茂無滯相済、

段二存候、

近年暫誓詞

、組頭取合被申、直二退坐、

詞、小広蓋ニ載セ、用方之者時之上下ニ而持参、祐筆麻上下着用罷出、誓損奉行・米払・御弓奉行・御鉄砲奉行・御具足奉行、一役切両人宛被出誓、猶又出雲守・我等大書院江出席、組頭衆ニ者致出席被居候、夫より御破

組頭衆取合被申侯、不残相済勝手江退坐、 為見復坐、誓詞相済一段之旨、猶又入念被相勤候様、其度々出雲守被申達、 詞罰文祐筆読之、被致血判候之上、出雲守・我等江両組頭之月番持参、 被

、右相済、二丸御番所ニ有之 且誓詞箱之鍵、是又封し候而、 守小屋江取寄セ被置候ニ付、封印切拝見之上 差越置被申候、尤切り替之節者用方之者罷出候 御黒印・御下知状之箱幷誓詞箱、 両封印いたし候上、 御黒印・御下知状入半櫃、 出雲守ゟ二丸御番所江 今朝出雲

右封印切替之ヶ所其外仕立方、 為心得左ニ記

○御黒印本書 壱通

○伏見御黒印之写 壱通

是者大坂 御城中ニ有之御黒印之写与相見へ候

右一所ニ封し



○下知状本書 壱通

○伏見下知状之写 壱通

是者大坂 御城中ニ有之御下知状写与相見へ候

右一所ニ封し



○伏見御黒印之写 壱通

○伏見下知状之写 壱通

相見へ候、已前ゟ有之候伏見御黒印・御下知状与者少々宛違申候、 右御黒印箱之内二入有之、是者正徳三年辰四月大坂写取寄入置候様子 大

坂表ニ有之候通り与相見候、

○右同箱

上書金泥ニ而

寛永十七年三月七日

御黒印

壱通

慶長十八年七月十八日

御黒印之写

壱通

下知上幷伏見下知状写壱通ツ、

右箱真田紐江両封印、 左之通

月 〇番 印

非 〇番 印

右外箱

御黒印写幷下知状

兀 通

○御黒印下知状箱之鍵 及有之、 長持之鍵共二弐本一所ニ封し、

右之錠前附封印無之、



御番衆誓詞箱之鍵 入有之、 此鍵平日月番箱ニ



斯封印都合五 ヶ所致し候、

誓詞箱明候而今日在役之誓詞封候而相納候、 封し候裏如左、



右箱ニ者錠前斗ニ而封印無之、

# 右相済、無程致帰小屋候

面会、 段之旨申達候与、 衛門同道被参候二付、 被相勤候様申達、 我等組跡登赤林半兵衛・外山小作今朝京着ニ付、 十郎右衛門時候安否被申述候間、御無事之段申達、 十郎右衛門取合被申、 十郎右衛門取合有之候間、 於小書院十郎右衛門江面会、 直二勝手江引 申迄も無之候得共、 夫ゟ於書院両人之衆江 月番之組頭国領十郎右 道中無滞上着 在番中慎

其外地役之衆参被居候間 番所前二而出雲守出会致同道、 ゟ申来候由ニ而被申越候間、 一ツ橋殿御事被叙従一位旨被 居候処、 昨夕松平和泉守殿ゟ以剪紙去ル廿二日出之次飛脚出来之処、 大書院江罷越候様町奉行松浦伊勢守被申聞候間、 両人共恐悦ニ罷出候段、 相応及挨拶候、 服紗給・麻上下着用、 仰出、 和泉守殿江罷越候処、 被称一 出雲守被申述、 夫ゟ用人罷出候間、 一ツ橋 位殿与候之旨、 五半時罷出、 町奉行衆·御目付衆· 夫ゟ案否相尋候而 出雲守同道 両 同 人逢候而、 例之通柳 年寄衆 廿

> 等ゟ退去 被叙一位恐悦之旨出雲守被申述候与、 衝立之際ニ出雲守、 我等与申候順二罷出、敷居內江入着坐、 和泉守殿恐悦之旨被御申聞、 一ツ橋殿 直 二二我

右相済、 出雲守同道ニ而退散、 帰小屋いたし候、

前大久保出雲守組頭小栗猪三郎 太郎右衛門参被居候 九時之供揃申付、 例之通所司代江案内使者、 • 朝日忠三郎、 我等組頭上田犀之助・(堀田正民) 其外江徒使差遣し 候、 石原

門前二而下乗、 二而組頭衆江致暇乞罷帰候、 相応及挨拶、 盆・吸物・酒肴等出、 我等熨斗目・長袴着用出懸ヶ及面会罷出 尤此義ハ定例ニ無之候、 大僧正罷出可申之処、 御城出入之度毎同断ニ付、 夫ゟ坐敷エ通り、 手水遣ひ、 板椽ニ而くゝり上ヶ本堂一覧、 玄関江罷越、 夫ゟ 組頭衆ニ茂相伴有之候、 組頭衆ニ茂同間向之方ニ坐附被申候、 御用有之候二付不罷出候旨申聞候、 御位牌所手前ニ刀幷扇子差置が 六役案内ニ而罷通り、 尤所司代江之届幷対組・我等組頭月番江之案内 夫ゟ四条通罷帰、 末略之、 候、 直ニ本堂ゟ罷出、 右相済、 八半時前 三条通、 手水場手前ニ而長襠くゝ 供之者為承六役江 知恩院江罷越、 御城入、小屋前 御霊前江致 鐘楼致見物 夫ゟ茶煙草 六役出致挨 中

今日ゟ我等月番相勤候ニ付、 (畑田正民) 五月朔日 目 録之通請取及直答候 出雲守以用方使者直書相添、 月番箱被差越

江両組頭衆揃被罷在候、 案内申遣罷出、 為当日祝儀所司代江罷越候二付、 昨日以剪紙御申被越候間 人呼出、 柳番所前二而出会致同道候、 伏見奉行仙石大和守、 当日之祝儀幷安否申述、 是又我等とも跡ゟ被相越、 昨日以廻状相達候之通、 五半時服 次二月番我等、 両組頭同道之趣も申達、 尤今日両組頭衆江所司代御 紗給・麻上下着用、 北御門ゟ 出雲守与申候順ニ 今朝出雲守小屋 御城出、 出雲守江 左之書

手返し御逢之御礼玄関ニ而被申置候様申達、

両組頭衆ニ者何レ茂被致退散

尤両名之事、付致進達候、出雲守ニも四月分定式幷小繕御入用銀朱高書付被致進達候、

<ul><li>○太鼓御餅扣柱同書</li></ul>	○御破損方暑気之内菅笠用候義書付	○御本丸御石垣草取御堀㍍筏入レ候書付	○右同断之儀ニ付書付	○両組御番衆御金請取姓名書	
壱通	壱通	壱通	壱通	壱通	

○両組姓名書○御城内御破損所其外御修復両組御破損奉行見分之儀伺書○

○当番組頭鈴木主税不罷出候書付○両組姓名書

都合八通

両名月番我等ゟ致進達候伺書之分者、今日御差図者無之候、

組頭衆御逢之席為見申度旨申述候処、

勝手次第為見候様申

崩

(APP 長度) 間、出雲守与申談、組頭衆へ席為見置候、

二之間☆壱人ツヽ座付、不残揃候上、 当日祝儀申述、 被入念候樣、幷御無事之段被御申聞候間、 茂引被申、 .雲守例之通敷居內紅入着坐、 出礼之衆相済候ハ、用人案内有之、両組頭衝立之外ニ寄置、 雲守与申順二着坐、 無程和泉守殿書院江御出坐、 我等共も引申候、 時候安否承候、 大和守被出候後、 組頭壱人宛二之間外敷居際二而姓名被申、 和泉守殿相応御挨拶有之候 夫ゟ組頭衆エ逢候而、 例之通衝立之際ニ大和守、 組頭共与我等より申述候処、 町奉行会釈ニ而両人一 我等ゟ懇意迄忝旨取合申候与何 勝手次第退散 次ニ月 見斗我等 所二罷 在番中 番我: 幷取

**尼帚宾、** 使間、直二両人共退散、北御門ゟ 御城入、柳番所前ニ而出雲守¤及挨拶 安職、直二両人共退散、北御門ゟ 御城入、柳番所前ニ而出雲守¤及挨拶 之儀承り候処、右進達書者慥ニ落手被致候由、御逢之儀者十五日之由申聞 、用人¤逢候而、先刻之進達書御受取之義承り、右序ニ今日小書院ニ而逢

同五日

我等、出雲守与申順二坐附 所前二而例之通出会同道、 候安否も申述候 端午二付染帷子・麻上下着用、 出雲守与申順二坐附申侯、 所司代江罷越、 夫ゟ用人罷出候間、 五半時罷出、 用 人呼出候而例席江罷通 出雲守江案内 端午祝儀申述、 申 遣 幷時 番 番

江殿工申掲帚奏、時候安否申述候之処、相応御挨拶有之、夫より罷出、柳番所前ニ而出雲守時候安否申述候之処、相応御挨拶有之、夫より罷出、柳番所前ニ而出雲守際ニ扣居、町奉行差引ニ而、我等、出雲守与申順ニ一所ニ罷出、端午祝儀、無程松平和泉守殿書院エ御出坐之間、町奉行申聞候ニ付、例之通衝立之

江暇乞申罷帰候、

壱 壱 壱 通 通

候事、 接拶候、夫より御番衆☆逢可申旨申達、組頭衆被引取候、尤熨斗三方差出我等罷出与頭衆祝義被申聞候間、目出度段申述、安否相尋候ニ付、相応及、夫ゟ為祝儀両組与頭幷御番衆両度ニ被参候間、組頭者小書院☆通置候而、

拶候、又候組頭取合有之、直ニ退坐、 申述候之間、目出度義と及挨拶、時候安否組頭相尋候間、御無事之段及挨、夫ゟ大書院\\\着坐、尤熨斗三方ハ先達而居置候事、組頭何レ茂端午祝義

間、直二退坐、「間には、手が、関係のでは、「日本のでは、「日

同七日

向 大久保出雲守小屋江罷越、 今朝所司代(松平乗寛) .へ、月番我等、出雲守与申順ニ出迎、無程所司代(<sup>編団展)</sup> 二御跡江附候而罷越、 人共跡ニ付、 我等義者門外 二丸御台所前ゟ我等壱人御先エ相越、 御城入ニ付、 三扣罷在候、 夫ゟ出雲守小屋江被立寄候ニ付、 所司代出門承り、 染帷子・麻上下着用、五ツ之御太鼓打罷 所司代口上被申置相済、 出雲守同道、 御城入候二付致御会釈 組頭衆薄縁迄被出迎 夫ゟ出雲守 同人先江抜被待請 柳番所前四五軒

申 迎候所迄送被申候 候間及会釈、 縁頬江両 述候処、 番衆与申 雲守ニも被参候間、 人罷出致会釈候而、 弥御無事之旨御挨拶有之候間、 -述候処、 刀手ニ持候而縁頬ニ扣居候、 上々様方御機嫌宜敷之旨被御申聞候間、 両人一同御番所江着坐、 所司代之跡江付罷出、 所司代被成御上候之間、 御懇意忝旨我等ゟ取合候而、 組頭着坐相定、 組頭衆二者最初被出 我等恐悦之旨 我等ゟ組頭 致会釈、

候処、 柳番所前ニ而出雲守与暇乞いたし、 敷出上江被参、 成哉与申述候処、 玄関敷出二而待受候、 所司代元道江被帰、 未帰宅無之候ニ付、 出雲守与申順二与力番所之辺ニ而御暇乞申、 暫見合、 交代済歓被御申聞候間忝旨、 重而被罷越候様被御申聞被帰候二付、 、我等小屋立被立寄候ニ付、御太鼓櫓西之辺ゟ御先立駆 所司代江西人罷越 刀者取り候而刀番之者ニ相渡候 被帰候上可申聞段申聞候間 直 候而、 二罷帰候 今日為歓被参候礼以用人申達 且又小屋 出雲守同道ニ而我等小 江御立寄御休足可被 又候小屋門外江出 無程被立寄所司 直 二退散、

今朝我等少々不快ニ付、 (堀田正民) 養源院江不致参詣候

面会、 清兵衛取合有之、 時之上下着用、 同役衆江之伝言も申達、 保出雲守組月番与頭山本清兵衛、 十三日、 清兵衛時候安否被申聞候間 ·加藤千之助、 御金請取御番衆大坂表江出立二付、 於小書院組頭衆江遂面会、 夫ゟ御蔵衆江之一紙手形幷書状目録 我等組中村三郎兵衛·川窪泉三郎被罷越候間、 組頭衆取合有之、 御無事之段申達、 我等組与頭伴五兵衛、 夫ゟ四人之御番衆ヹ者於大書院 我等退去 昨日申達候通、 入念被相勤候様申渡、 清兵衛江相渡、 幷出雲守組 四時頃大 小林

但四人之御番衆麻上下着用被参候 用方之者を以為申達候 為暇乞我等小屋江被参候義者令用

- 今日御殿見分、 両組御破損奉行・ 出雲守小屋書院被居候間、 染帷子•麻上下着用、 御道具拝見ニ付、 御殿番助平野長左衛門· 相応及挨拶候 我等九半時大久保出雲守小屋江罷! 且組頭初而之衆も麻上下被致着用候 御大工頭中井岡次郎幷両組 越
- 御廊下橋江戻り 御道具拝見、 側巽御櫓厂木坂下迄、 御門ゟ入御台所見分、 御破損奉行米津干梅助・武田伊織御破損小屋ニ待合、 右衛門我等共ゟ少シ先江被相越 申 下橋を渡り 御座之間江上り、 出雲守同道罷出、 右衛門取合被申、 右衛門御番所相替儀無之段、 御道具拝見、 夫より御玄関江上り、 夫ゟ東御門御櫓エ御弓奉行原田新右衛門・日比野七之丞出卯 御本丸江罷越、 同所御門 夫ゟ御庭通り溜り御蔵御道具拝見、 御唐門江入り御車舎三ヶ所拝見、 長左衛門・岡次郎・両組頭衆☆茂引続被罷出 御番所見分相済、 同所大御 在役御鉄炮奉行林恒三郎・加藤半右衛門出迎有之、 一階入口封印切替申候、 長左衛門案内二而御殿向不残見分、 御天守台其外御櫓御多門焼失跡見分相 [番所江罷越候二付、 幷安否被相尋候付、 我等、 出雲守与申順ニ御番所江上り着坐 夫ゟ元御車舎口ゟ御唐門江出、 当番我等組 尤右封印者出立前ニ相 我等相応二及挨拶候 尤刀取手ニ持候而致 先立案内被致、 同所脇切戸口ゟ御 候、

廊 橋 一階封印左之通

大久保出雲守印 堀田豊前守(正民) 프

## 印之裏印相用申

右相済、 南御門御焔硝蔵見分、 足駄蔵西之方一ヶ所見分、

衛門・岡次郎・両組頭衆・御破損奉行干梅助・伊織立致暇乞罷帰候、近罷越、七ツ打候ヲ見物いたし、相添中仕切際ニ而出雲守被致暇乞、長左之助・石川又四郎出迎有之、御道具拝見、夫ゟ長左衛門案内ニ而御太鼓櫓南中仕切御門通り、西御番衆構内ゟ坤御櫓迄罷越、在役御具足奉行速水鉄

見候、一、御殿見分之節者帯刀、尤草り不相用候、御道具拝見之節者刀取之、致拝一、御殿見分之節者帯刀、尤草り不相用候、御道具拝見之節者刀取之、致拝

可被申付旨も申遣候、封し候而封印致し、出雲守方≒差遣調印被致候ハヽ、直ニ夫々≒相納候様一、御廊下橋南御門幷鐕鍵箱之上封之封印致シ、御廊下橋御門櫓二階之鍵も

## 左之通封候、

二丸御廊下橋南御門幷鐕鍵 弐本文政三庚辰年

# 正印之裏印相用申候、

大久保出雲守 堀田豊前守 堀田豊前守

# 文政三庚辰年

/ 五月十三日 御廊下橋御門櫓二階鍵



## 十五日

- 今日御逢有之候ニ付、我等共跡ゟ被罷越候、会致同道候、尤去ル朔日、出雲守組頭鈴木主税当番ニ付、所司代御逢無之、会致同道候、尤去ル朔日、出雲守組頭鈴木主税当番ニ付、所司代御逢無之、会朝五半時前、染帷子・麻上下着用罷出、例之通柳番所前ニ而出雲守出、今朝五半時前、染帷子・麻上下着用罷出、例之通柳番所前ニ而出雲守出
- 夫ゟ左之通り致進達候、、所司代≒罷越、用人≒逢候而、当日祝儀安否申述、組頭召連候段も申述、
- 〇出雲守組頭鈴木主税召連候書付
- ○両組在役御番衆在番中、金地院 御宮幷知恩院・養源院御霊前≒拝礼
- ○我等組中墓参為仕候書付○御蔵奉行申立候 御城内御修覆、両組御破損奉行見分為仕度書付 壱通之義申上候書付
- 取合申候而退去、尤委敷ハ当月朔日之通、済候而、主税召連罷出、組頭与我等ゟ申述候処、和泉守殿御挨拶有之候間、済候而、主税召連罷出、組頭与我等ゟ申述候処、和泉守殿御挨拶有之候間、一、無程和泉守殿御逢有之、当日祝儀安否申述、直ニ退去、夫ゟ出礼之衆相一、無程和泉守殿御逢有之、当日祝儀安否申述、直ニ退去、夫ゟ出礼之衆相の、入の、お等組堀田孫次郎妹、当御門番頭石渡亀次郎妻≒為対面罷越候書付「壱通
- 江及挨拶、致帰小屋候、拝礼之義承り被届候段申聞候、夫ゟ直ニ罷出、例之通柳番所前ニ而出雲守拝礼之義承り被届候段申聞候、夫ゟ直ニ罷出、例之通柳番所前ニ而出雲守江罷出候処、相応之御挨拶有之、無程退去扣居候処、用人罷出、在役之面々一、夫ゟ用人後之襖明、和泉守殿与逢候段申聞案内致し候間、両人共小書院一、夫ゟ用人後之襖明、和泉守殿与逢候段申聞案内致し候間、両人共小書院
- 、例之通当日為祝儀、両組与頭幷御番衆被参候間、及面会候

## **門十七日**

- 林辰三郎・加藤千之助ニ者、直ニ対組小屋江被参候由、組中与力同心共、我等小屋江持参有之、用人受取不寝之番申付候、対組小御城入有之被参候、且米払堀田孫次郎ニも被参候、御合力金三箱、我等幷、今八半時御金請取之御番衆、我等組中村三郎兵衛・川窪泉三郎帰着、
- 挨拶候、大坂同役衆其外書状者辰三郎持参之旨三郎兵衛申聞、且同役衆ゟ一、於書院三郎兵衛・泉三郎江面会、御金無滞被請取、上京骨折被申候段及

子被出候礼被申聞候ニ付、相応及挨拶退坐、之伝言被申聞、加納大和守小屋ニおゐて料理相振舞、酒井飛騨守於小屋菓

出候、夫ゟ於書院及面会、以前之通及挨拶候、、無程辰三郎・千之助被参、同役衆・御定番衆・御金奉行衆ゟ之返書被差、

## 同廿七日

談相済小屋江罷帰候 聞候ニ付、 用請取申度書付壱通致進達扣居候処 御修覆書付・御破損見分帳面・口上書相添、 破損奉行被差出候、 今朝時之上下着用、 直 二罷出、 御城中御破損奉行掛り、 夫占少々談候義有之候間、 五時松平和泉守殿江月番我等壱人罷越、 無程用人又候罷出、 其外 御門番之頭·御殿番申立候 大久保出雲守小屋江罷越 御城中所々御修覆御入 慥ニ落手之旨申 用人呼出御

## (表紙) 三 文政三庚辰年 二条在番中手留 従六月朔日

## (月朔日

6目を戻、 一、今日ゟ大久保出雲守月番被相勤候ニ付、用方使者を以、直書相添、月番 一、今日ゟ大久保出雲守月番被相勤候ニ付、用方使者を以、直書相添、月番

而出会同道、松平和泉守殿江罷越、用人呼出候而、当日祝儀安否相尋、夫一、五半時、出雲守ゟ案内有之、染帷子・麻上下着罷出、例之通柳番所前ニ

申立候御修覆両組御破損奉行見分為致候書付、我等ゟ致進達候、面壱冊、五月分定式等繕御入用銀米高書付、口上書相添、且又御鉄炮奉行立義故、是迄之通居置度之旨伺候書付、其外御蔵奉行申立候破損所見分帳ゟ御弓・御具足方御入用減しの義、御年限も当年限ニ付、可相成者御品柄

- 前二而出雲守江致暇乞、小屋江被罷帰候、、無程和泉守殿御逢有之、当日之祝儀申述、直二退散、夫ゟ例之通柳番所
- 両組頭幷両御番衆当日為祝儀被参、及面会候:

## 同二日

遂面会候而、直ニ一同罷出、一、無程内蔵助・忠右衛門被参、書院上之間≒被通候、夫ゟ出雲守同道罷出

門江出、 、二丸御門前、 所見分、 江茂及挨拶、 夫ゟ御廊下橋南御門江出、 橋渡り、 りゟ外☆出、元之道御唐門より御車舎三ヶ所拝見、御玄関ゟ上り、御殿順々 夫ゟ御破損奉行先立被致案内、二丸御門ゟ御台所見分、元御車舎口ゟ御唐 西御門脇ニ而内蔵助・忠右衛門、 御庭廻りゟ溜御蔵南之口ニ有之候御道具拝見、 外側巽御櫓御道具拝見、 夫ゟ南中仕切御門エ出、 御本丸御天守台·高麗御門見分、御殿幷御櫓御多門御焼失跡見分、 出雲守・我等罷帰候、 両組御破損奉行米津梅干助·武田伊織被待合候間、 御焔硝蔵見分、 東御門御櫓ニ有之候御道具拝見、 西御番衆搆内ゟ坤御櫓御道具拝見、 其外地役衆江致暇乞、 御足駄蔵三ヶ所之内、 同所切戸口ゟ御廊下 御破損奉行衆 西之方壱ヶ 右相

書出雲守方ニ而被認、御使者被差出候、一、御目付衆 御殿見分、御道具拝見相済候ニ付、松平和泉守殿江両名之届一、御目付衆 御殿見分、御道具拝見相済候ニ付、松平和泉守殿江両名之届

我等共ゟ先江参被居候、(帰田正民) 石見守上京ニ付、 柳番所前二而出雲守同道、 ?罷越、 昨日松平和泉守殿ゟ御剪紙を以、今日堺奉行松平石見守上京ニ付、(乗寛) 何御機嫌候様被御申越候ニ付、五時過染帷子・麻上下着用出宅、 為御機嫌罷出候段、 和泉守殿江罷越、 出雲守ゟ被申述候、 用人呼出、昨日被仰越候通り、 尤石見守ニ者 五. 半

罷出候而、 之側ニ扣居、 不残御欠席之旨、 争述、 |側ニ扣居、町奉行松浦伊勢守会釈ニ而、無程書院エ和泉守殿御出座、町奉行衆宏 御機嫌能被遊御座候旨、 竹之間江罷越候処、 又石見守方を向候与御老中方御伝言有之候旨被申候間、 出雲守、 伊勢守被申聞候、 我等石見守方を向、 御本丸御老中方御欠席無之、 石見守被申聞、 町奉行衆寄セ被申候ニ付、 夫ゟ直ニ罷帰候 奉伺御機嫌候旨、 出雲守、 和泉守殿方を向、 我等与申順二両人一同 西丸御老中方ニ者 例之通畳椽衝立 出雲守被申述候 恐悦奉存候 及会釈直

候而、 中為見廻大久保出雲守江罷越、夫ゟ同道ニ而松平和泉守殿江罷越、用人江逢、昨十日未之中刻、土用入ニ付、今朝五半時供揃ニ而、時之上下着用、暑 暑中見舞申述、月番出雲守ゟ左之通被致進達候

○当月十四日祇園祭礼之節、 東西御番衆見物之義申上候書付

○二丸御庭樹之内、槙木壱本倒候処、 門被下候哉旨相伺候書付 御用立候品ニ無之ニ付 重野長左衛 壱通

○同御風入之節、我等共召仕も拝見為致候書付 〇土用中 御殿風入之節、 両組御番衆拝見為致候書付 壱通 壱通

間 逢も可被成候処、 二者竹之間ニ扣居候、無程用人罷出、 町奉行幷地役衆ニ者所司代御逢有之候間、大書院冠被相廻候得共、 相応及挨拶致帰小屋候 町奉行衆ニ御談被成候義有之候ニ付、 進達者慥ニ落手之旨申聞、 御逢無之旨申聞候 今日御 我等

一、九時供揃申付、大久保出雲守組頭朝日忠三郎・山本清兵衛、 (教孝) 諸事四月晦日之通り故略之、 領十郎右衛門·石原太郎右衛門同道、 染帷子·長襠着用、 知恩院江致参詣候、 我等組頭国

出雲守出会同道、申越候間、染帷子 仰出、 申述候之処、 差引ニ而両人罷出、 悦罷出候段、 昨日松平和泉守殿ゟ以御剪紙、 (乗寛) 用人江申置候而相済候 被称徳川式部卿殿与候之旨申来候間、 染帷子・麻上下着、 和泉守殿御挨拶有之、 且又当日祝儀申述候、 和泉守殿江罷越、 保之丞殿元服、 為念記置 五半時出宅、 当月五日保之丞殿御事、(徳川斉明) 官位被 直ニ退去、 用人江逢候而、 無程和泉守殿大書院江御出席、 仰出、 例之通柳番所前二而大久保 五半時為恐悦罷越候樣被御 尤当日祝儀者其席二而不申 昨日被仰越候通、 恐悦之旨月番出雲守被 元服、 町奉行 官位被

述

一、今日今宮辺巡見罷越候ニ付、 我等補・羽織着用出掛、 三郎・山本清兵衛、 衆同道二而、 先江被出候 我等組与頭上田犀之助・石原太郎右衛門被参候ニ付、 於書院及面会候、 六時過供揃申付、 猪三郎・犀之助ニ者其已前御番 大久保出雲守与頭小栗猪

、夫ゟ出宅、我等小屋向ニ猪三郎・犀之助幷両組御番衆被待合候間 及挨拶候、西御門ゟ致 御城出候ヶ所書左之通 相応

今宮辺 凡往来五里

- 天鵞絨織一色 和久屋茂右衛門
- 御召装束錦織師 喜多川平助
- 御召能装束唐織師 小池茂右衛門
- 御菩薩池

下加茂

小弁当所

- 太田社
- 、上加茂

西念寺 尋来梅古木あり、西行直筆

今宮社

昼弁当

紫野大徳寺

真珠庵

右境内寺中

総見院

大仙院

平野明神 鹿苑寺

天瑞寺

北野天満宮

七時致 御城入候、

社主佐々木河内宅

之間水二鴨彩色古法眼之筆、東之間耕作図筆狩野哥之助、 谷川等伯筆、東奥之間屏風松ニ鶴古法眼父狩野和清筆、右座敷中之間曽我陀宣筆、同西之間同筆、同東之間長 東之庭石いつれも宗阿弥筆、西中之間唐八景宗阿弥筆、西

三之間共墨絵長谷川等伯筆、大相国信長公束帯之御顥(※カ)

三之間松竹梅極彩色、狩野永徳筆

禅宗金閣有茶殿見林各夕萑亭あり、

紙を以為知申遣、 養生不相叶、 松平能登守殿江留守居之者届書差出候旨、 江府留守ら、去ル十一日之六日限間便到来之処、嫡子銛次郎病気之処: 日数相立候ニ付、 従江戸表申越候、 私嫡子銛次郎義、 、儀無御座候、 同日午之刻死去之段申越候、 幷組頭衆江も以手紙為知申遣候、 依之御届申上候、 尤七歳未満二付、三日遠慮可仕処、 病気之処、養生不相叶、当月十一日午刻病死仕候旨? 一通松平和泉守殿江御届申達候、且出雲守江も表手(乗寛) 以上、 尤即日御用番大久保加賀守殿幷 ( <sup>也 真 )</sup> 尤七歳未満二付、三日遠慮可致 和泉守殿江届書左二記、 日数相立候ニ付

同廿日

六月十八日

堀田豊前守(正民)

Ŧi. 兵衛・石原太郎左衛門同道、 九時供揃申付、 大久保出雲守組頭小栗猪三郎・山本清兵衛、(数等) 染帷子・長袴着用、 養源院江致参詣候、 我等組頭伴

委

者四月廿日之所二有之故略之、

同廿一日

し候、 扣共弐通相添、 嫡子銛次郎儀、 尤願書者往返日積りを以廿三日附ニ而差下し候、 留守側用人共迄差下し、 死去ニ付、 外男子無之候間、弟門次郎儀仮養子致度願書· 我等留守賴戸田和泉守江自書差遣

願書左之通

以上 当夏十二歳罷成侯、 来夏其御地江罷帰候迄之内、 儀二条在番罷在候処、 此者養子被 嫡子銛次郎儀、 不慮之儀茂御座候者、 仰付、 家督無相違被下置候様奉願候 此度病死仕、 私弟堀田門次郎儀 外男子無御座

文政三庚辰年

六月廿三日

堀田豊前守

青山下野守殿 土井大炊頭殿

水野出羽守殿 阿部備中守殿 大久保加賀守殿

右用紙大広弐ッ折ニ認、 大美濃紙ニ而封し、 上書左之通り、

当分養子願書 堀田豊前守

正印之裏を用ゆ

和泉守江遣候書状左之通

殿江及内談候処、 者悴銛次郎儀、 迄仮養子致度旨相頼度奉存候、 筆啓上仕候、 三例共近例二茂無之候間、 病死仕、 甚暑之節御座候得共、 何れ自用方之取調ニ而、 外男子無御座候ニ付、 然ル処類例取調、 如何之手続ニ而可然哉、 弥御安泰被成御勤仕奉賀候、 本庄近江守例ニ而可然哉、 弟門次郎儀、 留守家来ゟ差登セ候 対組出雲守 来夏帰府

一十六日

謹 宜御差図被下候之様奉願候、 右願書取斗方之儀、用方之者罷出相伺候様申付越候間、 類共弐通御先手同道幷以使札を御用番之御老中衆≒差出し可申哉 留守頼之儀ニ茂御座候間、 依之右願書自筆二而相認致印封、 依之以早便得貴意度、 貴所様江万端御頼申上候方可然旨被申聞 扣共弐通留守迄差下 如是御座侯、 罷出可相伺候、 し申候間、

六月廿 日 堀田豊前守

田和泉守様

戸

人々御中

日十三日

罷越候、 膳部・御武器・御茶具其外品々御道具有之候、 ŋ 門被致案内、縫殿助御預り御武器其外有之候、 御納戸蔵御道具拝見之節者草履不相用、 被参候、 両組御破損奉行米津梅干助·武田伊織先立被致候、 (三而、 保出雲守申合、 重野長左衛門幷後藤縫殿助御預り御道具風入ニ付、 御硝方之御道具有之候 御台所二有之御屏風拝見之節者上草履相用、 無程出雲守同道罷出 此内ニ 御三代様共御装束有之候間、 (徳川家康・徳川秀忠・徳川家光) 我等義者初而ニ付、帰田正民) 尤出掛長左衛門江及面会候、 染帷子・麻上下着用、 刀者手持致拝見候、 一番之御蔵者長左衛門御預 溜り御蔵是又長左衛門御預 平伏致拝見候、右之内ニ御 長左衛門ニ茂引続跡ゟ 刀取手ニ持致拝見候、 致拝見候間、 二丸御門外ゟ 何れ茂長左衛 出雲守小屋江 昨日大

少々出雲守与談候事有之候間、 但拝見相済候趣、 所司代江西口上使者差出候 同道二而出雲守小屋江罷越候

左之御書付御達被成候由二而、

為順覧被差越、

一覧之上及返却候

被差出候之

大久保出雲守ゟ用方使者を以松平和泉守殿ゟ家来呼出ニ付、

今度 若君様御誕生二付、 田安殿・兵部卿殿・式部卿殿ゟ被献物之儀(清匡) ([橋斉礼) (徳三斉明)

> 事先格之通可被取斗之旨、年寄衆ゟ申来候間、 ハ家老より可相達候、 尤被献物之義者未申越候間、 右御使之儀ハ在番各組組 追而可相達候、 得其意、 頭相勤候樣可 組頭江可被申 致候、 諸

六月

一、右ニ付、我等即刻供揃ニ而、(堀田正民) 等列座、 組頭小栗猪三郎、 今度 候、 左之趣以書付申渡、 右御使両組与頭ゟ三人、 其旨御心得可有之候、 若君様御誕生ニ付、 書付申渡、早々申談、性名書差出可申旨、 我等組頭石原太郎右衛門被参候間、於 従田安殿・兵部卿・ 出雲守小屋江罷越候処、 扣三人、 両組対談之上、 式部卿殿被献物有之二 於小書院出雲守・ 両組頭月番出雲守 出雲守被申達候、 早々順書可被差

両組頭引取、 又候被罷越、 用方之者を以順書被差出候間、 性名左ニ記

小栗猪三郎

国領十郎右衛門

鈴木主税

扣 朝日忠三郎

上田犀之助

山本清兵衛

一、右落手之旨、 書付被差出候、 用方之者を以被申達候、 我等方江も太郎右衛門罷越、 同

認不申候而も可然やと被尋候得共、 呈書ニハケ所相認遣し候、 但右御使相勤候ケ所相分り兼候間、 認候而呈書差出候も如何ニ付、 旨 し被問合候処、 方達無之候ニ付、 之内ニ有之申候、併文化十三年之処ハ此度同様ニケ所之達無之候得共 用方之者罷帰申聞候間、 ケ所之義ハ江戸表ゟ何共不申来候間、 ケ所相認候も如何ニ付、対組ゟ所司代は用方之者遣 此度もケ所者相分り居候得共、 対組共申談、 此度之ケ所認不申候事 急度差図致し兼候趣、 先例等取調候所、 所司代ゟ達無之候ニ、 何共申聞ケ所を 相勤候ケ所御 急度所司代 被御申聞候

(松平乗寛)

達退散、出雲守小屋並同道ニ而罷越候、下着用出宅、例之通柳番所前ニ而出雲,守出会、所司代並罷越、左之通致進下着用出宅、例之通柳番所前ニ而出雲,守出会、所司代並罷越、左之通致進、今朝所司代宅並勅使被参、四時頃迄ニ者相済可申由ニ付、四時過時之上、 (《経平集》)

若宮様御誕生ニ付、御三卿方ゟ゙被献物有之候ニ付、両組頭三人名前

書之通為相勤候書付

壱通

)同扣為相勤候書付

壱通

而被申達、同様書面被相渡候、直両人退座、列座、御使可被相勤旨、出雲守被申達書面被相渡候、扣之方も直ニ一席ニ我等組頭国領十郎右衛門・上田犀之助被参候ニ付、出雲守・我等小書院に、両組頭、出雲守組与頭小栗猪三郎・朝日忠三郎・鈴木主税・山本清兵衛、

出申聞候間、直ニ退出罷帰候、、夫ゟ所司代沤罷越、用人を以左之通致進達候処、落手被致候段、用人罷

○若宮御誕生ニ付、御三卿ゟ被献物御使相勤候様申渡候書付 壱通

○例格之書付○同様相勤候様申渡候書付

壱通

弐通

同廿九日

夫ゟ我等義例之通り衝立際ニ着座扣居、町奉行差引ニ而罷出如図着座、御釈候、大書院入頬敷居内迄和泉守殿御出迎有之候而、大書院≒被致案内候、之方畳廊下ニ着座有之、豊後守被参、我等前被通候節、被致会釈候而及会廊下敷居内へ着座、敷居外≒御附衆其外並居、町奉行衆ニ者玄関拭板ゟ上、無程所司代ゟ案内有之、豊後守被参候様子ニ付、画図之通大書院通、畳、無程無悪

恐悦之旨申述、 後守旅宿江罷越、 伝言有之旨被申聞候、 引申候、 凝相伺候処、 夫ゟ直ニ竹之間江罷越扣居候処、 又候豊後守方へ向直り候節、年寄衆ゟ之伝言有之、 御機嫌克被成御座候旨、 取次迄申置、 夫ゟ我等義者退散、 直二 御城入致帰小屋候、 豊後守被申聞候間、 町奉行衆被参、 和泉守殿門前ゟ乗輿着 両丸御老中方御 和泉守殿江向 及会釈 為歓豊

七日

達候様被御申聞候由、紙面を以被申越候、一、昨日町奉行衆ゟ今日松平和泉守殿参内ニ付、当日祝儀申置ニ可致旨及通

、今朝五半時出宅、 候間 候用人罷出、 歯痛ニ付、 等壱人罷越候、用人呼出、 直二退散罷帰候、 今日参内御断之旨用人申聞候間、 進達物者不残落手被致候由、 当日為祝義和泉守殿江罷越候、 当日祝義申述、 且又見廻申込候挨拶も用人申聞 左之通り致進達候処、 乍序見舞も申述扣居候処、 尤出雲守不快ニ付、 和泉守殿 我

進達書左之通

○当六月分御破損方定式幷小繕御入用高書付帳面掛御目ニ書付幷帳面壱冊

○御城中所々破損御修覆御入用請取申度旨申上候書付壱通

書壱通幷帳面一告達而申上候破損御場所別而難捨置御修覆御入用積書內談帳掛御目二伺

分難捨置処積書入御覧候書付壱通○御破損奉行申立候破損所両組御破損奉行見分仕帳面壱冊掛御目ニ、右之

〇外二鳴子御門通道筋新規構付足候之義伺書壱足

、右進達書案文者表留ニ有之故ニ略ス、

当月七夕祝儀有之候ニ付、両組頭幷御番衆出礼無之候

司四口

、我等組≒戸田和泉守組ゟ代人河野紋右衛門・坂部左京今朝京着ニ付、組(蝙ᆵ県) (光弘)

中無滯到着一段之旨申達候与犀之助取合有之、申迄も無之候得共、 頭上田犀之助同道被参候二付、 慎被相勤候様申達ス、犀之助取合有之、直ニ勝手へ被引取申候 両人之衆江遂面会、犀之助時候安否被申述候間、 於小書院犀之助江遂面会、夫ゟ書院ニおい 御無事之段申達ス、道

衆被参候之間、 今朝我等組逢日二付被参候間、 (<sup>堀田正民)</sup> 同様於小書院及面会候、 於小書院面会、 無程在番中小屋取締御番

、今朝七夕為祝儀五時過出宅、 和泉守殿江罷越、 着服白帷子・麻上下、 大久保出雲守忌中ニ付、 我等壱人松平

用人呼出、 当日祝儀申述、 且例格之進達書弐通、 尤出雲守忌中ニ付、 我

等一名二而進達致し候段申述候、

無程用人罷出、 進達物者落手之段申聞、 左之書付相渡候間、 左ニ記、

大御番頭江

鍠宮御誕生ニ付、 (安仁親王) 田安殿・兵部卿殿・式部卿殿ら被献品(青鷹) (二幡斉礼) (徳川斉明) 口別紙

兵部卿殿ゟ

田安殿

別紙左之通

之通候之間、

右家老ゟ申越候間、

使相勤候各組組頭江可被達候

式部卿殿

武太刀

御馬代黄金

枚ツ 腰

鍠宮江

御産衣

種

重 荷ツヽ

白 銀

五枚

一荷ツヽ

種

出雲守忌中ニ付、 例之通、 町奉行差引ニ而、 両組中共不及出礼旨、昨日申達候二付、 和泉守殿江当月祝儀安否相尋、 出礼無之候 無程罷帰候、

左之書付相達、 木主税、 御使被相勤候組頭衆江被参候段申遣候二付、 我等組頭国領十郎右衛門被参候之間、於小書院猪三郎·主税云面会 出雲守忌中ニ付、 我等相達候段申渡候、 出雲守組頭小栗猪三郎·

今度 壱通相達候、 之通ニ候之段、 鍠宮御誕生ニ付、 御附々ら被申越候旨、 田安殿・兵部卿殿・式部卿殿ゟ被献品々別 松平和泉守殿被仰聞候間、

七月

但別紙品書者前之通ニ付爰ニ略ス、

我等組頭国領十郎右衛門江も面会、 同様之書付相達候

之故略ス 成御附紙・絵図面共被成御返却候間、 附紙、且又去ル朔日致進達置候鳴子御門前通り新規構付堀足等之伺書に被 幷御三卿ゟ被献物御目録、 松平和泉守殿ゟ我等家来呼出ニ付、 (乗寛) (堀田正民) 同十日 外ニ去月廿七日進達致し候口上書弐通≒被成御 用方之者差出候処、 請取罷帰り候、 尤御附紙者表留二有 左之御書付壱通

御書付左之通

ミたし

大御番頭江

徳川兵部卿殿使 (一橋斉礼) 田安中納言殿使

徳川式部卿殿使

右来十三日巳半刻; 尤 鍠宮江之使之儀者 御三家方使者ニ引続、 女御御殿二而 長橋 奏者所幷 一緒二可相勤候、 蝗(安仁親王)

相勤候組頭≒可被申渡候、ル十八日辰半刻、御三家方使者ニ引続、於広橋亭可被申渡候、此段使ル十八日辰半刻、御三家方使者ニ引続、於広橋亭可被申渡候、此段使被献廻し方之儀者先格之通り取斗候様、町奉行≒相達、且御返答、来

目协定司

七月十日

中ニ付、我等壱人ニ而、於小書院面会、左之書付弐通相渡退去、様申遣候処、即刻被参候ニ付、大久保出雲守列座ニ而可申渡候処、同人忌一、御使相勤候両組頭小栗猪三郎・鈴木主税、我等組国領十郎右衛門罷越候

書付左之通り、

徳川兵部卿殿御使田安中納言殿御使

徳川式部卿殿御使

広橋亭可被申渡旨、 守殿御達被置候、 右来ル十三日巳半刻、 女御可相勤候、 被献物廻し方之儀者、 尤 且. 蝗宮江之御使之儀者 和泉守殿被仰聞候間、 御返答、来十八日辰半刻、 御三家方使者ニ引続、 先格之通取斗候之様、 女御御殿二而 此段相達候 広橋 御三家方使者引続於 町奉行衆江松平和泉 奏者所幷 一緒二可相勤

七月

別紙書取

女御御殿ニ而一緒ニ可被相勤候、一、御使之儀、長橋 奏者所幷 鍠宮 女御江可被相勤候、 鍠宮江之御使者一、御口上之趣 鍠宮御誕生御祝儀御目録之通被献候之趣、取繕可被申上候、

被献物茂同断、諸事右雑掌取斗候趣ニ候、一、被献物者御門外腰懸迄相廻、伝 奏衆雑掌案内次第差出、 鍠宮 女御

但御目録之義、勝手次第可相渡侯、

御返答ハ伝 奏衆里亭ニ而可被申渡候

七月

回十二日

、嫡子銛次郎義、死去ニ付、去月廿一日江府同役戸田和泉守五差出候書状

之返復相達候二付、左二記、

言語候、 尚委細之義ハ御留守御用方之衆ゟ被申上候事与奉存候? 御書面等持参被申談候二付、 様可然由、 殿御例 御手続出雲守殿¤被及御相談候処、 (大久保教等) 二付、 被仰下候旨、 差出し可被成哉、 安泰被成御在勤、 去月廿一日付之御書状相達、 承知仕候、 御 御類例御留守居ゟ申上候処、 二而可然由、 右ニ付、 類方之內御先手御同道之義、 依之御直書二而御願書御認之上、 宜敷申談候様被仰下、 右貴答迄、草々如是御座候、 御願書御取斗向之義、 御舎弟様御義、 奉恐寿候、 併御留守頼之義ニも御座候之間、 、近江守殿御例之通取斗被申候之様申談候 拝見仕候、 然者此度御賢息様被成御逝去候段、 来夏御帰府迄御仮養子被成度御座候 委細承知仕候 御自用方御取扱二而、 三例とも御近例ニ無御座候ニ付、 并以御使礼御用番御老中方江御 御用方之衆私方江被相越候様 如仰残暑強御座候へ共、 恐惶謹言、 御扣共弐通御留守迄御差 御用方之衆被相越 私方江被仰下候 段々御細書之 本庄近江守(道昌力) 弥

七月四日 戸田和泉守

堀田豊前守様

貴答

一、届書者去月廿三日日附二而、当月五日御退出後、 之書状ニ申越候、 別段御逢之儀申込、 可致候処、 公用人江面談、 り日間も相延候義故、 二進達被致候之処、七夕二付無之候間、 西 [丸酒井若狭守殿御退出後差出候様之由、且又願書ハ来ル七日御用番対客 七夕ニ付対客無之故、 願書も届書同日ニ当地ゟ差下候ニ付、 進達可致旨申談置候之段、 留守居之者、去ル五日届書差出候之節御落手之上、 十一日迄者余り日間も延候義ニ付、 十一日対客ニ進達可致候之処、余 今日留守家来ゟ去ル四 御用番土井大炊頭殿幷 来ル七日対客ニ進達 日出出

同十三日

而被参候間、我等時之上下着用、於小書院面会、御使無滯被相勤、一段之一、御使相勤候組頭小栗猪三郎・鈴木主税・国領十郎右衛門無滯相勤候由ニ

旨申達退座、

### 同十四日

、江府表ゟ間便着之処、 滞被成御請取候旨申越候 去ル六日御先手仁加保孫九郎差添、 儀も、其砌公用人は去ル六日別段御逢之義、 大炊頭殿・酒井若狭守殿致進達候処、 今日知恩院・養源院に盆中為拝礼罷越可申処、 嫡子銛次郎病死二付、 堀田主馬右願書被致進達被進候処、 無滞御請取相済、 前文之通掛合候処、御承知ニ而、 又々御届書去ル五日土井 少々不快ニ付不罷出 猶又仮養子願書之

進達候処、 致進達候、 ニ有之故ニ略ス、 今朝松平和泉守殿江罷越、 御落手之旨被仰聞候、 右之節、 外側御修復中以代船御堀江入候義申上候書付以用人致 我等此度八朔 尤八朔 御使ニ付而之進達之義ハ、 御使相勤候二付、 例格之書付 別帳

無滞相済、一段之旨申達候 今日伝奏衆於宅 电 九時前、大久保出雲守組頭小栗猪二 左之書付被差出、御用方届被申聞候間、 御返答被 仰出、 無滞相済候間、 二郎·鈴木主税、 於小書院三人江面会、 直諸司代江も罷出相届 (松平乗寛) 国領十郎右衛門被参、 諸事

# 差出候書付左之通

此度 女御御安産、 鍠宮御誕生御祝儀目録之通被献上、 御機嫌二被

思食、 鍠宮 女御江茂被献上 御満悦ニ被 思召、

右ニ付、 和泉守殿江届書以使者差出候、 委細ハ表留ニ有之、 爰二略:

### 同十九日

八郎左衛門上京二付、 戸田和泉守組ゟ取人後藤勝次郎・下山弥八郎・石野清五郎 月番組頭上田犀之助同道被参候二付、 例之通及面会 我等組脇部

- 、昨夕松平和泉守殿ゟ大坂町奉行内藤隼人正上京ニ付、「乗覧」 御剪紙到来いたし候之間、 之以使者届書和泉守殿江差出し候、 今朝罷越可申候処、 今朝ゟ腹泻ニ付難罷出、 御機嫌相伺候 依
- 、右ニ付、大久保出雲守江も紙面差遣し候之処、 留二有之故略、 承知之旨返復来、 委者表
- 申候処、 付、 於小屋二次郎太郎江被申渡候 不快二付難申渡候間、 御証文被致進達候、 扶持方御証文之義、 江府用番松平縫殿頭一印之書状差登候由ニ而、 出雲守ゟ用方使者を以、 被遂披見候処、我等組仁科次郎太郎此表御蔵奉行仮役相勤候ニ付、(帰田県民) 右御証文書状共被差越候間、 不快ニ付出雲守江進達之義、 先達而相願置候処、 右ニ付、 申渡書幷御証文写共相添、 今朝和泉守殿江被相越候節、 次郎太郎我等小屋江相招、 諸事表留ニ有之故略ス、 月番我等和泉守殿江罷越 用方使者を以相願候処、 土井大炊頭殿右御証文壱通御渡ニ 和泉守殿以用人被相渡候二 出雲守江 右之趣可申渡処、 次飛脚到来之処、 頼遣候処 御証文差出可 同 人被相越

#### 一日

今日御番衆逢日之処、 不快二付廿五日被参候趣二取極候

相組与頭伴五兵衛同道被参候之間、 戸田和泉守組ゟ我等組zt、 (光弘) (堀田正民) 同廿三日 為代人小林又左衛門上着被致候間、 例之通及面会候

### 同廿四日

御門断御証文引替之儀被仰越 之候御証文引替之儀被仰越候間、 松平和泉守殿ゟ以使者御同人与力御門断御証文三通持参、(乗竜) 委ハ表留ニ有之故略 致承知候、 我等時之上下着用、 直 二御証文引替御渡申候段及直 於小書院使者江面会、 兼而御差出有

### 同廿五日

今日御番衆逢日二付被参候間、 及面会候

### 八月朔日

右序二七月分定式幷小繕御入用銀米高書付幷添書致進達候 今朝為八朔祝儀出雲守同道、(天久保教孝) 松平和泉守殿江罷越、 例之通相済罷帰候、

、両組与頭幷御番衆為祝儀被参、例之通及面会候、 目見申付候 同様与力同心罷出候間

、今日ゟ出雲守月番被相勤候ニ付、 例之通り月番箱相送り候

#### 同二日

一、八朔 尤委敷ハ八朔 御使相勤候二付、 御使相勤候節之手留ニ有之故ニ略ス 六半時過罷出、 万端無滞相済、 七時過罷帰候、

#### 同五日

候間、

例之通り及面会候

、松平縫殿頭組石川九兵衛為代人到着、 相組与頭石原太郎右衛門同道被参

、於小書院太郎右衛門江面会、 渡候而退座 屋敷相対替願之通被 仰付候旨申渡書付相

、今日御番衆逢日二付被参候間、 例之通及面会候

> (表紙) 四五. 至十二月晦日 従八月八日 一条在番中手留 文政三庚辰年

### 八月八日

我等組冠取手返取人・代人・跡登之面々、在番中墓参願之向有之候ニ付、《帰田県》 之旨被仰聞候間、 五ツ半時出宅、我等壱人松平和泉守殿江罷越、 直ニ退散罷帰候、 以用人致進達候処、御承知

### 同十五日

一、今五ツ時供揃ニ而、麻上下着用、 江罷越、例之通相済罷帰侯 当日為祝儀出雲守同道、 松平和泉守殿

両組与頭幷御番衆当日為祝儀被参候間、 及面会候、

### 同廿二日

一、今朝御番衆逢日ニ付被参候間、 例之通及面会候

、今朝五ツ半時供揃ニ而、西御門ゟ御城出、為時候見舞御門番之頭壺井隼人・ 御目付秋元忠右衛門、 屋江壱度も不被参候ニ付、 入いたし候、 石渡亀次郎、 且御代官小堀中務江茂罷越可申候処、 禁裏附渡辺筑後守、 町奉行牧備後守・曽我豊後守罷越、 不罷越候、 仙洞附小笠原豊前守・喜多村石見守、仙洞附小笠原豊前守・喜多村石見守、 同人不快ニ而、我等小(堀田正民) 夫ゟ直ニ 御城

#### 同廿 Ŧi.

者致披露候 松屋伝兵衛此 度札親申付候ニ付、 於鉄炮之間通り懸目通り申 付 用方之

### 月朔

今日ゟ我等月番相勤申候

去月分定式小繕御入用銀米高書付、 |所御修復御入用積書幷内訳帳懸御目、 、保出雲守同道罷越、 当日為祝儀松平和泉守殿江罷越候二付、 用人呼出、 当日祝儀申述、 添書共出雲守被致進達候 積書之通御修復之儀相伺 五半時服紗給・麻上下着用、 夫ゟ破損御場所之内難捨 候書付、

例之通於大書院当日祝儀申述、 序ニ御逢日限之儀、 臨時御修復之儀ニ付、 、以用人相伺候処、 和泉守殿江御直二申上度旨、 直 明 日 可被成御逢候旨 出雲守与談置候ニ付、 被御申聞

# 節句有之月故、 組中出礼無之候

申込、 雲守方二而取調被置候間、 承知之旨、 入用減方之儀 申達扣居候処、 出雲守小屋江五半時頃罷越、(大久保教等) 同二日 臨時御修復之儀ニ付、 被御申聞候間 御弓奉行・御具足奉行より差出候書付類、 無程於小書院御逢有之、 直 四時ゟ同道、 御内慮伺之書面幷御弓方・御具足方御修復 二退座罷帰候 臨時御修復之儀、 和泉守殿江罷越、 委細申述候処、 猶又彼是申談 以用人御逢之儀 右書面御落手 是又入御内覧候 何書者出

紗袷• 半 候旨申述候、 代江罷越、 時罷越候樣、 昨 日御目付代遠藤新六郎・奥津隼人上京ニ付、 麻上下着用、 人呼出、 昨夕松平和泉守殿ゟ御剪紙到来ニ付、 無程所司代ゟ案内有之、 大久保出雲守江案内申遣、 御目付上京二付、 御目付衆被参候趣二付、 昨日以御剪紙被仰 例之通柳番所前ゟ同道、 上意有之候間、 五ツ時供揃 上下候間、 二而、 絵図之 今五ツ 伺

> 候間、 平服候処、 通衝立際ニ着座、 書院入側敷居內迄和泉守殿被出向同道、 通大書院畳廊下敷居內江、 絵図之通書院中之敷居內和泉守殿方江寄着座、 地役衆着座、 新六郎左之通被申聞候 和泉守殿江 御目付衆我等前を被通候節、被致時宜候間及会釈候 上意相済、 出雲守与申順二着座、 書院江被通、 我等共罷出候樣町奉行衆被申 御目付之方を向、 我等共ニ者引続例之 鋪居外江町奉行 致

申置候、 致案内、 同道、 請取、 番衆江者差出不申候、 者江相渡侯、 迎 奉行先立有之、 申達候間、 節我等ゟ組中江向ひ、 橡頰之方江着座、 先立被致候御門両扉開之、二丸御番所江罷越、 者跡江附同道、 之間迄被通候、 上之間迄被出迎、 知之旨被仰聞候間退座、 ゟ和泉守殿江向、 拝見被致、 奉書可渡旨申述候二付、 相勤候様 御意なさる 者筥段之下迄被致迎送候、 付衆着座、 出 御目付衆北御門ゟ 元之席江引御目付衆之方を向候与、 雲守二者同所入口迄被出迎候、 尤中仕切内ゟ出雲守・我等先は罷越、 尤水野出羽守殿・酒井若狭守殿・松平能登守殿御伝言無之由、 ( 忠成 ) ( 忠康 ) 難有旨我等取合申候而退座、 上意之趣被申聞候二付、 右相済、 其外刀者銘之持参被致候、 公方様 (徳川家斉) 同 二丸御門外江両組御破損奉行出迎被申候間及会釈二、 直ニ出雲守・我等・御目付衆・ 何れも茶煙草盆出候、 所下之間江御門 尤月番我等上席いたし候、 後刻御目付衆御番所江同道可仕段、 我等大書院入口迄罷出、 我等少々進ミ、 進ミ候様申、 夫ゟ相応及挨拶候、 右大将様益御機嫌能被成御座候間、 月番我等罷出請取、 夫ゟ出雲守小屋は相越待合候処、 御城入、 初之通御破損奉行衆被致案内、御門外迄御破 ||番衆相| 一同進ミ被申候節、 出雲守小屋江被参候二付、 和泉守殿江懸御目、 和泉守殿方を向、 通 尤我等・出雲守刀者玄関ニ而近習之 夫ゟ我等出雲守先江罷出、 小書院江案内いたし、 猶又先江立同道致候、 新六郎ゟ御老中方ゟ之御伝言被 即刻御目付衆被帰候二付、 御目付衆江者煙草盆差出、 小書院江致案内、 御目付衆二者正面二着座、 元之席江引候上、 我等儀者大書院次之間迄出 我等共先江上り、 御門番衆同道、 我等申達候 難有旨申述候、 直二被成御戻候 上意之趣新六郎被 無程御門番之頭 恐悦奉存、 御門番衆者次 障子之方江御 尤組頭衆ニ 出雲守ニも 出雲守玄関 我等小屋江 御目付 絵図之诵 夫ゟ

関敷出し餝手桶等如先格申付候事 玄関上、 屋江被参候節、 儀者式台迄相送、 用人壱人、取次弐人、麻上下為着、 被帰候節も、用人壱人、取次壱人、麻上下為着、白渕江差出、 出雲守ニ者大書院下之間迄送り被申候、 其外平番給仕之者平服、 御目付衆我等小

今日御奉書

将又為御目付代遠藤新六郎·奥津隼人差遣候条、 筆令申候、 公方様 右大将様益御機嫌能被成御座候間、 万事可被相談候、 可心易候 恐々

八月十九日

水 出羽守

阿備中守

名乗判

青 下野守

名乗判

土 大炊頭

堀田豊前守殿 大久保出雲守殿

今朝諸司代江罷越候節、 七月ゟ八月迄御破損方入用御内借銀米帳御破損奉行可致持参候間、 左之書付以用人致進達候

裏印之儀申達候書付

届申上間敷旨申達、 意候御礼申達 御目付被帰候後、 上意御礼、 供廻り例御仏参之通召連 且又是ゟ両御目付衆エ罷越候ニ付、 幷京着歓口上取次江申置候、 夫ゟ出雲守同道ニ而御目付衆屋敷に罷越、 我等小屋二而出雲守暫被見合、 和泉守殿江罷越、 即刻西御門ゟ 夫ゟ同道 別段二者 用人呼出 御城入、 我等共始両 両組中蒙 西 御門

> 江以徒使案內申遣候 如例之、途中ゟ供頭之者諸司代泣差遣、 御城入御届申達、 猶又我等組

、今日次飛脚便江 諸司代江相頼遣侯 衆江之書状、 酒井若狭守殿・松平能登守殿幷両若年寄衆・両御側衆≒之呈書、 月番我等方ニ而両名ニ仕立、 上意御礼呈書・御奉書御請幷御伝言之御礼、 出雲守江一覧二入候上、 御老中方 江府同役 以使者

但大坂同役衆江案内之書状も過書便ゟ差出

今朝逢日ニ付、 御番衆被参候間、 例之通及面会候

一、今日両組残役衆相招候ニ付、 上下ニ而被参候 座被致候間、 役中入念取被相勤候樣申渡、 衛門江向、 茶煙草盆為出暫有之、茶多葉粉盆為引候上、 衆江自身引候而直二退去、銚子出候節二罷出致挨拶直ニ引、 候二付、相応及挨拶、我等退去、引続料理為出又候我等罷出、 逢可申段申達、組頭衆一旦書院江引、 我等時之上下着用、於小書院組頭衆江面会、相応及挨拶、夫ゟ両残役衆江 様申遣候ニ付、昼時ゟ大久保出雲守組与頭鈴木主税、 同役衆月番順書付者、 出雲守組逸見勘右衛門、 申迄も無之候得共、 小書院次廊下迄送り申候、 追々相渡候旨申達、 太郎右衛門取合被申候、 道中非分無之様下々迄被申付、 昨日例格之通、 我等組飯高七左衛門同道二而被参候二付、 両残役衆同道ニ而、又候小書院被出 尤組頭衆ニ者平服、 猶又罷出、相応及挨拶、七左 我等罷在候与、 相組与頭衆江同道被有之候 我等組与頭石原太郎 夫ゟ取人・代人願書 残役衆ニ者麻 夫ゟ膳引之、 於江戸表勤 焼物四人之 四人之衆退

方之者取合申候、 跡残番与力幷同心且米払与力、 勤役中入念相勤、 先達而与力呼出置、 夫ゟ米払与力為呼出、 道中下々迄非分之儀無之様急度可申付旨申渡 今日吸物・酒為給候、 吸物・酒為給候上目見申付候ニ付、 用方之者同様取合出精相勤 礼用方之者取合申

露いたし候、 大儀之段申達、 終而退去 終而退座、 夫ゟ同心共両人並為置通懸ヶ目見申付、 与力披

八日

者両組頭之内四人同道参拝有之候 養源院江我等儀可致 御仏参候処、 疝泻ニ付不罷出候、 大久保出雲守ニ

同九日

出雲守·我等一同御答申置候、 陽祝儀・安否口上申述候処、 上下着用、 為重陽祝儀、松平和泉守殿江罷越候二付、 出雲守江案内申遣、 左之書取以用人被出御渡候間、 右ニ付、 例之通柳番所前二而出会、 公方様 右大将様益御別段御答書差出不申候、 五時過之供揃ニ而、 直二恐悦之旨 同道罷越、 花色小袖 重

從江戸表去三日出之次飛脚到来、 右大将様益御機嫌能被成

御座候旨申来候間、 可御心易候事

九月九日

和泉守殿御逢有之、 例之通相済罷帰候

為当日祝儀両組与頭幷二御番衆被参候間、 例之通及面会候

与力同心同様罷出候間、 目見申付候

道被参候二付、 我等it松平縫殿頭組ゟ代人中嶋権左衛門上着ニ付、<sup>(編田世民)</sup> (乗乗) 同十日 例之通及面会候 我等組頭伴五兵衛同

同十一日 ○野服着用

御門ゟ致御城出候、 日忠三郎、 今日東山辺為巡見罷越候二付、 我等組与頭伴五兵衛· 夕七時過致 御城入候 六時過大久保出雲守組与頭鈴木主税· 石原太郎右衛門、 幷両組御番衆同道、 西 朝

日十五日

一、今朝五半時供揃ニ而大久保出雲守同道、 置候処、 其節先達而御弓方・御具足方ゟ差出候書付、 縄藁請取申度旨申上候書付弐通致進達候処、 人呼出、 当日祝儀幷安否口上申述、 右書付之趣ニ而伺書取調差出候様、 夫ゟ 御城中所々為御入用、 松平和泉守殿江罷越、 去ル二日入 以用人被仰聞、 被成御請取候旨、 御一 書付類御返却 覧及御内談 被仰聞候、 例之通用

、例之通大書院ニ而御逢有之、当日祝儀申述、 夫ゟ直ニ退散、

、例之通両組与頭幷御番衆、 当日為祝儀被参候間、 及面会候

挨拶、 被入念候様申達候而退去、 逸見勘右衛門・飯高七左衛門為暇乞被参侯ニ付、 月番順可相渡候処、 江府同役衆江之伝言申達、 未相分不申候二付、 尤石原甚左衛門江之書状者、 幷同役衆立之書状七左衛門立相渡、 相渡不申候段、 於書院遂面会、 用方之者を以為相 為申達候 相応及

同十七日

今日金地院 御宮江参詣可致候処、 昨夜中ゟ疝泻ニ付不罷出

一、今朝五ツ半時出宅、我等壱人松平和泉守殿<sup>江</sup>罷越、 <sup>(羅田區</sup> 申談置候通、 御請取之旨被仰聞候間 御弓・御具足御修復御減方之書付別紙相添、以用人致進達候 直罷帰候、 兼而大久保出雲守

、明朔日、御金請取御番衆大坂表エ出立ニ付、 面会、 門·大柴源五右衛門、 時之上下着用、 出雲守組与頭山本清兵衛、(教孝) 清兵衛取合有之、 清兵衛時候安否被申聞候間、 於小書院組頭衆江及面会、 清兵衛被申聞候間、 我等組山下次郎兵衛·赤井勘次郎被罷越候間、 夫ゟ御蔵衆エ之一紙手形幷書状目録清兵衛エ相渡 我等組与頭伴五兵衛、 諸事例之通被相心得、 御無事之段申達候与、 夫ゟ四人之御番衆江者於大書院 幷出雲守組伊東九郎右衛 昨日申達候通、 入念被相勤候様 大坂表江御 大久保 金為

屋江被参候儀断申達候 同役衆江之伝言申達、 清兵衛取合有之退去、 夫ゟ以用方之者為暇乞我等小

#### 朔

之者相送候、 今日ゟ大久保出雲守月番被相勤候ニ付、(教孝) 例之通月番筥直書相 以用方

候処、 呼出、 出雲守ゟ案内有之罷出同道、 為当日祝儀、 御請取之旨、 当日祝儀申述、 松平和泉守殿江罷越候二付、 以用人被御申聞候 其節去月中御破損方銀米高書付、 和泉守殿江罷越出礼如例之相済、 五半時服紗小袖·麻上下着用、 添書共弐通致進達 右以前用人

両組与頭衆幷御番衆両度二被参、 例之通及面会候

等小屋持参有之、 五右衛門ニ者直ニ対組小屋江被参候由 米払堀田孫次郎ニも被参、 今八半時、御金請取山下次郎兵衛・赤井勘次郎着、 用人請取通夜番等申付候、 御合力米・御金三筥、我等幷組中与力同心共我 (<sup>編置長)</sup> 対組伊東九郎左衛門・大柴源 御城入有之被参候、

勝手江引申侯、 理被振廻、牧野伊予守於小屋菓子被出候礼、 着骨折之段相応及挨拶候処、大坂同役衆ゟ之伝言、幷安藤出雲守於小屋料 我等時之上下着用、於書院次郎兵衛・勘次郎面会、 被申聞候ニ付、 御金無滞被請取、 相応及挨拶 上

報者、 大坂表ゟ持参之御城代・御定番衆・同役衆・町奉行衆・御金奉行ゟ之返 月番出雲守江差出候段、 次郎兵衛申聞候、

同役衆伝言之趣九郎左衛門申聞候間、 無程九郎左衛門·源五右衛門被参候間、 直ニ退去、 於書院面会、 以前之通及挨拶候

半時出宅、松平和泉守殿江我等壱人罷越、当所妙心寺塔頭麟祥院江仏参之儀、出雲空 出雲守江も兼而及相談置候通、 以用人進達書差出候処、 御請 今日

> 御承知之旨被 仰 聞候間、 直罷帰候、 右進達書為見合左二記

#### ミたし 堀田豊前守

申上候、 御座候二付、 当所妙心寺塔頭麟祥院春日局菩提所二御座候処、 以上、 在番中仏参仕度奉存候、 此段申上 置候、 私先組加賀守由緒茂(堀田正盛) 猶亦其節御届可

辰十月七日

堀田豊前守

右届書為見合左ニ記ス、 妙心寺塔頭麟祥院江致仏参候間、 明九日、 高雄辺為巡見罷越候ニ付、 巡見之届幷仏参之届以使者両度ニ差出 昨日松平和泉守殿江申上置候二付、

昨日申上候当所妙心寺塔頭麟祥院春日局菩提所二而、 依之以使者申上候、 以上、 明九日仏参仕

堀田豊前守(正民)

同九日

、今日我等高雄辺為巡見罷越候ニ付、 <sup>(羅田교民)</sup> 二付、 三郎・山本清兵衛、 羽織・袴着用出懸ヶ於書院及面会、 先江被出候 我等組与頭上田犀之助・石原太郎右衛門被参侯、 猪三郎・犀之助ニ者其以前御番衆同道 六ツ時過大久保出雲守組与頭小栗猪(数等)

、六ツ半時前組頭衆同道、 例之供廻ニ而西御門ゟ致 御城出候

同樣着替被致候、 いたし候、 昨日松平和泉守殿江御届申達置候通 右相済、 同所二而野服二着替、 今日花薗妙心寺塔頭麟祥院江仏参 所々巡見致候、 両組頭衆ニも右

七ツ半時頃致 御城入候

### 同十五日

今朝五半時、 供揃ニ 顽 例之通柳番所前二而大久保出雲守江出会同道、(墨季)

守ゟ諸進達物用人エ液相渡候、尤進達書表留ニ有之故略ス、松平和泉守殿エ罷越、用人呼出、当日祝儀幷安否申述、右之節、月番出雲

候間、例之通当日祝儀幷安否申述罷帰候、即御達有之候ニ付、直ニ恐悦之旨御答申達候、夫ゟ無程和泉守殿御逢有之取御達有之候ニ付、直ニ恐悦之旨御答申達候、夫ゟ無程和泉守殿御逢有之出之次飛脚到来、 公方様 右大将様御機嫌克被成御座候旨申来候、御書、無程用人罷出、進達物落手被致候旨申聞候、且又江戸表去ル九日・十日

### 同十九日

一、六ツ時過、組頭衆同道、例之供廻りニ而西御門ゟ致 御城出候、 山本清兵衛、我等組頭伴五兵衛・国領十郎右衛門被参候、我等野服着用出 山本清兵衛、我等組頭伴五兵衛・国領十郎右衛門被参候、我等野服着用出一、今日我等東山辺為巡見罷越候ニ付、六ツ時過大久保出雲守組頭鈴木主税・

七ツ半時前致

御城入候

御番衆被参候間、是亦遂面会候、、今日我等組逢日ニ付、四時頃ゟ被参、例之通及面会候、引続小屋取締之、今日我等組逢日ニ付、四時頃ゟ被参、例之通及面会候、引続小屋取締之同廿一日

### 同廿六日

御番衆出向被居候間、相応及挨拶、七時前頃迄罷在候、西御門ゟ 御城出、千本屋敷≒罷越、組頭国領十郎右衛門・上田犀之助幷、今日我等組御番衆千本屋鋪ニ而弓術相始候ニ付、為見廻九ツ時過出宅、

ニ有之故略ス、、帰候節茂同様、組頭御番衆被出候間、相応及挨拶罷帰候、尤委敷者表留、帰候節茂同様、組頭御番衆被出候間、相応及挨拶罷帰候、尤委敷者表留

但供召連候儀者、平生諸司代江罷越候通候、

### 十一月朔日

筥幷鍵筥被相送候ニ付、落手之旨及返答候、 一、当月我等月番相勤候ニ付、例之通大久保出雲守ゟ用方之者為使者、月番

有之候間爰ニ略ス、分定式小繕御入用銀高書付、其外書面類出雲守被致進達候、委敷者表留ニニ而出会同道、松平和泉守殿≒罷越、以用人当日之祝儀申述、右畢而去月、五ツ半時、例之通出雲守≒案内申遣、服紗小袖・麻上下着用、柳番所前、五ツ半時、例之通出雲守≒案内申遣、服紗小袖・麻上下着用、柳番所前

江申談候、例之通和泉守殿御逢有之候而罷帰候、今日者罷越序ニ付、申述候段も申達候、右故別段使者不差遣候段、出雲守、右之節、今朝初雪ニ付、右見舞も申述候、尤兼而者以使者申達候得共、

、両組頭幷御番衆当日為祝義被参候間、例之通遂面会候

遂面会、相応及挨拶候、付候間、吹聴幷已来之頼旁被参候旨被申聞候間、則我等於小書院右両人に付候間、吹聴幷已来之頼旁被参候旨被申聞候間、則我等於小書院右両人に、重野長左衛門・三輪市十郎同道被参、此度市十郎義 御殿番見習被 仰

#### 三日

頃御具足奉行、出雲守組速水鉄之助・我等組石川又四郎同道被参候、一、大坂廻御修復御具足四領見分ニ付、大久保出雲守見分相済ニ而、四時過一、大坂廻御修復御具足四領見分ニ付、大久保出雲守見分相済ニ而、四時過

御具足致見分、勝手次第被相下ケ様申達、我等退去、内有之、時之上下着用、書院立罷出、鉄之助・又四郎立面会、相応及挨拶、一、右御修復御具足書院床之間下江毛氈弐枚鋪之、右上立餝二附、我等立案

#### 同五日

一、今朝我等組逢日二付、被参候間、例之通及面会候!

### 同十五日

者表留ニ有之故略ス、御修覆御入用積り書帳幷伺書致進達候、尤委敷御場所別而難捨置所ニロ、御修覆御入用積り書帳幷伺書致進達候、尤委敷ニ而出会同道、松平和泉守殿江罷越、以用人当日之祝儀申述、右畢而破損一、五ツ半時、例之通出雲守江案内申遣、服紗小袖・麻上下着用、柳番所前一、五ツ半時、例之通出雲守江案内申遣、服紗小袖・麻上下着用、柳番所前

、無程和泉守殿御逢有之候而罷帰候

両組頭幷御番衆当日為祝儀被参候間、例之通遂面会候!

(堀田正民) [

少々致疝泻候ニ付、不罷出候、、今日我等組御番衆千本屋敷弓術稽古定日ニ付、我等為見廻罷越可申処、

為甲華矣、勝手立取入致見分候、右相済、御修復被申付候様、以用方之者御弓奉行立勝手立取入致見分候、右相済、御修復被申付候様、以用方之者御弓奉行立覆御矢根被相下ケ、被致持参候ニ付、於書院可致見分候処、致疝泻候ニ付、、御弓奉行大久保出雲守組原田新右衛門、我等組日比野七之丞被参、御修、御弓奉行大久保出雲守組原田新右衛門、我等組日比野七之丞被参、御修

#### 同廿二日

備後守申聞候、 和泉守殿方ヲ向、 機嫌候旨、 越候通、 老中方青山下野守殿斗御闕席、 伝言有之候旨被申候間、及会釈、 右衛門ニ者我等共ゟ先江参被居候、 出宅、 金右衛門上京ニ付、 柳番所前二而出雲守同道、 松平和泉守殿ゟ以御剪紙、 我等申述候処、御機嫌克被遊御座候旨、 出雲守与申順ニ両人一同罷出候而、 何御機嫌候樣被御申越候二付、 夫ゟ無程罷出候、 恐悦奉存候段申述、 為伺御機嫌罷出候段、 西丸御老中方ニ者御出席無之旨、 直ニ退去、 無程和泉守殿御出席、 和泉守殿江罷越、 今日 又金右衛門方ヲ向候与、 禁裏附森川金右衛門上京ニ付、低量) 竹之間江罷越候処、 金右衛門之方ヲ向、 五半時服紗小袖・麻上下着 月番我等申述候、 金右衛門被申聞候間 用人呼出、 町奉行衆会釈ニ 御老中方御 町奉行牧 御本丸御

各調印致し候、 居候、我等共御門番衆連印之封扣共四枚、我等方ニ而認持参致し候ニ付、 居候、我等共御門番衆連印之封扣共四枚、我等方ニ而認持参致し候ニ付、 賭ニ罷成候、無程御門番頭・御蔵奉行・ 御殿番重野長左衛門・同見習三服ニ罷成候、無程御門番頭・御蔵奉行・ 御殿番重野長左衛門・同見習三

た入、同所御番所ニ而当番出雲守組与頭山本清兵衛御番所ゟ下り被致会出、二丸 御門外ニ両組御破損奉行衆待合被申候間及挨拶、先立二丸御門一、御場所宜趣ニ付、出雲守同道罷出、御門番衆御蔵奉行z及挨拶、同道罷

門番之頭衆調印、 江置着座、 前迄不残相済、 御長持錠卸し候、 衛門付被申候、 与引合せ相改申候、 御金箱我等共前江並、 十郎着座有之、 丸御門ゟ出、 其外供之者柵外江差置候、 則鍵箱封切被申候、 鍵箱封印、 御金蔵前江罷越候処、出役之衆被致会釈候、 長左衛門ゟ鍵筥持参有之、 左之方ニ御門番衆・御蔵奉行着座、 長左衛門案内ニ而刀取手ニ持、 地役衆暇乞、 右御金箱長持江入候二付、 其外上書等長左衛門取斗被申候、 終而退散之節、 御金箱入候長持封印長左衛門切被申、 長左衛門取斗被申候、 我等共・御門番之頭衆連印之封、 夫ゟ御金鍵封印、 封印切蓋明候而、 上り口之戸封切被申、 御破損奉行江も挨拶ニおよひ、 二階正面ニ月番我等、 初之通御番所前二而清兵衛会釈被致候、 封之儘被為見候之間、 御蔵奉行・長左衛門連印之封、 二階上り口戸前内封印相済、 長左衛門入記被為見候間 御長持際江罷越、 二階江上り申候、 上り口之方ニ長左衛門・市 夫ゟ同心二階紅薄縁敷候内 右鍵箱封之上、 夫ゟ長左衛門御金蔵戸 長左衛門附被申、 出雲守与申順ニ刀後 鍵明ヶ被申候、 致帰小屋候, 得与見分いたし、 封切被申候様申 尤召連候用人 右相 長左

渡候間、書状を以返却ニおよひ候、一、去卯年、戸田和泉守・松平縫殿頭封印、長左衛門与我等用方之者泣被相由、長左衛門相認候儀ニ付、近年相止之候、為念記置、但鍵箱上書等為認候ニ付、右筆召連候処、右上書者御殿番之者取斗候

# 一、封印左之通

壱寸九歩	
十一月廿二日 文 政 三 庚辰 村 本 東 田 劇 本 出 《 公 世 本 世 本 世 本 世 本 世 本 世 本 日 ( ○ ( ) ( ○ ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	

右封印用紙美濃紙

# 御金蔵鍵箱封印左之通





今日者員数相違無之候ニ付、 等有之、御金員数相違之節者、両名自書封書付、所司代江致進達候得共 右御金蔵封印切替相済候、 為御届以使者所司代江申達候、 先格之通其儀無之、 尤御金出入

十二月朔

一、今日ゟ大久保出雲守月番被相勤候ニ付、 使者相送候 例之通直書相添、月番箱用方以

一、五半時頃、出雲守ゟ案内有之、服紗小袖・麻上下着用罷出、 夫ゟ去月分定式小繕御入用銀米高帳面幷口上書相添、 所前二而出会同道、松平和泉守殿江罷越、用人呼出候而、 我等致進達候処、御請取之旨被仰聞候 且又東竹請取之儀書 当日祝儀安否相尋、 例之通柳番

無程和泉守殿御逢有之、当日祝儀申述、 直二退散

両組頭幷両御番衆為当日祝儀被参、及面会候:

十二月三日

久保出雲守<sup>江</sup>罷越、 述 今暁寅ノ刻寒入ニ付、 幷御同人孫女死去ニ付、 夫ゟ同道、 朝五半時供揃二而、 松平和泉守殿江罷越、 右悔茂申述候而、 時之上下着用、 無程退散罷帰 用人江逢候而寒中見舞 為寒中見舞大

一、松平和泉守殿ゟ以宿次御鷹之雁被致拝領候為知、昨日被申越候間、(乗寛) 為歓時之上下着用、四時大久保出雲守ゟ案内有之出宅、 和泉守殿江罷越、 以用人歓申達、 直二罷帰候、 例之所ニ而出会同

書院遂面会、左之書取之趣相達、 昨日申達候通、 書取写相渡候、 九時前我等組与頭月番国領十郎右衛門被参候ニ付、 御貸附金仮請有之候面々江被相達候樣申

当月朔日初詰番新庄越前守江、植村駿河守殿御逢、(庫計) (專長) 馬喰町御貸附金之儀、 得違無之様、 江可申渡旨、 之向茂有之、上納延引ニ相成候ニ付、 此上不納之者も有之候而者頭不念ニ相成候間、 無急度水野出羽守殿被仰聞候 利下ケ等之御沙汰茂有之候処、 以来左様之儀無之候様、 被御申聞候書取、 御番方心得違

十二月

出来、月番出雲守二て見分相済候由、被致持参候I一、両組御弓奉行日比野七之丞・原田新右衛門被参、 出来方宜相見申侯段、 相応申達、 直二退去、 被致持参候間、 初新調之御弓四張荒打 於書院御弓遂見分、

同十五日

一、五半時、大久保出雲守ゟ案内有之、 述候処、無程和泉守殿御逢有之、当日祝儀申述、 二而出会同道、松平和泉守殿江罷越、 用人呼出候而、 服紗小袖・麻上下着用罷出、 直二退散 当日祝儀安否口上

両組頭幷両御番衆当日為祝儀被参、

及面会候

様申達、 於小書院遂面会、 御貸附金之儀ニ付、 書取写相渡候、 左之書取之趣相達、 申達候事有之候間、 直二退去 御貸附金借請有之候面々江被相達候 月番組頭国領十郎右衛門相

#### || 廿三日

御本丸御老中方青山下野守殿斗、御欠席西丸御老中方二者御出席無之候、十一月廿二日 禁裏附森川金右衛門上京之節之通故、爰略ス、尤御伝言者久保出雲守同道、為同御機嫌松平和泉守殿ష罷越、御機嫌相伺候、委敷者、今日仙洞附成瀬吉右衛門上京二付、服紗小袖・麻上下着用、五時過大

### 同廿八日

候、尤委敷者表留ニ有之、故ニ略ス、 歳暮之祝儀申述候、其節定式小繕御入用帳幷進達書四通、出雲守ゟ被相達目·麻上下着用出宅、例之所ニ而出会同道、松平和泉守殿ష罷越、用人呼出、、為歳暮祝儀諸司代¤罷越候ニ付、大久保出雲守ゟ案内有之、五半時熨斗、為歳暮祝儀諸司代¤罷越候ニ付、大久保出雲守ゟ案内有之、五半時熨斗

、無程和泉守殿御逢有之、両人罷出、歳暮祝儀幷安否申述、直ニ退去、

無程罷帰候、之儀用人立承り候処、例刻之旨申候間、四時与相心得可申旨申達し置候、之儀用人立承り候処、例刻之旨申候間、四時与相心得可申旨申達し置候、来ル元日、和泉守殿如例年御城入可有之旨、以用人被御申聞候間、刻限

、両組千頭衆為歳暮祝儀被参、用方之者迄被申置候、

、両組中ニも同断被参、玄関ニ而被申置候

#### 同晦日

者自書相添、月番筥送被申候、一、来巳正月、月番我等相勤候ニ付、如例年之今夕大久保出雲守ゟ用方以使一、来巳正月、月番我等相勤候ニ付、如例年之今夕大久保出雲守ゟ用方以使

#### 止月朔日

一、五時、大久保出雲守江案內申遣、 呼出、 我等・出雲守・町奉行衆一同小書院江罷通、 重野長左衛門ゟ和泉守殿江被致案内、 御鉄炮奉行・御蔵奉行・中井岡次郎参被居候、 出雲守相伴有之、尤致盃事候、 尤今日和泉守殿 刀者竹之間ニ其儘差置申候、 竹之間云帰座被在候処、用人罷出、祝被差出候間、 殿書院江御出席、月並之通年頭祝儀安否等承り、相応御挨拶有之、直ニ退去 如例之同道、松平和泉守殿江罷越、 祝被差出候礼申述候、 御城入二付、 夫ゟ退散罷出、 雑煮・吸物・酒肴二種出申候、 和泉守殿為待合表座敷江御門番衆・御殿番 待合罷在候、 年頭祝儀口上相応申述候、 熨斗目・麻上下着用出宅、 直二地役衆不残北御門內江為出迎被 絵図之通障子之方を後二着座、 出雲守小屋江年頭祝儀旁罷越 雑煮・吸物・酒肴等被差出候 御城内手都合宜敷候之趣 小書院江通候様申候二付 右相済、 無程和泉守 柳番所前ゟ 用人

之案内申来候間、即刻出雲守同道、柳番所前石橋を越、二三間先エス月番我等、一、出雲守ゟ付ケ被置候見歩使之者住進有之、長左衛門ゟ茂和泉守殿御門出

居候所、 両組御破損奉行案内、 薄縁江下り被申候上、 申候与年頭之御挨拶有之候間、 守殿御番所中央二御着座、 前江和泉守殿御出之節致会釈、直二御跡二付罷越、二之御門迄者長左衛門 跡ニ付、地役衆ニも跡ゟ被参侯、 岡次郎案内有之、二之御門内ゟ両組御破損奉行被致案内候、我等共ニハ御 出雲守与申順二罷出待合申候之処、 人御先江相越、 衆御番衆之前通りニ着座相定候上、 所司代御上り被成候間、 組頭衆薄縁迄被出迎候間、 和泉守殿御退座有之、 地役衆跡ゟ被参候儀、 月番我等、 組頭衆ニ者最初ゟ出迎候之処迄送被申候、 御懇意忝旨我等ゟ取合候而、 致会釈、 二丸御門両扉開申候、 無間も和泉守殿 我等和泉守殿江向、 出雲守与申順ニ東之方江着座、 出雲守ニも御跡ゟ被参候、 致会釈、刀手ニ持候而縁頼ニ扣 如以前 直二縁類江両人罷出、 御城入有之、 御台所前ゟ我等壱 組頭、 組頭衆敷出し 御番衆与 御会釈 両組 和泉

出雲守直ニ案内有之、 玄関敷出し薄縁ニ御待請被申、 破損奉行先立有之、 被申候、 差出候処、申合ニ付其儀無之、 給仕之者持出、 雲守自身持被出候、 懸ケ江掛申候、 夫ゟ出雲守小屋江和泉守殿御越ニ付、 我等者敷台迄送申候、 尤火鉢者最初ゟ居置申候、且長熨斗茶煙草盆我等≒茂可被 我等壁付之方、 地役衆ニも跡ゟ被参侯、 夫より年頭之御挨拶有之、茶煙草盆被差出候、 小書院江被通候、 出雲守ニ者障子之方ニ着座、長熨斗三方出 我等儀ハ御跡ニ付罷越、 無程御立ニ付、 両人とも直和泉守殿跡ニ附罷出候、 和泉守殿刀者長左衛門持上り、 出雲守ニ者二丸御門外ゟ先江欠抜 出雲守被致先立、敷出迄送 和泉守殿御通二付、 刀

ニ着座、 江御通、 、夫より我等小屋江和泉守殿御出ニ付、中仕切外広場ニ而御先江罷越候段 御先江欠抜、 給仕之者ニ為差出候、 取次之者両人門雨落迄差出申侯、 刀者岡次郎持、 長熨斗三方自身持出差出、 小屋玄関敷出薄縁之上二出迎申侯、 尤火鉢者最初ゟ居置申候 刀掛申候、 和泉守殿御通二而我等直二案内、 出雲守ニ者障子之方、 夫ゟ年頭之御挨拶有之、 家老用人敷出之外江差出、 我等ハ違棚之前 茶煙草盆廻

和泉守殿西御門ゟ御出門有之、直出雲守・我等御跡ゟ罷越、西御門内奥之一、無程御立ニ付、我等致先立、敷出迄御送申、出雲守ニ者敷台迄送被申侯、

小屋江御出之御礼申達候、伴ニ而致盃事候、夫ゟ直ニ同道罷出、和泉守殿江罷越、用人呼出、今日両伴ニ而致盃事候、夫ゟ直ニ同道罷出、和泉守殿江罷越、用人呼出、今日両、出雲守居間江被通、年頭之祝儀被申述、雑煮・吸物・酒肴差出、我等相

衆立面会、是又年頭及挨拶、組頭衆取合被申候、等差出候上、組頭衆立者於小書院面会、年頭之挨拶相応申述、於書院御番、右相済、案内申遣候上、組頭衆・御番衆不残為年頭祝儀被参候間、喰積

出雲守組与頭衆・御番衆不残同様為祝儀被参、面会之式同断

#### 二 日

付、月番与力取合申候、付、月番与力取合申候、同心ニ者於使者之間通り懸目見申付、目出度段申之、用方之者取合申候、同心ニ者於使者之間通り懸目見申、年頭為祝儀、与力幷同心罷出候間、与力≒者書院下之間ニおゐて目見申

申付、用方之者披露、尤立座ニ而言懸不申候、一、町年寄井筒屋庄蔵・塚本作次郎同様罷出候ニ付、鉄炮之間ニおゐて目見

、道案内高木伝三郎、札親町人とも、是又同様目見申付候

#### 同五日

迎候間、 対話直 被出 致案内候、 而出会同道、 候ニ付、 今朝為年頭祝儀、 御番衆江者供頭之者遣し、 茶煙草盆等出ル、 刀取一寸致会釈候、 四ツ時熨斗目・麻上下着用、 組頭江道順二罷越、 尤御破損奉行衆二者始終被致案内候、 東小屋江罷越候、 尤組頭衆敷出迄被相送候、 大久保出雲守同道ニ而、 夫ゟ目出度段申述、 組頭案内ニ而座敷エ通候与、熨斗三方自身持 東御番衆小屋木戸外ニ御破損奉行出迎、 年始之口上為申入候、 組頭衆江者不残罷通、 出雲守案内申遣罷出、 尤東組頭衆ニ而者我等致上座 (堀田正民) 弥無御障御加年与申述、 東西組頭幷御番衆小屋 諸事東小屋之通、 尤薄縁迄組頭衆被出 夫ゟ西組頭 柳番所前ニ 少々

候間、 頭衆ニ而者出雲守被致上座候、 相応及挨拶候、 夫ゟ我等小屋前ニ而出雲守江致暇乞、 西御番衆出口二者両組御破損奉行被致暇乞 小屋江引取候

之通被相心得候様申達退去、 付候旨申達、 於小書院面会、 井大炊頭殿以御同朋頭詰番汽御渡被成候由ニ而、 申達候通 昨 我等組堀田孫次郎屋敷四方相対替、 八旦、 江府跡月番加納大和守ゟ之書状、 書付五兵衛江相渡、 今朝相組与頭伴五兵衛・孫次郎同道被参候二付、 夫ゟ書院ニおいて孫次郎江面会、 尤相達候書付者表留ニ有之故略ス、 同人取合有之候、 願之通被 我等組残役ら相(堀田正民)(飯高七左衛門) 願之通屋敷相対替被 御書付写被差越候間、 御礼廻り之儀者、 仰付旨、 旧臘: 五兵衛江者 廿九日土

則時之上下着用、 属 松平和泉守殿ゟ以使者、 我等共両人工被差遣候二付、 忝落手仕候旨及直答、其許御太儀之旨申述退座、 尤年頭御規式首尾好被相済候旨、和泉守殿御剪紙二茂被御申越 於書院使者江逢、 去三日出次飛脚到来二付、 被相届候旨、且両若年寄衆ゟ之書状も被 御老中方御連名之御奉書幷書状共御届 御老中方御連名御

も申遣候処、 夫ゟ用方以使者、 一覧相済被差戻候、 出雲守江御奉書入一覧、 右御奉書左之通 後剋同道、 和泉守殿江可 飛越

好相済、 新春之慶賀珍重候、 御 御機嫌不斜候、 門方・諸大名・御旗本之諸士、年始之御礼御作法万端首尾 公方様 誠目出度御事不可過之候 右大将様益御勇健被成御座、元日·二日· (
徳三家慶) 猶期永日候、 恐々

正月三日

大 加賀守 名乗判

水 出羽守

阿備中守 名乗判

名乗判

青山忠裕) 下野守

土大炊頭

名乗判

大久保出雲守殿 堀田豊前守殿

# 若年寄衆書状者爰ニ略ス、

御超歳、 出会同道、 而被成御返候二付、 御奉書懸御目候段申述、 右ニ付、 年始之御規式首尾好被為済、 和泉守殿江罷越、 八時出雲守江案內申遣候、 請取罷帰 用人江相渡候、 用人呼出、 熨斗目・麻上下着用、 乍憚恐悦至極奉存候 無程用人罷出、 公方様 右大将様益御機嫌能被遊 御 一覧相済候由ニ 柳番所前二而

一、今朝養源院 頼申遣候、 尤 御城出入及案内候 御仏殿江参詣二付、 留守中月番心得之儀、 出雲守江例之通

一、六半時、出雲守組頭小栗猪三郎・鈴木主税、 上田犀之助被参候二付、 出懸於書院遂面会候 我等組頭国領十郎右衛門(帰田正民)

我等長袴着用、 組頭同道、 供廻り例之通召連 西御門ゟ致 城出

松平和泉守殿江 御城出案内使者例之通、

出雲守我等組頭月番汽案内例之通申遣候

九時前 御城入、 尤案内使者例之通、

我等 御城入後、 出雲守養源院江当拝礼被罷越候、

### 同十五日

昨日町奉行衆ゟ被申越候ニ付、 両組与頭幷御番衆祝儀として被参候ニ付、 当日為祝儀諸司代江罷越候二付、(松平乗寬) 五半時前罷出 例之処より同道罷越候、 、用人呼出、当日祝儀申置候而、直二罷帰申候 熨斗目・麻上下着用、 例之通及面会候 尤今日和泉守殿逢断之旨: 大久保出雲守江

### 同十七日

、七時頃致 席之様子江戸上野之通相替儀無之候、 之者二為掛手水候、 与頭伴五兵衛・石原太郎右衛門、 玄関ゟ罷出候、 尤長襠くゝりおろし、 鳥居外北門ゟ金地院方丈江罷越候、 刀番江渡し、 致案内候、 長襠着用罷出候、 同道いたし候、 所司代立者 御城入之節、供頭之者例之通途中ゟ差遣し候、経平乗尊) 但 御城出前、出雲守江月番頼、表手紙を以申遣、猶又徒使例之ことく、 茶煙草盆出、 御宮泣拝礼罷越候二付、昨夕ゟ忌服相改、 御鳥居内迄駕籠脇之者召連候、 清草履はき替罷越、 御城入候、 金地院在府中ニ付不罷出候、 尤大久保出雲守組与頭小栗猪三郎・山本清兵衛、 夫ゟ敷居折曲角迄供頭刀番両人召連、 金地院門前ニ於て下乗、 組頭江会釈、 板縁内にておろし罷通候、 出入共組頭衆会釈等、 御門下薄縁上ニ而長襠くゝりおろし拝礼、 先達而参り被居候間、 例之通無程罷立、 上段次之間江罷通、 拝礼相済、 向而右之方ニ手水鉢有之、 、御仏参之節之通、相替儀無之、 尤委しくハ絵図ニ有之候、 御宮御門前江案内之者出居、 元之所ニてくゝり致、 御鏡·雜煮出候間致頂 板縁二而くゝり致 今日九時頃熨斗目· 組頭衆ニも被通候、 於書院二出懸及挨 右之所ニ而刀取、

一、献備之御太刀目録、昨日金地院≒用方使者を以差遣し置候、

### 同廿二日

、大久保出雲守ゟ用方之者為使者、昨夕町奉行衆より申渡之儀有之候ニ付、(戦等) を以被差越候、 江之届書幷町奉行衆・御目付衆・組頭衆江之為知等、 備後守申渡候ニ付、 助儀者江戸を搆、 今日牧備後守御役宅出出雲守家来壱人差出候之様、被申越候ニ付、 無銭二而立入、木戸番之者与酒狂及口論候一件、吟味之上依御下知二、八 処、 同人召使中間八助・銀蔵・新七儀、去八月十七日、四条北側芝居江 承知之旨及相答候、 委敷者表留ニ有之故略ス、 洛中洛外払、 出雲守差扣之程、 且和泉守殿江以使者被相届候届書写も下手紙 銀蔵・新七儀者江戸を搆、洛中払申付候旨、 江戸表江相伺候ニ付、 宜敷取斗候樣被申越 松平和泉守殿 被差出

段以用人被御申聞候、進達書左之通、即刻供揃申付、我等壱人和泉守殿江罷越、左之書付致進達候処、落手之、即刻供揃申付、我等壱人和泉守殿江罷越、左之書付致進達候処、落手之

# 堀田豊前守

上置候、以上、右ニ付、差扣之程、江戸同役共迄申越、御老中方江申上候間、此段申若ニ付、差扣之程、江戸同役共迄申越、御老中方江申上候間、此段申芝居江罷越、及口論候一件御仕置被(仰付候ニ付、於出雲守恐入奉存候、大久保出雲守召仕中間八助・銀蔵・新七与申者、去八月十七日、四条

正月廿二日 堀田豊前守

同廿四日

### 同廿九日

、為着怡右京太夫旅宿江罷越、取次迄申置、直二罷帰申候

### 二月朔日

和泉守殿御逢有之、例之通相済罷帰候、罷出候段、且当月月番茂出雲守出勤迄者我等相心得候段、申達置候、夫ゟ入用帳幷添書共致進達候、夫ゟ出雲守伺中ニ付、出礼幷其外之儀ニ而も不、今朝五時出宅、松平和泉守殿¤罷越、当日祝儀申述、去月分定式小繕御、

両組中当日祝儀、 出雲守伺中ニ付、 出礼無之候

候而、 川金右衛門上京御機嫌相伺候通故、 右京太夫ニも在京中ニ付、 丸酒井若狭守殿・松平能登守殿御伝言無之候、 今日大坂町奉行高井山城守上京ニ付、(\*\*\*) 尤大久保出雲守伺中二付、我等壱人松平和泉守殿江罷越候、 (數華) 我等罷出、 御機嫌相伺候、 為伺御機嫌被参候間、 尤委敷者去辰年十一月廿二日 爰二略ス、 為伺御機嫌、服紗小袖· 無程罷帰候 且御老中方御欠席無之、 同人何御機嫌相済被引取 高家大沢 麻上下着 西

越候間、相応返答ニおよひ候 順覧被差越、今日ゟ月番被相務候之旨被申越、 不及差扣旨被 出雲守ゟ用方之者為使者、去月廿二日差扣之儀、(矢久保教者) 同十四日 仰渡候段、江府月番戸田和泉守ゟ申来候由、書状返復も為 我等月番相勤候挨拶も被申 江戸表江被申越候処、

、出雲守用方之者為使者、月番箱幷鍵箱、 直書相添、 例之通被差遣候、

も以使者口上書差出候 我等風邪ニ付不罷出候ニ付、 大久保出雲守江手紙差出、 松平和泉守殿江

### 当月我等月番相務候二付、(堀田正民) 三月朔日

以使者月番箱・鍵箱、

例之通以直書被差越候

、昨日松平和泉守殿より以御剪紙、 二付、 和泉守殿江罷越、 申越候間 松平肥後守方江御引移、 、共罷越候儀故、 相応及返復候、 今朝五時過、 用人呼出、 祝儀幷安否用人迄申述候、 花色無地熨斗目着用、 即日御婚礼被為済候二付、 為恐悦罷出候段申達、 今般於江戸表 夫ゟ無程於大書院御逢有之候 例之処ニ而出雲守出会同道、 且例年当月出礼無之候 為恐悦今日罷越候様被 元姫君様に先月廿三日(徳川家斉女)

> 両人罷出、 元姫君様御引移御婚礼被為済、 恐悦之旨申上直二退去、

夫ゟ無程帰小屋致し候、

為祝儀罷越、 五時過、 熨斗目・麻上下着用出宅、 例之通相済、 帰小屋いたし候、 大久保出雲守同道、 松平和泉守殿江

為祝儀両組頭幷御番衆被参、 例之通面会ニおよひ候、

今日地役衆江年頭祝儀幷時候見舞旁罷越候二付、 西御門ゟ 御城出いたし候而、 五時服紗小袖

町奉行 曽 我豊後守 牧備後守

森川美濃守 ( 素 )

洞附

成瀬因幡守小笠原豊前守

御門番之頭 石渡亀次郎 壺井隼人

重野長左衛門

右次ニ外相廻り候ニ付、 但御目付衆在坂二付、其儀無之 七時頃致 御城入候

#### 同九日

本清兵衛、 今日坂本辺為巡見罷越候二付、 我等組頭国領十郎右衛門・上田犀之助被参候 六ツ時過大久保出雲守組頭鈴木主税・山 (\*\*\*)

番衆同道ニ而先江被出候、 我等野服着用出懸 書院ニおゐて及面会候 其外例之通故、 爰二略ス、 主税・犀之助ニ者其以前御

巡見ヶ所書左之通

### 同十五日

ら被申越候間、用人迄当日祝儀安否申置、直ニ罷帰候、殿今日仁和寺宮≒ 御参殿被成候ニ付、月並出礼申置ニ可致旨、町奉行衆殿う日仁和寺宮≒ 御参殿被成候ニ付、月並出礼申置ニ可致旨、町奉行衆一、為当日祝儀、大久保出雲守同道、松平和泉守殿≒罷越候、尤昨日和泉守一、為当日祝儀、大久保出雲守同道、松平和泉守は悪意)

、両組頭幷御番衆被参候二付、例之通及面会候!

### 同十六日

朝日忠三郎同道、野服着用罷出候、、今日嵐山辺為巡見罷越候ニ付、六時過大久保出雲守組与頭小栗猪三郎・、今日嵐山辺為巡見罷越候ニ付、六時過大久保出雲守組与頭小栗猪三郎・

#### IP H I I I

挨拶、 を以勝手次第退散被致候様申達候 敷出来候、此上共弥入念候様申達候、 錺附宜敷旨被申聞候二付、 速水鉄之助、 夫ゟ両御用職人年寄共目見申付、 御道具見分宜敷出来之段申達、 我等組石川又四郎御道具持参有之、 御弓方御道具御新調・御修復、 五時頃大久保出雲守月番我等小屋江被参候、 我等組日比野七之丞御道具持参、 出雲守・我等一同罷出、 用方之者披露、 先格之通御櫓江被相納候様我等申達 奉行衆取合被申退引、従夫用方之者 御具足方御道具御修復出来、 錺附候様申達、 御具足奉行出雲守組原田 奉行衆江面会、 月番我等ゟ御道具宜 御弓奉行出雲守組 書院江御道! 相応及

御城出御届者不申上候段申達扣居候処、 先下り御番衆姓名書以用人進達、 割先下り御番衆明廿三日明後廿四日出立被致候書付、 小栗猪三郎 夫ゟ所司代江罷越、 木曽路旅行相伺候処、 御城出之段も委細被致承知候段申聞候間、 鈴木主税、 当四月帰府之節、 不及此儀旨御附紙を以被 我等組頭伴五兵衛·国領十郎右衛門同道: 且従是直二知恩院招二付罷越候間、 参向之公家衆帰路道中障り可申哉 無程用人罷越、 直 二罷出、 幷宿割御番衆幷看病 仰渡候二付、 書面類慥 夫ゟ出雲守組 二被致落 両組宿 別段

> 七半過 等出、 玄関出、 今日種々御馳走罷成忝存候段申述、 吸物・酒肴等出、 夫ゟ境内一心院、 長左衛門被申聞候間、 山■江罷越、 御殿番重野長左衛門為取持、 絵図之通着座、六役僧被出相応及挨拶候、御門番之頭壺井隼人·石渡亀次郎 院江罷越、 夫ゟ二十七菜之料理、 御城入、 六役僧送り申候、 玄関迄役僧出迎、 六役僧之内案内有之、 蕎麦切出、 其外所々六役僧之内案内二而致一覧候、 先格之通肩衣取り、 御門番之頭長左衛門はも今日之挨拶申述罷出候 菓子・濃茶後、 先江被参被待居候間、 餐応相済申候、 御位牌所前 絵図之通罷通着座、 夫より庭通り罷帰、 通 襠斗ニ罷成候、 菓子薄茶、 夫より肩衣着用、 致案内、 相応及挨拶候、夫より 盛り受菓子、 大方丈中段江罷 無程肩衣取り候様 御位牌所前通り、 無程山亭江罷帰、 夫ゟ吸物・酒肴 六役僧江逢、 煎茶、

但智恩院大僧正此節住職為御礼江府表立下り候留守中ニ者候得共、兼届申達候儀故、 御城入之節斗使者遣候、守組頭衆立出入とも案内使如例之、諸司代立者今朝用人迄 御城出之但 御位牌所前通往返共、致平伏罷通候、且今朝月番頼如例之、出雲

而申付ケ被置候由ニ而、

今日招有之候、為念記

異旅行被致候様相応及挨拶候、 明後日為宿割出立ニ付、 候旨申達、 於書院四人之衆エイ一同面会、道中慎之儀下々迄かさつ成儀無之様可被申付 為暇乞被参候儀者令用捨候段申達候、 被参候間、 出雲守組柘植平四郎·森川新八郎、 於小書院忠三郎・犀之助江面会、 同役衆江之書状相渡、 出雲守組頭朝日忠三郎、 組頭衆取合被申候 伝言も我等月番ニ付申達候、 我等組矢部大助・久保佐十郎 例格之書付犀之助江相渡候、 相応及挨拶、 我等組頭上田犀之助同道 今日被参候故、 夫ゟ道中無 夫より 明 日 •

前条之如く申達、無異旅行被致候様申達候、組頭取合被申候、門、松平縫殿頭組ゟ代々人石川九兵衛被参候間、於書院面会、道中慎之儀兵衛、我等組小川杢左衛門・高尾学之丞、戸田和泉守組ゟ代人小林又左衛藤太・平岡三右衛門・太田善次郎・小林角右衛門・宮重八十之助・市岡仁藤和原先下り被相願候、出雲守組窪田与左衛門・須田次郎太郎・平岡弥

廿四

拶候、 罷出、 月番上座並被申、 儀之旨申達、 江御破損奉行被出向、 損奉行衆江申達、 夫ゟ出雲守小屋江同道罷越、 雲守被申聞、 向被申候間及挨拶、 、時之上下着用、 今日於御厩曲輪、 我等組迄不残相済、 月番組頭朝日忠三郎・上田犀之助取合被申侯、 我等家来下奉行之者披露いたし候ニ付、 着座之後江差置申候、 両人同道罷出、 先登り出雲守組ゟ小的矢弐被射候、 御破損奉行礼被申候、 右ニ付五ツ時罷出可申処、 其次二御破損奉行被罷居候、 大久保出雲守小屋江罷越見合罷在、 御番衆二者射場二相揃被居候間 定式之小的大的致見分候二付、 案内二而内江入致見分、 両人とも見物所罷立、 右之序御破損小屋見分いたし候ニ付、 一汁三菜之掛合料理相伴ニ而被差出 尤先登り出雲守上座被致候、 夫ゟ御厩曲輪罷越、 天気相ニ付少々見合、 帰り懸右木戸内ニ棟梁弐人 月番我等より出精相 月番組頭江射始可申旨、 組頭衆初之場所迄被送候 尤立つくはいとも二手被 無程組頭衆ゟ案内有 昨日両組頭衆幷御破 出雲守我等 見物所江上り、 入口迄両組頭衆出 夫より両組頭 一同及挨 刀者 太

、八時過頃、 もよふ出精之義与申達、組頭衆取合有之、銘々小屋江罷越候、 順者今朝之通り、 八半時頃大的相済、 破損奉行案内有之候間、 組頭衆ゟ案内有之、両人同道罷越、両組頭斗被出向、 大的三手可被射候処、 今朝之場迄両組頭衆幷両組中被罷出候間、 及挨拶候 天気相ニ付、 壱手被射候様申渡候, 尤出入之度々 何れ茂中り 大的初

茶煙草盆等双方ゟ差出候、 但中り附者用方之者一人、祐筆壱人宛、 中り附為致候、 尤出雲守・我等も中り附致し候、 委細者表留二有之候 双方ゟ差出、 見物所下之方ニ 其外給仕之者

我等組御番衆千本屋敷ニ而弓術稽古有之候ニ付、 出懸り松平和泉守殿江罷越、 御城出之届申述 左之書付以用人致進達候、 別段使者差出不申候段も申達候 九時より為見廻り罷越 且直ニ千本屋

〇古木棟梁江遣候伺書

通

○御弓二張、御矢弐百筋

御門御多門納置候書付 御征矢百筋、 御簟笥一荷、 御関弦五十筋、 御箱とも新規出来ニ付、 通 東

御征矢十五筋、 御数矢弐百廿八筋、 御修復出来二付、 同 所江 納候書付

通

○大坂廻り数御具足四領幷御箱御甲包御服紗とも御修復出 宝来ニ付、 御櫓

)御弓方・御具足方代銀請取証文、 御裏印之儀申達候書付

無程以用人御落手之旨、 千本江罷越、 七時頃致小屋帰候 且御城出之段も承知之旨被御申聞候、 夫ゟ直ニ

同廿八日

今日伏見奉行仙石大和守江為見舞罷越候二付、 六半時頃時之上下着用罷

右序二字治江罷越、七半頃

御城入いたし候

一、昨日申達候通、今昼時残り番与力生田惣右衛門、 間ニテ同心江通掛目見申付、 表江罷越候間、 ニ付不罷登候間、 之者披露、 務、一段之旨申達、用方之者取合セ有之候、夫より米払・与力呼出、 院江出座、 同心先残り番南条平蔵・万年市郎兵衛罷出候ニ付、 先達而残り番与力罷出居、 請取米骨折太儀之旨申達、 諸事入念候段も申付、 返納金持参、 与力披露、 大坂表江罷越候様申付候二付、 且我等組先残り役石原甚左衛門病気 用方之者披露、 用方之者取合セ有之候、 直ニ我等退去 目見申付候間、我等書(編甲正民) 米払今井四郎左衛門、 先残り番勤役無滞相 夫ゟ鉄炮之

四月朔日

今日ゟ出雲守月番被相勤候間、 例之通月番箱以自書相送候

斗目• 為当日之祝儀、 麻上下着用、 且我等幷組頭 諸司代江罷越候 同道罷越候 御番衆足痛下冷二而、 用人呼出 三付、 五. 半 当日祝儀申述、 -時頃出雲守ゟ案内ニ而、 夏中足袋相用候段も右序ニ申 左之書付致進

# 三月中御破損方銀米書付添書共弐通

御落手之旨、 以用人被御申聞候、夫より和泉守殿御逢有之、例之通相済(総भ乗尊)

何れも月番組頭取合被申候而我等退去、 在勤無滯被相勤一段ニ存候、帰府之上和泉守・縫殿頭はも可申達段申渡、信用光弘」(松平乗巻) 夫ゟ跡改御番衆江面会、 且小屋取締御番衆江面会、 ニ付而者、 精被相務一段之旨、且道中慎之儀厚被心得、下々迄かさつかましき儀無之 夫より小書院江出座、 組頭衆・御番衆当日為出礼被罷出候間、 夫より於書院御番衆一同江面会、当日祝儀及挨拶候上、在番中無滞出 可被申付旨申達、 於小書院組頭衆江面会、当日祝儀申述候上、在番中無滞被相勤候趣申 別而道中被入念候様申達、 組頭衆取合被申候、 在勤中無滞被相務一段二存候、 在役衆江面会、在役中無滞被相勤一段之旨申達、 在勤中無滯被相勤、 夫ゟ代人・取人之衆江面会、 直ニ退去、 納之出礼ニ付、 小屋取締も宜一段之旨申達、 此度跡改被相勤候 熨斗三方差出候 永々之

江面会、同様及挨拶候上、 組頭衆江面会、 出雲守組頭幷御番衆為出礼被参候間、熨斗蚫三方為差出候上、 当日祝儀幷在勤中無滞被相勤候段申達、 在番中無滞相勤候段も申達、 夫ゟ於書院御番衆 組頭取合被申候

> (表紙) 七 同廿四日迄 従四月六日 二条在番中手留 文政四辛巳年

衆江罷越候、委敷者表留二有之故略、 我等無程致交代候二付、 為暇乞時之上下着用、 西御門ゟ 御城出、

一、酒井但馬守組御破損奉行三浦又左衛門、「忠宣」同七日 、右御破損奉行・宿割御番衆持参之書状者、月番出雲守江被差出旨被申聞候、 被参候間、 左衛門、但馬守組宿割鳥居五太夫・小沢猪三郎上着、被致 時之上下着用、於書院遂面会、相応及挨拶候 五嶋伊賀守組御破損奉行小野吉 御城入候ニ付

、五嶋伊賀守組宿割由田与十郎・松平又三郎上着、(邏龍) 時之上下着用、 於書院遂面会、 相応及挨拶候、 御城入候付被参

今朝酒井但馬守上着ニ付、 今日我等月番相勤候二付、同十日 大久保出雲守ゟ御用箱例之通被相送候 旅宿江罷越候樣案内旁、 西御門迄以使者被申

越候、

、五半時頃出雲守案內申遣、 和泉守殿江罷越、 罷越候間、 別段御届申達間敷旨申述候、 左之書付致進達候而、 服紗給・麻上下出宅、 最早但馬守着二付、 例之処ゟ同道、 是ゟ直ニ旅宿 松平

○但馬守上着次第同道可致、 但馬守北之御門ゟ 御城入二付、 壱通 御門江被

○御番代日限柵木戸御断書付

、右等之趣御承知之旨申聞候之間、 持参被相渡候二付、 奉書被相渡候二付、 御座候之旨、 夫ゟ熨斗三方・茶煙草盆出候、 我等共向々着座ニ付、 猶又先達而差下置候今切御関所鉄炮証文、御老中方御裏印相済候由 御老中方御伝言被申聞、 被申聞候之間、 月番我等罷出請取、 両人遂披見、 少し下之方へ下り、 御同意恐悦奉存候旨申述候、 但馬守着幷御暇拝領物之歓相応申述、 右鉄炮証文者先下り出雲守請取被置候 直二罷出、 西丸御老中方者不残御欠席之旨被申 出雲守と一緒ニ拝見、 御機嫌相伺候処、 上使屋敷但馬守旅宿江罷 御老中方ゟ之御 御機嫌克被成 終而我等懐 尤但

申達、 断被申述、 二罷越、 暫申談、夫ゟ同道所司代江罷越候、 但馬守ゟ茂相応口上被申述、 着座も同様之事、用人エン逢、 明後十二日交代之節、 柵木戸断書付被差出候、 杖幷夏足袋之義、且組中杖・夏足袋等 我等ゟ但馬守上着ニ付、 尤月番我等、出雲守、 但馬守与申順 致同道候段

馬守ニ茂吹聴等被申聞候

但馬守 之間迄送り有之候 来ル十二日、 奉書上包之儘致進達候処 奉書幷御蔵証文進達、 之際ニ着座、用人会釈いたし候而、 暫過、 但馬守ゟ在番中宜敷御差図被下候様被申述、 右大将樣益御機嫌克被成御座恐悦之旨被申達候上、( 應用家慶) 上意拝領物之吹聴等被申述候、 和泉守殿書院江御出席二付、 但馬守与交代いたし候段、 御老中方御伝言御欠座等之義被申聞、 御披見直二御返有之候二付、 絵図之通一同罷出着座、 但馬守、我等、出雲守与申順 出雲守ゟ被申述、 夫ゟ月番我等罷出、 被罷立候節 致懐中復座、 進ミ被申、 我等共江之御 元席江復座、 但馬守ゟ

> 、今日之御奉書左ニ記 、夫ゟ用人エン逢、直ニ但馬守同定いたし、北御門ゟ致 馬守被相立、 我等相伴ニ而差出申候、 廊下橋より御焼失跡見分、 尤御番所江者上り不申候、 我等当番之組頭伴五兵衛被出、 申送り等有之、 院下之間辺ニ出迎待受被申、 直罷出、三人同道致 江通、 江同道いたし、 熨斗三方・茶煙草盆等差出、 西御門ゟ 夫ゟ三人同道罷出、 出雲守小屋江罷越、 小屋手前ゟ先泣参り、 御城入候、 御城出、 焼もの酒近年省略ニ付、 夫ゟ跡江戻り、 尚又跡江戻り、 直二居間江被通、 御番所相替儀無之旨被申聞、 玄関式台迄送候、 北二之御門內出雲守下奉行之者罷 二丸御門江入候処、 尤小屋少し手前ゟ出雲守先江被参、 夫ゟー汁三菜懸合之料理、 二丸御門出、 御門を出、 書院下之間辺迄出迎 熨斗三方・茶煙草盆出、 差出不申候、 出雲守ニも被罷帰候 中仕切御門通り、 御本丸御門入、 御城入侯段申述 大御番所木戸際江 相応及挨拶、 暫申談、 出雲守· 御 我

堀田豊前守殿 大久保出雲守殿 水 阿 青 土 備中守 加賀守 出羽守 下野守 大炊頭

猶又為二条御城在番代、 筆令申候、 御番所引渡し、 公方様 組共可有帰参候、 右大将様益御機嫌克被成御座候間、 酒井但馬守・五嶋伊賀守被差遣候条、 大 加賀守 (天久保忠真) 恐々謹言 可心易候

三月廿五

水 出羽守

備中守

青 下野守

£

同分

堀田豊前守殿 (正民)

致進達候処、御承知之旨被御申聞、直ニ罷帰候、一、今四時、時之上下着用、松平和泉守殿\\\\\我等壱人罷越、以用人左之書付一、今四時、時之上下着用、松平和泉守殿\\\\\\\\\我等壱人罷越、以用人左之書付

一、大久保出雲守為暇乞被参候之間、熨斗三方差出、無程被帰候間、玄関式来・下奉行・御破損奉行下役之者、最早御門出入不致候書付 壱通 一 で通 で の 御破損方御用済ニ付、御破損奉行北御門出入御張紙御引替之儀、且家

熨斗三方被差出候、無程罷帰候、玄関式台迄送り被申候、一、九半時頃、服紗給・麻上下着用罷出候而、出雲守小屋≒為暇乞罷越候之処、

進候、御挨拶被仰越候ニ付、及直答候、、和泉守殿ゟ以使者、我等交代近々相成候ニ付、此間使者を以鮮鯛一折差

同十二日

我等与申順ニ罷在候、 勝手次第 程但馬守・御目付衆、 者小紋・裏付上下着用、出雲守ニ者羽織・袴ニ而被罷出、 次郎待合出向被申罷通、 而出会同道、西御門与力番所は横手之障子之所ら上り、 今朝出雲守与但馬守交代二付、(大久保教孝) (酒井忠宣) 御城入被致候樣、 但馬守相応挨拶之上、 御目付遠藤新六郎・興津隼人二者、 出雲守、 亀次郎ゟ為申遣候之処、 我等与申順二着座、 七半時供揃置、出雲守ゟ案内有之、 出雲守ゟ上ニ着座、 茶煙草盆出申候、 早速 亀次郎被申聞候間、 御門番当番石渡亀 但馬守、 我等小屋門前ニ 我等ゟ少し下ニ 御城入有之、

付、我等幷御目付衆≒被相達候、出雲守人数順々繰出不残相済、夫より出雲守組頭朝日忠三郎召仕駆落之書と処≒被参、供頭之者≒人数繰出之儀被申付候、亀次郎御門開候様差図有之、出可然旨、月番我等ゟ申談、亀次郎≒申達候、則出雲守刀取持、横手障子間を置着座有之候、六ッ之御太鼓打切、提灯引候上、時刻至候間、人数繰間を置着座有之候、六ッ之御太鼓打切、提灯引候上、時刻至候間、人数繰

己置、但シ組中家来駆落・病死之者有之候得者、何れ茂相達候事ニ候、為念

- 此節御目付者敷居迄送り被申候、、夫ゟ被致暇乞候間、相応及挨拶、江戸同役並伝言相頼候而、出雲守立被申、
- 江罷帰候、尤後刻所司代江可罷越旨申談置候、及挨拶、障子之処ゟ同道罷出、我等小屋前ニ而但馬守ニ及挨拶、直ニ小屋繰入不残相済、夫ゟ尚又少し見合候而、但馬守申合、御目付幷御門番衆江但馬守刀被持、横手障子之処江被参、供頭江人数繰入之儀被申付、人数順々の門番が立帰り着座之上、但馬守人数繰入可然旨申談、亀次郎江相達候、、御門番所立帰り着座之上、但馬守人数繰入可然旨申談、亀次郎江相達候、
- 出雲守と交代相済候段届申達候、夫ゟ左之書付致進達候、罷出、例之所ゟ同道所司代エ罷越、用人呼出、月番我等ゟ、今朝但馬守、、五時過但馬守ュ案内申遣、時之上下着用罷出、但馬守ニ者麻上下着用被
- ○明後十四日ゟ但馬守月番相勤候書付 壱通
- 対話有之被罷帰候、近年申合之通り、焼物幷酒等者差出不申候、御日柄故尤精進いたし候、暫一、夫ゟ我等小屋エロ買いたし、居間エ通し、熨斗三方出之、朝飯振舞申候、
- 越侯漬り談置侯、一、但馬守≒交代相済候歓、今日可参処、取込被居候由ニ而断ニ付、明日罷
- 、一昨十日持参有之候御奉書、御請御老中方立之呈書、且同役衆立之書状共、 昨日我等方ニ而仕立、 丸老若御側衆、 出雲守組頭鈴木主税・山本清兵衛、 於小書院面会、 同役衆江之書状共、和泉守殿江近日之宿継便江以使者頼遣候、 但馬守、 相応及挨拶候、 出雲守江入一覧置候、 我等ゟ呈書差出候ニ付、 且御番衆者被申置候 明日出立ニ付、 将又今日交代相済候二付、 是又我等方ニ而仕立、 暇乞として被参候ニ 但

一、四時、 於居間熨斗三方被差出候、 服紗給·麻上下着用罷出、酒井但馬守江罷越、 無程罷帰り候 無滞交代相済候悦申述

大久保出雲守組頭小栗猪三郎・ 於小書院面会、 相応及挨拶候、 朝日忠三郎、 御番衆二者被申置候 明十四 旧 田 出 <u>\</u> ニ付被参候之

番箱相送候処、 酒井但馬守今日ゟ月番被相勤候ニ付、 (\*\* 章) 同十四日 無程落手之旨返報被差越 用方之者使者として直書相 月

持参、 旨被御申聞候 我等組御蔵奉行仮役仁科次郎太郎御役屋敷引渡、 我等壱人松平和泉守殿江罷越、 以用人致進達候処、 昨朝出立 御請取御承知之 いたし候書付

今朝五嶋伊賀守上着二付、 旅宿江罷越候様以使者被申越候

所ゟ同道、 候之様 五半時、但馬守ゟ案内有之、(酒井忠道) 町奉行被申聞候、 所司代江罷越候処、 和泉守殿頭痛気ニ而、 式日二付、 服紗給・麻上下着用罷出、 当日祝義申置ニいた 例之

、無程用人罷出候間、当日祝義申述、左之書付致進達、最早伊賀守上京に付、 今日者出礼之儀御断可申処、 従是直二旅宿江罷越候間、 しるし置 別二御届申達間敷旨、 前文之通り御不快御断ニ付、 但馬守ゟ被申達候、 其儀無之、 為念 尤例

○伊賀守上着次第、 御申付候様申達候書付、 同道可致旨、 尤但馬守持参被致進達候, 同 人北御門 5 城 一人 ニ 付 御門江被

請取御承知之旨、 被御申聞候

我等与申順、 夫ゟ但馬守同道! 御暇拝領物・上着之怡等相応及挨拶候、 旅宿二而者我等、 上使屋敷伊賀守旅宿江罷越、 但馬守与申順二致着座候、 伊 尤達中者月番但馬守、 賀守次之間迄被出 暫申談罷在、 迎

> 賀守同道罷出、 但馬守、 伊賀守与申順二罷越候

候ニ付、 門内ゟ我等下奉行之者致先立候、 無程用 而御出 関式台迄送ル、 茶煙草盆差出候、 無程罷立、 茶煙草盆出、夫ゟ一汁三菜掛合之料理、 馬守先江被参、書院下之間辺二而待受被申、 御門ゟ致 之吹聴も被申述候、 嫌能被成御座候旨、 内茂同断之断等被申達、 致同道候段被申達候、 ニ而無程罷出、 夫ゟ所司代江罷越、 人罷出、恐悦之至申聞、 礼御断二付、 小屋手前ゟ先¼罷越、書院下之間辺ニ待請、 御城入候段、 我等下奉行之者先立二而、 今日者逢不被申侯段申聞侯間、 尤此度者申送り等無之候ニ付、 夫ゟ明後十七日、 伊賀守被申述 定而御逢茂無之哉与猶又為念承り候処、 右之順ニ着座、用人呼出、但馬守ゟ伊賀守上着ニ付 伊賀守ゟ茂相応口上被申述、 但馬守被申述、 交代之節柵木戸断書付被差出候而、 其外相応御挨拶有之、 但馬守小屋江罷出、 且御留守無御別条旨 伊賀守与交代仕候段、 中仕切御門通り、 両人相伴二而被差出候、彼是申談 三人同道 直二居間 公 方 様 両人共無程被帰候間、 居間江通し、熨斗三 御城入いたし、二之御 杖幷夏足袋断、 直ニ伊賀守同道、 へ被通候、 尤小屋少し手前ゟ但 我等小屋江被罷越 右大将様益御機 (<sup>徳三家慶)</sup> 処、何れ申聞候由 猶又御暇拝領物 我等ゟ申 今日御不快ニ 熨斗三方· 玄 北

番二付、 但例者、 右之通取斗候 先格も有之候間、 二丸御番所・御本丸御焼失跡見分有之候処、 右両所江ハ不罷越候、尤今朝但馬守江茂申談、 伊賀守二度目 在

渡候ニ付、 右所司代江罷越候節、 書状相頼候段、 明 申達候、 《後十七日江戸表云次飛脚差立候書 面 用 人相

衆者被申置候 我等組与頭伴五兵衛・石原太郎右衛門、 為暇乞被参候間 及面

意被成下忝段申述、 紗給・麻上下着用、 明十七日交代二付、 扣居候処、 所司代江罷越、 為暇乞所司代・酒井但馬守江罷越候ニ付、「松平乗寛」(忠宣) 用 人罷出、 用人呼出、 御逢可被成処、 暇乞口上申 御不快二付御 達 五半時

無程罷帰り候、とら但馬守≒罷越、於居間面会暇乞申述、熨斗三方被差出、之旨申聞候、夫ゟ但馬守≒罷越、於居間面会暇乞申述、熨斗三方被差出、

但供廻り者旅具ニ而召連候事、

- 一、五島伊賀守用方本多潤平、為小屋割罷越候間、及直答候
- 三方差出、無程被帰候、一、但馬守服紗袷・麻上下着用、為暇乞我等小屋立被参、於居間面会、熨斗一、但馬守服紗袷・麻上下着用、為暇乞我等小屋立被参、於居間面会、熨斗

#### 旧十七日

- 罷出呂唉、中仕切御門際迄折廻し、一行ニ立置申候、七半時前羽織・袴着用、玄関11中仕切御門際迄折廻し、一行ニ立置申候、七半時前羽織・袴着用、玄関11、今日五嶋伊賀守与交代ニ付、暁八時ゟ人数相揃、七時小屋門前12繰出し、
- ゟ小屋請取候様申達候、尤我等下奉行之者及披露候、行之者出会、口上も有之候間、書院次之間ニ而逢候而、相応及返答、家来一、伊賀守小屋請取之家来下奉行山田衛門兵衛、七半時 御城入、我等下奉一、伊賀守小屋請取之家来下奉行山田衛門兵衛、七半時 御城入、<sup>帰田正氏</sup>
- 御目付ハ我等ゟ少し間を置着座有之候、夫ゟ我等組中家来駆落之者有之候 及挨拶候上、我等占上二着座有之、伊賀守、我等、但馬守与申順二罷在候、 目付遠藤新六郎・興津隼人同道、 夫ゟ六時前頃、 合セ、出迎被申罷通り、我等、但馬守与申順ニ致着座候、 我等義も致同道、 右書付御目付江壱通宛相達候、但馬守江茂為扣相達候 勝手次第 伊賀守・御目付、 七半時過頃、 西御門与力番所横手障子之所ゟ上り、 御城入被致候様、隼人ゟ為申遣候処、 時之上下着用、 御城入有之、御番所江被参、伊賀守相応 石渡亀次郎宅江揃候段申来候旨、 我等小屋門前迄被参候二付、 御門番壺井隼人待 茶煙草盆出申候 無程伊賀守・御
- 被申聞候間、 老壱人、 門明候樣差図有之、 番但馬守ゟ被申聞候ニ付、 い頭之者

  江人数繰出し、 六ツ時之御太鼓打切、挑灯引候上、時刻宜候ニ付、人数繰出可然旨、 為致時宜候人数繰出し相済、 相応及挨拶候、 夫ゟ我等人数順ニ繰出申候、 先立与力へ申遣候様申付、 御門番江茂申達、 御目付衆敷居際迄送り被申候間、 両所江暇乞いたし、 我等刀持、 先立之与力壱人・押之家 元之所へ帰府、 左之方障子を明ケ、 同役衆江之伝言 及挨拶候 月

届申達候、尤下奉行之者旅具之儘ニ而差遣候、 、西御門罷出候節ニ、松平和泉守殿¤以使者、只今交代相済出立致候段、 迄行列ニ而罷越、蹴上ニ而御鉄炮為仕舞、自分武器同所ニ而為仕舞申候、 (素章) な行列ニ而罷越、蹴上ニ而御鉄炮為仕舞、自分武器同所ニ而為仕舞申候、 り被申候間、是又相応及挨拶候、御橋先ゟ乗輿、三条大橋 御番所正面ゟ罷出、手廻り之人数斗ニ而 御城出いたし候、御門外御橋迄

- 江も通り懸ヶ目見申付、尤与力取合いたし候、下々迄申付候様、尤同心立も申付候之様申渡ス、用方之者致披露候、同心、蹴上休ニ而与力・同心共目見申付、兼而申付候通、道中入念非分無之様
- F付、尤言葉懸ヶ不申候、同所立札親共道案内、高木伝三郎自送りとして罷出候間、通り懸ヶ目見
- 、同所圧御門番之頭ゟ為見送りと口上書、以使者被罷越候
- 札認使之者へ為差遣候、一、大津駅≒和泉守殿ゟ徒士使を以、旅中見舞として飛札被差越候ニ付、返
- 候、且御代官手代等罷出候節も同様為取斗候、、宿々船川渡場所≒領主々ゟ使者等出候節及会釈、駕脇之者を以為致挨拶

但領主先柄次第二而及直答候事、右者其度々同様之事故、其度々不記

#### 候、

- 一、石部駅泊本陣立七半時着、止宿いたし候
- 様故ニ、此末ニ不記之候、、右本陣π跡改与力且家来罷出、宿々相改、別条無之旨申聞候、尤毎夜同、右本陣π跡改与力且家来罷出、宿々相改、別条無之旨申聞候、尤毎夜同

#### 同十八日

- 今朝六時、供揃ニ而石部駅出立いたし候、
- 夕七時前、関駅本陣江着、致止宿候、

### 同十九日

- 今朝六時、関駅致出立候、
- 桑名駅江夕七時着、止宿致し候、
- 、同駅泊≒松平下総守町奉行之者為使者見舞被申越、用事も候ハヽ可申聞(忠翼ク)

候間、 旨被申越候得者、 取斗無之候 先柄故直答及へく之処、 同人病気大切之由ニ而不被差出

、今日宮渡海可致処、 下総守ゟ被差出乗船申候、 雨天其上風烈ニ付、 船場江船奉行罷出候得者、 佐谷相廻り候、 会釈可致之処、 馳走之船松平 下総

、佐谷本陣≒尾張殿ゟ使者可被差出哉ニ、 (總=|キ♥) 守病気大切之由ニ而不被差出候ニ付、其儀 其儀無之候、

者者不被差出候之由、 為念記置 本陣江為承候処、 全帰路故二使

我等帰府後御城附ゟ断有之候、(編田温度) 但右御使可被差出処、佐谷駅 佐谷駅ゟ之住進遅成候ニ付、

御差出り

無之旨、

池鯉鮒駅江六時過着、 致止宿候

- 且日光御門主御使凌雲院上京、今朝六時、池鯉鮒駅出立、 御油宿内行合二相成候間、 右之趣以徒頭
- .方供頭之者エ為断候処、入念之段挨拶有之候!
- 明日今切御関所罷通候ニ付、下々迄髪月代不見苦様、与力・同心幷家来

下々迄申付候

- 御道具附与力工御鉄炮箱之鍵為相渡候、 我等持筒茂先格之通り相心得候(堀田正民)
- 、当年東海道下りニ付、 様為申渡候 御関所江差出被差候間、 今切御関所鉄炮証文者、 其段番人江申達候樣、 与力共江為申付候 先下り大久保出雲守先達
- 吉田駅江夕七時過着、 致止宿候

- 吉田駅致出立候
- 相済罷通り候、 荒井御関所通行ニ付、 尤御鉄炮証文者先下り大久保出雲守差出し被置候間 御鉄炮御道具附与力・同心差添、 御番所江差遣

我等取斗無之、口上ニ而為断候、(編世正民)

- 、自分鉄炮者物頭役之者御番所江改相済罷通候、 尤今日ハ御紋付之羽織着用之方宜候、 有之候、 所江目明として差出、 尤我等御番所前通行之節者、 医師惣髪坊主召連候段為断、 駕籠之戸前五寸程も明ヶ罷通り候、 尤已前目付役之者、 家来・与力共迄跡付改 御番
- 、御関所同勢不残通仕舞候段、 之段為相断候、 尤足痛ニ而後れ候者も有之候者、 為目明罷出候目付役之者ゟ、 是又断次第相通候様為申 御番所江是迄
- 、昼八半頃浜松駅着、 致止宿候、
- 一、明廿三日、 無礼無之様ニ可致旨、 様、駕籠ニ乗候もの者駕籠為片寄置、乗掛之者ハ馬ゟ下り、 日光例幣使行合二相成候二付、 与力・同心幷家来下々迄申付候 御鉄炮箱杖いたし為立置候之 かむりもの取

### 同廿三日

- 今朝六時、浜松駅出立、
- 同駅例幣使裏松宰相殿通行之処、我等着後ニ付取斗無之、 今日大井川無滞渡川いたし、夕七半時島田駅¤着、止宿いたし候、

### 同廿四日

- 今朝六時、 島田駅出立いたし候
- 夕七時過、 江尻駅本陣へ着、 止宿いたし

### 同廿五日

- 今朝江尻駅六時出立いたし候
- 沼津駅通行之節、 宿入口江水野出羽守殿ゟ使者被差出候処、(忠成) 御役柄ニ付

# 駕籠止及直答候

- 夕七半時過沼津駅江着、 止宿いたし候
- 出羽守殿ゟ当駅止宿ニ付、 使者被差越候間、 及直答候

今朝七時前、 沼津駅致出立候

断次第相通候様申達為置候、 罷通、是迄二而人数通切候段申達、尤足痛等二付、跡ゟ罷越候者も有之候者、 自分鉄炮為持罷通候段相断、尤医師惣髪坊主召連候段も為断、目付役之者 宜受為致候、 分鉄炮物頭役之者附添罷通り、夫ゟ我等罷通候節、宿々行列之通人数召連、 目明として差遣し、 行ニ立罷通り候、 昨夕之通り、 箱根御関所に物頭役之者差遣し、我等二条致交代罷下り候ニ付、御鉄炮 尤駕籠之戸為明置候、 水野出羽守殿ゟ大手前エ使者被差出候間、及直答候 御関所番人致時宜候ニ付、 人数相改候上、御鉄炮我等ゟ先エ御関所為相通、 尤新井御番所通行之通り、 人数不残通り切、目付役之者御番所江 及会釈候、足軽番所ニ而時 駕籠之戸明置候、

夕七時前、 小田原駅着泊

御関所前通候節、

雨天ニ而もかむり笠用申間敷旨申付置候

大久保加賀守殿ゟ当駅止宿ニ付、 本陣江使者被差越候間、 御役柄二付及

今暁小田原駅七時出立いたし候

酒匂川手前二大久保加賀守殿川役人被差出候二付、 駕籠脇之者ニ為致会

、神奈川駅泊江七半時過着、 致止宿候

> (表紙 八 至<sup>六月</sup> 至同十三日 従四月廿八日 二条在番帰府手留 文政四辛巳年

同廿八日

今暁七時、神奈川駅出立

六郷川無滞致渡船候

品川駅小休、半右衛門方江五半時前頃着申候!

但道中江江府月番対組ゟ之書札等有之、此方ゟ茂夫々申達候儀茂有之 候得共、表留ニ有之故、一々不記之、

一、与力共目見申付、長途無異何茂着太儀之旨申述候処、 帰着之儀為申達候、且又御鉄炮箱二入、御道具附与力・同心幷用方之者壱 人差添、先達而屋敷江為着候、 夫ゟ同心共通掛目見申付、月番与力披露、尤非番之者共、直二火縄屋敷江 用方之者取合候、

、無程品川駅出立、九ツ時過頃致帰着候、

、残番与力箕輪八郎右衛門、宿割塚田五郎兵衛、 為待請罷出候二付、玄関二而用方之者披露目見申付候、 御用残与力平石清左衛門

、対組幷其外同役衆ゟ為待受使者被差越候間、 及直答候

留守居之者使者為相勤候、 我等着為御届御老中方酒井若狭守殿・松平能登守殿、 両丸御側衆其外江者表使者差出申候、 幷両丸若年寄衆江 口上書者

表留二有之故、爰二段

#### 同七 力 日

儀無之、 口上書用人江被相渡候、 方酒井若狭守殿・松平能登守殿、 書付慥二被致落手候之段申聞候、 夫ゟ組頭衆ニ者、 頭衆者御用番斗江致同道、 候安否申述、 頃出宅之趣ニ候得共、 今日増上寺 頭衆被罷出候間、 備中守殿江罷越、 次二足俗願書出雲守被致進達候、 私共始両組頭共無滞致勤番、 無滞勤番、 御参詣二付、 勝手次第退散被致候様申達扣居候処、 及面会候、 門前二而出雲守同道、 夫ゟ帰府後 七半時出宅いたし候、 帰府いたし候吹聴幷組頭同道罷越候段申述 跡者銘々勝手次第被相廻 御用番阿部備中守殿六半時登 無程用人罷出候之間、二条 幷両若年寄衆立茂口上書持参罷越候、 夫ゟ直ニ退散、 我等も同様足袋願書致進達候、 御目見願書、 昨日迄致帰府候之段出雲守被申述、 直二表席江罷通、 尤着用服紗麻上下之事、 出雲守同道ニ而、 其外例格之書面致進達 無程用人罷出、 御城中相替候 城二付、 用人呼出

但青山下野守殿ニ者玄関向普請ニ付、廻勤御断ニ候間、出雲守・我等(患裕)

両名之口上書を以留守居之者使者為相勤候、

御請書以使者被差出候段被申越候、尤委者表留ニ有之故、爰ニ略ス、両組頭幷御番衆悴共可差出旨、御剪紙出雲守到来被致候ニ付、例之通り之、今日御用番阿部備中守殿ゟ明朔日五時登「城、二条在番帰之御礼申上、

為御届留守居之者相勤候積り、是又為念記置候、番江申上候積り二出雲守与談置候、尤西丸御用番御老中酒井若狭守殿立者、守江被成御渡候二付、以紙面被差越候間、右為御礼、明日廻勤之序ニ御用、今朝致進達候足帒願書、相用候様被成御附紙、以丹阿弥詰番酒井大和

#### **土月朔日**

進達書扣共都合八通認、持参為致候、其外用意之品々者表留ニ有之故、爰人羽織・襠ニ而、我等ゟ先≒中之口御張紙下、例之処≒差出置、組中揃書、今日在番帰之御礼申上候ニ付、用方之者壱人服紗給・麻上下着、祐筆壱

略、

り以坊主、 前之上江当病之旨認入、 郎兵衛当病之旨申聞候、 衆江面会及挨拶、 我等六時過、 差出書当番之御目付御手洗五郎兵衛江相達候 給熨斗目·麻上下着出宅登 組頭紅組中当病之有無相尋候之処、 部屋江罷越候、 夫ゟ中之口御張紙下ニ而家来江申付、 無程出雲守ニも被出候、 城、 蘇鉄之間ニ而組 武藤熊次郎· 頭 出雲守よ : 御 下次

候義、 Ŕ 而 致進達候積り二出雲守与談置候処、 御目付羽太左京稽古 今日者焼火之間ニ而御登 我等幷両組中悴共御差図ニ付罷出候段、 且当月御用番土井大炊頭殿江致進達候諸書物、 若稽古中御老中方御登 二寄候様申越候間、 城掛ヶ謁有之候ニ付、 城有之候者、 稽古相済候而も御登 出雲守・我等帝鑑之間御椽頬江 先月御用番阿部備中守殿申上 御届幷諸書物御同朋頭を以 御同朋頭林阿弥談候 同人江相頼、 城者無之候得と

一、出雲守与申合致着替候、尤上下者横麻着用之事、

向着座、尤扇子ハ部屋ニ差置候、を向着座、組頭衆ニ者帝鑑之間御椽頬末之柱ゟ下、御白書院御椽頬之方をを向着座、組頭衆ニ者帝鑑之間御椽頬束之柱ゟ下、御白書院御椽頬之方を向着座、組頭衆ニ者帝鑑之間御椽頬中ゟ弐本目之上並出雲守、我等与御庭之方間や之末座ニ出雲守、我等与申順ニ着座、無程若年寄衆出席、月並之御礼一、申上ニ而同役一同菊之間立罷出、無程御錠口ニ而帝鑑之間立罷越、在府

御礼無滞被申上 柳之間之方並退去ニ付、 替儀も無之哉之段、 将監太刀目録持出居候を、 者番披露有之退座、 無程御白書院御勝手江阿部備中守殿出座有之、 二罷出候処、 直二平伏、 直ニ両人共引、 骨折太儀之旨猶又 一段之旨怡申述、 左近将監名披露有之、 在番帰之御礼申上候段、 || 保を、曲々人々堀大和守差図ニ而中腰ニ成、|| (編 \* ) | | 夫ゟ水野左近将監差図ニ而、我等同人側ミロ中 ( 忠 \* ) | 上意有之候二付、 其跡ニ付出雲守・我等退座、 最初致着座候弐本目之上江着座、 上意有之、 御番衆江者後刻面会可致旨申達 直ニ引、 相替候儀茂無御座候旨、 備中守殿蒙 備中守殿御取合有之、 出雲守一人被罷出 夫ゟ又候出雲守、 上意、 組頭江逢、 人側江中座、 両組頭御礼相済 難有之旨御取 出雲守御 御敷居内 入御之

申達、 之儀無之哉之段承候処、 若狭守殿・松平能登守殿、 段之旨申達、 格之通り不及御礼廻り旨及差図候、 組頭衆幷御番衆悴初而 ·御番衆勝手次第退散之儀申達侯· 御白書院後口、 少々扣居候之様申達置候間、 組頭申聞候間、 組頭衆取合有之、 御納戸構後口二而御番衆幷悴 無滞相済候段、 御目見之父子共西丸江登 幷両若年寄衆不残被相廻候様申達、 出雲守・我等出席、 直ニ両人退去、 酒井大和守御納戸構江罷出候間、 尤我等宅江被相越候之儀、 被申聞候之間、 夫ゟ組頭エ逢、 御目見相済、 城、 御目見相済、 夫ゟ御老中方酒井 直二以坊主衆組頭 御礼之儀者 致用捨候段 御番衆者先 蒙 蘇鉄之間 心障

尤委者別帳ニ有之故、爰ニ略、名之直書相添、大和守江及相談憑之旨、出雲守与談置候間、右題号書持帰候、何之存寄無之段被申聞候、加納大和守不快ニ而闕席ニ付、右題号書我等一一、今日御礼後、定例在番帰組頭御役題号書、出雲守我等一同江及相談候処、

候段、為及挨拶候而已ニ而別段使者等者不差遣候、為念記置、面会可及挨拶候処、今日者殊之外取込候ニ付、乍略儀以坊主衆段々入御念間ニ合難く候ニ付、可被相達候趣之達書、以坊主衆差越候ニ付、御城附に、尾張殿御城附ゟ、去ル廿日我等神守宿休ニ付、使可被差出処、往進遅使尤委者別帳ニ有之故、爰ニ略、

尤口上書者出雲守持参、取次立被相渡候事、老中酒井若狭守殿・松平能登守殿、両若年寄衆立出雲守同道ニ而致廻勤候、出、在府同役衆月並謁相済、出雲守・我等両人罷出、謁相済退散、夫ゟ御、西丸立登 城、御奏者番謁可申処、退出後ニ相成候ニ付、御目付衆被罷

# 口上書左之通、

右為御礼伺公仕候、頭幷御番衆蒙 上意、御番衆悴初而 御目見被 仰付難有仕合奉存候、頭幷御番衆蒙 上意、御番衆悴初而 御目見被 仰付難有仕合奉存候、且又両組今日私共二条在番帰之御礼申上、蒙 上意難有仕合奉存候、且又両組

### 五月朔日

大久保出雲守

堀田豊前守

· 若年寄衆江者、同文之内拙者共致伺公候与認、

一、去月廿九日、備中守殿≒足袋願書致進達候処、願之通被仰渡候御礼之口

書、別段両名之口上書進達之後二直相達候、

養子願書返却之口上有之、尤口上書左ニ記、出置候仮養子願書返却有之候、尤使者差越候与直用方之者罷出候之処、仮、土井大炊頭殿ゟ使者被差越、去辰年六月廿三日、二条表ゟ大炊頭殿沤差

去年被差出候当分養子願書令返進之候、以上、

堀田豊前守様 土井大炊頭 五月朔日 土井大炊頭

衛殿与用方之者披露、 使者退去致し候節ニ、 子願書御差戻し被下、 我等時之上下着、 我等支度之内、 書院江罷出、 表於小座敷酒吸もの取肴両種被差出、 敷居際迄送候而、 落手仕忝仕合奉存候、 是江与申進三出候節、 使者出候節、 御太儀之段申達候 去年二条表ゟ差上置候当分養 土井大炊頭様御使者長尾九兵 尚從是御請可申上旨及挨拶、 用方之者致挨拶、

上ニ而、当分養子願書以使者被差戻候、礼尚又申込候、、右使者帰候後、大炊頭殿立御請書留守居使者を以差出候、右使者別段口

#### 同三日

一、今暁七時、 述候而、 り候間、 座候、 吹聴申述、 を見斗、 共談候而、 処、大久保出雲守ニ茂参被居候、 御番衆悴共始而 直ニ勝手江罷越候之処、 我等組頭伴五兵衛·石原太郎右衛門当病ニ而不罷越之間、 私とも両組頭幷御番衆在番帰之御礼申上、 出雲守・我等名前申罷出、 何書被致進達候処、 我等切ニ承置候而已ニ而、 服紗給・ 御目見被 麻上下着用出宅、 御請取御承知之旨被仰聞候、 無程逢有之、 組頭衆ニ茂追々被参候、尤出雲守組頭鈴 仰付、 引続組頭衆ニも被出、不残着座致し候 大炊頭殿江者不申述候、無程対客初 難有仕合奉存候之旨、 御用番土井大炊頭殿対客江罷越 被引候節二附入候而自分御礼 蒙 上意難有仕合奉存 夫ゟ我等ゟ致退 出雲守被申 出雲守

加賀守殿・阿部備中守殿ニ者逢無之候ニ付、不残罷越附入候而御礼吹聴申(忠真)(正精)(正精)(さま)(さ成)(おりのでは、直二罷出、水野出羽守殿対客有之、大久保逢後附入候而、御礼吹聴申述、直二罷出、水野出羽守殿対客有之候ニ付罷越、直ニ勝手江罷通、御、夫ゟ西丸御用番酒井若狭守殿対客有之候ニ付罷越、直ニ勝手江罷通、御

述 直 二致帰宅候、

衆者平服ニ而茂不苦、尤三ヶ月相立候得者、 若月跨ニ相成候而も不残逢済不申候得者、 !在番帰り後老若逢日ニ罷越候者、 御礼吹聴之儀故二麻上下之方可然、 老中者麻上下之方、 流二相成候由、 出雲守彼(カ)

面を以被差越候間、 今朝大炊頭殿江致進達候伺書江、 林阿弥被成御渡候由二而、 落手之旨被及相答候由、 今日詰番松平縫殿頭ゟ出雲守・我等両名之紙 来十日御改有之候段、 出雲守ゟ被申越候 御同 人被成御附

### 五月五

留守居之者を以申述候、 可致登 城侯之処、 且詰番新庄越前守江茂手紙遣候 不快二付御用番土井大炊頭殿江出

於部屋御用人之寄合有之候二付、 同役衆江通達之儀茂申達候 在番帰御改も相済不申候ニ付、 月番酒井飛騨守、 書上ヶ不申候段、 詰番越前守両名之封 且亦不参ニ

夫ゟ戸田和泉守・加納大和守z為吹聴罷越、 ( <sup>( 失 敬 )</sup> 今朝五時頃、 麻上下着用、 我等菩提所浅草金蔵寺・日輪寺為拝礼罷 致帰宅候

#### 十月

- 対組大久保出雲守二茂同様被差出候、 扣共弐通、 今日在番帰御改有之候二付、用方之者壱人麻上下為着、 御番衆揃書幷組中家来欠落之者幷病死之者無之書付何れ茂進達 外二日向半切二認候書付五通為持、 中之口御張紙下江差出置候 祐筆壱人羽織
- 、我等時之上下着、 五半時登 出雲守ニ者病気ニ付不被出
- 太・山本茂三郎当病ニ而不罷出候段、 蘇鉄之間二而組頭衆江遂面会候之処、 且出雲守組須田次郎太郎・菅沼兵左衛門・飯高小善次、 両組頭被申聞候間、 御番衆相揃候之段、 例之通揃書名之 我等組鎮目牧 両組頭被申聞

御改被

仰付難有仕合奉存候段申達

御番衆病気・忌等ニ而御改

上江当病与為認候

御目付衆江之差出書頼之、 向方用方之者持参いたし候 坊主衆を以諏訪源六郎江相渡、 尤出雲守方ニ

左之通り、

大久保出雲守

堀田豊前守(正民)

右土井大炊頭殿御差図ニ付罷出候、 両組頭·御番 以上、

- 江者揃書斗相達候 目付岩瀬伊予守、 同断書付、出雲守不参二付、(大久保教孝) 日向半切ニ相認候御番衆揃書幷欠落・病死無之書付、 御目付源六郎江相達候、 用方之者を以差遣候、且又詰番戸田和泉守(米弘) 且御祐筆衆江も同様相達 是又坊主衆を以大
- 一、部屋ニ而留り承り、 番衆揃書幷御番衆家来欠落之者、 揃書同様欠落之者・病死無之書付弐通致進達候、 火之間二而懸御目二、両組中相揃候之段申達、 城不致候段申達候而、 焼火之間へ罷越、 直二退去、 且病死無之儀書付、 御用番土井大炊頭登 諸書付致進達候段申上、 夫ゟ大久保出雲守当病ニ 都合弐封、
- 、御出席之御老中方御名前、 候者、 保加賀守殿、 加賀守殿御出席、 御椽頬通り、 間江罷越候而、 為心得申達候 御老中方御揃ニ付、 為知候様二坊主衆江相頼置候、 桜之間者青山下野守殿御出席之由被申聞候、 大目付水野主殿頭出席有之候、(忠通カ) 帝鑑之間御杉戸際ニ罷在、 和泉守次二着座、 大目付岩瀬伊予守出席有之、 詰番和泉守同道、 無程加賀守殿被成御通候二付、 御同朋頭林阿弥江承り候処、 御座敷廻り初り候、 御白書院於椽類我等組中御改有之、 尤御改之御番衆跡六、 躑躅之間江罷越、 無程坊主衆為知候ニ付、 出雲守組中桜之間ニ而下野 少し前ニ御連歌之間 進ミ出候而、 留り前ニ而菊之 御白書院者大久 右之趣組頭江茂

仰聞候、夫ゟ下野守殿御通被成候間、御礼申上ル、残り候面々、出勤次第相伺可申旨申述候処、先格之通り相心得候様ニ与被

是又為念爱二記 林阿弥を以申上候処、無程伊予守被参、 殿・加賀守殿江申上候処、 候様ニ心付ヶ候ニ付、 達被置候段、 人石野政五郎、 候節二名前申候由、 出雲守組江和泉守組ゟ代人朝比奈政之助、 守殿江申上候儀、 但出雲守組立和泉守組ゟ代人山岡駒吉慎中ニ付御改ニ残候間、 . 二付、病気其外二而相残候者、追而相伺可申旨申上候、為念記置候、 両所共被申聞候 是茂同様名前不申罷出候ニ付、 和泉守江談候之上、 其節名前者申候得共、 出席之大目付主殿頭被申聞候、 申断いたし候様ニと被御申聞候間、 二付、 早速御同朋頭林阿弥江相咄し、 両人共致退散候而可然旨被申聞 右慎中之儀者分而不申上方可然 御改之節名前不申罷出、 定例与違候二付、 出席之大目付伊予守名前申 我等組江同人ゟ之取 恐入候之段、 留置候旨申

間へ被相廻候様申達、取合被申候、且取人・代人・代々人之面々、本組戻し可申渡候之間、檜之取合被申候、且取人・代人・代々人之面々、本組戻し可申渡候之間、檜之、右相済、於蘇鉄之間両組中立遂面会、御改相済一段之旨申達、両組頭衆

之旨申達、組頭又候取合、直退去、本組差戻し候旨申渡候処、組頭取合被申候、夫ゟ在番中無滞被致精勤一段、於檜之間、取人・代人・代々人之面々一同面会、御改相済候ニ付、今日

両組共勝手次第退散被致候様、組頭衆以及差図候、

、出雲守用方之者面会、御改万端相済侯段、委細申達侯、

御先下りニ而宜御取斗給候様口上申遣候、尤直ニ御答相済候段申遣ス、之者出居候ニ付、右用方之者≒相渡、我等居合ニ付、和泉守ゟ被相渡候間、達候旨、右御書付我等居合ニ付被相達候間、請取之御張紙下ニ出雲守用方先格之通被下置候旨、御書付詰番和泉守≒被成御渡候由、同人直ニ御答被申、御勝手御掛り水野出羽守殿≒誠阿弥を以、両組御破損奉行勤役中御扶持方

當什左之通、

大御番頭江

持方被下候間、得其意御勘定奉行可被談候、右二条在番中、御修復破損奉行相勤候ニ付、如先例勤日数を以、御扶

出雲守用方之者、勝手次第退散之旨申達侯、

今日退出ゟニ丸泊所ニ而、麻上下ニ着替罷越候而、帰宅致候、、我等先頃中ゟ風気ニ而、未所司代松平和泉守殿エ御礼為吹聴不罷越候間、

候、挨拶以紙面被申越候、 、出雲守ゟ御改無滯相済候之段、被致承知侯旨、且御同人組中差引いたし

茂被差越候、其外被申越候義も有之候得共、表留ニ委敷、爰ニ略ス、茂為御礼先格之通罷越候義、出雲守ニ者出勤之節被罷越候段、且御書付写申渡、御礼廻之儀茂先格之通可被申渡候間、伊織≒茂同様申達候、我等ニ、両組御破損奉行≒御扶持方被下候御書付落手之旨、且明朝梅干助相扣被

同十一日

人取合有之候之間退去、同伊織罷出候間、御扶持方被下候段申達、左之書付太郎右衛門江相渡ス、同越候ニ付、我等時之上下着用、於小書院太郎右衛門面会、引続書院立出座、、昨日申達候ニ付、五時我等組武田伊織、相組与頭石原太郎右衛門同道罷

申渡候書付左之通

武田伊織

御用番土井大炊頭殿・松平和泉守殿御留守幷大久保出雲守殿江も可被御用番土井大炊頭殿・松平和泉守殿御留守幷大久保出雲守殿江も可被被下候旨、昨十日水野出羽守殿以御書付被仰渡候、右為御礼出羽守殿・二条在番中御修復御破損奉行相勤候ニ付、如例格勤日数を以御扶持方二条在番中御修復御破損奉行相勤候ニ付、如例格勤日数を以御扶持方

巳五月十一日

殿留守宅江罷越、取次迄申置候、口上書左之通り、一、夫ゟ直ニ為御礼御用番大炊頭殿・御勝手御掛り出羽守殿・所司代和泉守一、夫ゟ直ニ為御礼御用番大炊頭殿・御勝手御掛り出羽守殿・所司代和泉守

私組武田伊織儀、

二条在番中御修復御破損奉行相勤候二付、

如例格

日数を以御扶持方被下置候旨、 御書付を以被仰渡、 則伊織江申渡、 其

身を不及申上、 五月十日 於私難有仕合奉存候、 堀田豊前守(正民) 右為御礼伺公仕候

御用番大炊頭殿江者

右同文之内、 水野出羽守殿以 御書付被仰渡与認

所司代江者

右御用番同文言、

聴申述、 出雲守江罷越、 夫ゟ五嶋伊賀守・牧野伊予守エ為吹聴罷越、(ᢍ離) 無滞着幷在番帰、 御礼被申上候怡、 致帰宅候、 幷我等義茂同様之吹

同十四日

一、組頭御用人短冊認出来ニ付、月番酒井飛騨守江差遣候、尤委敷別帳ニ有之、

同十五日

断留守居之者を以申達候、詰番酒井飛騨守江茂同様申遣候 月次為御礼可致登 城処、 今暁ゟ不快ニ付、 御用番土井大炊頭殿江出仕

、今日御用人之寄合有之候二付、 且此度之御用人書上不申候段、 幷同役中江通達之儀申遣候 月番飛騨守江封印手紙二而、 不参之儀、

但詰番月番両名二而可差出候処、 今日月番之者詰番ニ付、 一名ニ而差

出ス、

同廿三日

堀田摂津守二而平服罷成、 今朝麻上下着用、 御礼為吹聴京極周防守殿・水野壱岐守殿¤罷越、 ( 尚備) 為吹聴外相廻り帰宅いたし候、 夫ゟ

外江茂為吹聴罷越候 今朝五半時出宅登 城、 退 出ゟ酒井大和守・新庄越前守・安藤出雲守其(皮癬)(皮癬)

> 但御礼無之月二候得共、式日故二麻上下二而登 城いたし候、為念記置、

井大炊頭殿¤無滞進達相済申候、 (利厚) 立致出来候二付相談有之、 今朝月並為御礼、 六時過出宅登 例之通り相済、 城、 同役衆揃之上、 跡月番酒井飛騨守去月御用番土 組頭御用人御帳張

候得共、 朔日ニ進達相成候、 但右御帳下ヶ之儀、 相下り不申、 例年五月中二進達有之候義故二、為念爰二記、 去月中月番飛騨守ゟ被申上候後茂、 漸晦日ニ御下ケニ相成候ニ付、 五月月付ケニ而、 御催促被申上

酒井大和守・新庄越前守当秋大坂在番ニ付、「恵嗣」 且又御茶壺附扣共相談有之候 両組御金奉行・御蔵奉行仮

、例之通り申上ニ而、同役衆同道、菊之間に罷越、 同役衆末座二着座、 へ為吹聴罷越、 致帰宅候、 御礼相済、 無程西丸江罷出、 御錠口二而帝鑑之間江罷 謁相済退散、 酒井飛騨守

同八日

一、今日於部屋御用人之寄合有之、五半時登 城、 尤此度者我等組ゟ者書出

聞候、 、御改之伺書、 加賀守殿江進達給り候様申遣候処、 今日繰替詰番戸田和泉守相! 則御用人以林阿弥致進達候旨、 頼、 於 城御掛り大久保

、今朝之伺書、 出雲守江右之趣以紙面申遣 可致進達之旨被仰聞候由ニ而、 加賀守殿以丹阿弥被成御渡、 組頭衆江も及文通 和泉守ゟ以紙面右伺書被差越候間 御改流ニ相成候之間承り附い

同九

頼遣し候処、 昨日之伺書

江承附いたし、 則加賀守殿江以林阿弥返達相済候之段被申越候 詰番松平縫殿頭迄大久保加賀守殿z返達之儀(乗奏)

、今朝増上寺 帷子·麻上下着用、二丸江相詰、 無程二丸退散、致帰宅候、 我等今日ゟ休明ヶ出番ニ付、 惇信院様 御霊前江六半時御供揃二而 御成 先詰之家来差出、七半時供揃二而、 還御共於冠木御門外致 御参詣被 御目見候、 仰出候 晒染

、夕七半時、供揃ニ而時之上下着用出宅、二丸御番所江罷越、 帳相改、組頭幷御番衆江茂相応挨拶、 泊所江引取申候、 例之通判形

、六ツ御太鼓打切、 二種・一汁三菜焼もの付、 門二者俄不快二付、 犀之助壱人被罷越候、 組頭国領十郎右衛門·上田犀之助申遣候処、 夜職振廻申候、 尤与力・同心江茂為給候、 帰府後初御番ニ付、 吸物・酒肴 十郎右衛

今朝六半時頃、 取次之者江相渡、 時之上下着用、 玄関ニ而申置候、 御用番阿部備中守殿江罷越、 左之口上書

、又候二丸江罷越候、 六月十三日 堀田豊前守 私儀、二条在番帰休明、昨十二日ゟ御番相勤申候、 御留守居衆次江着座、 部屋江罷越、例之通申上ニ而菊之間江罷越、御錠口ニ而羽目之間江 今日者不時御礼ニ付、 御礼相済候而 麻上下着用、 入御之節平伏、 右為御届伺公仕候、 五時頃二丸退散、 直二部屋江引

罷越、

無程御用番御断二付、

例之通大目付江明日之儀承り致退散候、

# 解題 神宮文庫蔵「二条在番手留

## 杉谷 理沙

## 史料の概要

箋と記録期間は次の通り。 ・神宮文庫蔵「二条在番手留」(五門一○九号。神宮文庫の目録では「二条在番手留」とあるが、本書では全八巻を総称して「二条在番登前手留」とする。 ・形態は横半帳(縦一三:八㎝、横二○.五㎝)で、「一 二条在番登前手留」 ・の、下手留」)は、文政二年(一八一九)一○月から文政四年(一八二一)六 以下「手留」)は、文政二年(一八一九)一○月から文政四年(一八二一)六 以下「手留」とあるが、本書では全八巻を総称して「二条在番手留」とする。 を記録期間は次の通り。

四月二八日~六月一三日	二条在番帰府手留	八
四月六日~四月二七日	二条在番中手留	七
文政三年一月一日~四月一日	二条在番中手留	六
八月八日~一二月晦日	二条在番中手留	四 五.
六月一日~八月五日	二条在番中手留	三
四月三日~五月二七日	二条在番登道中幷在番中手留	二
文政二年一○月一日~三月二五日	二条在番登前手留	_
記録期間	題箋	

世の幕臣史料の例に漏れず、二条在番を務めることになった番頭某が参照のたような経緯でいつ誰が書き写したものであるかは判然としない。おそらく、近守正民であることがわかる。また、本史料は何者かによる写本であるが、どのいずれの冊にも奥書等はないが、内容から記手は一二番組の大番頭堀田豊前

め書き写したか、あるいはそれを重ねて借り受け写したものと考えられる。

取りを辿ることは困難である。 換された六八〇〇冊のうちに含まれていたためと思われ、ゆえにそれ以前の足換された六八〇〇冊のうちに含まれていたためと思われ、ゆえにそれ以前の足いるのは、大正三年(一九一四)に古事類苑出版事務所から神宮文庫に収められて事類苑』に一部が収載されている。すなわち、本史料が神宮文庫に収められてなお、本史料には「古事類苑編纂事務所」の朱方印が捺されており、また『古なお、本史料には「古事類苑編纂事務所」の朱方印が捺されており、また『古

応する「表留」が存在したことが窺えるが、その内容はじめ詳細は明らかでない。 また、本文中にはしばしば「表留ニ委敷有之」という文言が見え、手留に対

# 大番頭堀田正民

の大番頭を務めた。大番頭の後は伏見奉行、さらに奏者番となっている。石、文化一四年(一八一七)正月から文政六年(一八二三)三月まで一二番組記手の堀田豊前守正民は、近江国宮川藩の第六代藩主で、石高は一万三千

ている。 しかしながら、「手留」にはその様子は見えず、あくまで職務日誌として筆を執って観測した月を詳細に描写しており、自然万物への探究心旺盛な人物であった。『蜻蝶譜』(国立国会図書館蔵)を遺している。 また父正穀の命により、望遠鏡正民は幼少期から絵に堪能であったらしく、蜻蛉・蝶などの彩色図鑑である

留書」に詳しい。 正民の父正穀は『寛政重修諸家譜』の副総裁を務めた人物で、彼もまたかつ 正民の父正穀は『寛政重修諸家譜』の副総裁を務めた人物で、彼もまたかつ 正民の父正穀は『寛政重修諸家譜』の副総裁を務めた人物で、彼もまたかつ 正民の父正穀は『寛政重修諸家譜』の副総裁を務めた人物で、彼もまたかつ 正民の父正穀は『寛政重修諸家譜』の副総裁を務めた人物で、彼もまたかつ

に跡登組が京へ登るが、文政三年の二条在番では大久保が先登を務め、堀田を三千石の相模国荻野山中藩主であった。二条在番は三月末に先登組が、四月頭在番における堀田正民の対組は九番組大番頭大久保出雲守教孝で、石高一万

世えている

### 史料の内容

くつかのトピックを取り上げたい。内容の分析は本書所収杉谷研究ノートをあわせて参照いただき、ここでは

# (1)登道中と城入り

しているから、先例を踏襲しようという意図があったのかもしれない。 無道を通った。先述の通り、父正穀も木曽路を通り、道中で先祖の廟所を参拝的な理由で簡略化を図るため木曽路を通行すると述べている。なお、復路は東的な理由で簡略化を図るため木曽路を通行すると述べている。なお、復路は東の大曽路(中山道)を通行している。堀田正民はその理由を「米追々下直の工条在番道中は通常東海道を用いるが、文政三年の二条在番両組は老中に断った

屋でもてなしを受け城を出た。 でもてなしを受けた後、 代する番頭の戸田光弘と同道して所司代松平乗寛のもとへ行き挨拶を行ってい 朝の京着として取り計らった。 として遣わされ、 次郎が挨拶に来、ついで組頭ニ の時宜を受けた。呂久川では美濃大垣藩主戸田氏庸の馳走で渡船している。 駅を通行する際、 ·持一人·挟箱手代共三人·押二人·供若党二人·若党の草履取二人らであった。 そして四月一四 正民は交代に先立つ一五日に大久保・戸田とともに城入りし、 その際の正民の供廻りは、 本丸御門を入り御廊下橋から本丸跡を見分、 正民は四月三日六半時 また碓氷関所や福島関所を通る際には駕籠に乗ったまま番人ら 上野国高崎藩主松平輝延 日夜五半時 二之丸御門から入り御番所で大久保組組頭と挨拶を交 一名と面会した。 (午後九時) 上使屋敷に戻った後は札親の商人らと対面して 供頭一人・刀番一人・中小姓二人・草履取一人・ 上使屋敷へは一 (午前七時) に上使屋敷となる旅宿に到着し、 (大坂城代) に江戸を出立した。 一条城御門番頭壺井隼人・石渡亀 その後、 中仕切御門を入り戸田の小 から大手前町奉行が使者 対組番頭の大久保・交 道中では、 大久保の小屋 翌

# )番頭交代の一日

番頭の交代は四月一七日に行われた。交代日の流れは以下の通

屏風を隔てて両御門番頭がおり、 所表から上り、 りの供廻りは供頭一人・刀番一 その後御目付の堀・秋元も参入。 に入城するよう知らせが来た後、御目付衆と同道して壺井の案内に従って入城。 取役の者が入城して戸田から鍵箱を封印のまま受け取る。 御門の片扉が開かれ、 一人・押一人であった。 に上使屋敷を出立し、 (午前二時) 戸田と大久保に挨拶。 に堀田組衆が堀端で高提灯を持って行列をつくり、 御番所前で両御門番頭が出迎え、 御門番頭壺井隼人宅へ行き壺井のもてなしを受け、 人・中小姓二人・徒士三人・草履取一人・長柄 壺井から城内へ通達し、 石渡が挨拶を述べこれに応えた。 正民・戸田・大久保・御目付衆の順に着座。 六時 正民は七時 刀を手に持ち、 正民の城入 小屋請

伝え、 ちが次々と出て行き、出払った後戸田が正民へ別れの挨拶をし、 頭に組衆を繰り出す旨を伝え、 組衆を繰り出す旨が伝えられ、 正民の小屋の前で大久保と別れの挨拶を交わし、小屋へ入る。 伝える。組衆は一列になって入り挨拶。正民は大久保と同道して御番所を出で. を見送った御門番衆が戻った後、 同役衆への伝言を頼む。戸田は大久保と御目付衆へも挨拶し帰路につく。 六ツ(午前六時)の太鼓が鳴り、 刀を取って勝手の方へ行き、供頭を先立の与力に遣わして皆に入るよう 石渡が御門を開くよう指図する。 戸田は刀を手に取り勝手の方へ行く。 正民は組の者たちを繰り入れるよう亀次郎に 提灯が引かれる。 御門番当番の石渡 正民は 戸田組 戸田 (一戸 囲

交代が無事済んだことへの祝いの挨拶を受ける。 きもてなしを受け自身の小屋へ帰り、 を通して交代が済んだことを伝え帰着。 れて出で、 午前 大久保と落ち合って北御門から所司代屋敷へ行く。 一〇時)の太鼓が鳴り、 その後両組 大久保より案内があって正民は供を引き 北御門から入城して大久保の小屋へ行 紀の組頭、 こうして交代の 与力、 同心が参上し、 所司代 日が終了し 八用人

### (3) 仮養子願

る。 る。 る。 る。 の二条在番)へ早便を遣わし、用方の者に対応を指示してほしいと伝えてい 養子にしたいという願書を老中に提出するため、江戸留守を頼んだ戸田光弘(前 と組頭衆へも知らせた。正民にはほかに男子なく、弟の門次郎を帰府までの仮 死した旨の便りが届いた。正民はこの旨を所司代へ届け出し、対組番頭大久保 死しを旨の便りが届いた。正民はこの旨を所司代へ届け出し、対組番頭大久保 の。

が誰であるのかは判然としないわけだが、大名家の相続をめぐっては、 このうち長弟道博は何時かの時点で安芸国広島藩家老東城浅野家の養子となっ なされたのかもしれない。 することは憚られるが、あるいは不測の事態への対処としてこのような対応が 次弟の資始も該当せず、 以前の生まれであることは間違いなく、 5り計らいや身代わりなど、非公式の扱いが行われた例もある。(5) かに弟がいた可能性はあるものの、 家の養子となっている。 では仮養子となった弟の (一八○九) の生まれであることを加味すると該当しない。 同腹の弟資始の生年が寛政元年 また資始は文化七年(一八一〇)に遠江国掛川藩主太 父正穀の没年は文政二年 門 一郎」とは誰か。 記録上確認できない。結論、 門次郎が (一七九九) であるため、 正民には二人の弟が確認でき、 「当夏十二歳」、 (一八一九) であるため、 すなわち文 したがって 道博はこれ 「門二郎 内々の

タルの正義(戸田氏庸子)であった。 なお、正民の江戸帰府後仮養子願は返却され、後に正民の跡を継いだのは女

### 注

 $\widehat{\underline{1}}$ が、二条在番へ向かうにあたり上京前の準備を記録したものである。 東京都公文書館蔵「二条在番登前留」 八五九〉一〇番組大番頭) 年 〈一八四一〉八番組大番頭)、 大番頭建部内匠頭政賢 この史料は小笠原加賀守長穀(嘉永六年 が (一〇番組、 北条遠江守氏喬(天保六年〈一八三五〉~一 稲垣安芸守貞国 (請求記号 CH 寛政九年 〈一八五三〉〜安政六年〈一 (天保一二年〈一八四一〉 (一七九八) - 一六四) に は、 一条在番) 題箋に

れたものであろう。
のため書写したものと考えられる。「手留」もまた同様の経緯で書写を重ねらのため書写したものと考えられる。「手留」もまた同様の経緯で書写を重ねらのため書写したものと考えられる。「手留」 から借り書写したものとある。四四〉~安政五年〈一八五八〉九番組大番頭)、遠山安芸守景高(天保一五年〈一八〜弘化三年〈一八四六〉二番組大番頭)、遠山安芸守景高(天保一五年〈一八

○○五年)。

2

- (3) 『文政武鑑』。
- (4) 『柳営補任』。

5

- 二〇〇三年)。 中村士「日本の天文学と一貫斎」(市立長浜歴史博物館編『江戸時代の科学技術』
- 「手留」文政三年三月二二日条

6

- の後妻春日局の支援を受けた。 正民の先祖にあたる堀田正盛の母は稲葉正成の娘で、その縁から正盛は稲葉
- 「手留」文政三年一○月九日条。

8

- (9) 東京大学史料編纂所蔵謄写本、請求記号二〇七二-四
- (10) 「手留」文政三年正月二八日条。
- (11) 「手留」文政三年四月三日条。
- 留費用が嵩まず済んだ。(12) 東海道に比べ、木曽路は道は険しいものの川支の心配が少なかったため、逗
- 「手留」文政三年六月一八日条:

13

- (14) 「手留」文政三年六月二一日条。
- (15) 「手留」文政三年六月二一日条
- 子問題を中心として」(『湘南国際女子短期大学紀要』一一、二〇〇四年)。(16) 大森映子「江戸時代における仮養子と相続――宇和島藩伊達家における仮養

# (翻刻)国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」二条城関係箇所抜粋

### 二条大坂善悪之事

一、二条ハ水よし、

一、大坂ハ悪く砂こしにて遣ふ、

、八町用人出す時出入札持出る故、欠落いたせは札紛失端印之内、札 文有、 、八二ヶ所の御番所故四番ニ勤む、 、八二ヶ所にて不足、しかも深し、 、八二ヶ所にて不足、しかも深し、 、八二ヶ所にて不足、しかも深し、 、八当に見所少し、 、八湖修復手に発す取人足共出杖日勤也、 、八御修復手に幷草取人足と御番衆ゟ出す、 、八上下道中炎暑凌加多し、 、八上下道中炎暑凌加多し、 、八上下道中炎暑凌加多し、 、八上下道中炎暑凌加多し、 、八山城内に御城代御定番御加番御目付等有之、会釈の心配多し、 、八神城内に御城代御定番御加番御目付等有之、会釈の心配多し、 、八半十三日路也、 、八御城内に御城代御定番御加番御目付等なみ、奉行江之届なき事故 、八神城内に御城代御定番御加番御目付等なみ、奉行江之届なき事故 、八神城内に周場入候事不仕、前前日手人にて春屋迄荷物出故万事不 しく、
---

- 二条ハ下掃除之者世話なし、

- 二条御破損奉行役所筆工御入用なり
- 二条ハ御合力金斗りにて出米払小屋にて包分いたす、
- 二条ハ町人ハ町人にて夫々支配ありて、御城入いたす
- 二条ハ西御門留る事なし、 二条御蔵近く米払其外都合宜し、
- 二条ハ惣見分大御番頭斗也
- 二条ハ五分一米大豆直段よし、
- 二条ハ炎暑を一度越す也

### 二条ゟ大坂の方能条々

- 大坂ハ御城代御城内なり

- 大坂ハ御櫓の遠見鬱散す、
- 大坂ハ御払味噌あり、

- 大坂ハ船廻シ手軽なり
- 大坂ハ魚者沢山なり、
- 大坂ハ御伝馬人足あり、
- 大坂ハ御城外に稽古なし、
- 大坂ハ登り前為替にて盆を賄ふ助けあり

- 二条ハ御城内下々通路世話なし、 二条ハ御破損奉行雨天御扶持出る、 二条ハ塵芥物持出人世話なし、

- 二条ハ門札なし、
- 二条ハ明ヶ六の御太鼓早く暮遅シ、
- <u>二</u>条 ハ御城入町人に支配あり、
- 二条ハ火事千本屋敷の鐘ニ而能知る也

- 大坂ハ残暑と炎暑と二度越す也
- 、二条ハ所司代御城外也
- 、二条ハ船廻手重大坂迄の失費あり
- 、二条ハ魚物払底也
- 一、二条ハ御伝馬人足なし、
- 一、二条ハ御城外近年千本稽古あり
- 、二条ハ御払味噌なし、
- 、二条ハ出立跡の夏から至盆の難儀なり、
- 、二条ハ御櫓の遠見なし、

- 大坂ハ下掃除之者送迎致す、
- 大坂ハ塵芥持出御破損奉行送迎致させる事、
- 大坂ハ御破損奉行雨天除日御扶持不出
- 大坂ハ御城内下々御城札ニ而通路、
- 大坂ハ御破損奉行役所筆工自入用なり、
- 大坂ハ御合力二丁限出る、包分外にて致事故、 持運ひ人足の世話なり、
- 大坂ハ町人地役仮役の者と成、如何の筋あり
- 大坂ハ札門ありて置札の世話あり、
- 大坂ハ御蔵遠く米払其外難渋なり、
- 大坂ハ三所御門御城代御定番ニ欠あれハ当るなり、
- 大坂ハ近年御城代も出席手重也、
- 大坂ハ明ヶ六遅く暮六早し、
- 大坂ハ五分一米大豆二条ゟ五分かた安し、
- 大坂ハ町人無支配同様ニ而取締なし、
- 大坂ハ火事知れす、

### 二条御城之事

二条 後東福門院様薨御、御附同心壱人割込に成、都合拾七-坪の屋敷拝領、内八百坪を組々坊主拾六人分屋敷に割、坪の屋敷拝領、内八百坪を組々坊主拾六人分屋敷に割、 と哉覧いふ坊主入替り、俄坊主俄附鬢おかしき事あり、 の在番始り、 と、その御厩曲輪を賜り居住、 中仕切より西御門迄御築足あり、夫ゟ以来御城与唱へ、七蔵も御殿居住いかゝ にて御兜を七蔵に給ハり、今に彼家の宝とす、 十一人ハ俗体羽織袴にて、御殿の事を勤む、 屋敷の内を渡し、 一輪七蔵 則御殿内に妻子住居す、大坂落城直に二条御屋敷江神祖被為入、 俗体坊主役義入替之事あり、 『七蔵 七蔵家筋市十郎なり、市十郎家ゟ同姓わかる、なる人御殿を御城ハ昔二丸斗ありて、慶長・元和の比迄ハ、二条御屋敷といゝ、 御城内家内持居住差支ありて、 全く当時七百五拾坪なり。 依而彼所を七蔵曲輪ともいふ、 寛政十一未年にも嘉右衛門と云毛坊主何 都合拾七人と成、 俗にいふ毛坊主なり、 両拾七人の内、 万治三年西御門前にて千六百 寛永三御造復あり、 八百坪を以住居とす、 なる人御殿を預 御太鼓へのき、 夫へ五拾坪自 其後大御番方 頭の存寄 今の南北 御玄関

# 解題 国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」

杉谷 理沙

### 史料の概要

今回翻刻した箇所の掲載はない。

今回翻刻した箇所の掲載はない。

今回翻刻した箇所の掲載はない。

「正全の母が記載されておらず、また石川勝任なる人物の詳しまるが、本文中にはその名が記載されておらず、また石川勝任なる人物の詳しまるが、本文中にはその名が記載されておらず、また石川勝任なる人物の詳しまるが、本文中にはその名が記載されておらず、また石川勝任なる人物の詳しまるが、本文中にはその名が記載されておらず、また石川勝任なる人物の詳しまるが、本文中にはその名が記載されておらず、また石川勝任なる人物の詳しまるが、本文中にはその名が記載されておらず、また石川勝任ない。

# 「二条大坂在番善悪之事」「二条大坂善悪之事」

は野えられる。 上等えられる。 上等えられる。 には二条大坂在番善悪之事」「二条大坂善悪之事」には大坂の方が優れている三四項目を、「二条大坂善悪之事」には大坂の方が優れている三四項目を、「二条大坂善悪之事」には大坂の方が には二条の方が優れている三四項目を、「二条大坂善悪之事」には大坂の方が とうか、掃除人などの世話や人の出入りに手間は無いかどうか、上り下りの道 とうか、掃除人などの世話や人の出入りに手間は無いかどうか、上り下りの道 とうか、掃除人などの世話や人の出入りに手間は無いかどうか、上り下りの道 とうか、掃除人などの世話や人の出入りに手間は無いかどうか、上り下りの道 とうれる。

ての二条城の様子を垣間見ることができ興味深い。総じて、在番に際しての生誌である「手留」などからはうかがうことのできない、在番衆の生活空間とし大坂在番の内部事情を見知った者が記した文章であることは疑いなく、職務日瞭な箇所もあり、史料として用いるには慎重を要する。しかしながら、二条やいらがいつ頃の様相を表してるのか判然としないうえ、情報の真偽が不明

そこに二条城の警衛を担当する武人たる姿は殆んど見えてこない。活の快適さや、煩わしさ・面倒がないことなどが良し悪しの条件となっていて、

とには留意しておかなければならない。とには留意しておかなければならない。を藤は、大坂城を「御城絵に書たる如く、下水であるから、「雑事記」に関しても記主の主観を通した「善悪」であることがあるから、「発を良しとするか大坂を良しとするか、感想は人それた。至極当然ながら、二条を良しとするか大坂を良しとするか、感想は人それた。至極当然ながら、二条を良しとするか大坂を見しとするか、感想は人それた。至極当然ながら、二条を良しとするか大坂を見しとするか、感想は人それた。至極当然ながら、二条を良しとするか大坂を見した「善悪」であることには留意しておかなければならない。

ては、表の補注および本書所収杉谷研究ノートを参照のこと。なお、「二条大坂在番善悪之事」「二条大坂善悪之事」の各項目の詳細につい

### 「二条御城之事」

あった。 司代支配、高四百石、御役料百俵、在京、恩暇金壱枚時服二、坊主十七人」で司代支配、高四百石、御役料百俵、在京、恩暇金壱枚時服二、坊主十七人」でを管掌した役職で、金庫の番なども担った。『吏徴附録』によれば、三輪は「所記す。御殿番とは御殿預とも言い、その名の通り二条城の御殿(二之丸御殿)「二条御城之事」では、代々二条城の御殿番を務めた三輪市十郎家の来歴を

「慶長見聞書」によれば、二条の御所(家康の京都屋敷)が出来し、長者町に出り当て、三輪は八百坪の住居を得た。その後東福門院(和子)が薨去したに割り当て、三輪は八百坪の住居を得た。その後東福門院(和子)が薨去したに割り当て、三輪は八百坪の住居を得た。その後東福門院(和子)が薨去したに割り当て、三輪は八百坪の住居を得た。その後東福門院(和子)が薨去したに割り当て、三輪は八百坪の住居を得た。その後東福門院(和子)が薨去したに割り当て、三輪は八百坪の住居を得た。その後東福門院(和子)が薨去したに割り当て、三輪は八百坪の住居を得た。その後東福門院(和子)が薨去したこの一人に三輪の屋敷地のうち五〇坪を渡した、とある。

一、役屋鋪 東西八拾間、南北弐拾壱間 三輪の屋敷について、『京都御役所向大概覚書』には次のようにある。

御殿番

此坪数千六百八拾坪三輪七之助

Þ

東西三拾八間、南北弐拾壱間 組屋敷

此坪数七百九拾八坪

の坪数とおおよそ同規模である。 右から分かるように、若干の差異はあるものの、「雑事記」に記された屋敷

御殿番配下の坊主は数奇屋坊主と呼ばれ、うち一名が二条城の「時之太鼓」をかで、その後市十郎は文政七年(一八二四)に「二条御殿預」に任じられた。ためで、その後市十郎は文政七年(一八二〇)段階の三輪市十郎が御殿番見習いであった。これは文政三年(一八二〇)段階の三輪市十郎が御殿番見習いであった。本書所収「二三輪とともに、御鉄炮奉行が兼帯して御殿番となる場合があった。本書所収「二三輪とともに、御鉄炮奉行が兼帯して御殿番となる場合があった。本書所収「二三輪とともに、御鉄炮奉行が兼帯して御殿番となる場合があった。本書所収「二三輪とともに、御鉄炮奉行が兼帯して御殿番となる場合があった。本書所収「二三輪とともに、御鉄炮を開発していたが、

で三輪から替わったのかは不明である。 御殿番は三輪ではなく、田中直右衛門・井上栄次郎と見えるが、いずれの時点た、本書所収「御代替御礼住職継目御礼記録」では、元治元年(一八六四)のた、本書所収「御代替御礼住職継目御礼記録」では、元治元年(一八六四)のまうな出で立ちで、具体的にどのような役割を担ったのかは判然としない。ままうな出で立ちで、具体的にどのような役割を担ったのかは判然をにて、御殿のを管理し時刻を知らせた。「雑事記」には「十一人ハ俗体羽織袴にて、御殿のを管理し時刻を知らせた。「雑事記」には「十一人ハ俗体羽織袴にて、御殿の

今後の研究が俟たれる。わらず、具体的な職掌はじめその実態は未だ不明な点が多く、史料の博捜含めわらず、具体的な職掌はじめその実態は未だ不明な点が多く、史料の博捜含めい上のように、御殿番は二条城において重要な役割を担っていた。にもかか

### 3 その他

城内に織田・豊臣・徳川の家紋が入った瓦があったと記しており、また、二条の紋隅瓦一ツあり、豊臣家菊桐と「御当家御紋と三品入交りあり」と、かつて廊下橋といふ、往古ハ二丸御本丸通路御廊下ありといふ、御櫓の瓦、織田家瓜「雑考」では「二条御城東の方より、御本丸焼失跡≒入口ニ御門渡櫓あり、御「雑事記」にはこのほか、項目立てられていない二条城に関する記述がある。

であった。

「記」であった。

「記」であった。

「記」であった。

「記」であった。

「記」の時点で「前々」から太鼓の張替えを請け負っていた。また天部村は、七三八)の時点で「前々」から太鼓の張替えを請け負っていた。また天部村は、七三八)の時点で「前々」から太鼓の張替えを請け負っていた。また天部村は、七三八)の時点で「前々」から太鼓の張替えを請け負っていた。また天部村は、七三八)の時点で「前々」から太鼓の張替えを請り負っていて、太鼓を張り替述の太鼓について、太鼓が主は三輪市十郎の支配であることや、太鼓を張り替述の太鼓について、太鼓が主は三輪市十郎の支配であることや、太鼓を張り替述の大鼓について、太鼓が主は三輪市十郎の支配であることや、太鼓を張り替述の大鼓について、太鼓が主は三輪市十郎の支配であることや、大鼓を張り替述の大鼓について、大鼓を張り替述の大鼓について、大鼓を張り替述の大鼓について、大鼓を張り替述の大鼓について、大鼓を張り替述の大鼓について、大鼓を張り替述の大鼓について、大鼓を張り替述の大鼓について、大鼓を張り替述の大鼓について、大鼓を張り替述の大鼓について、大鼓を張り替述の大鼓について、大鼓を張りを表している。

いたことが伺える。 記事からは、容易には立ち入ることのできない城内の様子に関心が寄せられて「瓦の紋についてなど真偽不明な部分はあるものの、「雑事記」の二条城関連

### **注**

- (1) 国立公文書館内閣文庫編『内閣文庫未刊史料細目』一九七八年
- 二〇一四年)。(2) 野高宏之「史料紹介 大坂御城在勤中書留」(『地域創造学研究』二四-四、
- (3) 柴田純「二条城番衆と京都」(元離宮二条城事務所編『令和三年度歴史講座[記
- (4) 慶長七年(一六〇二)五月一日条。
- (5) 二条在番の制度が開始されたのは寛永一二年(一六三五)。
- (6) 『紀要』第一号の編年史料40。
- (7)「二条在番手留」文政三年一一月一日条。
- (8) 同様に、文化年間には平岩右膳が御鉄炮奉行と御殿番を兼帯している(『京都
- (9) 国立公文書館デジタルアーカイブ「雑事記」第二八冊のM四五
- (10) 本文中では「天辺村」。
- 『紀要』第一号の編年史料35。

 $\widehat{12}$   $\widehat{11}$ 

五九年)。一九六九年)、辻ミチ子「京都における四座雑色」(『部落問題研究』四、一九中澤巷一・小林宏「近世上方における賤民支配の成立」(『法制史研究』一九、中澤巷一・小林宏「近世上方における賤民支配の成立」(『法制史研究』一九、

$\overline{}$			A 1 A )
24	合力金	二条ハ御合力金斗りにて出米払小屋にて包分いたす/大坂ハ御合力二丁限出る、 包分外にて致事故、持運ひ人足の世話なり	合力金については杉谷研究ノート注(14)参照。 また大坂城での合力金渡しの方法については岩城 卓二「在坂役人と大坂町人社会」(杉谷研究ノー ト注〈33〉)参照。
25	町人の支配	町人は町人がそれぞれ支配して入城する/ 町人が地役や仮役となる(?)	二条城に入城する町人は「札親」が統括する。杉谷研究ノート2-(3)-⑥参照。大坂城に関しては委細不明。
26	門札	門札なし/札門があり置札の世話がある	
27	御蔵の遠近と米払	御蔵が近く米払いやそのほかに都合が良い /御蔵が遠く米払いそのほかに難儀する	
28	御門留	西御門留(出入停止)はない/三所御門は城代・定番に欠があれば停止になる(?)	二条城では、在番や職人、商人らは西御門を通っ て入出城した。
29	惣見分	惣見分は大番頭のみ行う/近年は城代も出 席するため容易でない	二条城の番頭による惣見分については杉谷研究 ノート1-(2)参照。
30	明け暮れの太鼓	明け六つの太鼓は早く、暮れは遅い/明け 六つは遅く暮れは早い	らし時を知らせた。二条城の御太鼓坊主は御殿番 三輪の配下。「早し」、「遅し」の詳細は不明。
31	五分一米と大豆の値段	値段がよい/二条より五分かた安い	合力米の現物渡し分と関連か。合力米については 杉谷研究ノート注(14)参照。
32	町人	入城する町人を管理する/町人を管理して いないのに等しく取り締まっていない	町人の出入り・管理に関しては杉谷研究ノート2 -(3)-⑥~⑧参照。
33	火災報知	火災時には千本屋敷の鐘が鳴りよくわかる /火災時にわからない	「千本」は、二条城の北西に位置した所司代の下屋敷のこと。京都大学所蔵『中井家文書』の「所司代千本屋敷絵図」には、火見櫓と釣鐘は千本屋敷の北西に見える。二条城での火事対応については、樋爪修「江戸時代の京都大名火消」(『近江地方史研究』27、1992年)、藤本仁文「近世京都大名火消の基礎的考察」(『将軍権力と近世国家』塙書房、2018年、初出2005年)参照。
34	夏の暑さ	炎暑を一度越す/残暑と炎暑を二度越す	交代の季節と関連か。

### 二条ゟ大坂の方能条々

35	所司代・城代の所在	所司代が城外にいる/城代が城内にいる	所司代上屋敷は二条城の北に所在。
		船廻しは容易でなく大坂までの出費がある /手軽である	
37	魚	魚物が底をついている/魚はたくさん	
38	伝馬人足	御伝馬人足がいない/御伝馬人足がいる	委細不明
39		城外(千本屋敷)にて稽古がある/城外で 稽古がない	杉谷研究ノート2-(3)-①参照。
40	御払味噌	御払味噌なし/御払味噌あり	大坂では、蔵奉行が管理する城内の蔵に、米穀は じめ籾・糒・大豆・味噌・塩などが蓄えられてい て、これが払い下げられた。
41	盆の賄い	出立後の夏から盆に至り難儀/登り前為替にて盆を賄う助けがある	委細不明
42	1 488 (7 ) 1 县 县	櫓の遠見がない/櫓の遠見があり気晴らし になる	

### 表

### 二条大坂善悪之事

	項目	内容(二条/大坂)	補注	
	水	水が良い/悪く砂こしが必要		
		米搗屋から持ってくる/飯米手人を米搗屋		
2	米の入手	まで取りに遣わす		
		町用人を出す時は西御門に出入札を置いて		
,	2011日山ませ の外生	いるため欠落しても札紛失の心配がない/	本書所収杉谷研究ノート2-(3)-⑥(※第二章第	
3	御門出入札の紛失	出入札を持ち出すため欠落すると札を紛失	三節の⑥、以下同様)参照。	
		し札留(通行禁止)の支障がある		
4	番所勤めの番組み	一箇所の御番所を二組八番で勤める/御番		
	田 / / 1 30 0 0 0 日 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	所が二箇所のため四番で勤める		
5	御門の切手	二ノ丸御門に切手がいらない/桜御門を出		
		るのに切手がいる 井戸が四ヶ所ある。たくさん/二ヶ所しか		
6	井戸の数		二条城内の井戸の位置は <b>参考図2</b> 参照。	
		なく不足。しかも深い。	「手留」には、二条在番の番頭と番衆が、今宮、	
			東山、高雄、嵐山などを巡見している様子が見え	
7	巡見の見所	見所が多い/見所が少ない	る。大坂在番の巡見については当解題注(2)参	
			照。	
0	市	城外にあり気晴らしになる/城内にあり気	「市小屋」と関連か。市小屋については杉谷研究	
°	1 1	晴らしにならない	ノート2-(1)参照。	
		出立が奉公人の出替時であるので都合が良	出替奉公の切り替えは3月。二条在番の交代は3	
9	奉公人の出替	い/奉公人出替の間であるので都合が悪い	月・4月、大坂は7月・8月。杉谷研究ノート2-	
		東西とも小屋内に馬場がある/東西とも小	(3)-⑤参照。	
10	小屋内馬場	東西とも小屋内に馬場がある/東西とも小 屋内に馬場がない	絵図類には二条城番衆小屋域に馬場は確認できない。	
		草取掃除ばかりの人足に差し引きする/修	v'。 「杖の者」は老人のこと。その人足役については	
11	「杖の者」の人足	復の手伝と草取人足とも日勤する	秋の有」は名人のこと。その人足伎については   委細不明。	
		番衆の人足の供出は草取だけ/修復の手伝	211111111111111111111111111111111111111	
12	番衆の出す人足	いや草取人足に至るまで番衆から供出する	杉谷研究ノート2-(2)参照。	
		一个中级人是已至105个目示。	二条在番の登り・下りは3月~4月、大坂在番は7	
			月~8月。当時は太陰暦が用いられており、現代	
		下り道中の気候 寒暖の心配がない/炎暑が凌ぎがたい	の感覚とは異なるが、例えば文政3年(1820)の	
13	上り下り道中の気候		暦を照合すると、二条在番の先組出立の3月28日	
			は太陽暦の5月10日、大坂在番の先組出立の7月22	
			日は8月30日にあたる。つまり二条在番の上下道	
1.4	 小屋構の広さ	広い/狭い	中は春、大坂は残暑の時期と重なる。 杉谷研究ノート 2-(1)参照。	
14	八座冊の広で	城内で行き合うのは大番頭だけで会釈の心	12 (1) 参流。	
15	城内での会釈	配がない/城内に城代・定番・加番・目付		
'	MIT CO AN	等がいて会釈の心配が多い		
16	道中にかかる日数	12日/13日		
<u> </u>	22   1-1/1/10   1-3/1	大番頭へ申し立てた上で申し渡す。町奉行		
		所へは申し付けられたものが届ける。取扱		
l	Ne t L M	いも特別なもののため取り締まる/毎年代	在番の米仲(中)次については岩城卓二「在坂役	
17	米仲次	わる、組頭の意向で申し付ける。奉行所へ	人と大坂町人社会」(杉谷研究ノート注〈33〉) 参照。	
		の届けは行わないため取り締まりが事行か	<b>参</b> 思。	
		ない		
		交代当日の暁に城内へ馬を引き入れ荷物を		
18	交代時の荷物の輸送	付けて出すため都合が良い/馬は引き入れ	「附出す」とは馬の背に荷物をつけて送り出すこ	
'	文下时97间初97期区	ず、前々日に配下の者が春屋まで荷物を出	と。	
		すため万事不自由	LANTER Man 1 2 0 4 - 1 4 CM	
	下掃除の者	世話はない/送迎をする	杉谷研究ノート2-(2)参照。	
20	塵芥持出人の世話	世話はない/御破損奉行が送迎をさせる	杉谷研究ノート2-(2)参照。	
			「手留」には「御修復破損奉行相勤候ニ付、如先	
			例勤日数を以、御扶持方被下候」とあり、大坂在	
21	破損奉行の雨天時の扶持	扶持が出る/出ない	番の場合も同様に「御修復御破損奉行相勤候ニ 付、如例格以勤日数御扶持方被下候」とある	
4		711	11V1A M. 田の\ 田 4 A ,	り、如例格以勤旦級個扶持万彼下候」とめる (「堀田豊前守留書」)。扶持は日払いの給金
			で、御破損奉行は修復に従事した日数に応じて	
			「御扶持方」を下された。	
00	44出土たの区位	下々の通行の世話がない/下々は城内を御		
22	城内下々の通行	城札で通行する	委細不明	
23	破損奉行の役所筆工	役所筆工御入用/役所筆工自入用	委細不明	
$\overline{}$				

# (翻刻) 華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」

(袋)

五月朔日二条於 元治元甲子年

御代替御礼継目御礼記録

四十二世(池地)

### 史 料 1 一御代替御礼住職継目御礼記録<u>.</u>

(表紙

元治元甲子年五月朔日二条於

御代替御礼住職継目御礼記録

池坊四十二

事 専 正

五月七日大坂迄 還公方様正月十五日 『愛川家茂》 還御、 御上洛、二条江御在城

三月十日

一、東御役所は継目御礼願書、去ル天保九年之通相認差出候処、 御代替御礼加へ候様被申渡候ニ付、 則筆工ニ而書、 左之通り、 左之通認替、

元治元甲子年三月十日、[4] 東町奉行所江願上候願書扣

奉願口上覚

御礼申上度奉願上候、 難有仕合奉存候、然ル処、 御礼可申上処、病気ニ付右御礼延引之儀、同年七月奉願候処、御聞済ニ相成 奉願上候、以上、 安政五年午十二月、 御代替御礼、 二付、拙僧儀万延二年酉二月、住職仕候二付、早速如先規継目御礼 当時 御上洛中二付、二条於 願之通被 此節病気全快仕候ニ付参府仕、右両様御礼可申上 仰付候ハ、難有奉存候、 御城先規例書之通、此節 先住之者ゟ可申上処、(池坊専明) 病気引続隠居仕候 則例書相添、 御目見被仰付、 御代替

た角堂頂法寺 (専正)

元治元年子三月

御奉行所

右小奉書竪紙ニ認メ上包なし、

奉願口上覚

御代替御礼継目御礼相兼奉願侯、 目見御礼奉申上度奉願候、 右ニ付、 先例者無御座候得共、 十帖是本是台奉献上度奉願上候、 此節右両様相兼 且又先例

時服被下置候樣奉願上候

右願之通被 仰付被下候ハ、難有奉存候、 以上、

角堂頂法寺

元治元年子三月

池坊印

御奉行

右小奉書竪紙壱枚ニ認メ上包なし、

先 例 書

惇信院 様御代始

拝領被 所様江十帖壱本壱台宛奉献上、家車・家治) 延享三年寅六月、 仰付、 頂戴仕候、 専純儀、 於帝鑑之御間 同月十日御暇之節、 御目見恐悦奉申上、 於檜之御間時服一 三海

俊明院様御代始(徳三家治)

服二拝領被 両御所様\(\(\text{three}\) 十帖壱本壱台宛奉献上、宝曆十一年巳四月、専意儀、於 仰付頂戴仕候 専意儀、 於帝鑑之御間 同月七日御暇之節、 御 .目見恐悦奉申上、 於檜之御間時

文恭院様御代始御礼参府之儀、(徳川家斉) 罷在、 難相成段被 参府仕度段奉願候所、 仰付、 参府延引相成、 御代替御礼之儀者先例者御座候得共、 仰渡候、 「右二付、翌寛政九年巳四月、為継目御礼参府仕、(この部分・塗株のうえは紙で抹消) 同年八月廿六日被召出 寛政八年六月八日 早連可奉願候之処、 御代替御礼幷継目為 継目御礼之儀者願之通 先々住専定儀、 願後レ之儀ニ付、 御礼 病気

慎徳院様御代始

先例之通於帝鑑之御間公方様は御目見、

於檜之御間寺社御奉行青山因幡守様、時服二拝領被 悦奉申上、 三御所様江十帖壱本壱台宛奉献上、閏四月三日御暇之節、(韓三家青家慶)家定) 天保九年戌四月、専明儀、(池坊) 頂戴仕候、 参府仕、於帝鑑之御間 公方様江御目見恐 仰付候段被 仰

右之通御座候、 被遊 薨御候儀ニ付、 以上、

参

府御礼不奉申上候

先住専明義、

病気罷在延引仕居候処

追而達ス、

温恭院様御代始御礼可奉願之所、

元治 子治 三月年

六角堂頂法寺

池坊

印形なし

御奉行所

右中奉書半切認メ上包美の紙、

例 書 坊

例去

右之通御座候、以上、 专社御奉行水野左近将様、 御礼奉申上、 寺社御奉行土井大炊頭様、 御礼奉申上、 文政五年午二月、 寛政九年巳四月、継目御礼奉願、 面御所様<sup>江</sup>十帖壱本壱台宛奉献上候、 (應三家斉·家慶) 継目御礼奉願、 時服二拝領被 仰付候段被 時服二拝領被 公方様於帝鑑之御間 公方樣於帝鑑之御間 仰付候段被 御暇之節、 御暇之節、 仰渡、 仰渡、 御目見、 御目見、 頂戴仕候、 於檜之御 頂戴仕候、 於檜之御 継目 継目 間

角堂頂法寺

元治 子三月 月

池坊

印形なし 例 書 池坊

右中奉書半切ニ認上包美濃紙

三月廿三日、 左之通書附樫本五兵衛持参

六角堂頂法寺

右今廿三日五半時、 東 御役所江無遅滞罷出候様被 仰渡候事

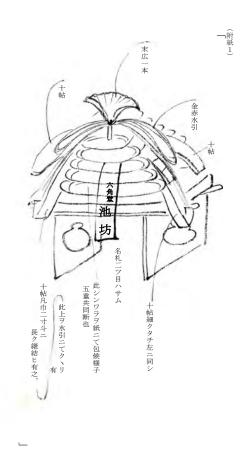
池坊

同心柴田勇四郎対面ニ而 右ニ付、名代近藤大和付添川嶋長次郎五つ半時罷出候所、 三月廿三日 先日願出候二条於 御城 御目見被 与力黒田小左衛門· 仰付御日限

平井善朴親類ニ而頼置候事、 郎・柘植哲三郎・井上栄次郎ニ、御殿番 井金一・横尾惣五郎江ハ、井上栄次郎より頼呉候事、 金三百疋黒田、 右請書先方ニ認メ有之候間、 金三百疋柴田、 調印致し引取候事、 又御数寄坊主鈴木宗栄者門弟二而頼置候事、 町代弐軒へ弐朱宛、 今日御聞済之事手紙遣し候事、 帰ニ右両家江廻勤致し候事、 右ニ付、 表坊主高瀬勇益、 北城番大西政八 御玄関番松

友益ゟ壱人ニ而者無覚束由ニ而、 田中直右衛門、 内相頼候得共、 二佐野宗眠、是ハ鈴木ゟ頼呉候事、 願書等相談致し候事、 当地者大西幷柘植案内頼候間、 是者栄次郎同役二付頼置候事、 関東二而者御小人相頼、 頼呉候事、 御徒目附頭清水畸太郎殿、是ハ栄次郎ゟ 御小人者頼不申之事、 又表坊主佐野宗眠、 大下馬ゟ御玄関前迄案 是ハ高瀬 御殿番

調貰候事、 献上物十帖壱本壱台用意致し候事、 代金弐百疋也、 御納戸方掛り両人江百疋宛弐包、 御殿番井上栄次郎 八相頼、 挨拶致し候事、 御納戸方ニ 而



「文政五年参府之節、附無2)

江戸常盤橋御影堂、 七兵衛へ申付

三拾五匁

壱部弐朱也、 天保九年御代替参府之節、 水谷斎跡殿セ話ニて、 殿中ニて用意出来、 代

元治元年二条於 御城継目御礼相勤申候節 殿中二て用意相頼申候事、

金弐歩也、

セ話人 井上栄次郎

四月廿八日夜四つ時、「キ」 左之通書附出来、

六角堂

池坊

右之者、 明廿九日 九ツ 時、 無 **派遅滞東** 御役所江罷出候樣可申遣事、

東御上洛掛り

四月廿八日

証文方

仰達候儀有之候間、 其心得ニ而罷出候様、 無急度可 申遣

四月廿八日

右之通承知仕候、

以上、 六角堂池坊印

| 四月廿九日四半時ゟ東町奉行所小栗下総守殿役所¤罷出| | 夕] 引取迄ハ替間も有之候間、 迎ひ永田家来和田康次郎灯籠持、門番伝参り候事、 下宿致し候間、又役所へ罷出、丹波屋方二扣居候旨相届候事、夜二入候二付、 居可申と被申候ニ付、又候下宿相尋候所、 其外三軒程尋候所、 心芝田勇四郎面会、 引取相待可申哉之段相尋侯所、夫二而者間二合兼侯間、 柴田勇四郎面会、 、今日ハ 皆々塞り有之候付、又々罷出、 此近辺下宿二而相待候旨被申候二付、 左之通御書附被渡候間引取候事、 公方様御参 神泉院町下ル西側二軒目丹波屋ニ 内ニ付、 休息所無之候ニ付、 初夜前呼ニ参り候ニ付罷 奉行早朝ゟ登城致候故、 候、 何れ成共近辺ニ扣 夜四つ時前帰宅 供 草り取幸助、 
侍自井又次郎 
存り 
藤 
才 
蔵 公事宿鍵屋、 自坊

右明朔日五半時、 御城江可罷出、 作法宜可相心得候

有之候間、 独礼等相願候者も有之候得共、 御略式二而御礼被為 請候、 人数多、 且者 御在京中御間狭之儀ニも

但 四月廿九日 御代替継目拝礼之心得二而可罷出候 右日向半切ニ認メ被渡候事

五月朔日卯半刻供揃、 徒士麻上下 行列左之通 和田康次郎 沓箱

露払羽織袴 徒士麻上下 徒士麻上下 真崎 東陸尺四人 大蔵 大蔵 傘 箱 近藤大和 (春彦)

合羽籠ハツヒ 同ハ ッ ヒ 両 掛<sup>ハッ</sup>ヒ 宰領麻上下 棒頭伊勢屋幸助小紋羽織

供七人、 道具落ス、 辰ノ上刻出門、 御城東ノ御門前ニ而下乗、 六角、 室町、 押小路、 油小路、 近習両人沓持押 二条、 堀川橋之下馬札前ニ而 近藤大和草り取 都合

但シ雨天ノ時者長柄持、

且又献上物長持可持筈之所、

御殿番ゟ献上掛

参り、 間休息所は引取候所へ御坊主参り、 中御坊主四人替る一〜見舞呉、 具置場と云張紙有之、 書院牡丹ノ間御礼之ケ所拝見致し、 御玄関番松井金一挨拶ニ参り候事、 午ノ半刻頃 相済候節届ケ置引取可申、且又今日引取候節、 無遠慮可尋旨、且又中ノ口行当り廊下ニ町奉行方詰所と書附有之候間、 故 御坊主牡丹之間へ運ひ呉候事、 者へ廻し呉侯、献上物二百畳之間御廊下之所へ栄次郎持参致し呉侯事、 はこび呉候、支度之節者右六尺土瓶ニ而茶ヲ呉候事、明弁当者栄次郎ゟ供之 致し居候所、 ゟ近藤大和壱人召連上り候事、 部徳次郎殿・戸川伴三郎殿、 二着致ス、此所江佐野宗眠・高瀬友益・中嶋九慎 .目見御礼無滞相済候事、 御門・ 御坊主之方へ引合置可申、 献上物持参致し候哉、 御唐門・御車寄ゟ上ル、此如頼呉、御城ニ而調呉候ニ付、 御坊主下役六尺と申者、袴ヲ着候者、茶たはこほん呉候、 高瀬友益・佐野九慎案内ニ而習礼之旨申参り候ニ付罷出 間屏風ニ而仕切有之所へ案内致し呉候而、 近藤大和者蘇鉄之間入口二扣居候、 掛り御坊主之方へ引合置候哉、 御奏者番本庄宮內少輔殿御披露、 且又小栗下総守も出勤致居候間、尋度事有ハ 且御礼之刻限等咄し致候事、井上栄次郎弁当 休息致居候所へ、町奉行組与力黒田小左衛門 段ノ上り口ゟ御坊主鈴木宗栄案内、 夫ゟ新立弐百畳之間ニ、 勝手ニ下り候様被申候ニ付、 直様高瀬友益案内ニて御殿向拝見、 此処は御玄関番松井金一出迎ひ、 此度者長持なし、 両町奉行へ廻勤可致旨申 御殿番組頭役田中直右衛門、 殿中者掛り違候 御同朋預り御道 夫ゟ二百畳之 寄合御目附建 此所二休息 町奉行方詰 御玄関 一置候、 夫ゟ 休息 直様

> 御坊主御玄関迄送り呉侯、 本入扇子箱持参献上、但両町奉行ハ扇子なし、 所江近藤大和名札持参、 相届候而下り候、 東ノ御門前ニ而乗輿、 井上栄次郎供之所へ通し呉候事、 左之ケ所廻勤之事、 但シ五

但シ合羽籠道具類者番場不通候間、 堀川ゟ日暮迄先へ廻し置候事、 箱ハ不

都合十ケ所	惣裁職	若年寄	御老中	東町奉行	西町奉行	諸司代	若年寄	若年寄	御老中	御老中
<b>所廻勤、無滞相済、</b>	松平大和守殿	. 出心	水野和泉守殿	小栗下総守殿	瀧川播磨守殿	松平越中守殿	田沼玄蕃頭殿	秋月右京亮殿	酒井雅楽頭殿	稲葉美濃守殿
七ツ時帰坊致候事、	旅宿二条寺町妙満寺	旅宿姉小路堀川東江入妹辻子栄正寺	旅宿六角堀川東江入亀屋			旅宿鷹ヶ峯陣家	旅宿出水七本松角慈眼寺	旅宿下立売千本西へ入勝厳院	旅宿千本屋敷	旅宿諸司代屋敷
	扇子	扇子	扇子			扇子	扇子	扇子	扇子	扇子

 $\overline{z}$ 門番へ差出し候名札 差出し参上之旨申入ル、 押之者持参二而名札 「関へ差出し候名札 老子八部 御代替御礼継目 石御礼参上仕候、以上: 滞相勤難有奉存候 部分 坊

扇子箱下札 六角堂池坊

献上物料金弐百疋、 表御坊主中間へ金三百疋、 除番横尾惣五郎へ金百疋、 左之通り、封金近藤大和持参、二百畳之間詰所ニ而井上栄次郎へ相渡す、 同掛り江金百疋宛二包、 都八包、 同下役へ金五十疋、 長片器五枚相添遣し候事 御玄関番松井金一江百疋、 御台子六尺六人江金弐百疋

猶又殿中万端相頼置候二付、 提士目附頭清水畸太郎殿へ、三月十日出願前内々相頼、 旅中見舞として菓子料金五百疋、 今日無滞相勤候礼、 井上栄次郎持参致し候事、 近藤大和室町三条旅宿へ遣 願書内見等相 頼

五月二日為挨拶近藤大和廻勤致し候事、

御殿番組頭 御数寄屋坊主 鈴木宗栄 田中直右衛門 金弐百疋 金三百疋 金三百疋 同佐野宗眠 同井上栄次郎 同中嶋九慎 金弐百疋 金三百疋 金三百疋

井上栄次郎最初ゟ周旋セ話致し

上覧窺書差出し可申先例ニ候得共、二日御暇御参 候ニ付、別段心付金三百疋遣ス、 内ニ付、 出願

延引致し候事、 十六日大坂 御発途之事 即日立華

不致差扣候所、

五月七日大坂迄

還御被遊候ニ付、此度者立華

罷出候面々 御発駕 御目見場所、 御当日 御城内外御門々幷 其外着服之義、 都而当春之振合を以相心得、 御作法向、 御見送

右之通伺相済申候、 依之申 F達候、 目見可仕候事

二条口内江罷出候面々者、

三条口新柵際ゟ東御門外腰掛之方≒掛り立並

尤

杉浦兵庫頭(勝静)

岩田半太郎

追手御門 京町通左江、 条橋御渡越右江、 御城東御門より左江、三条通右江、 御入城、 豊後橋際 召上、 伏見街道稲荷境内裏道通、 大坂備前橋 御石場ゟ 御上り場ゟ被為 烏丸通左江、四条通右江、 御船ニ 一被為召、 愛染院 淀川筋於 上 御小休、 京橋喰違御堀端迄 寺町左江、 夫ゟ左江、 五.

右之通伺相済申侯、 依之此段申達候、

杉浦兵庫頭

岩田半太郎

「明七日 七半時御供揃

五月朔日、 (夕) 九ツ時前雨降、 其後追晴、

一、今暁丑刻ゟ用意致し候事、 朝六ツ半時ゟ登

和田幸太郎

押 網代乗物 陸尺四人 沓持 九郎右衛門

真崎斎蔵

近藤 (柄 挟箱 (本達) (本達) 笠籠 同 両掛 図ニ委細有之、

侍白井又二郎 下部一人

是ハ頼置不申故、 御車寄敷石ニ 迄罷出候事、 不申事、 御門下ハ不用、 手御門前ニ下乗札有之、是ニて下乗、是ニテ供廻落ス、若雨天の節ハ長柄ハ 除番横尾惣五郎挨拶ニ被参、 大西政八郎・柘植哲三郎頼置候所、 沓持斗ニて罷入、近藤大和付添、 同役佐野宗眠殿案内ニて 六角左<sup>へ</sup>、室丁左<sup>へ</sup>、押小路左<sup>へ</sup>、 右ニ付案内なしニ通り候処、 右下乗ゟ■ち草履ニて罷入、御唐門前ゟ沓ニて 御門入テ又指掛、 御玄関番松井金一殿待受、 挨拶遣し候ニ及不申候由、 御玄関番同役卜申 殿上之御間二着座、 御玄関迄さし掛申候事、右の所ゟ近習二人、 右御門内 間違ニて御池口へ罷出居候由ニて間ニ合 番所ニても何之仕細も無之、 油小路左へ、二条堀川橋渡り、 檀ヲ上リテ御数寄屋坊主鈴木宗栄 井上栄二郎ゟ承る 御玄関迄之処、案内城番組の内 是へ右松井金一・ 同道御座候得とも、 御玄関迄参る、

段申置、高瀬友益殿・同役中嶋九慎殿面会、中嶋ハ今日始而面会、万事宣敷御頼申憲御坊主

· 候

へ御一人 (テキャマン) 御着座有之、池坊ハ図之処へ着座の事、尤御坊主差図ニテ、ニて柳間・雁之間等御シキリ有之候事之由、既ニ同間シキリノ内下ゟ壱間目右殿上之間ハ御屛風ニてシキリ有之、同間上の方ハ大名方御詰席之由、屛風

(**挿図1**) (**★**) (

辺ハ不残直信筆之由、 殿上之間同近辺ハ探幽筆、 大和も同様、 、高瀬友益殿案内ニて、 御黒書院其外御殿向拝見致候事、 御黒書院其近

事、 子六尺三人頼置、 キリニて休息所出来有之、尤外々寺社も同所シキリの内休息有之、 致し呉候事也、 幡之坊也、同所ニて昼弁当も遣ひ候事、 ·新建二百帖之図有、 右相済、殿上之間二扣居候筈之処、 供も弁当栄二郎世話ニて、 同両人斗茶土瓶へ入被呉候事、 御間の内、 御同朋道具置場ト申書付の処 御坊主幷井上栄二郎世話ニて、 い、同所ニ扣居、 御掃除番下役ゟ茶等呉られ候 弁当ハ栄二郎供ゟ受取持 弁当も同断、 左隣ハ 屏風シ 御台 昨年

御礼廻勤ケ所書付被呉候事、右ハ前ニ栄二郎ゟ委細承り記し置候事也、、高瀬友益殿同所ニて御老中・御若年寄・惣最職・所司代等、今日(御目見済、

內少輔殿、右書付被呉候事、一、鈴木宗栄殿ゟ、今日 御目見之節、 寄御目附 御披露、御奏者本庄宮一、鈴木宗栄殿ゟ、今日 御目見之節、 寄御目附 御披露、御奏者本庄宮

二付、別段習礼無之候事、外々寺社等ハ習礼有之事、此方ハ右前ニ拝見致し、友益殿ゟ委細承り置候一、凡五ツ過登 城ゟ四ツ過弁当遣ひ、相待居候処、九ツ半時 御目見之事、

申候事、右着座致し居候処、図之所ニて大名方之御礼有之、委細寺社之所ゟ相見

相成候事之由、 之御間ノ外之御廊下ニて平伏致し居、 御通行御座候由、右ニて三席一緒ニ結ニ着座の事也、寺社町人一席也、町人ハ 関東ニてハ 御通行之節、帝鑑廿九日御奉行ゟ被仰渡之節も御書付有之、独礼之分も御間挟ニ付、皆惣礼一

### · 挿図2挿入位置)

塚惣検校杯ハ右大名方ト同間也、右披露本庄宮内少輔殿、次又松平越中守殿、次ニ御両人 一緒ニ御出有之、色々有之、専涌寺・平次又松平越中守殿、次ニ御両人 一緒ニ御出有之、色々有之、専涌寺・平、大名方御礼始、松平越中守殿献上物、前々脇ゟ持参、次松平隠岐守殿、

休息所へ参り休息して、相済 入御、御襖〆リ候事、一統引取申候事、此方ハ前之二百帖之間之内、相済 入御、御襖〆リ候事、一統引取申候事、此方ハ前之二百帖之間之内、一統平伏の事、惣礼寺社・町人共ト御披露有之、尤立御之由也、右御披露、右相済候而、本庄殿図之所へ着座、寺社披露之事、暫而御襖明寺 出御、左右へ

高瀬・鈴木・井上栄二郎等挨拶、御蔭ニて無滞相済候段礼申退出

右休息所へ被申参候ニ付、大和ヲ届ニ遣し候事、栄二郎ハ御玄関迄送り呉一、町奉行組詰所へ、前以御礼相済候て相届様、

### (挿図3挿入位置)

候事、

御玄関番敷石ニて挨拶致ス、

右之通万々無滞相済候事

一、金三歩 <sup>三月廿三日</sup> 歩 黒田小左衛門殿へ御池屋敷与力 拶、菓子料近藤大和廻勤、 御代替御礼継目御礼 御聞済ニ付、 御証文方へ挨

柴田勇四郎殿

町代奥田江 同樫木江

一、金弐朱 一、金弐朱

金弐歩

御代替御礼継目御礼、今日登 城ニ付、

十帖壱本壱台切、右献上物懸りへ登 城之節持

参、大和ゟ栄次郎へ渡置、

同同役江 同献上物懸りへ

一、金壱歩

同御玄関番松井金一殿

同御掃除番横尾惣五郎殿

同同下役江

同御台子六尺六人江

一、金弐歩 一、金弐朱 一、金壱歩 一、金壱歩 一、金壱歩

一、金三歩

同表御坊主中間十四人江

右ハ封左之通包、 白赤水引掛、左之通札付持参、片木ニノセ井上栄

次郎へ渡ス、



一、金三歩

表御坊主高瀬友益殿

同役中嶋九慎殿

一、金壱朱 、銭三貫文

御数寄屋方鈴木宗栄殿

金壱両一歩 御殿番栄二郎・同役田中直右衛門 御徒士目附頭清水畸太郎殿 同役佐野宗眠殿

同井上栄次郎

同人へ最初ゟ□□来、□□世話相成候ニ付、

別

、金壱歩 、金弐歩

、金弐歩

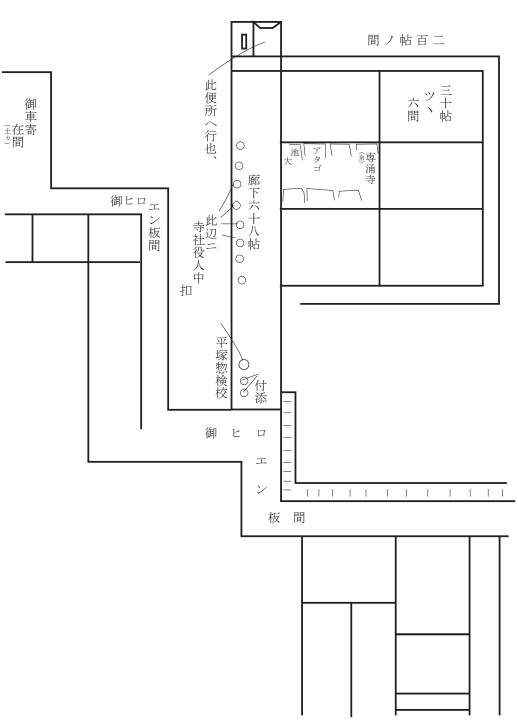
伊勢屋へ祝儀、 、今日登 城二付、

段仰付、

同人足十五人へ、壱人二百文ツヽ、

※網掛けは朱筆を示す。





### 史料2 [池坊専正口上書]

御伺申上候口上書

御上洛之節、 御座候与奉存候間、 御迎幷恐悦二罷出候先例書留者無御座候得共、 外寺社同様二御差図被為成下候様奉願上候、 罷出候ニ相違無 以上、

文久二戌年 十二月

御奉行所

(東池 正坊 印

史料3 [鈴木宗栄書状]

「神の坊様(端裏ゥハ書)

宗鈴木

申上置候、以上、 礼来月朔日二可相成候、 薄暑之節、 益御勇健奉恐悦侯、 左候ハヽ、 然者三日の参上致拝顔大慶仕候、 御登 城ニも可相成哉、先御心得迄ニ 扨不時御

四月廿六日

### 史 料 4 田 中直右衛門・井上栄次郎書状

(端裏ウハ書)

近藤大和様

田中直右衛門

無別条急用

井上栄二郎

不取敢為御知申上候、 薄暑之節、 弥御勇健奉賀候、然者来月朔日其御坊様 右之段得貴意如斯御座候、 以上、 御目見被 仰出候間

四月廿七日

史料 5 [高瀬友益書状]

尚

面倒別封法立寺様江御届被下様奉願候、

以上、

々表向者寺社奉行ゟ達被申候得共、内々承知伝候間、

申上置候、

且乍

覧度、 含御入念之御義痛入奉存候、 奉得尊顏大慶不斜奉存候、 蓮日鬱陶敷天気合御同前困入候事ニ御座候、 先ハ此段申上度、 左様思召被下候、 艸々如此御座候、 猶此品, 它 左少為紙代入尊覧候、 其砌茂御目見一条ニ付而者、 且一寸御噂申上置候、 以上、 扨昨日者いつミニ而参殿相能 絵図面之義者近日入御 段々御丁嚀二被仰 御笑留可被成下

兀 月廿七日

尚々乍延引御文庫御服紗返上仕候、

御落掌被成下候、

已上、

池御坊様 高瀬友益

(奥封ウハ書) 高瀬友益

史料6 [東町奉行所証文方書付写、池坊書付写]

六角堂

明廿九日九ツ時、無遅滞東御役所へ罷出候様可申遣事、

右之者、

四月廿九日 東御上洛懸り

証文方

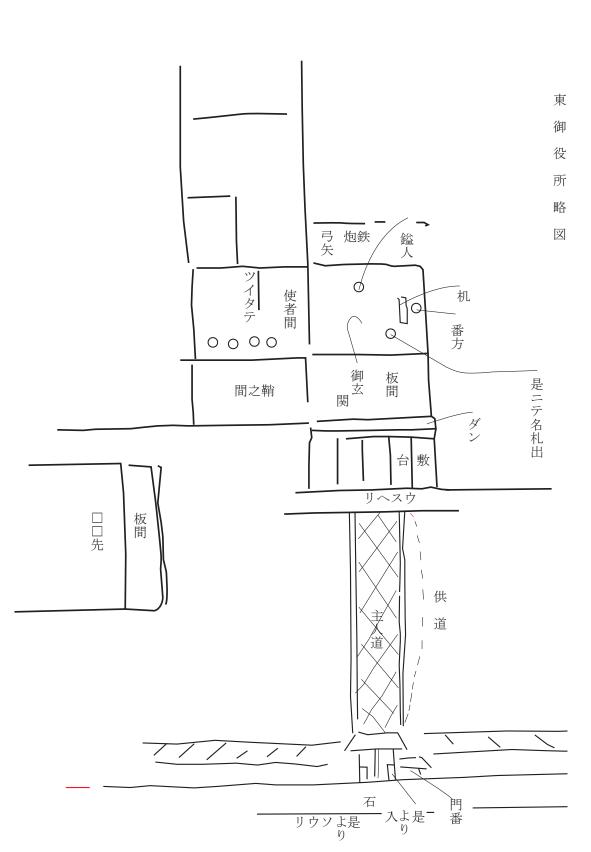
猶以被仰達候儀有之候間、 其心得ニ而罷出候様、 無急度可申遣事、

右之趣奉承知候、 以上、

四月廿九日

右池坊

81



以上、

### 史料8 [ 高瀬友益書状 ]

候由、 通入御覧候 段不申上候、 御目見被仰、 御再翰被成下、奉拝見候、如尊意兎角鬱陶敷天気合困入候、 之御進退等、 昨日従是茂為御知可申上候処、図図井上氏御寺□罷越候趣ニ付、 恐悦御義奉賀上候、 御心得通二御 且殿中御着服之義迄被仰下御念之被為入候御事、 巨細承知仕候、 一覧置可被遊候 則過日旨御咄申上候、二条殿中絵図面大小弐 就而者鈴木氏ゟも一昨日一寸御案内申上 扨明朔日者弥 其外関東表 別

### 関東表大広間替席

- 当朝御玄関ゟ御登 営、 殿上之間御次江御扣之事
- 而可然事 御昼食御休息所者、 昨日内々井上氏江も示談仕置候通、 二百畳之間
- 丹之間之事 関東表ニ而者、 帝鑑之間ニて御礼被差上候由、 当殿中者右御替席、 牡
- 御献上物ハ表向御扣所、 殿上之間江御持込被遊可然事、
- 筈之処、全く無念ニ而取落麁忽之段、 此度御頼被仰込候同役名前 中嶋九慎二御座候、 何卒御海容奉希上候、 艸々以上、 過日鳥渡認メ可差上 先ハ必□の

几 |月廿九日 □せ可然如此御座候、

尚明朝得鳳声万々可申上候、

右書中御請迄申上候事ニ候、 一々右御参御答可仕候処、 無拠去難用向ニて他出仕候次第ニ付、 尤絵図面者緩々御留置ニてよろしく御座 乍大略

奉復 (墨引き)

玉床下

友高 (高瀬)

### 史料9 鈴木宗栄書状

「御裏ウハ書) 宗命

候、 御目見御席ハ シ可被下候、 候、 昨烏ハ貴墨被下奉拝見候、 然者明朔日、 御玄関ゟ私共御案内申上、 御請迄早々以上、 御着服之儀、 御黒書院御次間二相成申候、 御礼別紙之通り弥御座候、何卒御写取り被下、 委細被仰下承知仕候、 如命不勝之天気相御座候へ共、 二条 御城ニてハ殿上間エ御扣 万事明日御目通り御取持可 尤如先例之儀と相心得申 益御勇健奉恐悦 跡ゟ御返 /被遊侯、 仕

四月廿九日

猶以何寄之御菓子頂戴、 每々難有仕合存候、 貯置度々初味奉楽候、 以上、

### 史 料 10 六角堂池坊名札]

(10 の 1)

此度 御代替御礼継目

御礼、 先格之通無滞相

勤難有奉存候、右御礼

六 角 池 堂 坊

参上仕候、以上、

(10 の 2) ※10の1と同文言のため省略

(10 0 3) ※10の1と同文言のため省略

(10 0 4)

光 治 地 坊

五月朔日

御座間

御役儀御礼

稲葉美濃守

御太刀金馬代

御役儀御礼

御黒書院

松平越中守

御太刀金馬代

中将還任之御礼

井伊掃部頭(直憲)

位階之御礼

松平隠岐守

錦三十抱 御太刀金馬代

少将之御礼 松平越中守

同断

同断

官位之御礼 黒田甲斐守

伯耆守嫡子

御太刀金馬代

位階之御礼

大乗院御門跡使者御推任剣之御祝儀(象、以下同) 杉田和泉守

同断

一乗院御門跡使者同 森田将監

同断

松平伊予守

御太刀銀馬代

中条中務太輔高家(信礼)

同断

京地浪人儒者同

同 松永臨次郎 伊藤徳蔵

其外御礼御上洛之御祝儀

寺社人

御上洛之御祝儀 六孫王大通寺住侍 、遍照院

醍醐山五十一坊惣代

/ 東向坊

御太刀銀馬代 寺務拝任之御礼 御同人使者

御推■剣之御祝儀 任

二条民部卿

興正寺使者 有馬蔵人

御太刀銀馬代

同新発意使者

同

同人

御上洛之御祝儀

泉涌寺

継目御礼

平塚惣検校

御次一同

初而御目見

真田信濃守家来(幸教) 海陸御備向掛御雇

佐久間修理(象山)

84





参上 御納戸構 御作事奉行支配 御勘定所御用達 為替三井組 御上洛之御祝儀 御物茶師 御翠簾師 三井八郎右衛門(高福もしくは高朗カ) 三井元之助 辻東馬 望月徳助 三井三郎助 三井治郎右衛門 下村亀五郎 尾本源吉郎 竹川彦太郎 嶋田八郎左衛門 小野善助 京屋助一郎 清水市郎右衛門 荒木伊左衛門 奥田仁左衛門 御書物奉行次席 同御代官 二条御蔵奉行 二条御城御門番頭 新二力物領 同御武具奉行 志之助惣領 □二郎惣領 和■田八太郎 多□□惣領 二条御蔵奉行 淀川過書船支配 初而 御目見 与一養子 神尾清三郎 雅二郎惣領 御代官 数馬養子 角倉多吉 三輪増太郎 斉藤恒太郎 中村辰之助 小堀右膳

存候、

### [ 立花上覧例書 ]

華 上覧被 仰出候節差上来候例書

御立華仕候節、 込藁之儀者、 前日持参仕、 仕込候様可仕候

取仕舞候樣可仕奉存候、 都合三瓶下組仕候ハヽ、 候節者残花入置、 人被仰付被下度先例二御座候、 坊主衆取扱ニて、 御立華之花具、 御城江罷出候者、明六ツ時比ゟ罷上り、 池坊 見苦敷御座候ニ付、 御黒書院江御運付被下、 凡一時半二は出来可仕候、 中ノ口迄池坊持人ニ而、長持二棹持参り、 但前日・御当日とも長持弐棹持参仕候事、 蓋仕候儘ニ而相下ヶ申候ニ付、 立華指上候後、明キ長持出シ 行之花二瓶、草之砂物一 何レとも八ツ時迄ニ者 夫より 御附 瓶

ゟ取懸り候ハヽ、 夫より取組、 真之花一瓶者御当日二仕立候得者、 其外之品者荒道具ゟ仕立候而も一時半程相懸り候、 四ツ時過出来仕候様、 真、 可相成と奉存候、 受、 流枝等者下拵仕置持参仕、 六ツ過時

杓壱本御添置可被成下候 水之儀者、 手桶ニ而弐荷程之積ニ被 仰付置被下候様仕度奉存候、 但柄

、砂之儀者寒水石二而凡壱升入、十袋程御用意被 仰付候様、 書留ニ 御座

御日限御治定御座候ハヽ、何卒二三日程間御座候様仕度奉存候

水次壱ツ御用意被 仰付候様仕度奉存候

、毛氈十五枚程御用意被 仰付候様仕度奉存候、

御床御花具拝見参上之節、 御砂鉢底板先格之通御下ヶ被成下候様仕度奉

、御床拝見幷前日立花取組・御当日三度共 罷上り候、 門弟共同様之儀ニ御座候 御城江参上之節者、 中ノ口ゟ

、者上御台所ニ而頂戴仕候事 御花立調前日・御当日、 両日共池坊ハ御医師之間 二而御料理被下、 門弟

右之通先年相勤候儀ニ御座候 以上、

### 史 料 13 鈴 木宗栄書状

(端裏ゥハ書) 地坊様

(余宗 \*大学

奉拝見候、 大取込早々、以上、 不浅難有仕合奉存候、 益御勇健奉恐□侯、然者段々御丁寧被仰下、 別し御礼申上候、 御暇乞参上可仕候心掛も、 御扇子沢山被懸貴意 明朝出立

五月八日

【々御端書之儀承知候へく候、 以上、

尚

### 史 料 14 [池坊専正口上覚]

·願上口上覚

拙僧儀、

朔日右両様 様奉願上候、以上、 付被下候ハヽ、一寺之規模相立難有仕合奉存候、 候先例二御座候二付 御代替御礼継目御礼等、 当三月十日 御目見御礼、 御代替御礼継目御礼奉願上候处、 則三月十日奉願候通、 参府 二条於 御目見被 御城被 仰付、 仰付、 此度茂先規之通拝領物被 同月廿三日 右願之通御許容被成下候 御暇之節、 難有奉存候、 時服二拝領仕 御聞済、 然処古来 五月

元治元年 子七月

御奉行所

六角堂頂法寺

87

### 解 説 華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録.

はじめに

れた。これらの行事の場所は、 の関係者で行われた後、 りの際には、一方、 の朱印改がなされた。 れる参賀、 江戸幕府では、 将軍着任の将軍宣下が一連の儀礼として行われた。 将軍の代替わりにあたり、 特定の寺院の住職交代においては継目御礼の儀礼が行わ 寺社奉行より命ぜられた寺社も参加した。将軍の代替 代替御礼については、 いずれも江戸城であった。 先代将軍の葬送、 徳川御三家をはじめとする幕府 また、

華道家元池坊総務所

(京都市中京区)

が所蔵する本史料は、

元治

元年

九年(一八三八)に行われた先代に当たる池坊専明の代替御礼は、朱印改と併 りに伴うものであった。 五八)から第一四代家茂(一八四六~六六・在位一八五八~六五)の代替わ (一八六四) 五月一日に二条城で実施された代替御礼と継目御礼に関する記録 八三九~一九〇八)の六角堂頂法寺住職への就任によるものであった。 件の代替御礼は、第一三代将軍徳川家定(一八二四~五八・在位一八五三~ 継目御礼については、池坊専正(華道家元第四二世、

特別に代替御礼と併せて二条城の遠侍で行われた。 その翌年に行われた二度目の上洛に合わせて催された。 二二九年ぶりの上洛を果たした。二条城の黒書院における家茂の代替御礼は、 (一八六三) に将軍家茂は、 先述したように代替御礼と継目御礼は、 家定から家茂への代替御礼についても、 通例では専正の継目御礼も、江戸城が会場となるはずであったが、 寛永一一年 (一六三四) 江戸城で行われるのが通例であっ 江戸城で実施された。文久三年 の第三代家光以来となる、 それは前例を見ないも

代々華道家元を務めてきた六角堂頂法寺の住職は、

延享三年 (一七四六)

### 表 1 史料一覧

番号	史料名	年 月 日	差出/作成者	宛所	形態	数量
1	御代替御礼住職継目御礼記録	(元治元甲子年五月)	池坊四十二世 専 正	_	竪 帳	1 冊
2	池坊専正口上覚書	文久二戌年一二月	六角堂池坊	御奉行所	状	1通
3	鈴木宗栄書状	(元治元年)四月二六日	宗 栄	池の坊	"	"
4	田中直右衛門・ 井上栄次郎書状	(元治元年)四月二七日	田中直右衛門 井上栄次郎	近藤大和	JJ	"
5	高瀬友益書状	JI	高瀬友益	池御坊	"	IJ
6	東町奉行所証文方書付(写)	(元治元年)四月二九日	東御上洛懸り 証文方	六角堂池坊	,,,	"
	池坊書付 (写)	"	池坊	(証文方)		
7	東町奉行所略図	1	_		図	1舗
8	高瀬友益書状	(元治元年) 四月二九日	友 益	1	状	1通
9	鈴木宗栄書状	II	宗 栄	1	IJ	"
10	六角堂池坊名札	_	_	_	JJ	4枚
11	五月朔日役儀御礼書付	(元治元年)五月一日	_	_	横帳	1 ∰
12	立花上覧例書	_	六角堂池坊	_	状	1通
13	鈴木宗栄書状	(元治元年)五月八日	宗 栄	池の坊	"	"
14	池坊専正口上覚	元治元年子七月	六角堂頂法寺 池坊	御奉行所	"	"

で立花上覧が行われる機会は失われた。

で立花上覧が行われる機会は失われた。

で立花上覧が行われる機会は失われた。

で立花上覧が行われる機会は失われた。

### 各史料の解説

いて記録したものである(写真3)。同史料の内容は、 通の写しなどからなる。 奉行所へ罷り出に付き) 各史料には、 継目御礼願いの事)二通、「先例書」 通 史料に関する詳細は、 「例書」 専正が二条城で行われた代替御礼と継目御礼の実施の前後につ 通し番号を付すものとする。 (寛政九年、文政五年継目御礼願いの事) 一通、「書付」(東 一通、 「書付」(登城に伴う作法に関することに付き) 表1に示した。 (第九代から第一三代将軍代替わ 同日付の史料については書付を 以下、史料ごとに概説を行う。 「奉願口上覚」

# 史料1 〔御代替御礼住職継目御礼記録〕

## (一) 御礼の申し出から準備のこと

し出た[ア・イ]。その際の口上覚には、将軍家定が在職中の安政五年(一八五八)池坊専正は、 元治元年三月付で、 東町奉行所 (東御役所) へ継目御礼を申

「ウ」。

「ウ」。

「ウ」。

「ウ」。

「ウ」。

「ウ」。

「ウ」。

「ウ」。

「力」。

時服の拝領について記された。
3)に関して、江戸城への登城の年月日、献上物、場所(帝鑑之間、檜の間)、そのうち先例書[エ]には、第九代家重から第一三代家定までの五名(表2、日上覚には、過去の代替御礼に係る概要を記した例書が二通添えられた。

明示するためと考えられる。

明示するためと考えられる。

明示するためと考えられる。

明示するためと考えられる。

例書「オ」には、第一一代家斉の在位中に行われた寛政九年(一七九七)

柴田勇四郎と対面し、 和 る御殿番や玄関番などといった番方の役割、 って知らせがあるとのことであった。また御礼にあたって、 ついての確認がなされた a付 [カ]を、 三月二三日、 に、東町奉行所へ出向いた。そこで、証文方の与力・黒田小左衛門と同 は、 の江戸城における継目御礼に係る世話人への礼金についても省み 窺い知れる 川嶋長次郎の付き添いにより、三月二三日の五ツ半時 池坊方へ持参した。それを受けて、専正の名代を務めた近藤大 樫本五兵衛は、 将軍への御目見を仰せつけられた。期日については、 (附紙1)。また、 (附紙2)。 先述の口上を受けて奉行所に来るよう求 文政五年(一八二三)と天保九年 献上物 (十帖一本一台) 城内での対応をす

くよう申し付けられ[キ]、同日付で承諾した。 池坊方は、翌日の九ツ時(正午)に東町奉行所の証文方より、同所へ出空

機する必要が生じた。

一様する必要が生じた。

向半切と呼ばれる料紙に認められた書付を渡されて退出した。 になって迎えが来たので、 を探したところ、神泉苑町下ル西側の丹波屋を待機所とすることができた。 じめ悉く塞がっていたので、 (午後一〇時) 待機するための宿を探すことになった。 前となった。 すると、 奉行所の近くで控えるよう申し付けられた。 奉行所へと向かった。 旦、 六角堂頂法寺に戻って待つのはどうかと そこで柴田と再び面会し、 しかし公事宿 帰宅は夜四ツ 鍵屋をは 夜

た。

「大き御礼と継目御礼の両方が行われることを御心得て登城せよとあっとして、代替御礼と継目御礼の両方が行われることを御心得て登城せよとあっは、独礼等を望む者の人数が多く、部屋も手狭なので略式とされた。御礼に際して翌月一日に二条城へ登城し、その際は作法に則ることとされた。御礼に際して選月一日に二条城へ登城し、その際は作法に則ることとされた。御礼に際してある。前述した東町奉行所から渡された書付[ケ]の内容は、以下の通りである。

れ、実施への運びへと至ったことが分かる。 以上のように、家茂の代替御礼と家定の代に延引されていた継目御礼が許さ

### 一)御礼当日から事後のこと

草履取りの若党、合羽籠持ち二名、両掛持ち、宰領役が続き、棒頭の伊勢屋付いた。さらに靴箱と笠箱持ちそれぞれ二名が横に並び、近藤大和(春彦)、坊専正を乗せる輿は、四名の陸尺が担ぎ、その左右に和田康次郎と真崎才蔵が坊列の先頭は露払い役一名であり、その後に三名の徒士が横に並んだ。池

幸助と続いた。単純な計算では、約二○名の行列であったと考えられる。

城したのは、専正と近藤ら七名とみられる。 堀川橋の下馬札前で荷物を降し、池坊専正は東大手門の門前で輿を下りた。入堀川橋の下馬札前で荷物を降し、池坊専正は東大手門の門前で輿を下りた。入小路を通じ二条通へと出て、堀川通へと至るというものであった。そして二条通から六角通を西へ進み、室町通で北行して押小路通で再び西方へ曲がり、油通から六角通を西へ進み、室町通で北行して押小路通で再び西方へ曲がり、油通から六角通を四条に、大ツ半時を過ぎた頃であった。登城の行程は、東洞院寺門を出発したのは、六ツ半時を過ぎた頃であった。登城の行程は、東洞院

新建の二百畳の間の屏風で仕切られた所に案内され、 きの拝見となった。 の出迎えにより二之丸御殿に上がった。 の間における殿上の間に着座した。 東大手門から入城後は、 階段の登り口からは、 松井ら五名が挨拶へ来た後、 次に御礼が行われる黒書院牡丹の間を拝見した後、 唐門を通って車寄 数寄屋坊主鈴木宗栄の案内となり、 専正たちは、 そこに数寄屋坊主佐野宗眠や表坊主 玄関より先は、 (玄関) すぐに高瀬の案内で御殿向 休息した。 に至り、 専正と近藤だけとなっ 玄関番松井金 専正らは遠

そこから牡丹の間へは坊主(表坊主か)が運んだ。の者へ下げ渡した。池坊の献上物は、井上が二百畳の間の廊下へ持って行き、弁当を運んで来た。下役六尺が土瓶にて茶を給した。弁当の空き箱は井上が供るがわる様子を尋ね、御礼の刻限を伝えに来た。やがて御殿番の井上栄次郎が休息の間、坊主下役の六尺が茶と煙草盆を差し入れ、その後も四人が代わ

と言われた。 出て帰るように、 ノ口行当り廊下に町奉行詰所という書付があるので、 上物の用意について、掛りの坊主と会ったかについて聞かれた。また、 やがて東町奉行所の黒田 引き合わせるよう言っておけ、 殿中(表坊主)とその外 尋ねたいことがあれば尋ねるように言われた。さらに、 あわせて、 小左衛門が迎えに来た。黒田からは気遣いとして、 本日、 かつ東町奉行小栗下総守 帰る時には、 (数寄屋坊主) 両町奉行へ挨拶に回るように では掛りの坊主が違うの 御礼が済めば詰所に届け (政寧) 御殿の中 同じ

ぐに御礼を行い、滞り無く終わった。
カツ半時(午後一時)時には、高瀬と佐野の案内により予行をした後、す

近藤は蘇鉄の間入り口に控えており、目付の建部徳次郎と戸川伴三郎、奏者

帰ることを届け出て、井上の所へ案内してもらい、坊主に玄関まで見送られた。 が来て、任意で帰るよう伝えられた。 がないよう配慮された。 番の本庄宮内少輔に御礼の報告をした。 札所を通れなかった道具箱は、 日暮れ前には堀川通へ廻し、 近藤が町奉行方の詰所へ名札を持参し、 最後に二百畳の間へ戻ったところ坊主 帰りに支障

かれた覚書[サ]によると、前項の末で述べたように、東大手門から退城した後、 奉行を除いて扇子が五本入った箱を献上した。 御礼の関係者への回勤が行われた 東大手門の門前において池坊は輿に乗り、 宿所が記載されていた。 東西の町奉行、 惣裁職の一○名であった。 (図 2)。 その対象は、老中三名、若年寄三名、 関係者への挨拶廻りをし、 廻勤先一〇名の一覧について書 東西の町奉行以外につ

曹洞宗慈眼寺、 ある秋月種樹、 た同藩の陣屋に泊まった。 元治元年四月に老中となった稲葉正邦は、 千本屋敷に宿した。 同月に京都所司代に任じられた桑名藩主松平定敬は、 浄土真宗栄正寺であった。惣裁職の松平直克は、顕本法華宗妙 田沼意尊、 出羽山形藩主水野忠精は亀屋に泊まった。 稲葉正巳の三名の宿所は、 残りの老中の宿所は以下の通り。 前職である京都所司 それぞれ浄土宗勝厳院、 小浜藩主酒井忠 鷹ヶ峯に置 代の屋敷を

廻勤が終わり帰着した時刻は、七ツ時 (午後四時) であった。

どちらも縦が四寸三分、 番、二つ目は東大手門の門番へ差し出されたものである。 『目見のための登城に当たっては、二種の札[シ]が用意された。 横が三寸八分であった。一つ目は、 二之丸御殿の玄関 大きさは、

た覚書[ス]は、御礼の当日とその後についての手記である。 五月一日の代替御礼、 同二日の廻勤、 立花上覧の延引等の事に いて書

栄次郎に封金を渡した 近藤大和 通 頭の清水畸太郎に内見等を頼み、 三条の旅館の井上の元へ、 (春彦) (五 月 は、 一 月 )、 (表4)。 今朝 (五月一日)、二百畳の間の詰所において、 滞りなく御礼に勤めることができた。 三月一〇日に御礼を願い出るに当たり、 旅中見舞いとして五百疋の菓子料金を持参し 殿中での物事についても支援を得たこ 井上 御徒

た。

ち井上については、 て三百疋を渡した。 五月二日には、 近藤が御礼の関係者へあいさつ回りをした(表5)。 儀礼の最初から世話になったことから、 別に心付け金とし

在するとのことだった。 発つことから、 御礼の当日、専正は先例に基づいて、立花上覧について伺ったところ、 (二日) に家茂が参内するため、差し控えた。さらに家茂は、 今回は延引することになった。 同一六日迄、 家茂は大坂に滞 同七日に大坂 羽

H

東大手門外の腰掛の方に立ち並ぶこととされた(図3、参考図1 と岩田半太郎から知らせがあった[セ]。 を食べ、大坂の備前橋より上陸して、京橋喰違御堀場に至り、大坂城大手門よ 橋際の石場から乗船し、宇治川を経由して淀川を下る。 らされた[ソ]。二条城の東大手門を出た後の経路は、三条通から烏丸通 心得るようにとされた。 通りへ出て、愛染院で小休憩する。そこから京町通を通じて豊後橋に至って、 先述の両目付からは、 家茂が京都を発駕する当日のことについては、 五条通りを通じて、 見送り場所や服装について、 ならびに二条口内へ行く人々は、 家茂における二条城から大坂城への道筋についても知 伏見街道に至る。そこから伏見稲荷大社の境内裏 その日は、 かねてから打ち合わせていたことを 目付の杉浦兵庫 二条城内外の門 その船上で将軍は弁当 三条口新柵の際より **〈一〇五頁〉**)。 頭 (勝静)

この [タ] は、 と同様の事柄を述べている。一部は箇条書きとなっている。[コ]と比較すれば いる。ここでは挿図を参照して、 御礼の行列・登城・入城・御礼の事について書かれた覚書 [タ] は、 より詳しく説明されている箇所があると共に、挿図が含まれて 主な部分のみを採り上げる。 、前掲の

随行した。 大手門で下乗した後は草履で進み、 しかし間違えて御池口 御礼があった五月一日は曇りであり、 玄関までの案内は城番組の大西政八郎と柘植哲三郎に頼んでい 行列には、 へ行ったことにより間に合わず、 三名の侍 唐門の前より沓に履き替え、 (和田康太郎、 九ツ時 (正午) より雨が降っ 真崎才蔵、 案内無しとなった。 白井又二郎) 玄関に至った。 たが、 た。 が そ

全て狩野直信の筆であり、殿上の間近辺は狩野探幽の筆と伝えられた。 高瀬の案内で黒書院やその他の室を案内された間に、黒書院とその近辺はた。高瀬の案内で黒書院やその他の室を案内された間に、黒書院とその近辺は専正と近藤は、坊主(表坊主か)の指図により殿上之間の南の中央辺りに座っ間等としていた(挿図1)。四つある仕切りのうち南端の一間に御一人が着座し、殿上之間(遠侍)は、上の方が大名詰席なので屛風で仕切られ、柳間や雁之

て御掃除番の下役からも受けた。
には、石清水八幡宮の坊舎の者が控えていた。茶の給仕は、御台子六尺に加えには、石清水八幡宮の坊舎の者が控えていた。茶の給仕は、御台子六尺に加え、神図3)。その部屋の中は仕切られて、他の寺社も使っており、池坊方の左側文久三年(一八六三)に建てられた二百畳の間は、控え室として用いられた

して総礼をした。松平定敬や松平隠岐守(勝成)等により大名方の御礼があっ から示された書付の通り、 の間に入室して着座した。 った。この入り口では、 (道美) であると知らされた。 加者は全て黒書院の溜の間 泉涌寺と平塚総検校は、大名と同じ室にいた。 代替御礼において一連の披露 目付が参加者の一人一人を帳面で確認し、一人ずつ溜 その次に町人が入室した。 溜の間が手狭であるため、寺社と町人が一緒に着座 代替御礼は黒書院で行われた(挿図2)。 (牡丹の間) の入り口、すなわち蘇鉄の間に集ま (紹介) を行うのは、 四月二九日に東町奉行所 本庄宮内少

むと将軍は退き、襖は閉められた。き将軍の出御となった。全ての寺社と町人は平伏し、紹介があった。披露が済き将軍の出御となった。全ての寺社と町人は平伏し、紹介があった。披露が済その後、寺社の披露の段となって、黒書院二の間と三の間の襖が左右に開

祝儀袋の挿絵が描かれている。金額については、一覧に取りまとめられた〔チ〕(表6)。献上物に関しては、代替御礼と継目御礼の準備と参加に当たって、協力を得た人々への礼金と

いる。事後の挨拶までの事柄等が、対人関係や時間の推移まで、事細かく記述されて事後の挨拶までの事柄等が、対人関係や時間の推移まで、事細かく記述されて以上のように、二条城での代替御礼と継目御礼について、準備から当日、

### 皮料2 [池坊専正口上書]

池坊専正が京都町奉行宛に申し出た、文久二年(一八六二)一二月付けの文

控えであったのかは判然としない。とであった。この文書には、池坊専正の署判がある。提出されなかったものか、とであった。この文書には、池坊専正の署判がある。提出されなかったものか、ともあり、指図を所望している。家茂が一度目に上洛したのは、文久三年のこ書である。家茂の上洛の節には迎え出たいとしつつ、先例を示す記録がないこ

### 史料3 [鈴木宗栄書状

である。代替御礼が同年五月一日になり、二条城に登城するよう伝えている。数寄屋坊主の鈴木宗栄から専正に宛てた、元治元年四月二六日付けの手紙

# 史料4 [田中直右衛門·井上栄次郎書状]

は寺社奉行を通して行っていることを断っている。になったことを伝える。追伸として、幕府側との一連のやり取りは、表向きに月二七日付けの手紙である。代替御礼における将軍への御目見が同年五月一日御殿番組頭の田中直右衛門と井上栄次郎から近藤大和に宛てた、元治元年四

### 史料5 [高瀬友益書状]

表坊主の高瀬友益から専正に宛てた、元治元年四月二七日付けの手紙である。

# 史料6 [東町奉行所証文方書付写、池坊書付写

来るように命じ、専正が了承の旨を返信している。専正によるその返書である。証文方は、同日の九ツ時(正午)に東町奉行所へ東町奉行所証文方から専正に宛てた、元治元年四月二九日付けの書付と、

### 史料7 [東町奉行所略図]

内の概略と共に、番方らと待合人の位置が示されている。 前掲の史料6に対応する東町奉行所の略図である。奉行所内の玄関庭や建物

### 史料8 [高瀬友益書状

表坊主高瀬友益から池坊方に向けて出された、元治元年四月二九日付けの

る。 る行動や位置、頼るべき担当者等について、箇条書きで仔細にわたり伝えている行動や位置、頼るべき担当者等について、箇条書きで仔細にわたり伝えていま紙である。江戸城における前例を踏まえつつ、代替御礼の当日の殿中におけ

### 史料9 [鈴木宗栄書状]

触れられていたものと推察される。は含まれていない可能性がある。この別紙は、代替御礼の当日の着服についてけの手紙である。別紙が添付されていたが、返却が求められており、本史料に数寄屋坊主鈴木宗栄から池坊方に向けて出された、元治元年四月二九日付

### C料10 [六角堂池坊名札]

れた玄関へ差し出す名札[シ]がこれである。とについての文面と記名がある。史料10の4は記名のみである。史料1に記さ四枚からなる名札である。史料10の1から3には、代替御礼に参上したこ

## 史料11 [ 五月朔日役儀御礼書付 ]

礼の事[コ]で触れた代替御礼における一連の披露(紹介)と対応している。物について列挙した書付である。史料1における御礼の行列・登城・入城・御元治元年五月一日に代替御礼へ参加した武士や寺社の人々、町衆などの献上

### 史料12 [立花上覧例書]

花上覧の延引等の事[ス]で触れた立花上覧のために準備したものであろう。時のための例書きである。史料1における五月一日の御礼、同二日の廻勤、立専正が、先例に基づき代替御礼と継目御礼に伴って立花上覧を仰出された

### 史料13 [鈴木宗栄書状]

で、代替御礼後に関係者へ挨拶廻りした際に献上した扇子箱について、不手際の手紙である。鈴木は、史料1における御礼の行列・登城・入城・御礼の事[コ]数寄屋坊主の鈴木宗栄から池坊方に向けて出された、元治元年五月八日付け

があったようなので対応するように申し伝えている。

### 史料14 [池坊専正口上覚]

なかったため、改めて時服の拝領を願い出ている。には、時服を拝領した。今回に関しては代替御礼の二ヶ月後に至っても沙汰が「専正が、京都町奉行所宛に出した覚書である。先例に則れば、代替御礼の後

### 結びに代えて

ては、 失われた二百畳の間の連動した使い方を知ることが出来る。 る室や座位、 を把握することができる。 家茂の二度目の京都滞在時における二条城の使い方と、 準備、 江戸城の実態との照合や比較が今後の課題となる 当日、 御殿内における玄関番・表坊主・数寄屋坊主等の役割分担につい 将軍家茂の代替御礼と池坊専正における継目御礼に参加する上で 事後につい 特に二之丸御殿については、 ての詳細を取りまとめたものである。 黒書院と遠侍、 当時の対人関係の実態 また、 現在は

いての史料を調査する必要がある。 地坊専正による二条城での立花上覧は、幕末の混乱と幕府の終焉によっての可能性もある。その場合は、家茂の上洛に伴う二条城二之丸御殿の改修につた保九年(一八三八)に江戸城で行った立花上覧の記録(池坊総務所所蔵「御天保九年(一八三八)に江戸城で行った立花上覧の記録(池坊総務所所蔵「御天保九年(一八三八)に江戸城で行った立花上覧の記録(池坊総務所所蔵「御大保九年(一八三八)に江戸城で行った立花上覧の記録(池坊総所の改憲によっての可能性もある。その場合は、家茂が二条城で立花上覧を受けた場合、いかな遂に行われることはなかった。家茂が二条城で立花上覧を受けた場合、いかな遂に行われることはなかった。家茂が二条城で立花上覧を受けた場合、いかなどに行われることはない。

と共に、今後の保存と活用の上でも貴重かつ有用な史料と言える。を詳しく伝える本史料は、元離宮二条城の本質的価値を考える上で重要であるこれまで知られてこなかった家茂の上洛時における二条城の利用の在り方

### 注

 $\widehat{\underline{1}}$ 

- 安政五年(一八五八)八月一八日に行われ、 一二二·一五九·一六八~一七二·一九五頁)。 例を挙げれば、徳川一三代将軍家定における東叡山(寛永寺)への葬送は 一日に行われた(徳川黎明会編『徳川禮典 光門跡や増上寺、 おいて近親者をはじめとした武士の間で行われた。 一四代将軍家茂の代替御礼は、 その他の寺社が代替御礼 一〇月一日から三日間にわたり、 九月二八日には忌明けを迎え へ参じた。将軍宣下は、一二 绿头 原書房、一九八二年、 同七日、一一日には 江戸城
- はじめとする幕府の要人と畿内の人々(一部の儒者、 二条城における代替御礼は、 の間で行われたことになる。 何らかの理由で安政五年の六年後に、 地役の武士、寺社、 老中を
- 2 六二号、二〇〇四年、 目朱印」といった(廣瀬史彦「近世寺社の朱印改についての記録に関する書 あった。この領地の安堵は、将軍の代替わりのたびに新たな将軍から朱印状 江戸時代には、 誌学的考察―慈廣寺文書の記録を事例として―」駒沢史学会編『駒沢史学』 の発給を受けるかたちで繰り返された。その手続きを「朱印改」あるいは「継 将軍が発給する朱印状により、領地の安堵を得ていた寺社 七九頁)。
- 3 西沢淳男「寺社の将軍代替御礼と殿中儀礼―高尾山薬王院を事例として―」、 本歴史学会編『日本歴史』第五八八号、一九九七年、 七〇~七九頁
- $\widehat{4}$ ある(「中遠の古刹 継目御礼の記録としては、 二〇二一年)。 真言宗西楽寺 真言宗西楽寺 補遺 (現在の静岡県袋井市) のものが 代替御礼」、 袋井市歴史文化館
- 5 料から裏付けられる。 元治元年五月一日に二条城において代替御礼が実施されたことは、 ゆまに書房 以下の史

〔水野忠精幕末老中日記〕 (大口勇次郎監修 『水野忠精幕末老中日記』 第七巻、

九九二年、二一六~二一九頁)

泊より退出六時過

月次御礼無之、不時御礼有之候ニ付、 五半時 麻帛 半小 襠袖 登

伺泊方、

御覚雅楽殿と談合之上、 以御取次上之、

御礼書之内、 病気不参之書付以泊方上之

出御之旨泊方申来、 何も奥江廻り、 御側衆催二而、二之間御椽江列 稲葉美濃守

右御役義之御礼、 御礼書之通相済、 夫ゟ尚又御側衆左右ニ而伺会尺、 御

人出候 御留守居 

江相廻り、 御直二被 御杉戸江列居、 仰含之、何れも (孝綱) (孝綱) 雅楽殿御勝手江着座、 御目見節者直ニ御錠口通り、 無程 出御、

松平越中守

始御礼書之通相済、

入御後直ニ引

夫ゟ御白書院替席て列座、 雅楽殿両度二申達、 銘々書付被渡之、

水戸中納言殿

名代大場弥右衛門

被叙正三位候此段可被申上候事 .国事格別尽力罷在候ニ付、 正三位 御推叙被 宣下旨被 仰出候間、

紀伊中納言殿

名代水野大炊頭

今度 御上洛 仰出候間、 御参 被叙正三位候、 内之節、 供奉被相勤候二付、正三位 此段可被申上候事、 御 推叙被

夫ゟ同所縁頬替席≒列座 同人被申渡、 左之書付被申渡之、

上杉弾正大弼

名代戸田寛十郎

御国事格別尽力有之候二付、 従四位上 御推叙之儀 御所江被 仰立候

仰出候間、

従四位上被

仰付之、

右申渡拝復引

(佐久間象山公務日記) 七四九頁) (信濃教育会編『復刻象山全集』巻五、 社団法人信濃教育会出版部、

て御老中・諸司代・若年寄御役宅廻勤、 微雨 辰下牌登城、 御黒書院御入側にて初て大樹将軍に拝謁す、(徳川家茂) 未下牌帰宅 訖

、光明寺雑記〕(長岡市史編さん委員会編『長岡京市史 之候者、 時二条御城江可被罷出作法宜可相心得候、 御沙汰難被及候、 書附到来、 元治紀元甲子正月十五日、 上洛拝礼之心得二而可罷在候 且者御在京中御間狭之儀二付在之候間、 御目見可被仰付旨御沙汰 栗生光明寺右今般御上洛恐悦申上度之願之趣相伺候処、 此段相達候、 大樹家茂公再度目上洛二付、三月廿八日従奉行所 四月廿九日委曲大内二在之、 三月同四月廿九日栗生光明寺、 二候、 且御転任恐悦之儀者先例も無之儀ニ付、 独礼等相願候者も有之候得共人数 御略式二而御礼被為請侯 資料編二』一九九二年、 余り珍事故筆記 右明朔日五半 五五九頁) 御席も有 但御

- 6 池坊専明 九九一年、 「御朱印御改御代替 三五三頁) [御礼参府記 (抄)」(静岡県編 一静 岡県史』
- 7 前掲(1)の通り、家茂の代替御礼は、 五年に、 江戸城で行われていた。 元治元年から遡ること六年前の安政
- 8 元和九年八月には、第二代将軍秀忠と第三代家光に対して、 条城で行われ、諸大名が参賀したものと考えられる。「慶長年録(元和年録)坤 (国立公文書蔵)では、「八朔には二条之御所へ御祝儀之御目見得」とある。 八朔の祝儀が二
- 9 10 前掲 究紀要 「細川家記」、 (5)「光明寺雑記」では、二条城における代替御礼について「余り珍事 元離宮二条城』第一号、二〇二二年、 「寛永日記」ほか (京都市文化市民局元離宮二条城事務所編 『研 一〇一~一〇二頁)。
- 故筆記ス之也」との感想が示されている。
- $\widehat{11}$ 12 池坊方における継目御礼は、 京都市中京区堂之前町に現存する単立寺院。 発祥の地として知られる (井上満郎、 六角堂頂法寺の住職と華道家元の引継ぎを意味 『国史大事典』 かつては天台宗に属した。 〈以下『国史』とする〉)。

- 13 細川武稔「江戸東京歴史探訪第九回 一九年九月号) 将軍への立花上覧」(日本華道社『華道』
- 14 池坊中央研究所「池坊歴史紀行第 一〇一五年一月号)。 回 江 城」 日 本華道 社 一華 道
- 花上覧を行ったことを伝える。 麻谷老愚編『祠曹雑識』 月六日に、 池坊専定が継目御礼のために江戸城へ赴 所収 「池坊立花上覧例」 は、 いた際、 寛政九年 先例により立 (一七九七)

15

### [池坊立花上覧例] (内閣文庫蔵)

大炊頭ヨリ、 通被 之立花荒拵ヨリ指立候様被 御砂鉢·御花台等拝見 月十八日真行草砂物四瓶上覧、 池坊立花 安永之度ハ前日共両度罷出候故、 仰付、 仰出、 上覧ノ近例ハ寛政九巳年ナリ、 上覧当日前日花拵、 例書ニ宝暦十一年巳年四月廿六日 京六角堂頂法寺池坊継目御礼参府先例之通立花 廿五日行草砂物三瓶下指トシテ御城へ罷出 仰出立調入 十九日銀十枚被下、 先格之通門弟弐人為手伝召連、 拝領物差別有之事ト心得タル趣申 上覧、 四月六日采女正殿へ土井 十一月朔日銀拾五枚被 上覧之義被 安永四未年十月廿日 翌廿六日真 仰出、 上覧願之 御花瓶· 五.

16 元治元年五月七日に、家茂が二条城から大坂城へ向かったことは、 から裏付けられる。 以下の史

[南紀徳川史] 五月七日 (堀内信編『南紀徳川史 第三冊』南紀徳川史刊行会、一九三一年、 六〇四頁)

公方様京都御発駕、 伏見より御乗船、 即日大坂御入城

上意有之、九日には御内使御小姓頭取竹田越前守を以御袴地・御生肴 右に付、 七日八日両日御発城、 八日には奥にて緩々御対顔 御

御菓子等御拝領

〔続徳川実記〕 (黒板勝美編 『新訂増補国史大系第五十一巻 続徳川実記 第四』吉川弘文館、

御着坂達し。 侍医叙爵

日於 二条被 仰出候、此段向々江可被達候、(以下略)一昨七日京都 御発駕、伏見より 御乗船、大坂表江被為 成候旨、去ル

- こつ「し手ご用こつ目)。

  けている。(細川武稔「論 京都の寺院に咲いた池坊のいけばな」、『中外日報』

  殻邸(渉成園)へ御成した。その際に池坊方は、立花一瓶及び生花六瓶をい の快(17) 家茂は、文久四年(一八六四)二月一一日に東本願寺(京都市下京区)の枳
- に詳しい。 小野清『史料徳川幕府の制度』(人物往来社、一九六八年、二六三~二六五)(8) 将軍から賜った衣服(『日本国語大辞典 第二版』〈以下、『日国』とする〉)。
- 頁)。
   京都町触研究会編『京都町触の研究』岩波書店、一九九六年、一六四~一六七京都町触研究会編『京都町触の研究』岩波書店、一九九六年、一六四~一六七宗門改・鉄砲改を職務とする役方(後掲〈22〉)(安国良一「町奉行所の役人」、(20) 所司代・町奉行所の省察に関する事項や、宿証文・女切手(手形)の発行、浪人改・

35

- 年、一七頁。(21) 京都市歴史資料館編集・発行『叢書 京都の史料6 京都武鑑 下』二〇〇四(21)
- る(大石学編『江戸幕府大事典』吉川弘文館、二〇〇九年、九八一・九九八頁)。(2) 江戸幕府における武官系の役職の総称。文官系の役職の総称は、「役方」であ
- たもの(『日国』)。前掲(18)『史料徳川幕府の制度』(三〇六~三〇七頁)にたもの(『日国』)。前掲(18)『史料徳川幕府の制度』(三〇六~三〇七頁)にらがみ)と呼ばれる播磨国産の献上紙を一束(一〇帖)とし、扇を一本添え(33)「十帖一本」とは、江戸時代に行われた献上物の一つ。鬼杉原紙(おにすぎわ
- (24) 地方から出てきた公事(くじ/訴訟)の当事者(公事人)が宿泊した宿(『日国』)。
- を受ける)と惣礼(一同で将軍への披露を受ける)に大別されていた。いく(25) 代替御礼では、寺格の序列によって礼式の資格が独礼(単独で将軍への披露

- ・・・・つかの寺が一度に披露を受けることを惣独礼といった。(前掲〈2)、七一~つかの寺が一度に披露を受けることを惣独礼といった。(前掲〈2)、七一~

- 行列などの先導をする人(『日国』)
- 主人・主君の供をする侍のこと(『日国』)。
- 貴人の駕籠を担ぐ人足のこと。雑役人のこともいう(『日国』)

 $\widehat{28}$   $\widehat{27}$   $\widehat{26}$ 

- 年若い従者、侍あるいは武士で足軽よりも上位にあった小身の従者。(『日国』)。
- 旅行用の行李(こうり/荷物)の一種(『日国』)。
- の人(『日国』)。) 荷物を運搬する駄馬や人夫を引き連れ、その指揮・監督・警衛に当たる役目
- 駕籠かき人足のかしら。広くは、人足のかしらのこと(『日国』)

32

31

 $\widehat{30}$   $\widehat{29}$ 

- 家等の喫茶を取り扱った(深井雅海、『国史』)。 ち数寄屋坊主は、数寄屋頭(茶道頭)の支配にあり、挽茶を調達して、御(33) 坊主とは江戸幕府の職制の一つ。剃髪・法服で城内の雑役に従った。その
- の給仕であった(深井雅海、『国史』)。 受けた。そのうち表坊主は城内の表座敷を管理し、主な職務は大名や諸役人(3) 江戸幕府の職制の一つである坊主のうち、奥坊主と表坊主は同朋頭の支配を
- 時代の最初までには、 明治四~六年に描かれたとみられる「二条離宮沿革附図所収、 二之丸御殿式台の南側に設けられた三○帖六間、 物千二百分一図」 して使われていた状況を描いたものである。文久二年に描かれた「二条御城 に増築された建築の一つと考えられる。挿図3は、代替御礼の際に待合所と 台とは廊下で接続していた。 二之丸御殿向并仮建物絵図」(元離宮二条城事務所所蔵)には、その記載がある。 |条離宮 (二条城) (宮内庁宮内公文書館) 保存活用計画』(二〇二〇年)の資料3に掲載している。 取り壊されたと推定される。 南東角には便所が付属した。家茂の上洛のため では確認できない。 廊下六八帖の建築である。 前掲の二つの図は、 したがって明治 二条城府庁建
- (36) 前掲(28)の後者と同様
- ったと推定される。(37) 一覧の廻勤先が実際の行程に基づいていたとすれば、順路は以下の通りであ

東大手門を出た後は、まず現在でいう所の堀川通を北行し、竹屋町通を西

岩倉幡枝町へ移転した(高木豊『国史』)。

ケ峯と呼ばれる地域である。そこからは、先述の東西の町奉行所へと戻る。松通を北に進んで出水通と交差する北東角に慈眼寺はあった。仔細は不明で松通を北に進んで出水通と交差する北東角に慈眼寺はあった。仔細は不明でに入り所司代屋敷へと至った。次は竹屋町通を西行した後、現在の美福門通に入り所司代屋敷へと至った。次は竹屋町通を西行した後、現在の美福門通

がった二条通の東側に妙満寺があった。たところに栄正寺があった。姉小路通が御池通を東に進み、寺町通を北に上ったところに亀屋があった。続いて堀川通を折り返し、姉小路通を東に入っ東西の町奉行所からは、御池通を東に進み、堀川通で南下して六角通に至東西の町奉行所からは、御池通を東に進み、堀川通で南下して六角通に至

られる。 妙満寺からは、南西に移動して東洞院通六角の六角堂頂法寺に戻ったとみ

46

- 記されている。 日本文化研究センター蔵)には、京都所司代下屋敷の位置に「千本屋敷」と日本文化研究センター蔵)には、京都所司代下屋敷の位置に「千本屋敷」と(38) 元治元年の京都市内を描いた地図「洛中洛外町々小名大成京細見絵図」(国際
- (3) 上京区下立売通千本西入稲場町に現存する寺院。
- (4) 上京区出水通下七本松東入七番町に現存する寺院。
- 都市役所本庁舎の一部が所在する。昭和四三年(一九六八)に現在の左京区(42) かつて寺町二条下町を寺地とした顕本法華宗の総本山。同地には、現在、京ンター『平安人物誌』関連短冊人物インデックス三八三)。
- 六二六~六二七頁)。 本願所について―」、印度仏教学会『印度仏教学研究』二九巻二号、一九八一年、宝院・地福院とも称された(菊池武「勧進と本願及び聖―特に伏見稲荷大社宝院・地福院とも称された(菊池武「勧進所)であった。愛染寺・地蔵院・両
- ている。なお、黒書院の障壁画筆者は尚信以外にも参加絵師が想定されてい狩野尚信(一六〇七~五〇)を指す画号(「主馬」または「尚信」)が記され(44) 黒書院障壁画の筆者については、後掲(45)に挙げたすべての史料において

(武田恒夫「障壁画」『元離宮二条城』小学館、一九七四年など)。

45

- 究では、 ては、 貼付文書では では 遠侍障壁画の筆者について、江戸時代中期以降に作成された指図や文書の記 之御丸御殿向指図」 る)、「二条御城中御本丸二丸御殿御絵間数之覚」(京都大学附属図書館蔵)の 九七四年など)。なお、 を列挙すると、「二条御城御指図 (二条城建物古図)」(宮内庁書陵部所蔵) 「真設、道味」(真設は狩野真説甚之丞 (一五八三~一六二八)と解され 甚之丞ではなく、 甚之丞説が有力である(土居次義「障壁画」『元離宮二条城』 「山楽」(狩野山楽(一五五九~一六三五))、「御城内御本丸二 (中井家蔵) 別の筆者と考えられている。 勅使之間、 では、「筆者弟子」となっている。 遠侍一之間から三之間以外の部屋につい 美術史研 一小学館、
- のようになる。史料8も同じ。 味合いを持つ×印の跡である。巻き取りを開くと、留めが半分となるため、「冫」 味合いを持つ×印の跡である。巻き取り終えた最後の部分に記した、留めの意 のようになる。史料8
- 工頭中井家建築指図集―中井家所蔵本―』思文閣出版、二〇〇八年、七六頁)。(47) 「中井家文書」には、京都東町奉行所の屋敷絵図が遺されている(谷直樹編『大

※(4)、(45)は、松本直子氏が作成した。

### 表2 例書に記された将軍と頂法寺の住職[エ] 表6 御礼金一覧[チ]

将軍名 (諡号)	代替御礼年月日	住職名
家重(惇信院)	延享三年六月	専 純
家治(俊明院)	宝暦十一年六月	専 意
家斉(文恭院)	寛政八年八月	専 定
家慶(慎徳院)	天保九年四月	専 明
家定(温恭院)	(延 引)	同上

### 表3 例書に記された将軍と頂法寺の住職[オ]

将軍名 (諡号)	代替御礼年月日	住職名	
家斉(文恭院)	寛政九年四月	専 定	
→ 万 ( 又 尔   元 )	文政五年二月	専明	

### 表 4 封金の宛先一覧 [ス]

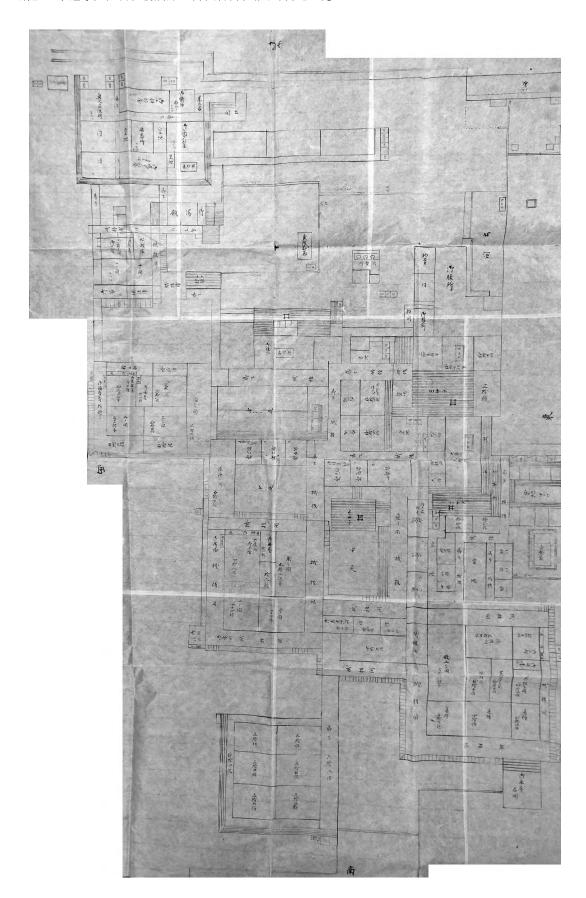
名目·役職	氏名等	金
献上物料	1	二百疋
献上物掛り		百疋宛二包
御玄関番	松井金一	百疋
御掃除番	横尾惣五郎	II
御掃除番下役	_	五十疋
御台子六尺	六人	二百疋
表御坊主中間	_	三百疋

### 表5 五月二日の廻勤先一覧 [ス]

名目·役職	氏名等	金
御数寄屋坊主	鈴木宗栄	三百疋
IJ	佐野宗眠	II.
表坊主	高瀬友益	"
II.	中島九慎	II.
御殿番組頭	田中直右衛門	二百疋
JJ	井上栄次郎 ※	II.

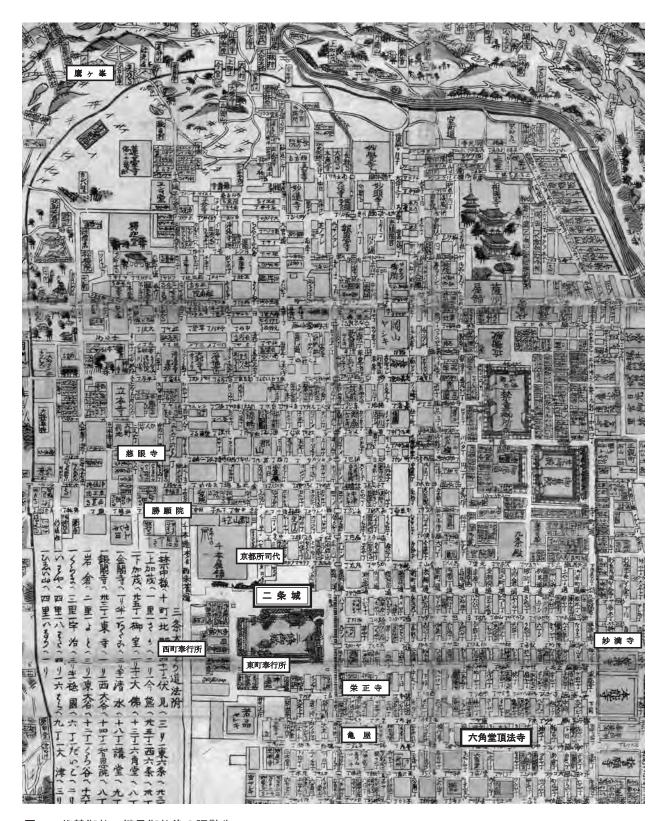
<sup>※</sup> 井上栄次郎については、別途、心付金として二百 疋が渡された。

_	PP 103E 9E L7.	•	1
月日	名目·役職	氏名等	· 金
	御池屋敷与力	黒田小左衛門	三歩
三月	御池屋敷同心	柴田勇四郎	, ,,,
【三月二三日	御池屋敷町代	奥田	二朱
	"	樫木	. "
	献上物懸	_	一歩
	JJ	_	IJ
五	御玄関番	松井金一	"
	御掃除番	横尾惣五郎	"
月]	御掃除番下役	_	二朱
	御台子六尺	六人	二歩
	表御坊主中間	一四人	三歩
	表坊主	高瀬友益	II.
	"	中嶋九慎	"
	御数寄屋方	鈴木宗栄	JJ
	"	佐野宗眠	IJ
五	御徒士目附頭	清水畸太郎	一両一歩
【五月二日】	御殿番	栄二郎 田中直右衛門	二歩
	"	井上栄次郎	一歩
	II	"	二歩
		伊勢屋	一朱
		伊勢屋 人足	銭三貫文
		一五人	壱人二百文 ツヽ
			· <del></del>



### 図 1 二条城二之丸御殿平面図(華道家元池坊総務所蔵)

史料  $1 \sim 14$  と共に、華道家元池坊総務所によって関係性があるとみなされて「御代替御礼継目御礼記録」の 封筒に入れられた、二之丸御殿の平面図である。本図の左下の端(南西)には、二百畳の間が描かれている。



### 図2 代替御礼・継目御礼後の廻勤先

代替御礼と継目御礼が終わった後、池坊方は老中等の旅宿と両町奉行所を回勤した。それらの位置を、元治元年に作成された「洛中洛外町々小名大成京細見絵図」(版元者:竹原好兵衛〈京都〉)に記した。老中・酒井忠績の旅宿「千本屋敷」は京都所司代の下屋敷と考えられる。

(「洛中洛外町々小名大成京細見絵図」を調製の上で使用〈所蔵・画像提供:国際日本文化研究センター〉)

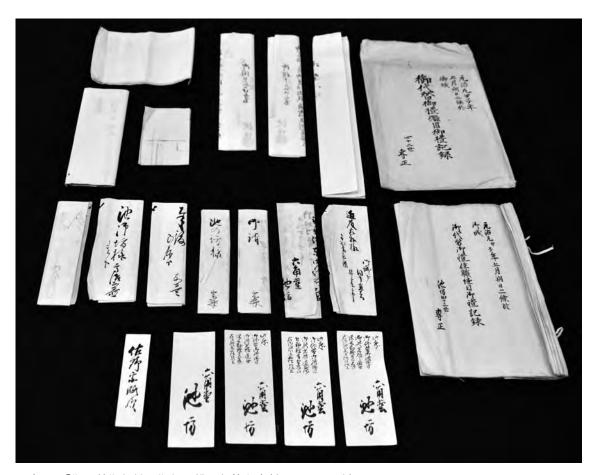


写真1 「御代替御礼継目御礼記録」封筒と史料1~14の外観

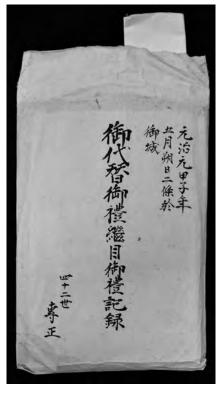


写真 2 「御代替御礼継目御礼記録」封筒

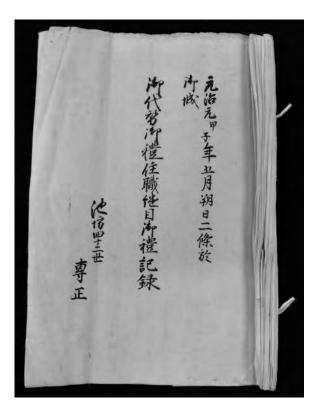
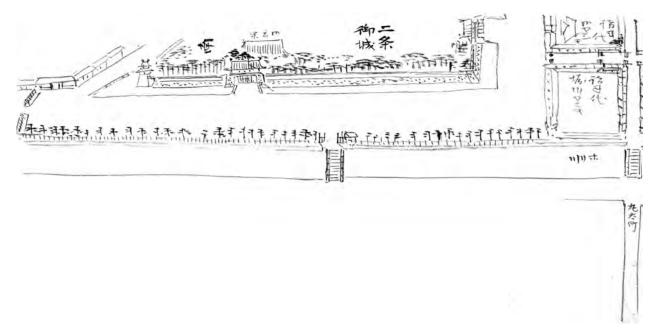
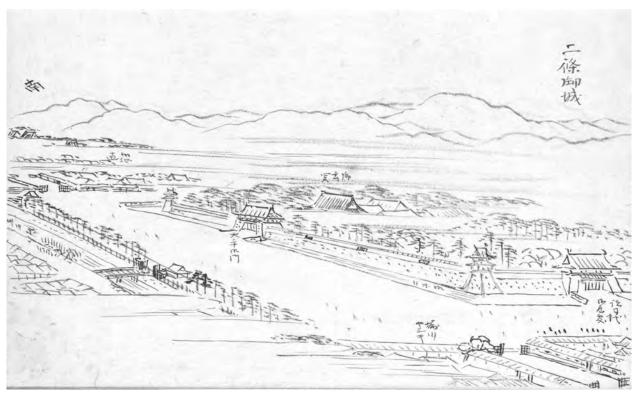


写真3 史料1表紙

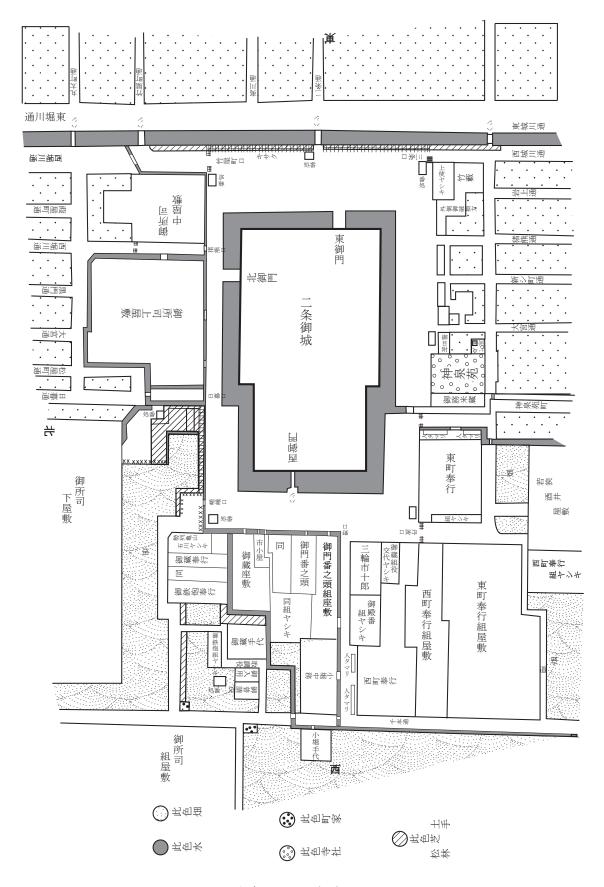




### 図3 「東海道一覧」(「国立国会図書館デジタルコレクション」より転載)

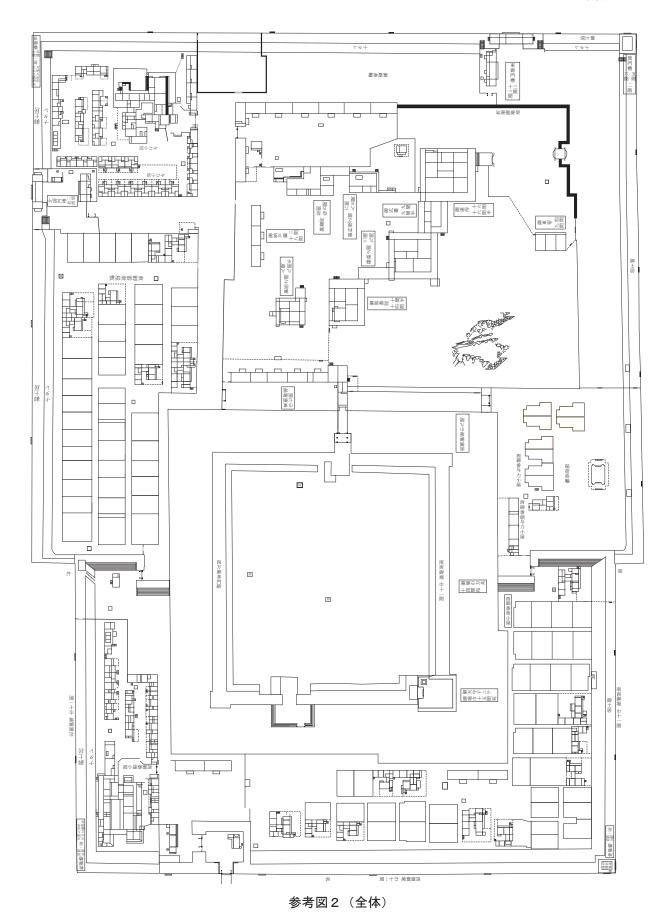
「東海道一覧」は、江戸時代後期の画家で「江戸名所図会」等の挿絵を描いた長谷川雪旦(1778~1843)の編集による、全3巻の横帖である。時代の記録は詳らかではないが、雪旦が活躍した江戸後期の二条城の北側周辺を描いたとみられる、立面的な平面図(上)と鳥瞰図(下)である。画面右下(北側)から左下(南側)にかけて京都所司代、二条城の北門・東大手門が認められる。現存しない北東隅櫓や外堀の石垣上に建つ築地塀、竹屋町口、三条口など細かい部分まで描かれている所が注目される。堀川と東堀川通りに架かる橋のあたり(二条口か)の描写に、将軍家茂が大坂に向かうに当って、人々が見送りをした光景を想像することが出来る。(参考文献:上田正昭ほか編『日本人名大辞典』講談社、2001)

研究ノート・作品紹介

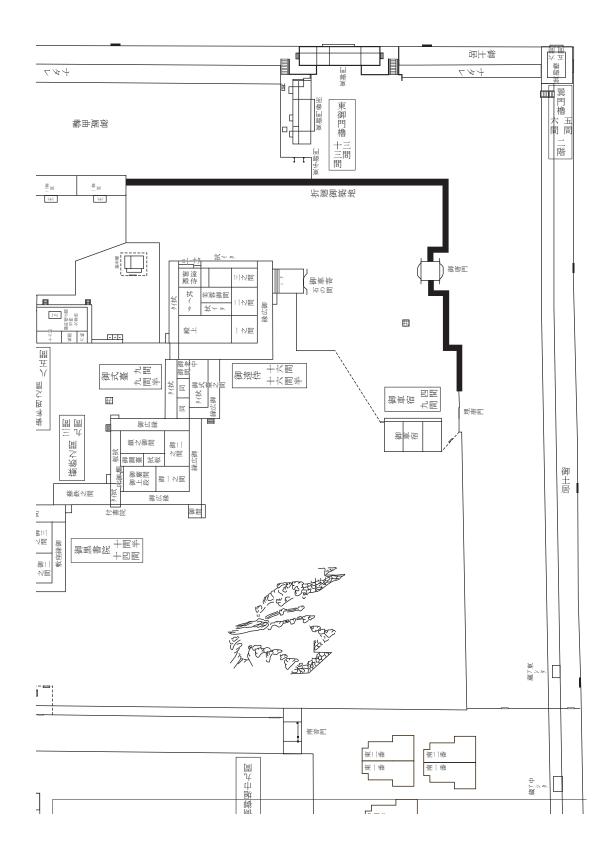


参考図 1 二条城内外図

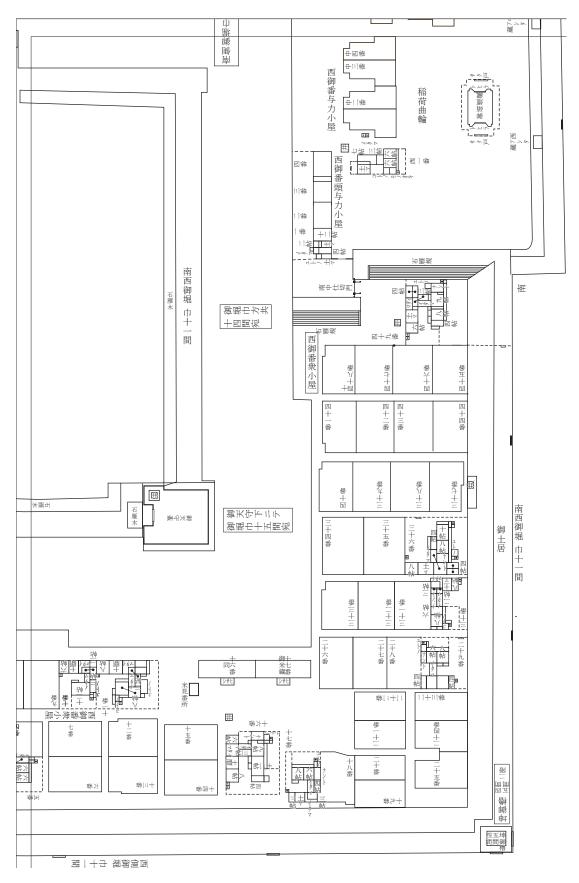
宮内庁宮内公文書館蔵「二条城内外之図 二条御城外之図」(昭和14年写〈識別番号39002〉)より作成。



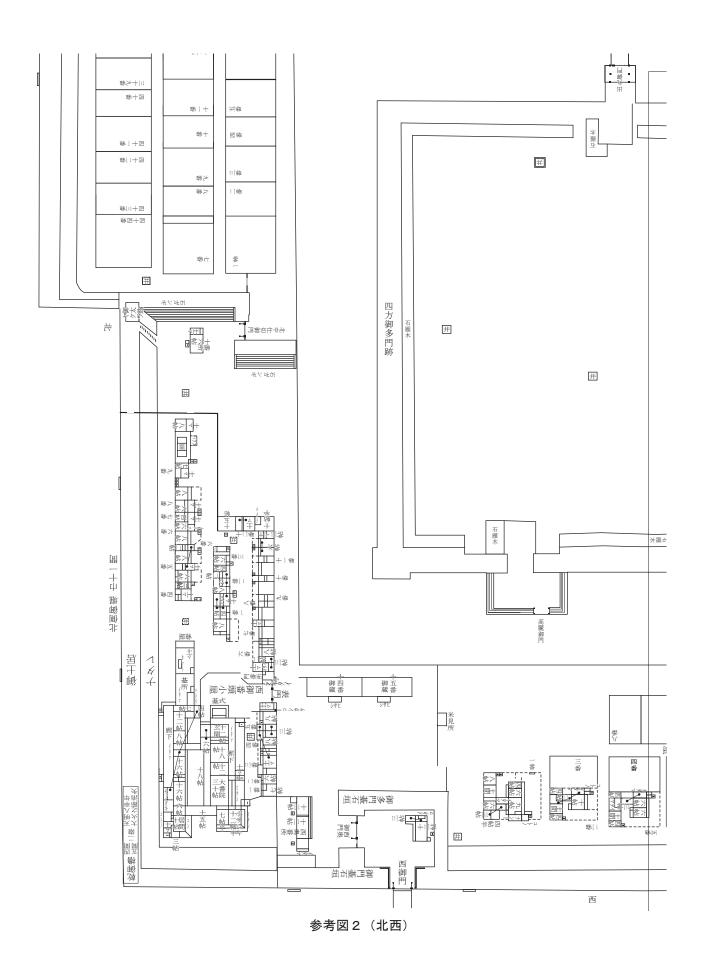
京都府京都学・歴彩館蔵「二条御城中惣絵図」(館古 023、中井家文書 160)。 天保 14 年(1843)の様子を描く。

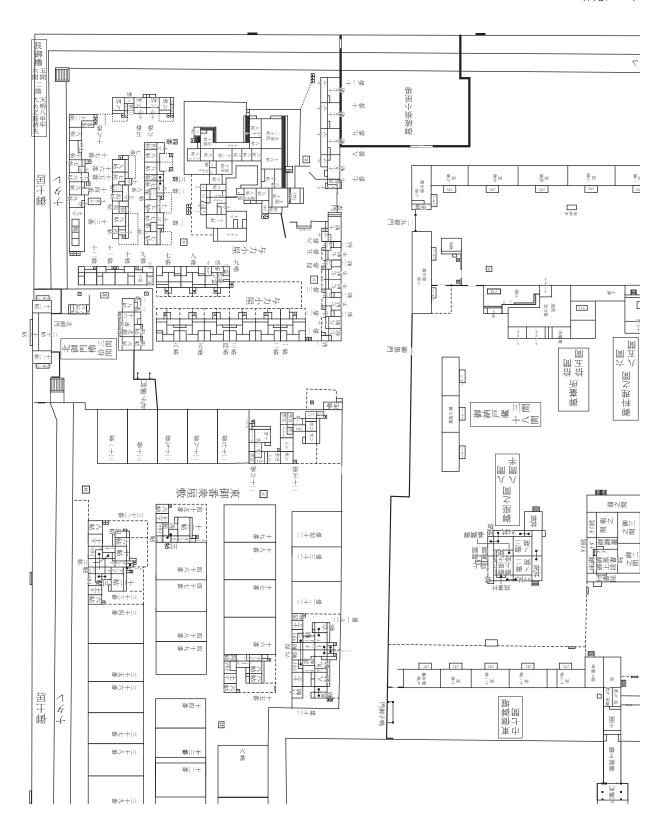


参考図2(南東)



参考図2(南西)





参考図2(北東)

## 近世後期における二条在番の生活

### 杉谷 理沙

### 【要旨】

理や生活の世話、 もあった。そこでは番頭や番衆が生活したのみならず、京の町人や職人、また番頭・番士の家来や奉公人らの出入りがあった。すなわち二条城は京と内外を つなぐの中心地であり、幅広い階層の者たちがここで関わりを持った。とりわけ、番衆にとっては町人との関わりが重要で、物品の購入のみならず、 本稿では、二条在番の一年間の職務と生活について検討する。二条在番にとって、二条城は警衛と整備につとめる職務の地であったが、 療養に至るまで、その手引きなくして在番をつとめることは不可能であった。 同時に生活の場で 金銭管

### はじめに

### (1) 問題の所在

組)のうち二組が江戸から上京し、一年間二条城に常駐したものを言う。の大番衆を指すと考えられる。二条在番とは、幕府直轄軍である大番(全一二城」は二条城を、「隊長」は二条在番の大番頭を、「守備隊」は同じく二条在番一人の隊長が相当数の守備隊と共に駐留し警備をしている」と記した。「この一人の隊長が相当数の守備隊と共に駐留し警備をしている」と記した。「この「一人の隊長が相当数の守備隊と共に駐留し警備をしている」と記した。「この城に

大番とは決して等閑視されるべき存在ではなかった。 ち大番とは決して等閑視されるべき存在ではなかった。 ちれることがなかった。そもそも、二条在番をつとめる大番士のような番方(武られることがなかった。そもそも、二条在番をつとめる大番士のような番方(武られることがなかった。そもそも、二条在番をつとめる大番士のような番方(武られるに留まり、その詳細は語

題として、その日常生活を分析している。態や基本的な職務などを明らかにし、また柴田純氏は二条在番衆の出張死を主とくに二条在番については、『紀要』第一号にて、柴﨑謙信氏がその組織形とくに二条在番については、

このように、二条在番についての研究はようやく緒に就いたところであり、

のか、その実態を明らかにしたい。てやってきた者たちが、在番中の一年間どのような生活を営み、何をしていたた「二条在番手留」(以下、「手留」)や「雑事記」などを用い、二条在番とし引き続きその実態の究明が求められる。そこで本稿では、本書史料編に収録し

与力・同心については後考を期すこととした。れるが、本稿では行論の都合上、大番頭・大番衆を中心としてそれぞれ述べ、なお、冒頭に述べた通り、二条在番は大番頭・大番衆・与力・同心で構成さ

## (2) 二条在番の概要

の者があり、例えば、御蔵奉行仮役は二条城内外の米蔵の管理を、御破損奉行の者があり、例えば、御蔵奉行仮役は二条城内外の米蔵の管理を、御破損奉行の者があり、例えば、御蔵奉行仮役は二条城内外で生活していた。なお、番頭には大名や知行高五千石以上の人々が二条城内外で生活していた。なお、番頭にめると全体で約一千名以上の人々が二条城内外で生活していた。なお、番頭にめると全体で約一千名以上の人々が二条城内外で生活していた。なお、番頭にめると全体で約一千名以上の人々が二条城内外で生活していた。なお、番頭にめると全体で約一千名以上の人々が二条城内外で生活していた。なお、番頭にめると全体で約一千名以上の人々が二条城内外の米蔵の管理を、御破損奉行の者があり、例えば、御蔵奉行仮役は二条城内外の米蔵の管理を、御破損奉行の者があり、例えば、御蔵奉行仮役は二条城内外の米蔵の管理を、御破損奉行の者があり、例えば、御蔵奉行仮役は二条城内外の米蔵の管理を、御破損奉行の者があり、例えば、御蔵奉行仮役は二条城内外の米蔵の管理を、御破損奉行の者があり、例えば、御蔵奉行仮役は二条城内外の米蔵の管理を、御破損奉行の者があり、例えば、御蔵奉行仮役は二条城内外の米蔵の管理を、御破損奉行の者があり、例えば、御蔵を持ている。

社寺や宮中の御殿修造時の監督役など、二条城外での職務も担った。当てられており、さらに番衆は、幕府から朝廷への使者や、京中および周辺の薬の管理を担っていた。その他、御茶壺附、残役、米払など様々な役職が割りは城内建物の修造や修復を、御弓奉行は武器の管理を、御鉄炮奉行は鉄炮や火

## 二条在番の一年

## (1) 一年のサイクルと登前の準備

が出立、その後跡登の番頭が出立するという流れになっている。衆が翌日と翌々日に分けて出立、さらにその翌日と翌々日に分けて跡登の番衆三月二八日(大の月は二九日)に先登の番頭が江戸を出立し、次いで先登の番三条在番の一年間の動きを「大番職制」から書き出したものが資料1である。

様子が見える。ここでは、特に番衆の人数揃えについて見ていきたい。との打ち合わせ、番衆へ出入り札を渡し在番中の心得を申し渡すなどしている「手留」には、二条在番への出立前に番頭が老中らへの諸事連絡や、対組番頭

「代人」で欠員を補ったりするものであった。ことに着手する。その手段は、御番入によって番衆の人数を補充したり、「取人」「条や大坂の在番の役が巡ってくるとき、大番頭はまず番衆の人数を揃える

辺阿波守ら)からの推挙で御番入がなったものと思われる。を有能な人材として推挙することにあったと言い、この七人も小普請組支配(渡組から七人が御番入することが決定した。小普請組支配の役割は、組下の旗本やり取りの後、一二月二三日に老中水野より入人の旨を仰せ付けられ、小普請外の保と相談し、不足分の人数の入人願を老中へ提出している。そして何度かの太保と相談し、不足分の人数の入人願を老中へ提出している。そして何度かの太保と相談し、不足分の人数の入人願を老中へ提出している。そして何度かの太保と相談し、不足分の人数の入人願を老中へ提出している。そして何度かの人際である。

いがあったのかは分からない。ただ、両者とも正式な組構成員ではないため、のことを言う。取人と代人とは明確に区別されているが、立場上どのような違喪などで在番することが困難な者が事前に申請し、代わりに在番をつとめる者在番衆の人数が不足する際、他組から代わりとして入る者で、代人は病気や服次に「取人」「代人」(「代々人」も存在)について。取人は、病気や差合で

在番中に役職につくことはなかったようである。

取人・代人を入れる際は、まず希望者の所属組の番頭から、在番予定の番頭へ、地方高・二条在番経験者は在番中の役職・名前などが知らされる。これを受け知行高・二条在番経験者は在番中の役職・名前などが知らされる。これを受け知方高・二条在番経験者は在番中の役職・名前などが知らされる。これを受けと言われた。各人の知行高が記録されているのは、在番衆に母ねるようと言われた。各人の知行高が記録されているのは、在番衆には知行高に応じてと言われた。各人の知行高が記録されているのは、在番衆には知行高に応じてと言われた。

天明七年(一七八七)頃、老中松平定信に対し次のように語っている。た安永六年に取手返をして代人をつとめた旗本・森山孝盛(六番組大番士)は、ととなった。安永五年(一七七六)と天明二年(一七八二)に二条在番を、ままた、享保八年(一七二三)より、家禄の低い番衆には足高が支給されるこ

状況にあると嘆いている。 はないうえ、 在番をつとめることは糊口をしのぐための手段であった。 済的メリットが存在したということであろう。 またその金額によって採用が決められてしまうため、 森山は、 この近年は足高が必要な者はなかなか登用されず、御番入が容易で 取人や代人になろうにも番頭家来に賄賂を贈らなければならず、 大番士も例外ではなかった。 裏を返せば、 贈賄を行ってでも取人・代人になる経 周知の通り、 優秀な人材が集まらない ゆえに、 旗本の困窮は幕府 番衆にとって、

かしながら、一方で在番を忌避する番衆も存在した。在番をつとめれば足がしながら、一方で在番を忌避する番衆も存在した。在番をつとめれば足

たと言う。 それを率いる番頭の沽券に関わる問題であったのではないか。また、 |番衆が江戸―二条城間を往来する道中においても、 上京の情報は町触などで知らされていたため、 例で言えば、 ものが重要であったのではないだろうか。 1月第20日本、 番衆の二条城入りは幕府の行事として衆目を集めるものであった。 番頭が人数を揃えるため奔走しているのは何故か。 人目を引く例年の行事であるがゆえに、 在番へ向かう番頭と番衆は同時に行列をなすわけではないが、 街道をゆく行列は ひいては幕府の威厳を示すためということが考えられる。「諸 在番衆の入洛と交代が年中行事のひとつとして記されている 「徳川による政治的統合の動く象徴」 幕府の威厳を示す上で、二条 城入りにおける番衆の数は、 人数が揃っていることそ その理由のひとつ 参勤交代 在番

## (2) 在番中の番頭の職務

か(s)。 あった。また「有司勤仕録」には、番頭は城内の「御座敷向等」の鍵を預かるとあった。また「有司勤仕録」には、番頭は城内の「御座敷向等」の鍵を預かると「二条在番の番頭の基本的な職務は、勤方の規定によれば本丸・二之丸の管轄で

にはどのような職務を果たしていたのか見てみたい。しているわけではない。そこで本節では、「手留」から、在番中の番頭が実際当然のことながら、規定に記された職務は、実際に行っている職務を全て示

を行う。「手留」では、文政三年(一八二〇)五月一三日に、台所・大番所・車「雑事記」に「二条ハ惣見分大御番頭斗也」とあるように、番頭は城内の見分

御殿預など、それぞれを管轄する奉行が行った。だ旨を所司代へ報告し完了となった。なお、各所の案内は御鉄炮奉行や弓奉行、した番頭による城内の鍵預かりと関連すると考えられる。そして、見分が済んまた両番頭により各所の「封印切替」を行っている様子が見える。これは先述舎・御殿・天守台焼失跡・焔硝蔵・足駄蔵などを見分、それぞれの道具を拝見し、

久保は前年八月に発生した召使中間三名の口論沙汰の責任を取って謹慎してお 文政四年 月番をつとめることができない場合、 担当するが、交代が行われる四月には跡登組が途中まで月番をつとめ、 段は書類を入れた箱の鍵などを保管していたと思われる。 番箱二入有之」「御番衆誓詞箱之鍵 此鍵平日月番箱二入有之」とあるため、 てきた次の先登組へ引続ぎを行っている。 つとめた番頭は、月ごとの交代時に直書を添えた「月番箱」を対組番頭 「月番箱」の詳細は不明だが、「手留」 また、両番頭の堀田・大久保は、 などを代表して行っている。 堀田が助月番をつとめている。このように、 互いの状況に合わせ補佐しあうことが可能であった。 (一八二一) 二月の例では、 先登組は偶数月を、 隔月で月番をつとめ、 助月番という形でその代理をした。 月番は大久保教孝の担当であったが、大 に 「御黒印下知状箱之鍵 また、 在番は二組一対であることに 対組の番頭が何らかの事情で 跡登組は奇数月の月番を 所司代への そうして、 此鍵者平日月 へ渡す。 普

これに対面し、 積帳と伺書を提出した。また、 書などを所司代へ提出する。 た費用の帳面 くこととなっていた。一日には前月番の番頭が、城内の小規模な修繕に掛かっ 日・一五日が所司代との さらに、番頭は所司代と定期的に対面し、 (小繕御入用銀米高帳面) と口上書や、 御機嫌伺を行った。(※) 「逢日」で、 特に顕著な修復箇所がある場合は、 幕府関係者などが上京した際には所司代屋敷で 両番頭は二条城北の所司代上屋敷へ赴 城内の諸事を伝達している。 修繕に用いた材料の請取 「逢日」に見

司代への注進や渉外などを在番中の職務としたのである。 このように、番頭は城内整備の総責任者として鍵の管理などを行い、また所

## 2 二条在番衆の生活

## 1)二条右番の住居

しと。 に分けられていた。各居住区域は東西に分かれ、東に先組が、西に跡組が居住に分けられていた。**参考図2**に見えるように、番頭と番衆の居住区域は明確まず住居について。**参考図2**に見えるように、番頭と番衆の居住区域は明確本章では、主に番衆の在番中の生活についてみていく。

候事」とあって、居住者のない小屋も存在し、厳重に錠がなされていたことが われる。なお、各戸には入居者の名札が掛けられ区別されていた。(8) 江戸へ戻る)をする番衆もあったため、このような明小屋が発生したものと思 のいない小屋が生じ、また病気や看病などで日延(遅れて上京)や先下 小屋有之節者小屋江人入不申候様、 ことはなかったためと考えられる。 衆には先残役・跡残役が一人ずつ存在したから、 .九棟しかない。これは、二条城の外に御蔵奉行仮役交代屋敷があり、 (3) 参考図2に見えるように、番衆は各組五○名ながら、 取手返の代人は一度江戸へ戻ってから上京するため、その間居住者 破損奉行衆ゟ錠お致し切、 ちなみに、「二条在番登前下帳<sup>(28)</sup> 五〇人全員が城内に居住する 番衆小屋 被入念後申付尤 は区に

坂城は狭いという認識があったようである。 共なしに気せまる也」とあって、旗本の間では、二条城の番衆小屋は広く、大 屋場も広くをのつから気も隔すに其日くらしつ」「大坂の小屋割せまく一搆何 屋場も広くをのつから気も隔すに其日くらしつ」「大坂の小屋割せまく一搆何 し」とある。「番衆狂歌」にも、二条と大坂の番衆小屋について、「二条てハ小 番衆の住居について、「雑事記」には「二条ハ小屋構広し」「大坂ハ小屋構狭

来や、中間部屋がある戸では奉公人たちが居住することとなるため、当然広い約一〇〇〇坪近く広かった。この範囲の中に番衆と、それぞれが引き連れる家は、東御番衆小屋・西御番衆小屋とも惣地坪二五七〇坪であり、二条城の方が屋惣構は坪に換算して約三六〇〇坪ほどであった。ちなみに大坂城の番衆小屋番衆小屋惣構、東西平均三拾八間余南北平均九拾五間半」とあり、東御番衆小では実際の広さはどうであったか。『京都御役所向大概覚書』には「東組御では実際の広さはどうであったか。『京都御役所向大概覚書』には「東組御

そらくそれぞれの石高に応じて小屋が割り当てられたと考えられる。に分かれていた。番衆小屋には部屋数や広さ別に大・中・小の区別があり、おほうが歓迎されたのだろう。また、番衆小屋は組頭小屋四棟と番衆小屋四五棟

間であったことがわかる。 
走り(流し)・湯殿・雪隠(トイレ)などが備えられ、各戸が独立した生活空走り(流し)・湯殿・雪隠(トイレ)などが備えられ、各戸が独立した生活空

月二五日条)や、 して使用されていたことがうかがわれる。 屋か家を出て二条の御城外なる市小屋といふ所にしはし侍ほとに、 呂屋鋪」を指すと考えられる。この市小屋=風呂屋鋪は、 但風呂屋鋪共云」と記される施設が見え、この「市小屋」(市場小屋とも) とは何処か「二条外御蔵絵図」には、城外西の外御蔵南東部に「御番衆市小屋、 衆が署判をして、おそらく家来に渡された。では彼らが向かった「風呂屋 並在番始記附甲府之事」 荷物受取所として使用された形跡もある。 に入 (以下略)」 (九月二六日条) 済たりと案内あり。 られる、 鋪江之壱人札」 ところで、京都大学蔵「二条在番支度覚」 御番衆目を懸候者之、 在番中の森山孝盛に宛てた一包を 天保九年(一八三八)の「百たらずの日記」に「辰の刻過るころ、 (一七八二) 一〇月一日条では、 の雛形が掲載されている。この札は番頭から渡されたものに番 「辰の刻はかり市の小屋に行て、 西の御門より入て御小屋うけとりなとして(以下略)」(七 には、 二条西御門通に参候に付、 「二条西御門前市小屋の主じは、 とあって、 また「森山孝盛日記」 信州正安寺から上京してきた権僧正 「市小屋」に送っており、 入城の手続きをする間の待機所と (以下「支度覚」) まつ程なく案内ありて御城 『視聴草』 幕臣某の日記と考え 面々より合力をも致 には、 (以下、「森山」) 

「風呂屋鋪」の詳細は不明であり、今後の検討課題としたい。し遺候例の由、今以て少しづゝ米抔とらせ候」とある。いずれにせよ、「市小屋

城内全体には相当数の雪隠が存在した。
る。当然番頭小屋や与力・同心小屋、その他各所にも複数備えられていたから、純に計算すれば一組の番衆小屋域内には総計一〇二の雪隠が置かれたことにな純に計算すれば一組の番衆小屋域内には総計一〇二の雪隠が置かれたことになられていた。組頭小屋には計三箇所、一般の番士の小屋には計三箇所あり、単さて、雪隠は、いずれの番衆小屋においても、明確に主人用・従者用に分け

### (2) 城内の清掃

の雪隠が置かれていた。では清掃や不浄の処理はどうしていたのか。
このように、二条城では多くの人々が生活あるいは出入りし、それゆえ数多

五ヶ村の二条城掃除役は廃止された。 宝永五年(一七〇八)に下村文六が死去し跡目を継ぐ者が居なくなった結果、 摂津・山城の村々からは人足の代わりに代銀が支払われていたという。しかし、 小となって人足を出し、毎日これをつとめていた。また下村が支配する近江・ 二条城の掃除は、宝永年間頃まで、穢多頭下村氏の主導のもと、五ヶ村が中

当したのかはわからない。『京都御役所向大概覚書』によれば、下村文六では宝永年間以降はどうか。『京都御役所向大概覚書』によれば、下村文六では宝永年間以降はどうか。『京都御役所向大概覚書』によれば、下村文六では宝永年間以降はどうか。『京都御役所向大概覚書』によれば、下村文六をは宝永年間以降はどうか。『京都御役所向大概覚書』によれば、下村文六をは宝永年間以降はどうか。『京都御役所向大概覚書』によれば、下村文六をは宝永年間以降はどうか。『京都御役所向大概覚書』によれば、下村文六

破損方・番衆・門番衆・三輪市十郎(御殿番)と色分けされているが、その「分なお、「二条城御掃除場分担図」では、城内の掃除場分担が所司代・番頭・

も関わって不明な点が多く、今後の課題とせざるを得ない。

のように、城内の清掃の詳細な分掌については、場の管理や権限の及ぶ範囲とく、番士の居住区域の掃除と考えられるが、その詳細もまた明らかでない。この「掃除之者」は二条城の掃除としてではなりて掃除之者ハ出入をする」とある。「番衆狂歌」はその名の通り番衆に関す担」の内実は明らかでない。また、「番衆狂歌」には、「二条にも大坂にても定担」の内実は明らかでない。また、「番衆狂歌」には、「二条にも大坂にても定

迎送札で出入りさせたことが知られる。この 迎送札ニ而出入為仕候」とあって、下掃除の者を「御蔵入」の百姓から選定し、 としない。近世京都、とくに洛中の屎尿処理は、 務はなかったことがわかる。 住者からこれを貨幣で購入して回収し、 ていたのか、だとすればその世話を行ったのが誰だったのかは現時点では判然 る必要はなかったと想定されるが、二条城でも「御蔵入」の百姓が下掃除をし は検討が必要だが、 この循環の中にあったかは現在のところわからない。 ハ下掃除之者送迎致す」とあり、二条城の番衆に「下掃除」 また、不浄の処理について、「雑事記」には「二条ハ下掃除之者世話なし」、「大 「御番頭・加番衆・御目付・御番衆小屋江下掃除之もの、 翻って二条城では、少なくとも、 下掃除は定められた地の百姓が行うものであった。 大坂城に関しては、 番衆が下掃除役の百姓の送迎の世話をす 洛外に搬出されたというが、二条城も 「御蔵入」が誰の領地を指すのか 農民や屎尿商売人が洛中の 「大坂御城代公用人諸事留 御蔵入之百姓相定、 の者の送迎義

に関しては在番衆の負担はなかったようである。なお、「雑事記」には「二条ハ塵芥物持出人世話なし」とあって、ごみ処理

## (3) 二条在番の日常

に番衆の日常の活動について、八つの項目に分け見て行きたい。 二条城での在番中、彼らはどのような日常を過ごしていたか。ここでは、主

### 修練に励む

\*ハ御城外近年千本稽古あり」とある。「千本」とは所司代の下屋敷である千武官である大番衆は、二条在番中も武芸の修練に励んだ。「雑事記」には、「二

正の頃には既に定日の弓術稽古が千本屋敷で行われてい定日ニ付」とあって、この頃には既に定日の弓術稽古が千本屋敷で行われてい政三年(一八二○)一○月一六日条には「今日我等組御番衆千本屋敷弓術稽古本屋敷を指す。ここでいう「近年」がいつを指すのかは不明だが、「手留」文本屋敷を指す。ここでいう「近年」がいつを指すのかは不明だが、「手留」文

また、武術は城内においても行われていた。「支度覚」には次の記事がある。

### 与術世話役

大的 九ノ日小屋内 酒井清次郎 四ノ日御厩曲輪 内藤金十郎

金田靭負福王貞之進

尺弐

どの流派であるのかが記録された。

(55)
との流派であるのかが記録された。
(55)
と組頭衆が出席して番衆の弓の腕前を見分した。その際は「中り附帳面」が作と組頭衆が出席して番衆の弓の腕前を見分した。その際は「中り附帳面」が作と組頭衆が出席して番衆の弓の腕前を見分した。その際は「中り附帳面」が作と組頭衆が出席して番衆の弓の腕前を見分した。その際は「中り附帳面」が作と組頭衆が出席して番衆の弓の腕前を見分した。その際は「中り附帳面」が作るれている。また番衆の弓術については、誰がは、正のつく日に御厩曲輪、九のつく日に番衆小屋域との流派であるのかが記録された。

ようである。 
とあって、弓術が重視される一方、在番中は弓以外の武術は奨励されなかったとあって、弓術が重視される一方、在番中は弓以外の武術は奨励されなかった 
なお、「番衆狂歌」には「在番に弓の稽古ハ勤むへし外之武術ハ遠慮有へし」

るだけで戦闘力に劣る大番衆らについて、 魚之術ハ立派之者也」 新御番と申役有之、 く続く泰平の世にあっては只のルーティンとなっていたのだろうか、 このように、番衆は在番先でも弓術の稽古を行っていた。 三〇年後の幕末に、 右武事ニ第 とあって、 ある蘭方医が記した書翰には、 武官でありながら囲碁・生花・魚釣りに秀で 関係之御役之処、 皮肉を込めて語っている。 (中略) 「両番と申して大番・ しかしながら、 唯囲碁・生花・釣 「手留 長

### ②飛脚を利用する

Ž までに渡すこと、 烈之節者別而刻限早メ、可被差越候、且二条表立之御状之内立金子入不請取申候 輸送が行われるようになった。また文化 が仲間として請け負うようになり、 遣わされていたものを、寛文四年 度飛脚と呼ばれた)が利用された。これは毎月三回東海道を往復し、 残役は江戸―京都間の連絡役を担ったため、 とあり、江戸から二条への定飛脚を利用する際は、 跡残役の「覚」には 都・大坂の三都を結んだ町飛脚で、 、番衆は月三度の輸送を行うようになっている。 在番中、 江戸との音信では、基本的に定飛脚(京では順番飛脚、 風が激しい時は早めに出すこと、とされている。 「定飛脚之節者御状箱八ッ時迄ニ無相違可被差越候、 (一六六四) これに続き二条在番でも町飛脚による定期 はじめは番衆の家来や雇った飛脚が音信に 一四年(一八一七)には、 この定飛脚を利用していたのだろ 以降に大坂在番の輸送を町飛脚 御状箱を八ツ時 「支度覚」に写された先残役・ 大坂では三 先残役・跡 番頭は月六

用された。 が遣わされている。このように、 で大地震が発生したことを知らせるため、江戸留守の同役衆より「六日切間便 ことを知らせるため利用されている(「手留」解題参照)。「森山」では、 方を往来した早便の町飛脚を指す。「手留」では、 とは別に、 三年六月一八日条)と見え、これは所謂「定六」、すなわち六日間で江戸と上 また、「手留」では、 臨時に発出された飛脚便を指す。「手留」では 音信手段として「間便」 急を要する知らせの際には、 が見える。 番頭堀田の嫡子が病死した 「六日限間便」 「間便」とは定飛脚 速達の飛脚が利 (文政

見たように、百姓の処遇に関しては組頭との交渉も必要であったため、在番中らされている。特に知行所の領主としての顔を持つ者もあった。右の例にから除くよう江戸留守へ申し遣わしている。番頭は勿論、番衆もそれぞれが旗村からの久離願が出されたことを受け、森山は久離届を組頭に提出し、人別帳村からの久離願が出されたことを受け、森山は久離届を組頭に提出し、人別帳村からの久離願が出されたことを受け、森山は久離届を組頭に提出し、人別帳がいる。特に知行所の状況に関して、知行所木戸村の百姓の悴が出奔し、「森山」ではそのほか、江戸の留守居から、御番入などの人事に関すること、「森山」ではそのほか、江戸の留守居から、御番入などの人事に関すること、

であっても江戸や知行地に関する音信が不可欠であった。

書や老中への呈書などを送っている様子が見える。を通じ、継飛脚から老中の証文を受け取ったり、江戸へ向け「上意御礼」の呈各宿駅に配置された飛脚が公用文書を継送した。「手留」には、番頭が所司代ところで、「手留」には「次飛脚」が頻出する。継飛脚とは幕府公用の飛脚で、

け、江戸との音信を欠かさなかったのである。のつとめを果たす必要があった。そのため、状況に応じ複数種の飛脚を使い分在番先にあっても、幕臣としての職務を担いつつ、それぞれの家の当主としてこのように、番頭や番衆は状況に応じて数種の飛脚を利用していた。彼らは

## ③信仰する・追善する

落」とあるように、一七基以上の石灯籠も存在した。 「手留」文政三年(一八二〇)五月一三日条に見えるように、城内南の西足 「野田」文政三年(一八三〇)地震の記事に「稲荷石鳥居、御存之 が『甲子夜話』の文政一三年(一八三〇)地震の記事に「稲荷石鳥居、御存之 が『甲子夜話』の文政一三年(一八三〇)地震の記事に「稲荷石鳥居、御存之 「手留」文政三年(一八二〇)五月一三日条に見えるように、城内南の西足

在京中、京や畿内近国の寺社を信仰したことがわかる。紀州熊野社の勧化のために番衆が共同で出銀している様子などが見え、番衆は紀州熊野社の勧化のために番衆が共同で出銀している様子などが見え、番衆は「森山」ではほかに、北野社での災除の祈祷、同社への和歌や短冊の奉納、「

とも多かった。そのため、番衆は京都にある先祖の墓に参った可能性もある。とも多かった。そのため、番衆は京都にある先祖の墓に参った可能性もある。かもしれない。また、在番中の番衆が何処の墓所へ参ったのかはわからないが、知行所を持つ旗本の場合、その墓所は往々にして知行所に開基した菩提寺にあった所を持つ旗本の場合、その墓所は往々にして知行所に開基した菩提寺にあった所を持つ旗本の場合、その墓所は往々にして知行所に開基した菩提寺にあったがもしれない。また、在番中の番衆が何処の墓所へ参ったのかはわからないが、知行なっていた。このときの番衆が何処の墓所へ参ったのかはわからないが、知行なっていた。このときの番衆が何処の墓所へ参ったの時で、墓参りを希望する番さらに、番衆は許可を得て墓参りに行くことがあった。墓参りを希望する番さらに、番衆は許可を得て墓参りに行くことがあった。墓参りを希望する番さらに、番衆は許可を得て墓参りに行くことがあった。墓参りを希望する番

### ④外出する

様子が見え、この掟は遵守されていなかった。 様子が見え、この掟は遵守されていなかった。 様子が見え、この掟は遵守されていなかった。 原は城内外を出入りせず、番衆以外と交流を持たないようにと定められていた。 の外えは不被罷出」とあり、また寛永一七年(一六四〇)の「二条城御条目」 の外えは不被罷出」とあり、また寛永一七年(一六四〇)の「二条城御条目」 の外えは不被罷出」とあり、また寛永一七年(一六四〇)の「二条城御条目」

の者であっても城門の出入りは許されなかった。 一方で、城内へ人を招くことは厳しく制限されている。「在番諸掟鑑」には「登 一方で、城内へ人を招くことは厳しく制限されている。「在番諸掟鑑」には「登 一方で、城内へ人を招くことは厳しく制限されている。「在番諸掟鑑」には「登

## ⑤家来と奉公人の統制

行した奉公人は何者で、どのような活動をしていたか。番衆がそれぞれ家来や奉公人を抱えていたことは先述したが、では在番に同

岩城卓二氏は大坂在番の番衆の奉公人について、所領の庄屋や百姓のうちか

のように、京都において雇われた奉公人も存在した。とを指摘している。これは二条在番も同様であったと考えられる。また飯炊女とを指摘している。これは二条在番も同様であったと考えられる。また飯炊女公人の欠落(出奔)は重要な問題であり、ゆえに徴発のし易さが重視されたことや、番衆は城内外の行き来を制限されていたたため、奉ら用人を徴発したことや、番衆は城内外の行き来を制限されていたたため、奉

慮されていたことがうかがわれる。
起したり、職務を遂行しなかったり、城外へ使いに出て寄り道をすることが憂よりをせす」とあって、在番において雇われた奉公人(下々)は、問題行動を「番衆狂歌」には、「在番を好む下々連行な功者ふりして悪事する也」「在番

結果、 四条の芝居を無銭見物し木戸番を打擲、 例は数多い。 夜中に城を抜け出して出奔するなどしており、(ས།) 述べた通りである。ちなみに家来の場合も、組頭の家来が主人の金銀を盗み 頭大久保教孝が中間三名の口論沙汰の責任を取って謹慎していることはすでに (一七七五)の例では、 番士同様、番頭も奉公人を召し抱えており、 彼らは品(身分)により山城中払あるいは中追放、 とりわけ奉公人の統制は悩ましい問題であった。 番衆の奉公人が出先で問題を起こしている様子は頻繁に見え、 在番中に限ったことではないが、番頭にとっても番衆にとっても、 森川俊孝組番衆三名の侍・中間ら数名が徒党を組み、 舞台へ上がって暴れ芝居を妨害した。 番頭・番衆の従者による犯罪の 文政四年(一八二一)には番 軽追放に処されてい

れていたから、 目付へも報告された。ここで奉公人については言及されていないのは、 ととなっており、 従属の程度の違いによるものだろう。 また、岩城氏が大坂在番の例で述べたように、二条在番中も家来や奉公人の (出奔) は頻繁に起こっていた。 その流出を防ぐ上でも、 その後四月の在番交代時に番頭から目付へ、 まず番衆から番頭へ、 「手留」によれば、 また対組の番頭へその旨を報告するこ 家来や奉公人の欠落は避けるべき問題 城の出入りは鑑札 組中家来に病死・欠 (出入札) 江戸帰府後は大

坂ハ出立時奉公人出代の間故都合悪し」とある。武家奉公人の多くは、一季やところで、「雑事記」には「二条ハ出立時奉公人出代り時にて都合宜し」「大

の手続きを行わなければならない煩雑さがあったのだろう。 をという。資料1にみたように、二条在番の出立は三月末から四月頭で、一方たという。資料1にみたように、二条在番の出立は三月末から四月頭で、一方の大坂在番は先組が七月二二日(大の月は二三日)、跡組は八月八日から一二の大坂在番は先組が七月二二日(大の月は二三日)、跡組は八月八日から一二の手でのでで、一方に、二条在番の出立は三月末から四月頭で、一方の手でであった。このような出替奉公の武家奉半季といった短年季で雇われた者たちであった。このような出替奉公の武家奉

## )町人と関わる――ものを買う

太兵衛・尾張屋粂助、松屋伝兵衛らの名前が見える。て管理され、その支配のもと出入りしていた。「手留」には、札親として万屋配ありて、御城入いたす」とある。二条城に出入りする町人は「札親」によっ「雑事記」に「二条ハ御城入町人に支配あり」「二条ハ町人ハ町人にて夫々支

がいて、とりわけ初番の番衆への売り込みが激しかったことが想像される。 人りしている。すなわち、番衆らは高価なものを売りつけられて借財を重ねてした。ゆえに、番衆らは高価なものを売りつけられて借財を重ねてしまうことがあり、これを諌めるため毎年売掛禁止触が出されている。「番衆狂歌」には「二条へハ諸色町人出入して細工小道具金遣ひ込」「初番にうかと町人からまうことがあり、これを諌めるため毎年売掛禁止触が出されている。「番衆狂歌」には、二条本番登留前下帳(&)」には、二条城に出入りした町人(商人・職人ら)「二条在番登留前下帳(&)」には、二条城に出入りした町人(商人・職人ら)

吟味のうえ、 用方之者□書状願申候」とあるように、 渡方之儀二付 さて、町人らもまた鑑札によって出入りを管理されていた。「二条在番登前留 御城内江致出入候町人共渡表之札、 於旅宿壱番札相請取 (一七九七) その名前の書付を札親から番頭へ渡し、 、札親之町人江用方之者ゟ書状差出候」と、また二月一六日条に「二 正月二日条に「二条御城内に出入之町人共に相渡候鑑札 御城入存、 二条城に出入りする町人は札親三人が 親三人之者吟味、 弐番札□請取度旨、 鑑札を渡されてはじめて 慥成者供相極名前書 札親三人之者共

られた例もあったし、出入りの町人が御金蔵から盗みを働いた例もあった。とになる。実際、鑑札を他者に貸与して二条城に出入りさせていた町人が罰せていたわけだが、裏を返せば、鑑札さえ所持していれば入城が出来たというこ入城することが出来た。このように、城出入りの町人は鑑札によって判別され

## )町人と関わる――勝手時

ら考えるに、 大坂在番時の勝手賄は、 ており、利便性から考えても遠く離れた知行所の人物であったとは考えにく 名の通り米を搗くことを生業とした者である。 信濃屋次郎兵衛なる人物に「搗屋」「勝手賄」 せたものを言う。 番衆は在番中に勝手賄を指名し、 旗本が自身の知行する村落の有力農民などを指名して財産管理と運用を任 信濃屋は森山が大津へ到着した際や京着後に勝手賄を申し付けられ 在番中の勝手賄は在番先の町人が任じられたのだろう。 「森山」 「町人」 一では、二度の在番と代人としての在番時、 の河内屋四郎右衛門が任命されていることか 金銭の管理を任せていた。 を頼んでいる。 森山の知行所は上総国に三ヶ村 搗屋とは、 通常、 勝手賄と

森山は、一〇月の合力金請取後、信濃屋次郎兵衛へ「年中賄」として賄金本山は、一〇月の合力金請取後、信濃屋次郎兵衛へ「年中賄」として賄金をでは管理させる金銭の出処が異なっている。

屋付に足らぬ道具ハ損料て来年迄を借て出そ」とあり、在番衆の生活器具は持際に支払う代金のことで、これを商う者を損料屋と言った。「番衆狂歌」には「小る。ちなみに、損料とは、調理器具や蒲団など、生活に必要な品を借り受けるび「損料」の代金として一両を渡し、鍋や釜などの生活器具を受け取っていび「損料」の代金として一両を渡し、鍋や釜などの生活器具を受け取っていて損料」の代金として一両を渡し、鍋や釜などの生活器具を受け取っていて、損料」の代金として一両を渡し、鍋や釜などの生活に必要な品を揃えた。例えばこうして、勝手賄は賄金のうちから番衆の生活に必要な品を揃えた。例えば

『豊屋で阝を寄はまって、ネコはごう女へつ香まざたへとつこうなこうながしたものと、在番先でレンタルしたものとを用いていたことが知られる。(®)

をしたようである。 
として遅れて上京する場合は、番衆の勝手賄をつとめるような町人が宿の世話旦二条城南の町屋に逗留し、その世話は町代が行うこととなっていたが、代人旦二条城南の町屋に逗留する町宿の世話を行っている。通常、入城前の番衆は一した際、入城前に逗留する町宿の世話を行っている。通常、入城前の番衆は一

という町人から借銭をしており、その返済について次のように記している。ところで、森山は、勝手賄信濃屋次郎兵衛と同じ屋号を名乗る信濃屋五兵衛

## [十日 信濃屋五兵衛方借用金対談

此節三両遣ス、十月ニ至証文仕直し候、但元金員数日記不見、年来之借用金纜k端年賦ニ相定、当在番より已来在番之度々五両済ニ相定

之証文ニ致し、本番取人共在番之度々五両つゝ遺候筈、元利三拾両余之所、当年五両遺候内、後合力ニ而弐両遣ス、跡金弐拾両余

で富裕な農民が指名されたのと同様、 勝手賄をつとめていたのではないだろうか。 済する相談をしており。 た富裕な町人が指名されたのだろう。 らく賄金とは別に、 る返済の相談をしていることから、五兵衛は次郎兵衛の前に森山家の在番中の 信濃屋五兵衛と次郎兵衛の関係もまた不明ながら、 している。すなわち、森山は在番で在京し、借金の返済を進めようとしていた。 在番を終え、取手返をし、 在番からは在番の度毎に五両を支払うこととなった。このとき、 ついては不明だが、天明三年の在番時にも五兵衛と「覚体院様御代古借」を返 前からの取り決めで、 借用金を返済している。 前々からの借金を、 代人として引き続き在番していた。 借用金を年賦で返済することとなっており、 賄金以上の金額を負担できる財力を備え また、 在番の度ごとに支払うことを約束 在番中の勝手賄は、 森山は次郎兵衛へも、 五兵衛とは 「古借」に関す 「覚体院様」に

## ⑧町人と関わる――療養

二条在番登前留下帳上」には次のようにある。在番中に療養が必要な時はどのように対応したか。文化三年(一八〇六)

裏判迎送札可有御済候事、有之候、二度目ゟ出入者番頭≒断ニ不及候、自分之手形ニて組頭衆被致有之候、二度目ゟ出入者番頭≒断ニ不及候、自分之手形ニて組頭衆被致、張紙幷迎送札ニ而「御城中≒参候医師者、尤組頭衆より番頭≒御断可

へ御断之上、出入為仕可被申事、附急病人なと有之、医師無様候歟、又者急用之義も候者、尤此方

番衆が城内へ医師を呼び入れるときは、番衆から組頭へ願い出で、さらに組番衆が城内へ医師を呼び入れるときは、番衆から組頭へ願い出で、さらに組頭の書判を据えた迎送札を発行することとなっていた。但し急病時はこいが、この前項に、町人の出入りによって「細工小道具金遣ひ込」むことを諌いが、この前項に、町人の出入りによって「細工小道具金遣ひ込」むことを諌いが、この前項に、町人の出入りによって「細工小道具金遣ひ込」むことを諌いが、この前項に、町人の出入りによって「細工小道具金遣ひ込」むことを諌いが、この前項に、町人の出入りによって「細工小道具金遣ひ込」むことを諌いる一句があるため、医師を呼ぶには町人の出入りを容れ、その手引きに頼らめる一句があるため、医師を呼ぶには町人の出入りを容れ、その手引きに頼らざるを得ない面があったことが想定される。

番頭・番衆の家来の場合はどうか。「二条御城内御方覚」には次のようにある。め、在番中に雇い入れた可能性もあるが、これ以上のことはわからない。たと考えられる。なお、登道中の記事には医師を連れている情報が見えないた番頭一行に「医師惣髪坊主」が含まれていることから、専属の医師を連れていちなみに、番頭の場合は、「手留」に帰府道中の荒井・箱根関所通行の際、

覚

建部内匠頭家来(政賢)

福原七郎右衛門

生国播磨

同人

召使壱人

衛門と申者方へ差遣、為致養生候、依之御届申達候、以上、右之者病気ニ付今日(御城外へ差出、当所大宮通り御池下ル町木薬屋平右

五月十七日 建部—

頭

松下信濃守様 (保網·京都町奉行) (正子·京都町奉行)

頼り城外にて療養したとことがわかる。達の町人頼寺へやるなり」とあって、番衆の従者の場合も、病気の際は町人を都町奉行に伝えられている。また「番衆狂歌」には、「下々に病気の有れハ用番頭建部の家来が病気のため、城外に出して町人宅にて養生することが、京

### むすびにかえて

討していく必要がある 「二条ゟ大坂の方能条々」 金銭管理や生活の世話、 なっていた。また、 た整備に努めるとともに、彼らの居住地として、様々な階層の人々が集う場と たわけではない。二条城は、 目されることがなかった。しかしながら、この時代の二条城が無用の長物であっ した近世後期は、二条城史におけるいわば空白期間であり、これまであまり着 築城以降の事項と言えば、寛永の行幸や大政奉還のイメージが強い。 ことは不可能であった。 本稿では、主に二条在番の生活に関する各側面を見てきた。一般に、二条城 都市構造の違いや城内の人的構成を含む構造の違いなどを踏まえ検 在番は町人との関わりが重要で、 町人との関わり方をはじめ、「二条・大坂在番善悪之事」 療養に至るまで、その手引きなくして在番をつとめる に挙げられたような、 江戸からやってきた幕臣たちがここを守衛し、 大坂在番との違いが何に起因 物品の購買のみならず、 ま

に関して可能性を提示するに留まった。依然、不明な点は多くあり、それぞれ本稿は、二条在番の生活の様子を概観するという目的ゆえに、雑多な各項目

の検討課題としたい。の詳細な検証、およびそれが二条城にもたらした影響や意義については、今の詳細な検証、およびそれが二条城にもたらした影響や意義については、今に

### 注

- 編年史料の263。以下、『紀要』の近世編を参照する場合は、編26のように記す)。(1)『江戸参府旅行日記』(『研究紀要元離宮二条城』第一号所収、編年史料近世編
- (2) 小池進『江戸幕府直轄軍団の形成』序章(吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (3) 柴﨑謙信「二条在番と二条城」(『研究紀要元離宮二条城』第一号、二〇二一年)。
- 精神』吉川弘文館、二〇二三年)。(4) 柴田純「補論 二条城在番衆の出張死」(『江戸武士の日常生活 素顔・行動・
- 参照。 (『近世都市社会の身分構造』東京大学出版会、一九九八年、初出一九八四年)を指す。武家奉公人については、吉田伸之「日本近世都市下層社会の存立構造」を指す。武家奉公人については、吉田伸之「日本近世都市下層社会の存立構造」
- 講座 [記録]』二〇二三年)。(6) 柴田純「二条城番衆と京都」(元離宮二条城事務所編『令和三年度二条城歴史
- 二〇年)。(7) 矢部家祟「江戸幕府大番頭の人的構成と格式」(『論集きんせい』四一、二〇
- (8) 神宮文庫蔵。分類番号:第七門四七二号。大番に関する先例や諸事項をまと(8) 神宮文庫蔵。分類番号:第七門四七二号。大番に関する先例や諸事項をまと
- (0)『月長寺录』(工餐瓦成扁『女正史篖長電』・一)、およが馬し習は「出せ又(9) 但し、病気や看病などで遅れて上京したり、早く江戸へ戻る番衆もいた。
- にみる幕臣の出世」(『国立歴史民俗博物館報告』一八二、二〇一四年)。(10)『明良帯録』(近藤瓶城編『改定史籍集覧』一一)、および高久智広「出世双六
- (11) 柴﨑前掲注(3)。
- では、在番衆が城入前に病死した時は代人を派遣するが、城入後は派遣しな(一六五六)「定」(二九五号) や、同書所収万治二年(一六五九)「覚」(二九六号)(12) 柴﨑前掲注(3)。なお、柴﨑氏が挙げている『御当家令状』巻二四の明暦二年

代が下るにつれ規定が守られなくなったかは検討の余地がある。わけではなかった。これは「病死」の際のみの規定であったか、あるいは時他組から代人が到着している様子が見え、代人自体が城入以降遣わされないいことと定められている。しかしながら、「手留」では七月から九月にかけて

東京都公文書館蔵「先登二条在番登前留」(請求記号:CH-一四六)。

 $\widehat{14}$   $\widehat{13}$ 

- 加えられており一定していない(「天明八年の幕府財政」『江戸幕府財政の研究』 それが半分ずつ、 るようになった。 限 番衆への合力米支給が確認できるようになり、享保九年(一七二四) 飯島千秋氏によれば、寛永九年(一六三二)以降、二条・大坂在番の番頭・ 支給であった。 分の九を米、 吉川弘文館、二〇〇四年、 高の一倍」「自分高程四ツ物成」 残りを大豆で支給されたが、 なお時代によっては全て金渡、 番衆への合力米支給は、 二条城では五月・一〇月に支給された。 初出 |〇〇|年) (家禄と同額、 大豆・米とも五分の四が金渡となり、 安永初年頃 全て現物渡と、 知行高の四割) (一七七二年頃) 現物渡分は月々の 数回の変更が が支給され \_
- (一七九八)の随筆。森山は、松平定信の求めでこれを上申した。)「蜑の焼藻の記」巻上(『日本随筆大成 第二期』二二)二一五頁。寛政一〇年

15

- (16) 柴田前掲注(4)。
- (17) 京都大学蔵「二条在番支度覚」参照。
- ---その解説と利用法』小宮山書店、一九六九年所収)など。(18) 享保一四年(一七二九)「在番入用金借用証文」(荒居英次編『近世の古文書
- 三章〉、一九八五年)。(19)「破たんする旗本財政と村むら」(市史編さん課編『東松山市の歴史』中巻〈第
- 一二 民間風俗年中行事上巻、吉川弘文館、一九八三年)。(20) 「諸国年中行事」巻之第二(森銑三・北川博邦監修『続日本随筆大成』別巻
- (2) 柴崎前掲注(3)。 岩波書店、一九八六年)。

 $\widehat{21}$ 

渡辺浩

「御威光」と象徴

徳川政治体制の

一側面」

一三八頁(『思想』二、

)「手留」文政三年四月二六日条。

23

(24)「手留」文政二年正月二九日条、文政三年一一月二二日条。

- 25 「小屋」というのは戦時の「陣小屋」に由来する用語である。小屋とは言うも 図1に見えるように、 各戸が家としての設えを備えた建物であった。
- 26 御蔵奉行仮役は各組から番衆一名ずつが任命され、 城内外の米蔵の管理をし
- 27 四月~一一月の間江戸に残り一二月までに二条城に登る
- 28 九月に帰府し一二月~四月の間江戸に残る。
- 29 東京大学法学部研究室図書室法制史資料室蔵、 請求記号:甲:二:二九六五。
- 30 「百たらずの日記」 天保九年 (一八三八) 七月二七日条 (駒敏郎ほか編 『史料京都見聞記』第三巻紀行Ⅱ、 法蔵館、

年

- 31 『史籍集覧』所収。 作者不詳。 番衆をつとめる旗本の心得を狂歌形式で記した
- 32 『紀要』第一号部Ⅳ
- 33 岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会-(『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、、二〇〇六年、 大御番頭・大御番衆・加番を中心に 初出)
- 34 柴田前掲注(4)では、 寛文年間(一六六一~一六七三)頃と推測している。 番衆が湯殿を備えた住宅に住むようになったのは
- 35 京都大学附属図書館蔵中井家文書(以下、 小屋建足新造指図」(請求記号:中井家絵図・書類/四七 - 一二)。 京大中井)「二条御城内東組御番
- 36 五一一一)。 京大中井「二条御城中東組大御番衆小屋絵図」(請求記号:中井家絵図・書類/
- 37 ちなみに、 設置されなくなった可能性がある。 天保年間の絵図では下湯殿は描かれておらず、 いつしか下湯殿は
- 39 ちなみに、 閣出版、 二〇〇三年。 京大中井の 以下 「御城西番場市小屋絵図」 『中井』) 九二。 (請求記号:中井家絵図 \*書

38

『中井家文書』(谷直樹編『大工頭中井家建築指図集

-中井家所蔵本』思文

- /四九 1 | 1 | では、 市小屋に少なくとも湯殿の施設は見えない。
- 40
- $\widehat{41}$ 別名「自家年譜」 原田伴彦編『日本都市生活史料集成二』三都編Ⅱ、学習研究社、一九七七年所収。

- 42 国立公文書館内閣文庫蔵 (請求記号:二一七-〇〇三四)。
- 天部・六条・川崎・蓮台野・北小路、 あるいは九条を加えて六ヶ村と記す史

 $\widehat{43}$ 

- 44 中澤巷一、 九六九年)、 小林宏「近世上方における賤民支配の成立」(『法制史研究』一九、 辻ミチ子 「京都における四座雑色」 (『部落問題研究』四、 一九
- 45 『紀要』第一号編Ⅳ 12

五九年)。

- 46 『中井』九一。
- $\widehat{47}$ 大坂城に関しては 番衆から供出される人足の負担はより大きかったらしい。 「大坂ハ御修復手伝幷草取人足迄御番衆ゟ出す」とあって、
- 『中井』七九。

48

- 49 大阪市史編纂所編『大阪市史史料』三八。宝暦一〇年(一七六〇)から二年 間城代をつとめた松平康福の公用人が作成したもの。
- 50 ちなみに、同史料には 定番の場合は知行所の百姓を選定して出入りさせていたが、知行所が遠い場 合は近辺の百姓を選んで出入りさせていたということが知られる。 知行所隔候得者、 「御城代・御定番屋敷江下掃除之者古来ゟ知行所之百姓 近辺之百姓遂吟味出入為致候」とあって、
- 51 足立政男「近世における都市の下糞利用による農業経営――京都と西岡地帯 市と農村がはぐくむ物質循環 における農業経営の場合」(『立命館経済学』五 - 二、一九五六年)。三俣延子「都 (同志社大学経済学会『経済学論叢』六〇-二、二〇〇八年)。 -近世京都における金銭的屎尿取引の事例
- 52 ただし、 東番頭小屋域の北側土居および西番頭小屋域の西側土居に え、開催日は一定でなかったと思われる。「二条御城惣指図」(『中井』三六)には、 「於御厩曲輪大的見分之図」(東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図 「森山孝盛日記」では三月一八日に尺二の小的を行っていることが見 「射場」が見える。
- 53
- 55 前掲注(54)七九~八○頁

五年)七六~七七頁

54

「二条御城内御書方覚」

(姫路市立城郭研究室『城郭研究室年報』二五、

<u>-</u>

 $\widehat{64}$ 

- 56 れていたことは絵図上確認できる。 は確認することが出来ない。ちなみに、 られていたことが想定される。 には「二条ハ東西共小屋内に馬場あり」とあって、 史料として挙げた「支度覚」の続き部分には、 が行われていたことある。「手留」には馬術のことは見えないが、「雑事記 しかしながら、 番頭小屋には四頭分の厩舎が備えら 絵図類には番衆小屋域に馬場 毎月一〇日と二〇日には馬術 番衆小屋には厩舎が備え
- $\widehat{57}$ 宮地正人編 出版会、一九七八年)。 『幕末維新風雲通信-蘭医坪井信良宛家兄宛書翰集』 (東京大学
- 58 田中正弘 「徳川幕府大番組衆小笠原久左衛門の幕末日記」 (『栃木史学』二三、
- <del>5</del>9 宇野脩平「三度飛脚の誕生」(東京女子大学『史論』第九集、 駅逓志料を読む会 研究紀要』第二号、 「郵政資料館蔵 二〇一一年) 「東海道宿毎応対日記 下 資料解題 一九六一 年)、
- 60 駅逓志料を読む会「郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 下 資料解題 (前
- 「森山」 天明二年八月一日:

61

- 62 「森山」 天明二年八月二四日条。 一〇月八日には、 奉行所から久離に関し書付
- 63 江戸―京都間の公用文書の取り次ぎも、 都所司代と二条城」参照)。これらに加え、ここで見たような継飛脚を通じた 先行研究では、二条城に関わる所司代の職務は、二条城の警衛・守衛の管掌や、 一条城はじめ京内外の巡見と説明されてきた 『紀要』第一号所収の拙稿 所司代の重要な役割であったことが
- 達方式が有事の際の指示体制に通じることを指摘している 名に将軍家や幕政の重要情報を伝達したことに着目し、 行の寄合を招集して内容を共有したこと、 宮本裕次氏は、 したこと、 〈福田千鶴・藤實久美子編『近世日記の世界』ミネルヴァ書房、 またこれらの連署状が老中奉書と同じ役割をもって、 大坂城代が老中奉書を継飛脚によって受け取り、 これらの連署で請状を江戸へ発送 このような平時の伝 (「大坂在番日記 二〇二三年〉)。 西国譜代大 定番 町奉

が必要である。 この点に関し、 大坂在番と二条在番、 京都では所司代が城代と同じ役割を果たしていたと考えられ それを取り巻く体制の違いを踏まえ慎重な検討

『紀要』第一号部4。

65

- 66 『紀要』第一号編395
- 67 名古屋大学附属図書館蔵(請求記号:一七二-H
- 彩色に改められた。 天照像ははじめ白木造の立像で、手に御釼と玉を携えていたが、 八幡神像は彩色の木像で、 馬に乗り矢を持つ。 春日大明

神は修造以前は社のみで神像はなかったが、

鹿に乗り勺を持った神像が新た

に造られた。ちなみに、

この稲荷には宮守が存在しており、

当時の宮守は内

光治なる人物であった。

68

- 「森山」安永六年二月九日条、 安永七年二月三日条、 天明三年二月七日条など。
- $\widehat{70}$ 安永六年二月九日条

69

- 森山は初穂料百疋を納めている。
- $\widehat{71}$ 森山」 天明三年二月一四日条。

 $\widehat{72}$ 

森山

安永六年二月二五日条、

天明三年一月二一日条

- 73 森山」 天明三年 月一日
- $\widehat{74}$ 「手留」 文政三年五月一五日条、 八月八日
- 75 池上悟 『近世墓石論攷』 (KADOKAWA、二〇二一年)
- 山澄元 年)。 「畿内における旗本知行地の分布と性格」(『人文地理』二三、一九七

76

- $\widehat{77}$ 『青標紙
- $\widehat{78}$ 『徳川禁令考』第四帙
- $\widehat{79}$ が多く出てきたという逸話が記されていて、 ちなみに、寛政年間に編纂された奇談集『梅翁随筆』(『紀要』第一号編88)には、 とが知られる。 一条城の御金蔵から二千両が盗まれた際、 の天井や床下を調べたところ、 なお、 このとき番衆の小屋には捜査の手が及ばなかった。 与力の具足櫃から島原や祇園町の遊女の文 吟味のため在番の与力・同心の小 与力は遊里へ出入りしていたこ
- 湯浅吉信『江戸期の漢文遊記の研究』(科研費報告書、 二〇一三年)
- 81

80

- (82) 『紀要』第一号編25、柴﨑注(3)。
- 当不申」とある。(83)『御仕置例類集』一五六六。所払いについては、「在番先之儀ニ付、所払は相
- 処された。 伊藤角之進(組頭肥田采女家来)は、投獄された上で粟田口にて斬罪獄門に(8)「月堂見聞集」巻一二(国書刊行会編『近世風俗見聞集』第二所収)。犯人の
- (85) 「手留」文政四年四月一二日・一七日、五月一〇日条。
- (87) 「在番諸掟鑑」。
- (8) 「手留」文政三年四月一五日条。
- (8) 東京大学法学部研究室図書室法制史資料室蔵。請求記号:甲:二:一三四〇。
- (90) 柴田前掲注(4)。
- (91) 『百箇条調書』。

92

- )『梅翁随筆』(『紀要』第一号編88)。前掲注(79)参照。
- ) 前掲注(41)「解説」参照。

93

- (9) 「森山」安永二年八月一三日条。
- 96 95 蔵から出し、 御役所向大概覚書』の「二条大番御目付衆御合力米之事」では、 前揭注 安沢みね「近世後期武家家計の一考察」(『神戸女学院大学論集』一三-二、 際大坂に派遣されたのが (一六九二) 以降、 14 参照。 金渡の分は二条御蔵衆の手形を大坂の金蔵で銀に代えた。その 合力米(金)は銀渡りになったと言い、米・大豆は二条の 合力金とは、 「御金請取」を担う各期各組 合力米支給のうちの金渡分を指す。 一名ずつの番士である。 元禄五年 『京都
- (97) 「森山」安永三年正月一六日条。
- (8)「支度覚」の在番に必要な道具の覚書には、蒲団や茶碗、紋付の胴乱や道中駕

条在番の際には、信濃屋ではなく山崎屋宗助なる人物が損料物を手配してい籠の提灯など、多種多様な生活道具や武具が挙げられている。ちなみに、二

「森山」安永六年七月一日冬

100 99

- 建築学会計画系論文集』七四-六四〇、二〇〇九年)。 丸山俊明「江戸時代後期の京都の町屋における二条番衆の寄宿形態」(『日本
- 「森山」安永六年七月一〇日条。
- 「森山」天明三年三月二七日条。
- ) 「森山」安永六年一〇月一五日条

103 102 101

- (104) 前掲注 (89)。
- 「手留」文政三年四月二二日条、同二六日条

105

(16) 前掲注(54) 八六~八七頁

申し上げます。 【付記】本文中使用した史料の閲覧につきまして、ご高配を賜りました各所に謝意を

資料1 二条在番の一年のサイクル

●登り・在番中			
日限	内容		
2/10			
_,	二条登り休み入り		
3/25 • 26	先組宿割(※1)が江戸を出立		
3/25 · 26	両組御破損奉行が江戸を出立 跡組宿割が江戸を出立		
3/26 • 27			
	外御蔵奉行が江戸を出立		
3/28 • 29	先番頭が江戸を出立		
3/29 • 30、4/1			
4/2、3	跡組両類が江戸を出立		
4/4	跡番頭が江戸を出立(※在番諸掟鑑では3日)		
4/15	跡番頭が京着		
4/17	交代 (在番諸掟鑑では 12 ~ 17 日)		
$5/13 \sim 17$	初合力金請取が大坂へ 合力金を配当		
5/18			
9/5	御目付代が城入し上意の趣を伝える(在番諸掟鑑より)		
時日不同	跡残役 (※2) が京を出立 (在番諸掟鑑では 9/18 頃)		
$10/1 \sim 6$	後合力金請取が大坂へ		
10/7	合力金を配当		
時日不同	先残役(※3)が江戸を出立(在番諸掟鑑では 10/26 頃)		
●帰府			
3/19 · 20	先組宿割が京を出立		
3/20 · 21	跡組宿割が京を出立		
4/12	先番頭が京を出立		
4/13, 14	先組両頬が京を出立(在番諸掟鑑では 3/19・20)		
4/15, 16	跡組両頬が京を出立(在番諸掟鑑では 3/20・21)		
4/17	跡番頭が京を出立		
4/23	先番頭が江戸着		
4/28	跡番頭が江戸着		
6/11, 12	下り組の休み明け、御番出勤		
6/21, 22	取手返登が江戸出立		

※1「宿割」: 在番への道中や上京後の寄宿の際、番衆が宿泊する宿の割り振りを行う。

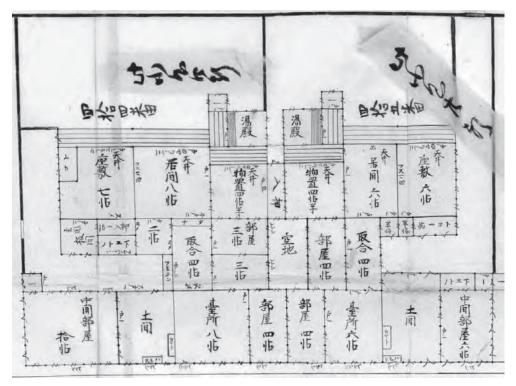
※2「跡残役」: 9月に江戸へ戻り、在番期間の後半(12月 $\sim$ 4月)江戸に居残る。

※3「先残役」: 在番期間の前半(4月~11月)江戸に居残り、12月までに上京する。

### (凡例)

- 1) 神宮文庫蔵『大番職制』「二条・大坂休入幷出立日限之事」より作成。
- 2) 『青標紙』記載の「在番諸掟鑑」(万治二年) により補足。
- 3) 中黒は大の月・小の月の場合を表す。

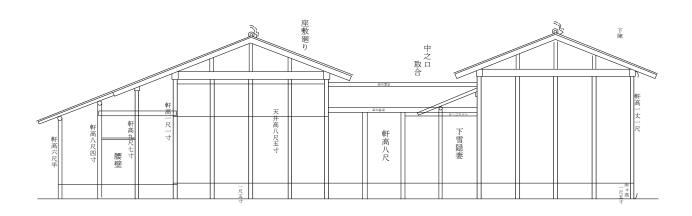
### 図1 番衆小屋(2戸)



京都大学附属図書館蔵中井家文書「二条御城中東組大御番衆小屋絵図」(部分)

(請求記号:中井家絵図・書類/51-1)

### 図2 番衆小屋の軸組図



京都大学附属図書館蔵中井家文書「東西御番衆小屋建地割」 (請求記号:中井家絵図・書類/44-3)より作成

# 二条離宮本丸御殿における行幸行啓の準備とその使用

### 降矢 淳子

### 【要旨】

幕や絨毯で格式の高さが表されていたことを裏付けた。また、二条離宮の日常管理や本丸御殿への行啓の準備が、 緊密に連携して行われていたことを示唆した。 かにした。さらに、天皇や皇太子らによって部屋などが、いかに使われたのか実態に迫った。立場により使用場所が分けられていたこと、建築上の設え以外に、 行啓が初めてのことで、 御所の北にある桂宮御殿の主要部分が本丸に移築され、二条離宮の中心的な役割を担う本丸御殿となった。嘉仁皇太子の遠方への行啓は、 本丸御殿を宿泊所とした。以降、 主に皇太子の学習のための地方行啓を支える拠点となり、 宮内省の主殿寮出張所と同省内匠寮により 裕仁皇太子へと引き継がれたことを明ら 明治三一年京都

### はじめに

には大破した状態で、その後本丸は空き地になっていた。 
には大破した状態で、その後本丸は空き地になっていた。 
の大改修が行われ、また、城域が西に向かって拡張されて本丸となり、こことかし、この御殿は、天明八年(一七八八)の大火で消失した。幕末に一五代に江戸幕府二代将軍秀忠(一五七九~一六三二)のための御殿が新造された。 
しかし、この御殿は、天明八年(一七八八)の大火で消失した。 
幕末に一五代しかし、この御殿は、天明八年(一七八八)の大火で消失した。 
幕末に一五代に江戸幕府二代将軍秀忠(一五七九~一六三二)のための御殿が新造された。 
ここに江戸幕府二代将軍秀忠(一五七八)の大火で消失した。 
寛永三年将軍上洛時の滞在場所、また儀礼を行う場所などとして創建された。 
寛永三年には大破した状態で、その後本丸は空き地になっていた。

(一九○一~一九八九)らの宿泊所として使われた。 嘉仁皇太子(後の大正天皇)(一八七九~一九二六)と裕仁皇太子(後の昭和天皇)宮保存計画と関係した京都の再整備として行われたものであった。本丸御殿は、れ、本丸御殿となった。それは、大内保存や岩倉具視(一八二五~八三)の皇にかけて京都御所の北にある桂宮御殿の主要部分が二条離宮の本丸に移築さにかけて京都御所の北にある桂宮御殿の主要部分が二条離宮の本丸に移築さに九○一~一九八九)らの宿泊所として使われた。

皇室の離宮として、どのような役割を担っていたのか、その実態は明らかにさ二条離宮は、大正大礼の饗宴場が設けられたことが知られている。しかし、

うに使われたのかについて述べたい。その際に本丸御殿が具体的にどのよれ、いかに管理されていたのか。また、行幸啓の歴史において、二条離宮へのれていない。本稿では、二条離宮において本丸御殿が、どのように位置づけら

啓」に統一した。

・でするものなので、「巡幸」「巡啓」の途中の宿泊であっても、全て「行幸」「行店するものなので、「巡幸」「巡啓」と呼ばれるが、本稿では二条離宮を基点を以、複数個所の場合「巡幸」「巡啓」と呼ばれるが、本稿では二条離宮を基点がお、天皇や皇太子が外出する際に、立ち寄る箇所が一カ所だと「行幸」「行なお、天皇や皇太子が外出する際に、立ち寄る箇所が一カ所だと「行幸」「行

## 本丸御殿の成立とその管理

してからである。 行幸した。以後、本丸御殿が使われたのは、同三一年に嘉仁皇太子が宿泊所とら二七年にかけて桂宮御殿が移築されて本丸御殿になると、翌年に明治天皇が二条離宮になった明治一七年、まだ本丸には御殿がなかった。同二六年か

用いられたのか。また、本丸御殿が移築された後、二条離宮の中で、それがど主人である天皇らの行幸啓は、ほとんどない。その間、二条離宮はどのように一方、二条離宮となってから嘉仁皇太子が宿泊所とするまでの約一○年間、

ようなものだったかについて述べたい ように位置づけられ、 誰の手によって管理されたのか。 行幸啓の準備はどの

## 二条離宮における本丸御殿の位置づけ

滞在の際に利用された恒久的な宮殿で、 する建造物は御所、 治二一年一○月明治宮殿が竣工され宮城と称した。 翌年には皇城と称した。 新後、 明治天皇は東京へ移り、 離宮、 御用邸などがあり、 皇城が焼失すると、 明治一七年に二条城は二条離宮とな 江戸城西丸御殿に入った。 そのうち、 赤坂離宮が仮皇居となり、 宮城以外に、 離宮は天皇の行幸や 皇室の所有

二七年にかけて桂宮御殿を移築して本丸御殿とすることの構想が含まれてい かは、不明である。 二条離宮は、 一殿の修繕がされて明治 大臣や外国の貴賓などの旅館にすることが意図され、(3) 一九年に工事が竣工した。この時、 明治二六年から

れた。 憩の場所として使用されていたといえよう。 再び西の御座の間で休憩した。 書院を経て西の御座間で休憩、昼食をとった後、 として絨毯が敷かれるなどの整備がされ、 は二条離宮における唯一の宮殿であった。一九年までの修繕工事で、 二条離宮となった後、 ここから、二の丸御殿は、 外国の貴賓が二の丸御殿を休憩の場としたほか、様々な人が二条離宮を )年の明治天皇の行幸は、大手門から入り、 特に明治二五年一月から八月までの間に、 本丸御殿が竣工するまでの約 帰り際に各部屋を見ながら、還幸したという。 主に拝観される場であり、 離宮としての様相が整えられた。 本丸の天守台跡周辺を散策し、 車寄せで昇殿し、黒書院、 一〇年間、 四三二人もの人が訪 また、 二の丸御 貴賓らの休 床を板敷 明

|の御書院、御常御殿などの主要部分が移されただけでなく、さらに大膳職 東脇と車寄の西北に便所が、 宮御殿が移築されて本丸御殿になると、二条離宮には二つの宮殿が 従来、 本丸御殿は、 しかし、 車寄前と御書院前等に井戸屋形が新設され、 明治天皇の意向により移築され 本丸への移築工事の内容は、 存在

> だけのものでなかった。 .側の本丸入口の橋を架け替えるというもので (表1)、 遺構を保存するため

である。 とがわかる。 られたのは、 で行くことができないためで、 唐門脇より本丸西橋詰までの馬車道が整備された。 高低差を石段で解消する東側の入口では、 移築時には、 実際に本丸御殿を使用することが想定されていたの あらかじめ馬車などが使えるよう準備されたこ 馬車や人力車で車寄ま 西橋が

継がれたと述べる。 ス」とあり、 細に調査し大正八年一〇月「二条離宮沿革誌」 に複数回行啓した嘉仁皇太子の時からである。 の日帰りの とはいえ、 嘉仁皇太子が行啓ごとに御座所として使用して以来、 一度のみであり、 先述したように、 儲位ニ在リシ時、 本格的に実用の宮殿として用いたのは、 本丸御殿が明治天皇を迎えたのは、 行啓毎ニ御座所ニ充テラレ爾来、 をまとめた。これには 宮内省内匠寮は、 二条離宮を詳 明治

年

裕仁皇太子らが、それを引き継いで使用したものである。 宮殿としての機能は、本丸御殿が担っていたのである。 本丸御殿は、明治天皇が実用の宮殿として準備を整え、嘉仁皇太子が活用 まさに、二条離宮の

## (2)本丸御殿の成立と宇田淵

どが渡され、 任者となった淵であるが、 離宮は、 東京におり、 同年九月に修繕工事が竣工すると、 に仕えた。 (一八二七~一九〇一)であった。 二条城が離宮になると、宮内省の予算で修繕に着手された。 一八年に設置された宮内省の内匠寮により一九年三月から管理され、 その管理が移された。 京都における責任者は、 この職に着任する前は、 主殿寮出張所が管理する二条離宮の管理責 内匠寮から同省の主殿寮出張所へ絵図面な この時、 主殿権助 主殿寮の最高職である主殿頭は (主殿寮出張所長) 宮内省の官吏として桂宮家 その後、

こでは宮内省の官制と合わせて触れておきたい 二条離宮と、 本丸に移築された桂宮御殿を結ぶ人物である淵について、

尊王志士として活躍した。明治元年正月の戊辰戦争に具視の子具定が東山道鎮 撫総督に任命されると、 京都に蟄居した際、「柳の図子党」の一人として、そのそばで情報提供者となり、 官 京都府権大参事、 医家の家に生まれ、 参謀として従軍し、その後、 主殿助等を歴任した。 雅号を栗園 (りつえん) といった。 徴士権弁事、 岩倉具視が 留守

月に宮内省が、翌月に留守官宮内省が設置され、 院宮家が宮内省の管轄になり、 が桂宮家の家令に着任した。
(4) 敬孝だったが、 一年二月、 翌年には留守官が廃止された。この統廃合により、 明治八年頃より淵がこれを兼任した。 京都に留守官が設置されると、留守判官に淵が就任、 はじめ、 留守官が廃された翌々日に宮内省の官吏として 桂宮の家令は淵、 同三年には留守官を留守宮内 静寛院宮の家令は武 桂宮家と静寛 同七

て宮内省へも届け出ることとされた。 は多岐に亘った。 面等を宮内省内匠寮へ提出した。 桂宮家の家政に関することや宮中に関する諸願いなどは、 年八月九日に六等官に任じられた。 博覧会への作品の貸出し、 家計困難に関する寄付の要請や、 また邸宅と地方に関係することは地方官へ差し出し、 皇族の定額賄料以外の給与の改正に関する取扱いなど、 明治一三年三月、 淵は宮内省御用奏任取扱掛桂宮御附とな 外戚従四位甘露寺義長が家計困難のため 家令である淵は、 同一〇日には、 天皇が桂宮家に行幸の際の出迎え 桂宮家と宮内省の間で 桂宮本邸・別邸の絵 今後、 宮内省

埋葬された。 皇后御使の典侍四辻清子、 内親王が薨去すると、 が難しくなり、また容易ならない状態から鎮静することを繰り返し、疲れ、 して京都へ下り、 っていく様子を間近で見守った。明治一四年一〇月三日午前零時三〇分、 隊が差し出され、 三子内親王の容態を電報などで頻繁に連絡した。 年九月下旬頃より、 淵がこれに際して奔走したことは、想像に難くない。嵙エされ、また出棺の時、横浜の軍艦から時砲が発せられ、 御霊祭が行われた。 その旨を宮内省へ電報で知らせた。侍従の富小路敬直、 淑子内親王の体調が悪化した。 宮内省より香川敬三、 葬送の節は、 式部寮より岩倉具綱が勅使と 口内の腫瘍により食べること 大阪鎮台の儀仗兵のうち一 淵は、 宮内省などへ 淑子内親王 泉涌寺に

> の薨去により桂宮家は断絶したが、 淵の奔走は、その後も続く。

けられ、 れた。 北垣国通を宮内大書記官と兼ねて京都支庁長とし 京都に赴き、宮内省京都支庁設置の事務を処理した。 明治一六年九月、岩倉具視の肝入りで宮内省京都支庁が設置された。書記 式部助橋本実梁、宮内権少書記官麻美義修、 同年一一月五日、 それらには京都支庁の封印が施された。(3) 掌典等を勤務させ、 殿丁が置かれるというものだった。同月二八日に宮内少輔香川 桂宮家所蔵の道具や書籍類は、 また京都御所殿舎の布設等に従事させるため、 宮内省御用掛五辻安仲等が 京都支庁は桂宮御殿に置か 同年一〇月、 京都御所の御文庫に預 京都府知

組され、 務することが淵から主殿頭香川敬三に伝えられた。 敬三へと伝えられ、二七日には桂宮に安置された位牌一七基と三尊仏が、 家の家扶従以下が免ぜられた。二八日の引継ぎを受け、 寺慈照院に預けられた。翌二八日、主殿寮出張掛員が出頭のもと桂宮御殿を点(※) の所長となった。 明治一 その他賄料の残額金、 一九年二月一二日、 主殿寮出張所と定められると、 道具類等の片付がされた。 同二五日より事務の取り扱いを始めることが、 桂宮の称号が宮内省へ預けられ、 道具類をすべて帳簿と照準して引き渡され、 同年二月二〇日、 淵は主殿権助となり、 宮内省京都支庁が縮小改 四月より殿部殿丁が 淵により残 また主殿寮出

ŋ

た宮内省の組織が変化したものの、桂宮御殿は変わらず淵によって管理され 殿寮権助となって桂宮御殿の管理などを自ら引き継いだ。桂宮家が断絶し、 淵は、 廃絶となった桂宮家やその御殿の後処理を桂宮御附として行い、 ま 主

であった。 はじめ、京都に点在する離宮などを掌握し、 主殿寮権助である淵の仕事は、 御所や二条離宮を訪れる天皇や皇族、 - 1 ・ 1 < 1 角 1 を 1 別 原 の 1 可 など を 行 った。 京都 皇 宮 等 の 拝 観 願 の 許 可 な ど を 行 った。 ( \*\*) 桂宮御殿に限ったものでなかった。 二条離宮の管理もそのうちの一つ 御

検分した。 治一〇年頃から、 は、 桂宮御殿が二条離宮に移築され、 翌二八年、 明治天皇の本丸御殿 京都の整備は、 大内整備事業とそれを引き継いだ岩倉 本丸御殿として竣成した際、 への行幸を終えた後、 官を退いた。

これが岩倉具視の主導で設置された機関で、 ことを推進した一人であると考えざるを得ないのである。 、視の京都皇宮保存計画により進められた。また、明治天皇が東京に移ったこ は無関係でなかったといえる。 り、断絶した桂宮家の始末をした。 京都における華族の中心的な役割を果たした。岩倉具視と懇意であった淵は、 困窮する在京公家のために、桂宮淑子内親王への祗候がされ、 主殿寮出張所長として、 淵は、 宮内省と桂宮家の間で尽力し、 桂宮御殿を二条離宮の本丸に移築し、 その後、 宮内省京都支庁での淵の役割は不明だが、 桂宮御殿と二条離宮を共に管理した。 宮内省京都支庁が主殿寮出張所に改 桂宮御殿に置かれたものであり、 また淑子内親王の最後を看

となった今でも、かつての様子を伝えているのである。 年の桂宮家令として奔走していた頃のものである。淵は、 ず、今後の調査に期待するところである。 ものが多いように思われるが、点数が膨大であるため、現在、 と名前が印刷された罫紙に、 た。いうまでもなく、 障壁画の修復作業等も行われた。その際、 本丸御殿は、 裏貼文書には反故紙が使われるため、 平成二九年度 淵の名前が記されたものが見つかった。 しかしながら、この中に数点 (二〇一七) より保存修理工事に着 大量の裏貼文書が発見され 桂宮御殿が本丸御殿 その内容は雑多な その全容が掴め 明治一一

## (3) 本丸御殿の管理

殿掌は毎日御所始め諸宮殿を見廻り、 警戒などを扱った。京都支庁から主殿寮出張所に改組された際、 務める主殿寮出張所によって行われた。 本丸御殿となり、 離宮を引き継いだが、 二六年から二七年にかけて二条離宮の本丸に移築された桂宮御殿は 殿掌一〇人中に二人の取締を置き、 などで構成され、 皇族による行幸行啓を待った。 九人を減じた殿掌一〇人・殿部一六人・殿丁三〇人、 殿部の人数を減じられ、 宮殿の洒掃、 殿部以下の勤怠を監督した。 主殿寮は、 門の扉につける金具等の布設、 殿部以下昼夜隔日勤番と定め、 その管理は、 増員を要請した。 主殿頭 (長官)、助 宇田淵が所長を 御所及び各所 管轄する場 (次官)、 防火

殿丁四人が配属された。
一条離宮は殿部二人、殿丁四人で、桂宮御殿も同じく殿部二人、ヶ所であった。二条離宮は殿部二人、殿丁四人で、桂宮御殿も同じく殿部二人、所は、御所・大宮御所・二条離宮・修学院離宮・桂宮御殿・桂離宮の六ヶ所と、所は、御所・大宮御所・二条離宮・修学院離宮・桂宮御殿・桂離宮の六ヶ所と、

建築、 内匠寮 寮でも行っていた。「大正四年度 天皇陛下 置された。先稿において、 工務課などで構成された。 土木、 京都派出所」 内匠寮は、 庭苑、 明治一八年に設置され、 から、 電気、 行啓の準備は主殿寮が行ったことに触れたが、(雲) 主殿寮は大正一〇年に廃止され、 この行啓のための準備の様子がわかる。 ガス、水道、 皇太子殿下 写真などを扱い、 宮殿その他の建築物の保管監守 内匠寮出張所が設 内匠頭、 監理課

姓名、 るために請負人に依頼し、 課で請負人の名簿を共有し、 のが二人おり、また、家族に肺結核が出た人夫がいた。内匠寮が、人夫を集め 今回は、賭博により懲役および罰金に処せられたものが三人、住所が不明なも が二○人、職工は四名だった。雇上げの人夫と職工は、原籍、 定夫、電工が行った。 任官一六人、判任官一九人、 宮が宿泊所となった(表2・表3)。 四人の合計七〇人だった。 大正四年四月、 生年月日を届け出なければならず、犯罪歴がないかなどが調べられた。 警務課へ通知が行き、 裕仁皇太子の京都と奈良への行啓で、 人数は内匠寮建築係が四名、定夫が二名、 請負人が人数を整えた。内匠寮と主殿寮出張所警務 そのための準備は、 警務課から京都府警察署へ名簿が提出され、 **仕人六人**、 内匠寮へと知らされる流れになっていた。 行啓供奉員の人数は、親勅任官二人、 厨司四人、 内匠寮の指揮の下、 薬丁二人、 九か月ぶりに二条 現住所、 小者七人、他 雇上げの人夫 詰大工や

た。

中国家の行啓の準備は、本丸内の建具の建合と修繕、本丸軒廻りの蜘蛛の内匠寮の行啓の準備は、本丸内の建具の建合と修繕、本丸軒廻りの蜘蛛の内匠寮の行啓の準備は、本丸内の建具の建合と修繕、本丸軒廻りの蜘蛛の内匠寮の行啓の準備は、本丸内の建具の建合と修繕、本丸軒廻りの蜘蛛の内匠寮の行啓の準備は、本丸内の建具の建合と修繕、本丸軒廻りの蜘蛛の

次に行啓がされたのは、皇太子の行啓から三カ月後、同年七月のことで、

照夜燈や電鈴がつけられるなどした。れなかった園芸係が配置されたのは、盛夏のためかと思われる。この時にも、あたったのは、内匠寮建築係六人と同園芸係八人であった。四月の行啓で見らあたったのは、内匠寮建築係六人と同園芸係八人であった。この行啓の準備に確上親王と宣仁親王によるものだった。三重、奈良、京都、名古屋への巡啓で、

が到着した後も手直しが行われ、 消毒室中仕切り取設が行われた。 九日一〇日は御所に参内、 玄関脇広間の仕切り取設、 同年一一月の皇太子の行啓は、大正天皇即位の礼臨席に際し、八日に到着 その準備は、 障子張替、 などに幕張、 この行啓については、 魚精室 本丸御殿より東大手門番所まで直通電話を取設、 厠の引出配置と蜘蛛手配置、 侍医寮流し台取設、 (家臣調理場) 一一日に大饗宴場を見学、 今回は、 大正大礼のお祝いということもあってか酒餞 また不通になるなどして電工が呼び出されて に棚取設、 直通電話が上手く繋がらず、 高等官と判任官の浴室板戸建合、 皇太子の便器修繕、 玄関脇板塀の内外や大手門 翌日に還啓するものだっ 各室に電鈴 給水調査、

出迎えをした。 寮出張所長は、 京都分局長宛に拝謁等の通知、 御殿の掃除、 視察の案内や、 方、主殿寮の行啓の準備は、 盆栽や調度品陳列、 皇太子の出門と還御の前に合わせて本丸御殿を訪れ、 股野内匠頭、 本丸までの乗車許可などを行った。また、 木子技師などと行啓の打合せを行った。 荷物搬入、畳替その他諸般の設備や華族会館 内匠寮属や内事課属、 東宮主事らの御殿等 また、 主殿

当たったことである。けられるなどしたこと、また、内匠寮と主殿寮が緊密に連携して、その対応にけられるなどしたこと、また、内匠寮と主殿寮が緊密に連携して、その対応に行啓の準備で特に注目されるのは、架設の電話や電鈴がその都度、取り付

して上申書が出された。 書や竣工届等を出した。 だったのだろうか。 一条離宮を管理する上で、 されて入札が行われ、 本丸御殿の小修繕などは、 また、 この流れは、 業務の請負人は、 内匠寮と主殿寮の役割分担は、 竣成後は、 建物の修繕だけでなく、 内匠寮技手から主殿寮出張所長に対 主殿寮出張所会計課あてに請求 主殿寮出張所から仕様書や注文 どのようなもの 本丸御殿の作庭

> 年度工事録」からも同様であることがわかる。 (®) と明治天皇の命による庭園改修の史料「明治二七年度改築費明細」「明治二八

だし、 事は、 れる。 後の課題としたい。 確認できる (表2)。 四年と八年の行啓時には、 引き渡された。しかし、内匠寮の関りは、それ以後も続いた。技師としての して二条離宮を管理しており、 一条離宮となり修理が終わると、内匠寮から主殿寮出張所へ、 主殿寮と内匠寮により二条離宮がいかに管理されたのかについては、 大正二年には、 内匠寮がそのまま担っていたのだろう。内匠寮と主殿寮は、 大正 内匠寮事務と主殿寮主事が兼勤になっており、 一〇年、 「使者の間」 そこに上下関係があったのかは不明である。 主殿寮はなくなり、 に主殿寮と内匠寮が共に詰めたことが 内匠寮出張所に集約さ また大正

## 本丸御殿への行幸・行啓

御殿は、そうした行啓の過程で宿泊所として利用されたのである。 本文は、健康回復を図るため、また地理歴史の実地見学のため全国を回った。 一般の人々の前に姿を現すことは少なくなった。一方、病気がちだった嘉仁皇 一般の人々の前に姿を現すことは少なくなった。一方、病気がちだった嘉仁皇 のととを視覚的に意識させる戦略として行われた。また、明治三〇年代以であることを視覚的に意識させる戦略として行われた。また、明治三〇年代以近代日本において、天皇や皇太子の行幸・行啓は、全国の人々に「臣民」

えつつ、また、どのように本丸御殿が使用されたのか探りたい。 行幸行啓は、当時の政治情勢などと綿密に関係しており、その背景をおさ

## (1) 明治天皇の行幸

の本丸への移築工事が完成した翌年で、本丸御殿を目的に行幸したものであっ同二八年に離宮へ、その所管が変わるたびに行幸した。同二八年は、桂宮御殿明治天皇は、明治元年に太政官代へ、同五年と同一〇年に府庁へ、同二〇年と江戸時代終焉後、二条城は太政官代、京都府庁、二条離宮へと変遷を遂げた。

た。この行幸について、詳しくみていく。

親王が京都を凱旋し、 を出席させた酒宴が二条離宮で設けられ、 二八日より同年五月二八日まで京都に駐輦した。この間に、 総理大臣伯爵伊藤博文ら二〇人である。 主殿頭山口正定、 ,は和食が出されたようだ。 (56) 大本営が京都に移されることに伴い、 へと巡行した。 治天皇は、前年九月一三日に東京を発ち、 一時に発ち、 文事秘書官內事課長股野琢、 供奉員は、 翌日の二三日に明治天皇は本丸御殿へ行幸した。 午後七時四五分に還御した。二七日、 宮内大臣子爵土方久元、 四月二七日に広島大本営を発ち、 日清戦争の講和条約の締結の後、 山階宮晃親王が招かれており、 宮内大臣秘書官長崎省吾、 名古屋、 侍従長侯爵徳大寺實則、 神戸、 宮内大臣土方久元 征清大総督の彰仁 広島、 四月 広島 内閣 静

部屋の用途や使用者を示すものも含まれている。 部屋の用途や使用者を示すものも含まれている。 部屋の用途や使用者を示すものも含まれている。 部屋の用途や使用者を示すものも含まれている。「明治工八年五月二三日 では、この時、本丸御殿はどのように使われたのか。『明治天皇紀』は、明 では、この時、本丸御殿はどのように使われたのか。『明治天皇紀』は、明

は / ^ 。 隣の部屋である「耕作の間」がこれにあたり、御側女官が控える場所として相為。後に寝所として使われ、また「御寝の間」とも呼ばれる「雉子の間」の北の時まで行われていた慣習であり、御側女官が寵愛されて寝所に侍ることであがほご日すべきは、「侍寝」と洋食調理場である。「侍寝」とは、明治天皇

よう。幸は日帰りだったが、図面作成時は後に宿泊することも考えられていたといえ幸は日帰りだったが、図面作成時は後に宿泊することも考えられていたといえ、嘉仁皇太子の時から一夫一婦制となり、「侍寝」は廃止された。二八年の行

年頃から天皇の生活にも西洋文化の要素が取り入れられるようになった。天皇明治政府は、欧米列強に追いつくために欧米文化を摂取し、また、明治五

行幸後の本丸御殿の使用が想定されていたといえる。中のもので、二八年行幸後に時を経ずして作成されたものであると考えられる。中のもので、二八年行幸後に時を経ずして作成されたものであると考えられる。産調理場は、そうした食文化の変化に対応して設けられたのだろう。この図洋食調理場は、そうした食文化の変化に対応して設けられたのだろう。この図の食事にも洋食が取り入れられ、饗宴でも洋食が出されることが多くなった。

と付箋が貼られている。 真は「明治天皇桂宮臨幸御座所写真 条離宮内所在」で、一冊のアルバムになっている。 ものか断定できない。 治天皇桂宮へ臨幸淑子内親王ニ御対面ノ時御所用」と墨書がされ、二点目の 座所がある。「呈寿」の設えが御座所として整えられた様子を撮影したものが (口絵3・写真1) ところで、 御常御殿の三層楼の一室には、 「明治五年及十年 二枚の写真は全く同じみえるが、同時期に撮影された 二条離宮内所在 明治天皇桂宮臨幸御座所写真 後に「呈寿」と名付けられ 一点目の写真は、右上に「明 当局員西京出張中謹写」

明治天皇は、桂宮家の最後の当主となった桂宮淑子内親王に会うために、御明治天皇は、桂宮家の最後の当主となった桂宮淑子内親王に会うために、御明治天皇は、桂宮家の最後の当主となった桂宮淑子内親王に会うために、御明治天皇は、桂宮家の最後の当主となった桂宮淑子内親王に会うために、御明治天皇は、桂宮家の最後の当主となった桂宮淑子内親王に会うために、御明治天皇は、桂宮家の最後の当主となった桂宮淑子内親王に会うために、御明治天皇は、桂宮家の最後の当主となった桂宮淑子内親王に会うために、御明治天皇は、桂宮家の最後の当主となった桂宮淑子内親王に会うために、御

ったことがわかる。伴って移された。この一室は桂宮の行幸の時と同様の設えがされ、御座所とな調度類は、明治五年の桂宮御殿の行幸の際に準備され、二条離宮への移築に

foて、と。 7」であり、かつての桂宮御殿への行幸の御座所がそのまま保存されたものと『び、御苑の改造や草木の栽植等を、ことごとく指示した。この場所こそ「呈明治二八年の行幸では、明治天皇が三階に昇り、眺望絶佳なことを繰り返し

## (2) 嘉仁皇太子の行啓

たい。まずは、三一年行啓までの嘉仁皇太子の動向を大まかに確認する。 て、京都でどのように過ごしたのか、またこの行啓が持つ意味について確認しべると圧倒的に長い。この時、一八歳の嘉仁皇太子は、本丸御殿を宿泊所としべると圧倒的に長い。この時、一八歳の嘉仁皇太子は、本丸御殿を宿泊所としたると圧倒的に長い。この時、一八歳の嘉仁皇太子は、本丸御殿を宿泊所とした。(表3)は、嘉仁皇太子は、明治天皇の行幸の後、本丸御殿に九回行啓した。(表3)は、嘉仁皇太子は、明治天皇の行幸の後、本丸御殿に九回行啓した。(表3)は、

静養を兼ねて避暑と避寒に箱根などに出かけた。 した。七歳まで中山忠能邸で過ごし、 込み教育が行われたが、 の悪化と発達の遅れなどから、 嘉仁皇太子は、 脳膜炎になるなど、 権典侍柳原愛子を生母とし、 病気による教育の遅れを取り戻すため、 さらなる健康の悪化を招き、それが教育の遅れへと しばしば健康状態を悪化させ、 東宮御所である赤坂離宮内に学問所が設けら その後、 青山御所に移った。 明治天皇の第三子として誕生 学習院に入学したものの、 個人授業による詰 生まれなが

った。」と述べている。天皇は、これに同意し、元帥陸軍大将の大山巌(一八四二 太子の教育や健康管理などにつき総合的な見地から監督に当たらせる方法であ めに彼が天皇に進言したのが、「勲臣ノ内ョリ一人ヲ簡抜シテ監督セシメ」る、 室改革などに関する意見書を提出した。原武史は著書『大正天皇(朝日文庫)』 つまり先に述べたような悪循環をただ繰り返しては皇太子との溝を深めるだけ ような状況では、恐れ多い限りだと述べている。そしてこの憂慮を打開するた いとした上で、今日周囲にいる者が、ただ傍観したままで憂慮することもない 従来の東宮職主導の体制を改め、東宮職以外に元勲の中から一人を選び、 中で「伊藤は、皇太子の体調を案じ、そのため学業が遅れたのはやむを得な 同三一年二月首相の伊藤博文(一八四一~一九〇九) 天皇の信任がとりわけ厚い有栖川宮威仁親王が東宮を監督する全権を委任 一六)を直ちに東宮監督とした。 大山は東宮補導顧問となった。(65) この東宮監督は同三二年五月には廃さ は、 天皇に対して皇

嘉仁皇太子が本丸御殿を行啓したのは、明治三一年一○月のことで、還啓

いないのである。 皇が信頼し、嘉仁皇太子の側に置こうとした大山と有栖川宮は、行啓に伴って東宮御所に着いた後、東宮監督侯爵大山巌と対面した。この時の行啓には、天の時、新橋停車場には有栖川宮威仁親王(一八六二~一九一三)らが出迎え、の時、新橋停車場には有栖川宮威仁親王(一八六二~一九一三)らが出迎え、

は、それに先駆けたものであり、当てはまらない。となったのは、明治三三年(一九〇〇)とされる。しかし、本丸御殿への行啓となったのは、明治三三年(一九〇〇)とされる。しかし、本丸御殿への行啓従来、嘉仁皇太子が健康と地理歴史の勉強のために、全国を巡啓する契機

病院などを訪問しては、衛生費や学資金、養老賜金を下賜した。また、学校や4)で、本丸御殿を宿泊所として、京都市内と奈良の各所を精力的に巡っており、病弱であったと思えないほど過密な行程であったことがわかる。嘉仁皇太子は、泉涌寺のみ公式に参拝し、その他の場所は非公式に行啓し、華族や門跡り、病弱であったと思えないほど過密な行程であったことがわかる。嘉仁皇太で、京都市内と奈良の各所を精力的に巡っており、病弱でどを訪問しては、明治三一年の二条離宮への行啓は、どういった意味をもつものなのでは、明治三一年の二条離宮への行啓は、どういった意味をもつものなの

奈良猿沢池、 ものが(口絵4・写真2)「[東宮]嘉仁親王行啓各地写真帖」である。 小磯小学校生徒運動会、伊藤侯爵愛犬、 には、二条離宮唐門、二条離宮内濠、二条離宮天守台跡、二条離宮内旧桂御 軍艦富士号艦橋を収める。 二条離宮全景、 東宮侍従子爵稲葉正縄が嘉仁皇太子の命により行啓先を撮影した 岐阜長良川鵜飼、 嵐山、 名古屋城、 淀小橋、 横須賀常備艦隊行啓之節艦隊運動之実 奈良倶楽部、 第三師団偕行社、 奈良俱楽部庭園内群 大磯鍋島侯爵別

派」と対立する、旧来勢力の「教育重視派」であった。
にの行啓の供奉は、写真を撮影した稲葉の他に、東宮大夫侯爵中山孝麿・この行啓の供奉は、写真を撮影した稲葉の他に、東宮大夫侯爵中山孝麿は嘉東宮武官長男爵黒田久孝・東宮侍従長子爵高辻修長・宮内顧問官男爵橋本綱常・東宮武官長男爵黒田久孝・東宮侍従長子爵高辻修長・宮内顧問官男爵橋本綱常・東宮武官長男爵黒田久孝・東宮侍従長子爵高辻修長・宮内顧問官男爵橋本綱常・東宮武官長男爵黒田久孝・東宮侍従長子爵高辻修長・宮内顧問官男爵橋本綱常・この行啓の供奉は、写真を撮影した稲葉の他に、東宮大夫侯爵中山孝麿・この行啓の供奉は、写真を撮影した稲葉の他に、東宮大夫侯爵中山孝麿・

書官の長崎省吾が、皇太子の御座所にするべく二条離宮を見分し、宮内大臣土ところで、この行啓は、明治三○年六月頃に発案されており、宮内大臣秘

子を心配していた様子がうかがえる。 けとなるものであった。 た地への初めての行啓であり、 方久元と侍従長の徳大寺実則に報告した。宮内大臣土方久元と侍従長の徳大寺 ② 丸御殿への行啓が実現されたものであると考えられる。 周辺により明治三一年の行啓が発案され、 行啓先を事前に調査していたことは重要である。また、嘉仁皇太子の教育に 明治天皇の最も信頼のおける側近であり、 明治天皇と徳大寺らは明治二 明治三三年から始まる全国をまわる行啓の先駆 一五年に協議しており、 これらのことから明治天皇をはじめ、 伊藤博文の意見書が出された後、 これらの人物が嘉仁皇太子 また、 以前から嘉仁皇太 東京から離れ

た。 た。 産のお土産として寄木箪笥、七宝焼、友禅縮緬、養老酒などを贈った。 産の後、海仁皇太子は、終始、御機嫌で、体調を崩すことはなかった。還啓の後、

であったことがうかがえる。淑子内親王が住んだ桂宮御殿は、 などをやめさせた。これらのことから、 触れた明治天皇は、深く震撼し、一日の諸事を取りやめ、三日間、 すると、巡行先の山形県の行在所より、電報でその容態を連絡させ、また危篤 状態が知らされるなど、頻繁に連絡が取られた。福島の行在所で薨去の報に の桂宮淑子内親王は、 ところで、 かつての面影を色濃く残す。 接種を滞らせるほどの影響力を持った。淑子内親王の容態が悪化 明治天皇は京都を愛したことが知られる。 東京にいる一七歳の明治天皇の種痘接種に関し、 明治天皇と淑子内親王は、 桂宮御殿に住んだ叔 本丸御殿となっ 歌舞や音曲 親密な関係 京都

内親王との思い出があることも一つの要因になったのかもしれない。 - 嘉仁皇太子の初めての行啓先に本丸御殿が選ばれたのは、明治天皇の淑子

## (3) 裕仁皇太子らの使用

めて行啓したのは、それに先駆ける大正二年三月のことで、学習院五年生の成地方見学で全国を回り、その際、供奉に教育官や学友を伴った。本丸御殿に初より多い。裕仁皇太子は、大正四年から同一○年まで地理歴史の学習を兼ねた裕仁皇太子が二条離宮に行啓した回数は、父である大正天皇の皇太子時代

親王(高松宮)を伴うものだった。翌年も同時期に同様の行啓がされた。績表を渡された後の春休み中の行啓であり、兄弟の雍仁親王(秩父宮)と宣仁

したのか示したものが(表2)で、御殿の図面(図1)に対応させた。 
規王と宣仁親王の皇子二人が、また一一月八日から一二日まで裕仁皇太子が本親王と宣仁親王の皇子二人が、また一一月八日から一二日まで裕仁皇太子が本場が設けられ、一一月一六日と一七日の二日間、饗宴が催された。七月に雍仁ところで、大正四年に行われた大正天皇の即位の礼では、二条離宮に饗宴ところで、大正四年に行われた大正天皇の即位の礼では、二条離宮に饗宴

器のものを残している。甕型に貯留される北廊下などに対し、 別されていたことがわかる。 の立場に応じたものになっていることが推測される。 いつ設置されたものか不明だが、 書院の近くが木製、北廊下が染付、 任官以下のものとなっていた。立場によって、使用する便所の場所が明確に区 廊下が高等官、 また、御殿内の便所について見ると、大正四年には、 御書院近くが白木の引き出しによる汲取りになっている。 雁の間近くの北側取り合い廊下の東側が判任官、 現在、 その場所に相応のものとなっており、 雁の間近くの北側取り合い廊下の二つが陶 便器の遺構は、 御座所近くが黒漆塗り、 御書院の近くが皇族 御座所近くが黒 この便器は、 西側が親

のもので、還啓の後に取り外された。また、電話や電鈴、照夜燈は先述したように、その都度、準備された仮訳

たのかを示すものである。大正四年の電鈴は、萩の間に置かれた候所から書(図2、3)は、電鈴がどこの部屋につけられ、誰から誰を呼び出すものだ

果たしていたといえよう。 約されることがわかる。 院三の る御書院が皇太子等の場所となっていたことに対し、 一二ヶ所となった。また、 間周辺にいる者を呼ぶよう架設された。 を支える人たちが控える場所となっていたのである。 元を四カ所としたものが、 の出仕から竹の間の仕人へと繋がるものだった。 の仕人と御茶所の出仕へ、 間の廊下にいる内舎人へ、 雲鶴二の間の両長室(武官長と侍従長大夫と考えられる)より竹 仕人とは、 電鈴は、 呼び出し先が竹の間に詰める仕人に特に集中して集 大正八年になると、その数が圧倒的に多くなり、 雲鶴一の間の太夫から雁の間の事務所 内庭人を経て、 御常御殿や御書院にいるものが、 仕える人という意味であり、 御座所のある御常御殿や謁見所のあ 事務所へとつながるものだっ 明治四年の時点で、 玄関や雁の間周 末端の役割を 玄関や雁 辺が、

詰めていたが(表2)、 改変されたのだろう。 実際に御殿を使用していく上で、 明治天皇の行幸時には、 大正四年には仕人が竹の間に詰めている。 仕人は執次詰所に、 竹の間が仕人の詰所に適してい 竹 1の間 は京都は 明治天皇の 府

出

0)

そのうち「二条離宮沿革 並ビ建テラル」と述べており、明治四○年に竣工した商人溜や湯沸所、魚精 寄アリ、宮殿ハ本丸ノ稍々東北寄ニ西面シテ建造セラレ御車寄ヨリ御玄関廻 御殿の現状について「本丸ニ入レハ広場アリ、 は現存しない。また、「二条離宮建物調査」では、第一区御座所廻り(御常御殿)、 大正八年一〇月にまとめられた「二条離宮沿革誌」 寄廻と御殿内を五区に分け、 侍医詰所廻り 其他宮殿ノ北側ニ便所、 毯敷きになっていた。 一階の御座所は紋絹の幕が張られ、 といった建物がこの時点で建っていたことがわかる。 御座所廻リ調理所廻リ等相隣リテ設ケラレ、各々渡廊下ヲ以テ連 第 区御座所廻りの (三〇間廊下)、 附現状 また、 井戸家形、商人溜、 一般」と「二条離宮建物調査」 部屋の周囲に、 その内部の状況を伝える。 廊下および御座の間 第三区御書院廻り、 また、 小砂利ヲ敷詰メ正面ニ宮殿御車 御化粧の間や厠附近の廊下に 御座 湯沸所、 の間と御寝の間 で、 第四区台所廻り、 御納戸の間、 臣下調理所ノ雑棟 技 特に注目すべ 師 しかし、 を記し、 Ш 官は紋織 本丸

> と取次詰所、 第四区台所廻りは、 雲鶴の間の周辺には紋織物が張られ、 綿敷きになっていた。 間のみ絨毯敷きで、春の間と夏の間の源氏崩し欄間には紙張障子が張られた。 所となる御書院一の間は絨毯敷き、 紋紙が張られた。 廊下が絨毯敷きであった。 雁の間と付近の廊下は帆木綿敷きであった。 第三区御書院廻りは、 第二区侍医詰所廻り 付属する皇族の便所は、 周囲を紋絹張りとした。四季の間は、 (三〇間廊下) 廊下は絨毯敷きになっており、 附近の廊下は、 絨毯が敷かれた。 第五区は玄関

ったが、 間は、 が敷かれ、 また敷物には .書院より質素なものとなっていた。 目に触れない場所である台所や三○間廊下は、 分けることで部屋に格式を示す特別な意味が持たされた。 ここから、周囲に張られる幕には、「紋絹」 入り口で、 紋絹張りで絨毯が敷かれ、 廊下などが絨毯敷きになっていた。 格式の高さが示された。 多くの人の目に触れる場所であったからである。 「絨毯」 「帆木綿」 0) また御座所の松鶴の間は、 玄関周辺は、 一種類があったことがわかる。 これは、 「紋織物」「紋紙」 仕えるものが詰めた場所であ 帆木綿が敷かれ、 言うまでもなく、 紋織物張りで絨 拝謁所の の三種 一大、 それらを使 御常御殿や 書院一

や御書院にいる貴人から、 出すものであったこと、敷物や幕により部屋の格式が示されていたことなどか 先述した通り、 本丸御殿は、 立場が明確に示された状態で使用されたといえる。 便所の場所が立場で区別されていたこと、 玄関や雁の間周辺の竹の間などに詰めるものを呼び 電鈴が御常

げた。 学の最終地点であり、 本丸御殿に宿泊した。 Iかけた。 大正一〇年三月、 その直前の二月二三日、 学問所を卒業した裕仁皇太子は、ヨーロッパへの外遊に それと共に本丸御殿が宿泊所となることにも終わりを告 ヨーロッパへの外遊が裕仁皇太子の学習のための地方見 安全祈願と報告などのために京都を訪れ

### おわりに

治 一条城は二条離宮となり、 同 一九年に宮内省による修繕を終え

にかけて本丸御殿が移築された。憩所として用いられた。皇族などによる使用が想定され、同二六年から二七年き、以降、拝観のために多くの人を迎え、二の丸御殿は、外国の貴賓などの休

っていたのである。 丸御殿に宿泊することで、二条離宮の宮殿としての主な機能は、本丸御殿が担名が定められた。二条離宮に行啓した嘉仁皇太子や裕仁皇太子らの目的は、本同二八年、明治天皇は本丸御殿に行幸し、後に使用する時のために、部屋

嘉仁皇太子の遠方への行啓は、本丸御殿に宿泊した三一年が初めてのこと。嘉仁皇太子の遠方への行啓は、本丸御殿にお近した。以後、嘉仁皇太子は本丸御殿に約一カ月間にわたって宿因となったかもしれない。嘉仁皇太子は、本丸御殿に約一カ月間にわたって宿因となったかもしれない。嘉仁皇太子は、本丸御殿に約一カ月間にわたって宿因となったかもしれない。嘉仁皇太子は、本丸御殿に紹があったことも一つの要淑子内親王が住んだ桂宮御殿の名残を色濃く残す場所であったことも一つの要淑子内親王が住んだ桂宮御殿の名残を色濃く残す場所であったことも一つの要淑子の遠方への行啓は、本丸御殿に宿泊した三一年が初めてのこと。

3

と緊密に連携して行われた。本丸御殿の行啓の準備も、同様であった。また、二条離宮の管理は、宮内省主殿寮出張所が中心となり、同省内匠寮

絹や紋織物、紋紙といった幕が張られて、部屋などに格式の高さが示された。室などが定まっていた。行啓の際の本丸御殿の室内は、絨毯などが敷かれ、紋で設置され、また、便所の使用者の区別がされるなど、立場によって使用する殿や御書院にいる貴人から、玄関や雁の間周辺に詰める者たちを呼ぶものとし、行啓のために電話や電鈴、照夜燈などが架設された。特に電鈴は、御常御

大な工事録を紐解くなどして明らかにしていく必要がある。本稿は、本丸御殿を中心に考察したもので、二条離宮の全貌は、今後、

膨

### 注

離宮二条城』(第二号、京都市文化市民局元離宮二条城事務所、二〇二三年、(1) 拙著「二条離宮本丸への桂宮御殿移築と行幸・行啓の一考察」『研究紀要 元

「『紀要』第二号とする)

2

- kyoto-.ac.jp/dspace/bitstream/2433/281924/1/120\_159.pdf ~ 1 | O | で事前に準備されていたことが明らかにされた。https://repository.kulib. を中心に―」(「京都大学学術情報リポジトリ KURENAI 紅」 た、 article/aichikenshikenkyu/12/0/12\_31/\_article/-char/ja/) 宮 原武史・吉田裕編『岩波 天皇・皇室辞典』(岩波書店、二〇〇五年)。二条城 初期の京都における公家地・所有物の変容-が離宮になった経緯について、ここでは詳しく触れないが、 の誕生」(『愛知県史研究12』二〇〇八年、 岩倉具視の皇宮保存計画が関係しており、 -岩倉具視 https://www.jstage.jst.go.jp/ これについては齊藤紅葉 杉孫七郎, に岩倉具視の周囲 石川寛「名古屋離 が詳しい。 ま
- とし年月日を記す。の編年史料近代編の番号を記す。また、これに掲載されていないものは『日出』の編年史料近代編の番号を記す。また、これに掲載されていないものは『日出』とし、『紀要』二号の『京都日出新聞』明治一九年三月三一日。以下『日出』とし、『紀要』二号の
- 報告書[概要版]』((株)シィー・ディー・アイ、二〇一九年)17頁(4)『平成30年度史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画策定に係る歴史調査業務
- (5) 『日出』100
- 6 『田出』 144 156 89 157 95 162 107 164 115 183 116 117 119 120 122 123 126 128 130 137 140 142
- 保存したまへり」
  「曩に思召を以て、安政元年皇居炎上の際仮皇居に充てたまひし旧桂宮御殿三(7)『明治天皇紀』第八‐八二○頁(吉川弘文館、一九七三年)以下『明紀』とする。
- 邻宮內公文書館)(9)「二条離宮沿革誌」(識別番号一二九二四-一、一二九二四-二、宮内庁書陵
- ) 前掲註(9)の「二條補遺」に「明治一九年九月二一日、内匠寮ヨリ主殿寮

10

収払ヲ受取ル」とある。 出張所へ二条離宮御修繕向竣工ニツキ絵図面及地積建坪票目相添引渡是日領 令和版』(KADOKAWA、 また内匠寮については、 二〇一九年)を参照した。 皇室事典編集委員会『皇室

- 11 について調査した成果をホームページ 産』二四号(乙訓文化遺産を守る会、二〇二〇年)。また、 『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、 jimdo.com/) 公家社会の解体』臨川選書4、 一九〇一年)、百瀬ちどり「勤王の志士・宇田淵の事績」『乙訓文化遺 で公開している。 二〇一六年)、『名家歴訪録』(中篇、 一九八二年)、小林丈広『明治維新と京 「楓宸百景」 (https://chidori-jyuku. 百瀬氏は、 宇田淵 黒
- 12 「宮内庁京都事務所の概要」『宮内庁京都事務所 年報4』(宮内庁京都事務所、
- 13 桂宮淑子内親王の異母妹である和宮のこと。

 $\widehat{14}$ 

11

のうち『名家歴訪録』

- 15 『四親王家実録26桂宮実録 ゆまに書店、 八年四月二〇日 二〇一七年)以下『桂実』とする。 第七巻』(吉岡眞之、 明治六年八月一九日、 藤井讓治、 岩壁義光監修、 明治
- 16 八二八三七、 桂宮 静寛院宮 宮内公文書館所蔵)、 御達並諸願伺届留 『桂実』二一三頁 慶応三年 明 治 五. 年」(識別 番号
- 『桂実』明治四年五月一八日
- 『桂実』 明治 一〇年一月二七日、 明治一〇年二月三日
- 『桂実』 明治九年七月二九日

19 18 17

- 20 『桂実』 明治一〇年二月二八日
- $\widehat{21}$ 『桂実』 明治一二年一二月二七日
- 22 「桂宮日記」(函架番号四六六・一、宮内庁書陵部図書寮所蔵)以下、「桂」とする。
- 明治一三年八月九日
- 「桂」明治一三年八月一〇日
- 『桂実』 明治一三年一一月二〇日ほか

24 23

- 25 『桂実』 明治 四年一〇月三日
- 26 前掲註 25 「桂宮日記」 明治一 四年一一月二一日では淑子内親王薨去につ

き医官への診療の取り消しなどをしていることが伺える。

- 『明紀』第六巻、一一一頁: 前掲(2)齊藤氏論文、前掲 (11) 小林氏著書
- 『明紀』第六巻一一四頁

28 27

- 29 前揭註 (28) 一一七頁
- 『桂実』 明治一六年一一月五日

30

- 31 『桂実』 明治一九年二月二〇日
- 『桂実』 明治一九年二月二七日
- 『桂実』 明治一 九年二月六日

33 32

34 『桂実』 明治 九年三月一

日

- 35 『日出』 79 130 144
- 『日出』
- 37 36 『日出』 245 ほか、 『明紀』
- 38 前掲註 10 0) 『皇室事典 第八巻、 令和版』に同じ。 八二五
- 39 『田出』 40
- 40 『日出』 91
- 41 『田出』 34
- 42 前掲註 event/kyotonenpo/pdf/or01/1-4pdf 10 と同じ。 また、 宮内庁HP沿革 https://www.kunaicho.go.jp/
- 43 前掲註(1)に同じ。
- $\widehat{44}$ 「工事録4 大正4年」、識別番号四三七一一、宮内公文書館所蔵
- 『日出』 308 明治四三年九月一八日、 明治四四年八月三一日

46 45

- 『日出』 根東宮属、 295 春日調度属、 344 345 483 内海知事、 485 明治三六年五月八日、明治四〇年六月五日。 京都府の行啓事務掛、 東宮職主事桂潜太郎
- 『紀要』第二号にて触れた。

内大臣秘書官兼東宮侍従試補原恒太郎、

生源寺女官、

東宮職属中村胤長など。

 $\widehat{47}$ 

- 48 『日出』 320
- $\widehat{49}$ 前掲註  $\widehat{44}$ と同じ。
- 50 明治30年」 「工事録12 (識別番号四三六三〇、 明治29年] (識別番号四三六二五、 宮内公文書館所蔵) 宮内公文書館所蔵)、 ほか、 今江秀史 「明治

- (51) 原武史『可視化された帝国』一一頁(みすず書房、二〇〇一年) 二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録」(『紀要』第二号)
- 出版、一九三三年ほか。 幸年表』明治天皇聖蹟保存会編、国会図書館デジタルコレクション、大行堂幸年表』明治天皇聖蹟保存会編、国会図書館デジタルコレクション、大行堂(5) 孝明天皇二〇年祭のための京都行幸で、二条離宮へも行幸した『明治天皇行
- (5) 『明治天皇行幸史録』(潮書房、一九三一年)、『明治文化全集第十七巻 皇室編』
- 社会・地理思想』(九号、大阪市立大学編、二〇〇四年)がある。(4) この行幸を取り上げたものに保本野夢「「古都」京都と天皇制の可視化」『空間・
- (55) 前掲註(7)に同じ。
- 公文書館所蔵)を調査し、この行啓の酒宴について触れられている。において、「明治以後皇族実録29 山階宮実録25」(識別番号七七六二九、宮内(56) 前掲註(7)八二五頁、前掲註(11)の百瀬ちどり氏のホームページ「楓宸百景」
- (57) 前掲註(7)に同じ。
- 内公文書館所蔵)(28)「桂宮御建物二条離宮本丸内江曳建改図二百分一」(識別番号三八九九七、宮
- M.29、二〇〇二年) 研究―皇室にみる洋風から和風への回帰とその背景―」(住総研 研究年報小沢朝江、水沼淑子「明治期における巡行施設の建築様式と使い方に関する(59) 西川誠『明治日本の大日本帝国 天皇の歴史』(株式会社講談社、二〇一一年)、
- (の) 「明治天皇桂宮臨幸御座所写真 明治 5・10年」(分類番号三二一八五、宮内
- (61)『日出』38などから、行啓に際して調度局との関連が伺える。また、机と椅子
- 皇后が二条離宮に行啓するが、この時の様子は不明である。 述べたので、ここでは触れない。また、『明紀』第八巻八二五頁には、その後、(6)『日出』53、前掲註(7)に同じ。「呈寿」の名前については、『紀要』二号で
- 皇太子となる以前の呼称についても便宜上、嘉仁皇太子と統一した。また、(63) 原武史『大正天皇』(朝日新聞出版、二〇二三年)が詳しい。本稿において、

- 啓したが、その性格が異なる。そのため、明治三一年を初めての行啓とした。明治三一年以前に御用邸への避暑や避寒、また明治二八年の広島大本営へ行
- 原武史『大正天皇(朝日文庫)』(朝日新聞出版、二〇一五年)六八~六九頁
- (65) 前掲註(64)七〇頁

66

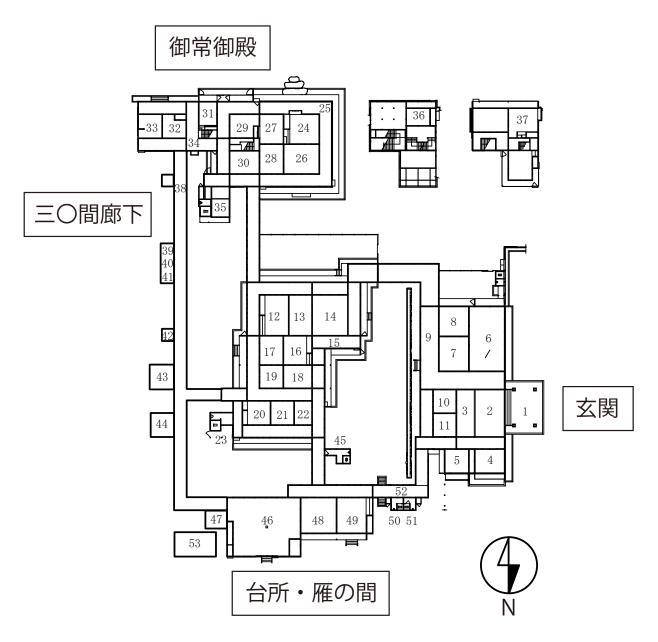
- 方巡啓を思いついたのではないかと推測している。 京都などの巡幸を共にした経験から、有栖川宮威仁親王が、嘉仁皇太子の地京都などの巡幸を共にした経験から、有栖川宮威仁親王が、嘉仁皇太子の地のニコライ二世)(一八六八~一九一八)を長崎で出迎え長崎、鹿児島、神戸、前掲註(4)七八~八五頁。原氏は、一八九一年にロシア皇太子のニコライ(後

 $\widehat{67}$ 

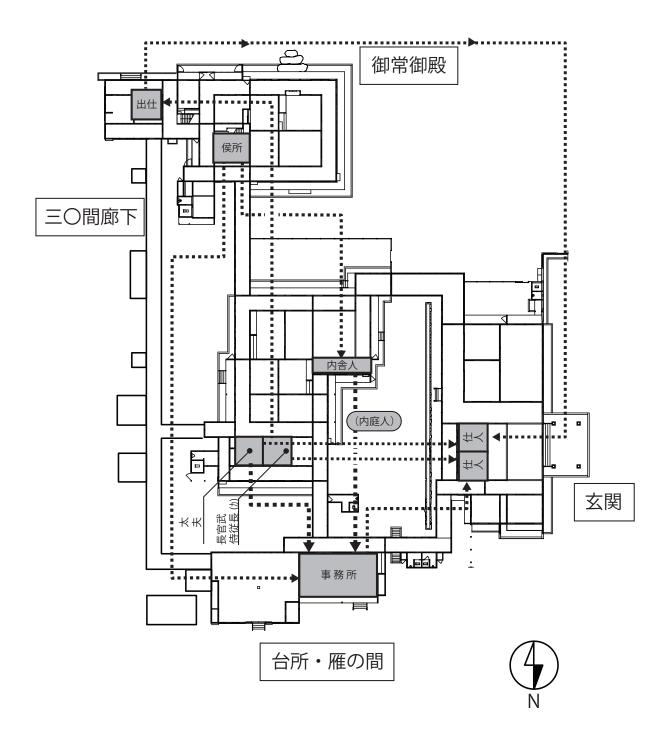
『大正天皇実録 補訂版 第一』(株式会社ゆまに書房、二〇一六年)

68

- (69) 前掲註(64) 五六頁
- (70) 伊藤之雄『明治天皇―むら雲を吹く秋風にはれそめて―』(ミネルヴァ書房)
- (71) 前掲註(64)七〇~七二頁
- (72) 『日出』 277
- (73) 『日出』 281
- (4) 前掲註(7) 三六五頁
- (75) 前掲註(8)に同じ
- (77) 前掲註(4)に同じ。
- れた。 四三七三三、宮内公文書館所蔵)で、大正一○年に大正八年のものが参照さ(78) 前掲註(44)に同じ。また、大正八年は「工事録3 大正10年」(識別番号
- (79) 前掲註(9)に同じ。



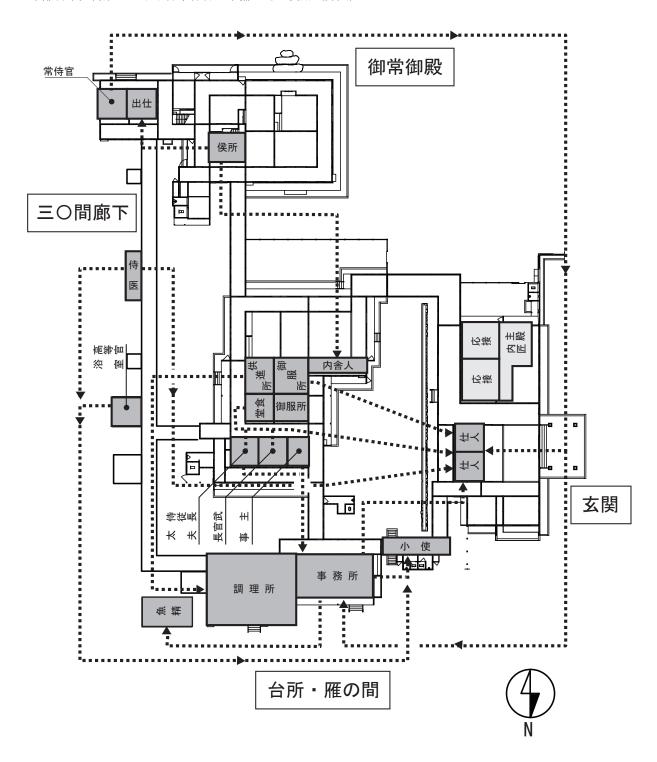
【図1 表2対応 本丸御殿図】



#### 【図2 大正4年電鈴図】

#### 【注】

大正4年電鈴図は、表2※4に出典を記した。



【図3 大正8年、10年電鈴図】

#### 【注】

大正8年、10年電鈴図は、表2※8に出典を記した。

年	月(日)	本丸への行幸行啓	本丸御殿の管理と行幸行啓に関する事項	出 典
1912 (M45)		_	本丸角門跡角柵改造	『沿革 工』
1913 (T2)	3/9	裕仁皇太子行啓	_	_
"	6	_	本丸御殿向床下風窓増設	『沿革 工』
1914 (T3)	6	_	本丸御車寄南使者ノ間其他張付襖修繕	『沿革 工』
11	3/18	裕仁皇太子行啓	_	_
"	7/4	裕仁皇太子行啓	_	_
1915 (T4)	4	_	行啓につき二の丸より直通電話ならびに室内電鈴一時設置、 照夜燈一時建設、建具建て合わせ、蜘蛛の巣その他掃除、 目隠しの鯨幕張、絨毯と帆木綿を敷く(10日)	『大正4年工事録』
"	4	_	旧女官部屋、臣下浴室、東方板塀修繕	『沿革 工』
]]	4/16	裕仁皇太子行啓	_	_
11	11	_	大正天皇大饗宴(16日、17日)	_
11	11/8	裕仁皇太子行啓	_	_
"	11/22	皇子行啓	_	『大正記録』巻116
1916 (T5)	11	_	本丸臣下浴室東方板塀ヲ木賊塀ニ改造、本丸車寄脇塀重門 改造、臣下調理所模様替、物置を本丸湯沸所へ移転、本丸 各所長押塀並板塀等扣柱取替	『沿革 工』
"	12	_	行啓につき電灯、電話等架設ならびに清掃など(1日)	『大正5年工事録』
11	12/11	裕仁皇太子行啓	_	『大正5年工事録』
1917 (T6)	6	_	本丸宮殿風窓増設	『沿革 工』
1918 (T7)	3	_	京都御所殿掌以下旧浴室を本丸園丁匠夫詰所に移転模様替、 本丸廻リ石垣間隙埋石工事	『沿革 工』
]]	4/2	裕仁皇太子行啓	_	_
1919 (T8)	8	_	本丸中坪廻中仕切塀撤去及び改造、調理所等長押塀撤去、皇族厠脇長押塀改造及び修繕、調理所南側窓日隠 新設	『沿革 工』
"	5	_	裕仁皇太子行啓につき差支えなき旨、照会(10日)	『沿革 補』
11	5/20	裕仁皇太子行啓	_	_
1920 (T9)	3	_	裕仁皇太子行啓につき差支えなき旨、照会(12日)	『沿革 補』
"	3/23	裕仁皇太子行啓	_	_
11	6	_	本丸電燈新設	『沿革 補』
"	10	_	裕仁皇太子行啓につき差支えなき旨、照会(4日)	『沿革 補』
11	11/4	裕仁皇太子行啓	_	_
1921 (T10)	2/23	裕仁皇太子行啓	_	_
"	5		本丸臣下便所床下改修其他	『沿革 工』
"	9/12	裕仁皇太子行啓		
11	10	_	主殿寮廃止、内匠寮出張所を設置	『宮』
1936 (S11)	11	_	宮内省京都地方事務所設置	『宮』
1939 (S14)	_	_	二条離宮、京都市に移管し、元離宮二条城と称す	_

【出典】『沿革』:『二条離宮沿革誌 一』(識別番号 12924-1、宮内公文書館所蔵)

『沿革 附』/上記「二条離宮沿革 附現状一般」の章

『沿革 補』/上記「二條補遺」の章、『沿革 工』/上記「工事録」の章

『明治 24 年工事録』(識別番号 43595、宮内公文書館所蔵〈以下、同じ〉)、『明治 26 年工事録』(3979-1)、

『明治 28 年工事録』(43613)、『明治 30 年工事録』(43630)、『明治 35 年工事録』(43655)、『大正 4 年工事録』(43711)、『大正 5 年工事録』(43712)、

『大礼記録』(請求番号 礼 00285100、国立公文書館)

「二条離宮避雷針之図」(識別番号/39021、宮内公文書館所蔵)

『日出』:『日出新聞』(『紀要2』の細目番号を記し、ここに収録されていないものは日付を付した)

『宮』: 宮内庁のHPに掲載する沿革を引用した。(URL https://www.kunaicho.go.jp/event/kyotonenpo/pdf/r01/1-4.pdf) 【注】※本丸御殿への行幸啓と準備、及び本丸御殿の管理に関する事項を挙げ、必要と思われるものを、これに加えた。明

治以降、太政官代と府庁、本丸御殿が移築される以前の、離宮への行幸啓 (M20.M23.M24) は含めていない。 ※行幸啓のみ年月日を記し、その詳細は表3に記した。また、行幸啓以外の日にちについては、必要な箇所は事項の

然行学者のの千万日を記し、その評神は衣るに記した。また、行学者以外の日にらにういては、必要な画所は事項の 文末に付した。 ※この書は、明矾性で確認できたものでもスーク後、映画が見の『工事句』がの調査により、そとに専項的お泊却を

※この表は、現段階で確認できたものである。今後、膨大な量の『工事録』等の調査により、さらに事項等が追加されるものである。

【表1】二条離宮本丸御殿への行幸啓と準備、及び本丸御殿の管理

年	月(日)	本丸への行幸行啓	本丸御殿の管理と行幸行啓に関する事項	出典
1001(115)			二条城を二条離宮とする。宮内省の所管とし、大修理が行	P.V. ++ #/ I
1884 (M17)	9	_	われた。	『沿革 附』
1886 (M19)	3、9	-	二条離宮が内匠寮の管理となる。二条離宮修繕工事竣工後、 内匠寮より主殿寮出張所へ渡される。	『沿革 補』
1891 (M24)	12	_	本丸及び二の丸草刈り掃除	『明治24年工事録』
1893 (M26)	4		本丸内薮地開墾、旧本丸内地平均	『沿革 工』
11	_	_	西橋架換 (西本丸入口橋架替)	『沿革 工、補』
1894 (M27)	12	_	桂宮御建物二条離宮本丸地所へ曳建(御車寄前及御書院 前等井戸屋形、表御唐門脇より本丸西橋詰めまで馬車道、 庭園、大膳職等の工事)竣工	『明治26年工事録』 『沿革 補』
11	2	_	大膳職東脇便所新設 (旧桂宮ヨリ曳建)、御車寄西北便所 新設 (旧桂宮ヨリ曳建)	『沿革 工』
11	_	_	本丸避雷針取設	『沿革 工』『明治 35年工事録』『二 条離宮避雷針之図』
1895 (M28)	3		本丸東入口高塀修繕	『明治28年工事録』
11	5/23	明治天皇行幸	_	_
"	5/29	明治天皇皇后行啓	_	_
11	7	_	本丸庭園改作	『沿革 工、補』 『紀要2』
1896 (M29)	3	_	<b>櫻樹(ナツメ)植付(天守跡周囲楆樹植付)</b>	『明治30年工事録』 『沿革 工』
11	11	_	本丸庭園月見台修繕、本丸三階階段改造、二階明取り窓取 設その他物置入り口模様替え、本丸樹木運送植え付け	『明治30年工事録』
1897 (M30)	1	_	三階その他障子張替	『明治30年工事録』
1898 (M31)	6	_	本丸避雷針地中板増設、本丸石階修繕	『沿革 工』
11	10	_	行啓につき馬車舎、馬繋、浴室及び火所新築、調度ととの える(1日)	『日出』317、318
"	10/12	嘉仁皇太子行啓	_	_
11	10	_	電話架設(15日)	『日出』352
1899 (M32)	3	_	本丸東石階修繕	『沿革 工』
1900 (M33)	5	_	本丸の内などに仮屋建築(御料馬車舎一棟、魚精所一棟、 湯沸所一棟、高等官以下浴室一棟、女官浴室幷便所一棟、 馬丁部屋、省丁詰所、車夫溜所各一棟、合計十一棟。 湯沸 場、洋食御料理場等は鉄板で屋根を葺く明治三十三年五月 二十二日(22日)	『日出』478
"	5	_	電話架設(25日)	『日出』483、485
"	5/26	嘉仁皇太子行啓	_	
"	7		本丸西北石階修繕	『沿革 工』
"	10/15	嘉仁皇太子行啓		_
"	11/19	嘉仁皇太子行啓	_	_
1901 (M34)	4		本丸東橋架替	『沿革 工、補』
1902 (M35)	4	_	本丸石階段修繕	『沿革 工』
"	8	_	本丸樹頭避雷針建設	「明治35年工事録」
1903 (M36)	10/20	嘉仁皇太子行啓		_
1906 (M39)	12	_	魚精所(臣下調理所)新設、湯沸所新設	『沿革 工』
1907 (M40)	1		本丸板塀建設、行啓につき女中部屋新築、女官便所新 築、高等官以下浴室新築、高等女官以下浴室新築、電 話架設	『沿革 工』 『沿革補』 『日出』M40.1.1
"	6/4	嘉仁皇太子行啓	_	
1908 (M41)	5	_	本丸車寄屋根銅葺二葺替、本丸車寄溜ノ間軒樋架設、本丸 西橋修繕、本丸御庭へ樹木植付并庭石配置	『沿革 工』
1910 (M43)	9/26	嘉仁皇太子行啓	_	_
1911 (M44)	4/4	嘉仁皇太子行啓	_	_
"	8	<u> </u>	本丸銅張門修繕	『沿革 工、補』
"	11/17	嘉仁皇太子行啓	_	_
		Jan		·

			年月/使用者						
明治39,40年竣工	大正4年4月	大正4年7月	大正4年11月		大正8年1	0月	大正8,10年		
嘉仁皇太子※3	裕仁皇太子※4	両皇子行啓※5	両皇子行啓 ※6		裕仁皇太子	裕仁皇太子※8			
_		_	車 寄		_	_	_		
_	_	受 付	_	第	絨毯敷き	_	_		
_	_	_	_	五区	_	_	_		
_	_	_	_		_	_	_		
_		受付・休所	小使休所		絨毯敷き	_	小者詰所		
_	_	(南) 京都府 (北) 溜ノ間	(南) 主殿・内 匠詰所、(北) 京都府庁員詰所		_	_	主殿、内匠		
_	_	面謁所	扣室		_	_	応 接		
_	_	主殿寮出張所	面謁所		_	—	応 接		
_	_				絨毯敷き	_	_		
_	仕 人	+". "	11 1 24			_	仕 人		
_	仕 人	雑 仕	仕人詰所		_	_	仕 人		
_	_	_			絨毯敷き	紋絹張り	_		
_	_	拝謁所	拝謁所		_	_	_		
_	_	1十四刀			_	_	_		
_	内舎人	内舎人(カ)	内舎人		絨毯敷き	_	内舎人		
_	_	_	呉服所	第三	絨毯敷き	_	御服所		
_	_	供進所	供進所	三区		_	供進所		
_		御服所	食堂			_	御服所		
		高等官食堂	食堂			_	食 堂		
_	太 夫	官 房	庶務主任			紋織物張り	侍従長太夫		
_	両長(武官長と 侍従長カ)	侍 医	侍 医		_	_	武官長		
		薬 丁	食 堂		_	_	主 事		
_	_	皇族便所			皇族便所、紛	残愁敷き 一	(便所)		

- ※5 前掲※4「工事録」のうち「大正4年7月両皇子殿下 二條離宮本丸布設図」
- ※6 前掲※4「工事録」のうち「二條離宮本丸御殿其他平面図」
- ※7「二条離宮沿革誌」宮内公文書館所蔵、識別番号12924-1、12924-2。
- ※8「工事録 大正10年」のうち「京都二条離宮本丸宮殿平面図」、識別番号43733、宮内公文書館所蔵。大正10年の電鈴取り付けは、大正8年の図面を参考に設置された。
- ※9 本丸御殿内で京都の物産を列し、販売された。これは、当時の展覧会を検討する上で重要であり、中谷至宏「作品という制度―京都における美術館・展覧会史をめぐって―」『芸術/葛藤の現場―近代日本芸術思想のコンテクスト―』(晃洋書房、2002年)が参考になる。

#### 【表2】本丸御殿の部屋の使用 1/2

				年月/使用者							
棟	部屋など	明治28年	₣4月	明治31~44年							
作	前座なる	明治天皇行	庁幸 ※1	嘉仁皇太子行啓 ※2							
	1 車寄	御車寄 四半石	敷	43年9月26日「本丸御車寄附近は、一面白砂を敷き詰め」、明治40年6月7日「此時東宮妃殿下には伏見文秀女王、万里小路御内儀監督を始め女官等を従へさせられ、後車寄せ迄御出迎への上御対顔」、明治43年9月「車寄右側一室に京都府出張所設置」							
玄関	2 玄関の間	御執次之間		33年5月27日「大玄関正面には大時計、テーブルを三脚据え、中央には青洞大花瓶に松、菖蒲、葉牡丹を活け、其南手には松、北手には柘榴の盆栽を据へたり。而して他の二脚の中、一脚は高等官の御機嫌何の名簿一脚には判任以下の同名簿を備へ、次の間は応接所に宛てられたり」、33年10月16日「玄関の正面には卓子〈テーブル〉を据へて参殿簿を備へありたり」、40年6月5日「御玄関脇には先着の吉見女官出迎」							
以 渕	3 取次の間			_							
	4 内玄関	御玄関		_							
	5 取次詰所	「仕人」執次詰別	T	_							
	6 使者の間	「溜ノ間」使者	<b></b>	44年11月15日「京都府出張所は大玄関の南手の一室を借受け」							
	7 殿上の間	「面謁所」殿上人	之間	_							
	8 公卿の間	「面謁所」公卿之	2間	_							
	9 廊下	廊下		33年5月26日「内玄関より御通過の廊下等には白金巾を敷 きたり」、33年10月16日「大玄関より御座所まで御通路に は白金巾を敷詰めあり」							
	10 竹の間(南)	竹之間		_							
	11 竹の間(北)	「京都府」竹之間	Ŋ	_							
	12 書院一の間	「謁見所」御中書	書院一之御間	43年9月26日「大広間の正面には高さ二丈余の竹の心に常盤木を女夫挿しとし、絨氈の上には白布が敷詰められた」							
	13 書院二の間	二之御間		┃   40年6月7日「陳列室は謁見所前の一室(三間半に四間、都   合十四坪)を充当」、40年6月8日「京都の物産を、両殿下							
	14 書院三の間	三之御間		謁見所前の一室を借り陳列」※9							
	15 北廊下			_							
御書院	16 春の間	春之間	「御物掛」	_							
	17 夏の間	夏之間		_							
	18 秋の間	秋之間「内舎人」		_							
	19 冬の間 20 雲鶴一の間	冬之間   「表御座所雲鶴ノ間」		_							
	20 芸鶴一の间		7 円1	_							
	21 雲鶴二の間	同二ノ間	「侍医局」	_							
	22 雲鶴三の間			_							
	23 便所	(便所)		_							

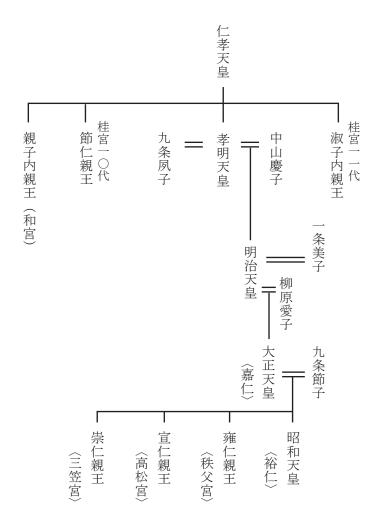
- ※ 部屋名は現在使われている名前で、撤去された建物(三十軒廊下、洋食調理所、魚精所)も含めて番号を付し、 図1に対応させた。
- ※ 北廊下の45便所は、第三区か第四区か不明で、ここでは便宜上、第四区に含めた。
- ※1 「桂宮御建物二条離宮本丸内江曳建改図二百分一」識別番号 38997、宮内公文書館所蔵、「」は明治天皇命名とされるもの。竹の間(北)には、付箋が貼られているため「竹の間」を補った。47 附属建物の洋食調理場は台所に附属する建物で、他ではみられない。
- ※2 明治31年から明治44年までの『日出新聞』の記事と掲載年月日を記した。
- ※3『二条離宮沿革誌 一』(識別番号 12924-1、宮内公文書館所蔵)のうち「工事録」「二條補遺」。「二條補遺」に、東宮大夫より将来のため保存するよう伝えられたことを示す。大正4年に確認できる部屋数、浴室や便所などとその数が一致するため三〇間廊下の建物であるとした。また、御殿の北側に商人と車夫溜場、湯沸所が作られ、後に引き継がれた。浴室の43、44 は高等女官以下浴室、高等官以下浴室としたが、その順は明確でない。
- ※4「工事録4 大正4年」識別番号43711、宮内公文書館所蔵。このうち4月行啓の電鈴布設図面がないため、設置場所は※5 ※6 ※8 を参照した。

			年月/使用者							
明治39,40年竣工	大正4年4月	大正4年7月	大正4年11月		大正8年10	)月	大正8,10年			
嘉仁皇太子※3	裕仁皇太子※4	両皇子行啓※5	両皇子行啓 ※6		裕仁皇太子	<b>%</b> 7	裕仁皇太子※8			
_	_	_	_		_	_	_			
_	_	御座所	御座所		絨毯敷き	紋織物張り	_			
_	_	_	_		絨毯敷き	_	_			
_	_	御食堂	_		_	_	_			
_	_	御寝間	_		_	紋織物張り	_			
_	_		_				_			
_	_	御納戸	_	第一	絨毯敷き	_	_			
_	候 所	候 所	傅育官控室	区	_	_	候 所			
_	—		— /孝太内 E			紋紙張り	<u> </u>			
_	出仕	官長	傅育官長			紋紙張り	出仕			
_	_		_		_	紋紙張り	常侍官			
_	_	_	_		_	紋紙張り	_			
_	_	_	_		絨毯敷き	_	_			
	_	_	_		絨毯敷き	_	_			
	-	_	_		薄縁敷き	紋絹張り	-			
_	_	_	_		帆木綿敷き	_	_			
			武 官		_	_				
女中部屋	_	傅育官	傅育官	第	_	_	侍 医			
	_		_							
女官便所	_	便所	_	区	_		_			
高等女官以下 浴室	_	浴室、物入	_		_	_	高等官浴室			
高等官以下浴室	_	浴室、不用	_		_	_	_			
_	_	高等官便所	_		高等官便所					
_ _	_	調理場、包丁	調理場、包丁		一部を土間 とする	_	調理所			
	_	 物 置	_		 帆木綿敷き		_			
<u> </u>	事務所	事務所	事務所	第	帆木綿敷き	_	事務所			
_	_	判任便所	_	区	判任以下便所		(便所)			
_	_	親任以下便所	_		判任以下便所	(ħ)	(便所)			
_	_	_	_		帆木綿敷き	_	小 使			
魚精	_	魚精	_		調理所は土間	_	魚精			

【表2】本丸御殿の部屋の使用 2/2

	_				年月/使用者							
棟		部屋など	明治28	年4月	明治31~44年							
1米		即座なる	明治天皇	行幸 ※1	嘉仁皇太子行啓 ※2							
			_		33年5月22日「東宮殿下御座所は同離宮御本丸の西南隅なる御殿とし、其次の御三間を御次の間とし」、33年10月12日「殿下の御座所は二条離宮旧御本丸三階の御殿を以て之れに充てさせらるゝ由」、40年6月2日「御坐所は御本丸階下西南隅の御殿を以て之に充て、同妃殿下は其後方の御殿に入らせらるゝ設備にて」、40年6月7日「南西の御殿なる御座所に入らせられたり」							
	24	松鶴の間	「玉座」「奥御	座所松鶴ノ間」	31年10月13日「御座所は三階最下の東西三間、東の御間 御座の間に充てさせられ」							
		御座所廊下	御縁座敷		33年10月12日「御座所の廊下に盆栽類を陳列」							
	26	四季草花の間	「四季草花ノ	間」	_							
		雉子の間	「雉子ノ間」		31年10月13日「御座所は三階最下の東西三間、其中央の御 間を御寝所」							
	28	耕作の間	「侍寝」耕作	之間	_							
御常御殿	ı	御納戸	_	-	31年10月13日「御座所は三階最下の東西三間、西の御間は 侍従参候所」							
	30	萩の間	_	-	33年5月22日「東北隅の御間を妃殿下の御化粧の間となす との御予定なる趣き」							
		御化粧の間	御化粧之間		_							
	_	御茶所(西)	御茶所	「常侍官」	_							
	33	御茶所 (東)	御茶所		_							
	34	御茶所廊下 階段周辺	「供進」		33年5月22日「尚ほ御化粧の間廊下の階段より御本丸の三階に昇らせらるゝことを得る由、其他高等女官及判任女官の詰所及化粧の間、侍従詰所等は成るべく殿下御座所附近に間取をさるゝ筈なりと」							
	35	厠	_	-	_							
	36	二階	_	-	_							
	37	三層楼呈寿	「呈寿」		31年10月12日「三層階を賞翫したまひて 階上へ掲額の仰せあり」、33年5月27日「四山の風景を御眺望」、33年11月21日「呈濤閣(三層楼)より四山の風光を御眺望あらせられ」、40年6月2日「御寝室は階上と定められし由」							
	38	東廊下	「給仕」		_							
		一の間	_									
		二の間	_	-								
三十間	_	三の間	_	-	_							
廊下	42	便所	_	-	_							
		浴室	湯殿(3ヵ所)		<u> </u>							
	_	北廊下便所	(便所)		_							
		台所	大膳職		_							
	_	附属建物	洋食調理場									
		雁の間 (東)		膳課」詰所	_							
雁の間、 台所周辺	_	雁の間(西) 北側取合廊下 便所(恵)	「事務所」詰	PIT								
	51	便所(東) 北側取合廊下 便所(西)	(便所)		_							
	52	北側取合廊下	廊下		_							
その他	53	魚精所 (臣下調理所)	魚精所(ただしなく、台所北西									

#### 【参考】 系図



【凡例】 行幸啓 明 :明治天皇 明皇:明治天皇皇后

嘉 : 嘉仁皇太子 (後の大正天皇)

大 : 大正天皇

裕 : 裕仁皇太子 (後の昭和天皇) 雍 : 雍仁親王 (後の秩父宮) 宣 : 宣仁親王 (後の高松宮)

#### 【注】

- ※ 滞在期間は巡幸や巡啓の日数でなく、二条離宮本丸御殿に滞在した期間で、二条離宮に到着した日と出発した日を含めたものである。
- ※ 明治5、10、13 年は、本丸移築前の桂宮御殿へ行幸。また、明治20 年は二条離宮へ行幸したが、本丸御殿の移築 前なので、これに加えない。明治23 年の皇后行啓、明治24 年の皇太后行啓も同様である。
- ※ 行啓ではないが、明治28年5月27日に山科宮晃親王が二条離宮で催された酒宴に招かれている。この時、本丸 御殿が使われたと推測される。
- ※ 前掲の原武史著書によると、皇太子の行啓は大きく公式と非公式に分けられ、非公式なそれは、皇太子の教育の 一環として行われる非政治的な「微行」であった。明治31、大正2、同3年の「微行」は降矢が補った。
- ※ 大正天皇は、大正4年11月16日と17日に、即位式の大饗宴のため二条離宮に行幸した。しかし、本丸御殿へは 行幸していないので、これに含めない。
- ※ 『裕』は、大正4年12月11日から同14日まで滞在したとするが、『大』では確認できないので省く。
- ※1『裕』は大正3年7月4日から7月7日、4日間とする。
- ※2 大正5年は、『紀要』第2号で報告していないが、行啓が確認できたので、ここに加える。
- ※3『裕』は大正8年5月22日から5月25日とする。

### 【表3】二条離宮本丸御殿への行幸・行啓年表

年	月日		期間	行幸啓	内 容	参考文献				
1895 (M28)	) 5/23 -		1日間	明	大本営が京都に移され、本丸御殿へ行幸	『明』『官』				
"	5/29 - 1日間		明皇	二条離宮へ行啓したが、詳細は不明	『明』					
1898 (M31)	10/12	11/9	29日間		「微行」京都、奈良巡啓	『大』『日出』『大正』69				
	5/26	6/2	8日間		「公式」三重、奈良巡啓(結婚報告のため)	『大』『日出』『大正』78				
1900 (M33)	10/15	10/16	2日間		「微行」北九州巡啓50日間 往	『大』『日出』『大正』92				
	11/19	11/20	2日間		「微行」北九州巡啓50日間 復	"				
1903 (M36)	10/20	10/23	3日間	嘉	「微行」和歌山瀬戸内巡啓	『大』『日出』『大正』128				
1907 (M40)	6/4	6/9	6日間		「公式」山陰巡啓	『大』『日出』『大正』146				
1910 (M43)	9/26	10/6	11日間		京都滋賀巡啓特別工兵演習見学	『大』『日出』『大正』209				
1011 (1444)	4/4	4/5	2日間		「微行」広島、長崎、兵庫巡啓	『大』『日出』『可視』202				
1911 (M44)			7日間		「微行」京都、大阪、兵庫巡啓	『大』『日出』『可視』205				
1913 (T2)	3/29	4/4	7日間	裕	「微行」京都、巡啓(山陵参拝)	『昭』『裕』『昭』1-644				
	3/18	3/20	3日間	雍	「微行」京都、愛媛、広島巡啓 往	『昭』『裕』『昭』2-14				
1914(T3)	3/26	3/28 " 宣		宣	「微行」京都、愛媛、広島巡啓 復	『昭』『裕』『昭』2-15				
	7/4 7/6 "		11	裕	「微行」京都行啓(伏見桃山東陵参拝)	『昭』『裕』※1				
	4/16	4/22	7日間	俗	「微行」京都、奈良巡啓(山陵参拝、奈良見学)	『昭』『裕』『可視』248、 『大正』265				
1015 (774)	7/22	7/26	5日間	雍•宣	「微行」饗宴場の見学を含む	「工事録 大正4年」				
1915 (T4)	11/8	11/12	5日間	裕	「公式」京都行啓(大正天皇即位の礼臨席)	『昭』『裕』『可視』249				
	11/22	11/24	3日間	雍•宣	「公式(ヵ)」京都	「大礼記録」				
1916 (T5)	12/11	12/14	4日間	裕	「公式(カ)」三重、京都、奈良巡啓(神宮、山陵参拝)※2	『昭』『大正5年工事録』				
1917 (T6)	11/5	-	1日間	大	二条離宮へ行幸したが、詳細は不明	『大』				
1918 (T7)	4/2	4/8	7日間		「微行」京都、滋賀巡啓(山陵参拝、巡覧)	『昭』『裕』『可視』254				
1919 (T8)	5/20	5/25	6日間		「公式」三重、奈良、京都巡啓(神宮並びに山稜参拝)	『昭』『裕』※3『可視』257				
1000 (770)	3/23 3/24 2日間		裕	「微行」鹿児島、宮崎、熊本、佐賀、福岡巡啓	『昭』『裕』『可視』259					
1920 (T9)	11/4	11/5	"		「微行」大分巡啓(大正天皇名代)	『昭』『裕』『可視』261				
1921 (T10)	2/23	2/25	3日間		「公式(カ)」名古屋、京都、奈良巡啓(渡欧前参拝)	『昭』『裕』『可視』267				

#### 【表4】1898〈昭和31年)10月嘉仁皇太子行幸における動向

月日	嘉仁皇太子の動向	宿泊 場所	宿泊 数	備考、出典 ※					
10月 3日	行啓が予定されたが、不調により中止	_	_	『大』 495					
10月10日	大磯鍋島侯爵別邸出門、名古屋へ	名	2日	『大』 495					
10月12日	名古屋偕行社発、京都停車場、馬車で二条離宮到着、山形有朋 拝謁			『大』495『日出』349、351					
10月13日	二条離宮を見学(殿掌子爵六角博通が説明)、在京都宮内省一 等官、市長等拝謁	"		御料人力車回送、盆栽陳列/ 『大』495、500『日出』351					
10月14日	二条離宮を見学(殿掌子爵六角博通が説明)、市長等拝謁	"		電話線架設/『日出』352					
10月15日	泉山行啓、後月輪東山陵ほか	"		『目出』350					
10月16日	再び泉山行啓、後月輪東山陵ほか、本丸内外廓を20分ほど散策	"		『目出』350、358					
10月17日	二条離宮で在京の旧女官拝謁、御所	"		巡査非常招集で警衛/『日 出』356、361、363					
10月18日	賀茂両社、官幣大社賀茂別雷神社	"		『大』498『日出』362、363					
10月19日	泉涌寺、光格・仁孝両天皇の山陵並びに諸山陵	"	16日	『大』495『日出』365					
10月20日	雨のため中止	"	10 н	『日出』367					
10月21日	後月輪東北陵(英照皇太后)、華族会館分局ほか、仙洞御所 (見学・殿掌子爵六角博通が説明)	"		『大』498、501『日出』368					
10月22日	教育品展覧会場、新古美術会、時代祭り見学	"		『大』499『日出』370、372					
10月23日	修学院離宮(見学・殿掌子爵六角博通が説明)	11		『大』502『日出』371、 372、376					
10月24日	帝国京都博物館、武徳会、水利事務所、山県有朋別邸ほか	"		池坊の立花生花/『大』500 『日出』376、377					
10月25日	賀陽宮	"		『大』499『日出』379					
10月26日	嵐山	"		『大』504『日出』380					
10月27日	東山周辺遊歩	"		『大』504『日出』383					
10月28日	奈良(畝傍山東北陵、奈良俱楽部ほか)	奈	2日	『大』506『日出』383, 384					
10月29日	奈良(春日神社、興福寺ほか諸所御見分)	"	2 H	『大』507『日出』383, 384					
10月30日	奈良 (法隆寺、中宮寺)	=		『大』508『日出』385、 386、388					
10月31日	伏見宮別邸	"		『大』499『日出』389 ※1					
11月 1日	桂離宮、飛雲閣、京都府立簡易農学校、農産物試作場ほか	11		『大』500、502『日出』390					
11月 2日	仁和寺ほか御室遊歩	"	40.11	『大』504『日出』393					
11月 4日	黒谷遊歩	11	10日	『大』504『日出』397					
11月 5日	東本願寺枳殼邸	"		『大』503『日出』395、399					
11月 6日	宇治遊覧	"		『大』505『日出』400、403					
11月 7日	官幣大社平野神社、官幣中社北野神社、同白峯宮	"		『大』499『日出』404					
11月 8日	御所、金閣寺	"		『日出』405、406、409					
11月 9日	還啓、京都停車場より汽車、岐阜へ	西	1日	『大』508、509『日出』 407、409、414					
11月10日	還啓、汽車で沼津へ	沼	1日	『大』508					
11月11日	新橋停車場、東宮御所に還啓	_	-	『大』508、509					

#### 【凡例】宿泊場所

名:名古屋偕行社 二:二条離宮本丸御殿 奈:奈良倶楽部 西:西本願寺別院 沼:沼津御用邸

#### 【凡例】出典

『大』:『大正天皇実録』第1巻(ページ数を付す)

『日出』:『京都日出新聞』(『紀要』2号所収の史料番号を付す)

※ 二条離宮本丸御殿への滞在数は合計29日間であり、期間中に奈良へ2泊3日しており、還啓の日も含めた。

※1『日出』389は、日付を11月1日とするが、これは10月31日の誤り



(写真1)

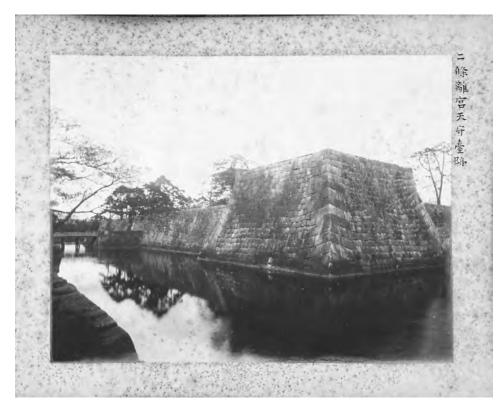
宮内庁公文書館所蔵 「明治五年及び十年 明治天皇桂宮臨幸御座所写真二枚二条離宮内所在」のうち一枚



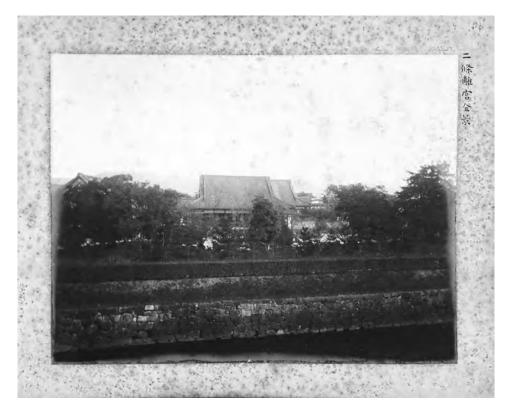
(写真2) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 「[東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖」のうち二条離宮唐門



(写真2) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 「[東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖」のうち二条離宮内濠



(写真2) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 「[東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖」のうち二条離宮天守台跡



(写真2) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵 「[東宮] 嘉仁親王行啓各地写真帖」のうち二条離宮全景

# 作品紹介】 旧二条離宮 (二条城) 本丸御殿の障壁画 玄関、 御 書院

# 松本 直交

### はじめに

で確認できる ったところが壁面になったり、 下が短くなったり等の変更が加えられた。これらの変更により、 西に向きを回転して配置されたため、 は御書院の東側に位置していたのが、 伝来していない。 れなかった部分の障壁画についても記しているが、それらは現在、二条城には 画題と筆者を部屋又は場所ごとに列記しているものであり、二条城には移築さ 省吾関係文書中の『桂宮』(資料1)である。 されなかったということである。それを裏付けるのが、国会図書館所蔵の長崎 から移築されなかった建物にも障壁画があったが、これらは、二条城にもたら わち、御常御殿と台所及び雁の間の障壁画については、中野志保氏が担当する。 そのうち、 殿の内部には、 家の御殿 存在する。これらの所在は、本丸御殿を構成する四つの棟に分かれる。本稿では、 (一八九三) から翌年にかけて、 の向 考察の前提となる事項をここで確認しておこう。一つには、今出川の屋敷地 旧二条離宮 (二条城) きは、 移築後に嵌められる位置が変更されたものがある。この点も『桂宮』 (桂宮御殿)の主要部を移築したものである(図1、 玄関と御書院の二棟に残る障壁画について論じる。他の二棟、 移築前後で変わっていないが、 建造物の構成要素として二三七面の障壁画と一基二面の衝立が また、 本丸御殿 移築された四棟のうち、 またその逆になったりしたため、 京都御所の北、 (以下「本丸御殿」と記す) 二棟をつなぐ廊下も移動された。 移築にあたり、 離れていた建物を接続したり、 本資料は、 今出川御門近くにあった桂宮 御常御殿は、 御書院の南側に、 桂宮御殿の障壁画の 今出川屋敷地で は、 図 2 )。 廊下の杉戸絵 元は廊下であ 明治 九〇度

> 敷地、 記』と記す)から、 がある。また、 備を繰り返した建物である。 薬師の御殿は、 ないことである。 もに、可能な限り、 て今出川屋敷地で整備されたものであるが、 このように複雑な様相を示す本丸御殿障壁画について、 もう一つの前提は、移築によってもたらされた障壁画の制作年代は同 石薬師御門側にあった御殿から移築されたことが分かっており、その石 制作時期については、 寛政年間(一七八九~一八〇一)に建てられ、その後修理や整 移築前の桂宮御殿は、 筆者と制作背景について論じる。 ほぼ特定できるものと、 そのため、 『桂宮日記』 最も古い障壁画は寛政期に遡る可能性 弘化二年 その限りではないものがある。 御書院は、 (宮内庁書陵部蔵、 (一八四五) から数年をかけ 桂宮家のもう一つの屋 棟毎に紹介するとと 以下『日

### 一玄関

### (一)衝立

) ° 表面を北にして置かれていたとする。 裏面の左上に その東に殿上の間と公卿の間がある。これらの室内には障壁画が描かれていな 面の右端へと図様がつながる珍しい構成を採る。 の東には二間続きの竹の間が接している。それらと廊下を挟んで南に使者の間、 三二畳の大空間が広がる。廊下を挟んで北には内玄関と取次詰所が、 西を正面とする玄関から入ると、玄関の間とそれに続く取次の間からなる が伝わっている。 ただし、現在、取次の間には、金地墨画の大原呑舟筆《波濤に鷲図》 儒学者大原吞響 (?~一八一〇) 「呑舟鯤」とある 波の中の岩に宿る鷲が描かれる表面の左端の大波は、 (図 4)° の子で、 筆者の大原呑舟(一七九二~一八五七) 『桂宮』 四条派の柴田義董(一七八〇~ 落款は、表面の右下に「呑舟」、 は、 この 衝立は使者の間に 衝立 取次の間

見ると二画目は短くないが、三画目については、 天保末年にかけて短くなっていく傾向があり、 ^の記録がある。 嘉永元年の正月に玄関の立柱が行われているため、 [風の作品、 安政度内裏造営(一八五五)では、 図を担当した。桂宮家には、嘉永元年(一八四八)、二年、五年に出 九) に師事した。 (3) 出入りをしていた嘉永元年、 他の作品の落款の傾向とは異なるのであろう。 呑舟の落款としては非常に謹厳に書かれており、 四画目の払いが長くなっていくという。然るに、 軽妙な俳画風の人物画、 小川裕久氏によると呑舟の落款の「呑」は、 四条派風から与謝蕪村(一七一六~八四) また濃彩の障壁画まで、 二年、 小御所西庇南方の杉戸《岩に錦鶏/ 五年のいずれかであると推測で 天保後期からは三画 表面は比較的短く、 二画目の 宮家の仕事である 本衝立の落款を 幅広い画風を示 に倣った 裏面は短 衝立の制

る。張り替え前から唐紙だけの屏風であったかどうかは不明である。に貼られていた「唐紙緑青地菊葉付紋様」に張り替えられた旨が記されていた川九三)の『工事録』には、二枚折の「玄関立屏風」が、玄関の建具や壁なお、現在伝わっていないが、玄関には別の屏風があった。明治二六年

### 二)杉戸絵

た絵師の動向から推定する。
下『離宮誌』と記す)に記されており、これらの資料と桂宮家に出入りしていについては、先述した『桂宮』以外には、『京都御所離宮誌』(宮内庁書陵部蔵)(以については、衛立や屏風ではなく、建物の構成要素である障壁画について述べる以下は、衝立や屏風ではなく、建物の構成要素である障壁画について述べる

(通し、 《糸桜に鶴図》(図6) 公卿の間前の東廊下と南渡廊下の境には、 玄関の室内に障壁画はないが、 《糸桜に鶴図》 一 八五 に描いた 0) の杉戸が嵌る 《花車図》 向かって右上に伸びる桜の枝ぶりや下草は、 《平経正図》 に見られる打ち込みの強い (図 1 の ①)。 廊下の杉戸絵が二組伝わっている。 (板絵著色 北面が 筆者は八木奇峰 (一八〇六 《花車図》 · 竹生島宝厳寺蔵) 、墨線は、 (図 5)、 奇峰 南面 ま

以前である。

(一八四七) 使用された状況を記す図面 とあるのが、この杉戸のことを指す可能性が高い。 杉戸」と「舞楽杉戸」の書入があることから、 も嘉永五年 年 (一八五四) この杉戸 (一八四八) (一八四八) 『日記』 嘉永五年六月二八日条に八木奇峰が参上し (一八五一) まで出入りの記録が ) 絵の 八月一日に桂宮家への出入りを許され、 の秋以降、 九月以降に完成したことが分かる。 正月に立柱が行われ、 制作年代につい に内裏が焼失した後 嘉永七年(一八五四)までには描かれていたことにな 『桂皇居之図』(京都女子大学図書館蔵) て、 以下に考察する。 鬼瓦の一つに刻まれた銘から嘉 桂宮御殿が仮の皇居 『日記』に見られる。 これらの杉戸絵は、 一方、 後述するように少なくと 「過日御杉戸之画調 玄関 奇峰は、 (桂皇居) として 棟 また、 は、 に、 弘 「花車

桂宮家に出入りしていた。 上しているからである。 述した『桂皇居之図』に記載される「舞楽杉戸」のことと考えられる。 八七一)が描いた可能性は高い。というのは、 峰と同じく嘉永五年(一八五一)に、 次に南渡廊下を東西に間仕切る杉戸を見てみよう 《梅に納曾利図》 兄在正 在中の 七七八~一八四四) 一男であったため地下官人縫殿寮史生伊勢家に養子に出され (生没年不詳) (図7)、西面が《梅に蘭陵王図》 なお、原家は、初代在中(一七五〇~一八三七)以来代々 在照は、 の娘、 が文化三年 山科家雑掌小林家に生まれるが、 幸の婿となり、 所伝のとおり原在照(一八一三~ (一八〇五) 在照は同年に桂宮へ頻繁に参 **図** 原家三代目を継いだ。二 1 Ø ② ° (図 8 に勘当されたため、

ら水墨の瀟洒な花鳥図、 た襠当の文様も同じである。さらには、 ける舞人の図様は、 窺うことができる。 原家の跡取りとなり、 (一八三七)には内舎人に任じられている。 人に任じられた。また、この年に在明は勝山琢文(一七九三~一八六二) ,していた「春日絵所」 御学問所下段を始めとして多くの障壁画を手掛けた。 舞》 玄関の舞楽を描く杉戸絵は、 がある。 内裏で担当した障壁画の一つに、 《梅に納曽利図》 天保五年(一八三四)には、 職の株を、 大木を主軸に描く大画形式まで、 このうち、 在照のために購入した。 の向かって左の舞人とほぼ一致する。 納曽利の正面向きで顔を向かって左に向 墨線の打ち込みや肥痩が両者で共通す 伝承通り在照筆として差支えないだ 在照は、安政度内裏造営(一八五五) 伊勢姓から原姓に戻し内舎 御常御殿の杉戸 幅広く豊かな技量を 在照も、 細密な描写か 《陵王納

筆《楓に幔》と記されている。)は伝来していない(資料1)。渡り廊下の東にあった杉戸(東面が長野祐親筆《岩間之大滝》、西面が原在照あったが、侍所は移築されず渡り廊下が短くなった。そのため、移築前に南のなお、この杉戸は二条城への移築前には、侍所前に続く南の渡廊下の西端に

### 一御書院

の間、 から三の間となる「表御間」と四季の間は、 該当するとされ、 四年(一八一七)の年末にかけて実施された増改築工事によって、 御門の屋敷地に、 北に接する四季の間、 三の間を擁する。 (一八○○) に建てられた可能性が高いという。 「奥御座間」 四季の間は、 御殿の主たる対面所である御書院一の間、二の間、 雲鶴の間は、 寛政五年 か、 このうち、 四季の間と廊下を挟んで北に位置する雲鶴一の間、 同じく石薬師屋敷地に、 同 一二年 (一七九三) までに、 四季の間と同様に、 御書院一の間から三の間は、 (一八〇〇) 当初は別棟にあったものを、 造営の 寛政六年(一七九四) 寛政六年 (一七九四) 「表御間」として建てられ 「奥向」 後に御書院 三の間と、 のいずれかが 桂宮家の石薬 雲鶴の に造 の間 また

- 賃賃買は、パイのけ買すのにはごうの『香ट」の引、引きの引のよろな、なから数年をかけて、石薬師屋敷地から今出川屋敷地へ移築されたのである。を含めて現状の配置になったという。さらに、前述のように弘化二年(一八四五)

が同一ではなく、 様ではない。 障壁画は、 性について論じる。 の障壁画は失われ、 の間の三か所と、 一の間から順に、 公式の対面所の上段である御書院一の間、 建築当初に制作された可能性が高いものと、 また改修や移築が行われたこともあり、 廊下の杉戸絵が遺るが、 新たに描きなおされたものがあると想定できる。 作品の特徴と 『日記』の記述を基に、 前述のように、各部の建築年代 四季の間の各部 障壁画の制作年代も 改修等に伴い、 所伝の筆者の妥 以下、

# )御書院一の問

南より2には、 けた千両が描かれている。草花は、付立や盛上げ胡粉の技法も駆使しながら精 季草花に尾長鳥図》 に描かれている。 御書院一の間には、東側にある違棚天袋の小襖四枚に、絹本金砂子蒔 芙蓉、桔梗の秋草が、 河骨、 (図9)が描かれている。南より1は、 藻草、 南より4には、冬を示す山茶花、 菖蒲といった夏の花が、 南より3には、 紅梅、 水仙と赤い実をつ 、白椿、 地

性も残されている。 照筆とするには至っていない。 手になる類似画題の作品との比較ができていないため、 とするならば嘉永五年(一八五二)の制作となるが、在照は淑子内親王(一八二九 この小襖の筆者は、 にも参加しているため、 七 の桂宮家相続に備えて文久二年(一八六二) 「御絵御用」 の前年の 0) 原在照と伝わっている。 一二月に、 )願書を提出していることから、 この時の可能性もある。 また御書院が現在の間取りとなった文化 在照の岳父である在明、 玄関の杉戸と同時期に描 本作については、 から開始された 彼らの作品である可 様式面からも確実に在 その父で原派初代の

### 一)四季の間

次に四季の間の障壁画について検討する。春夏秋冬の名がつけられる四つ

学問所山吹之間に た安政五年 安政度内裏造営において、 ている。春の間は、松と満開の山桜が点在する丘陵が墨画淡彩で描かれて 〜一八一九)の孫にあたる島田徳直の猶子となった後、円山応震(一七九○〜 (生没年不詳)の門人であった寺井久次郎で、 面と襖 八三八)の養嗣子となったという。 付立の技法で描かれ、 筆者は円山応立(一八一七~一八七五)と伝わる(図10)。応立は、 屋が (一七三三~九五)を祖とする円山派の四代目である。 惣金極彩色 田の字型に配されており、 一面のみ砂子が散らされているが、砂子の (一八五八) 《山吹図》、 四季花鳥」 に、 全体として温和な雰囲気を伝える。 皇后宮常御殿御小座敷下の間に に鳥」を描いたとする記録がある。 (翌) 伏見宮家から将軍家へ贈られた 御常御殿三之間に それぞれの季節の景を描く障壁画とな 山並みを連ねた中にすやり霞を配し、 応挙の高弟島田元直(一七三六 《和歌之意図》 一部は後補である。 《塩釜の浦図》、 大床と南の壁貼付 御屏風 実父は並河源章 を描いた。 応立は、 木々 双 ま

それらと夏の間の障壁画に近似性は特に見られないため、 名は久成、文政七年(一八二四)に伊勢介に任じられている。 都書画人名録』には ~一八二九)または木下応受(一七七七~一八一五)の門人と言われるが、『皇 定年間以降、代々、内蔵寮史生という職を預かる地下官人の清原氏の四代目で、 は水辺が続く。 (の生い茂る水辺に舟に乗る二人の人物が描かれる (図11)。 (一七五二~一八一一) に倣ったものかと思われる。 障壁画について「筆者不詳」とし、『離宮誌』は田村挙秀とする。 多村举秀(一七八九~不詳) 《梅に鶴図》 西に田植えの農夫、 短い単純な線を繰り返し重ねる皴や、人物の頭身や顔は、 「土佐家門人」と記す。 一六面や、 北に柴を担ぐ人物を田家と共に描き、 の別表記と考えられるが、この画家は、 御涼所の上の間の障壁画を描いているが、 安政度内裏造営の際には、 しかし、『桂宮』 筆者問題は引き続き 円山応瑞(一七六六 東の腰障子貼付 田村

東面は中央左に遠山を配し、中央の渓谷を挟む山水景となっている。南面は中は、画面中央の低い位置に木々に囲まれた草葺きの家が数軒描かれる(図12)。 秋の間は、水墨を主体に山水が描かれる。画面は変化に富んでおり、北面で

の群は、 (一八九四) 安政度内裏造営に参加しており、 来の岸派の伝統を踏まえている。 狩野永岳に師 ついて江戸狩野の画法を学んだ。 の仏間裏納戸に描いた枯木に群烏に通じている。竹堂は、 央の左よりの山の斜面に番の鹿を小さく描いている。 一〇年代後半からは博覧会等に出品して受賞するなど活躍し、 (一八二六~一八九七)と伝えられる。 |点は焼失) 一郎の三男として生まれ、 濃墨の点苔を描きこむ筆致は、岸駒(一七四九/一七五六~一八三九) 二番目の師匠である狩野永岳 には帝室技芸員となった。 事するが、翌年には、 (一八五四) に連山の娘と結婚し、 竹堂は、 刈入の終わった田が描かれている。 一一歳から彦根藩士の中島安泰 北面東から4の襖に描かれる枯木に泊まる鳥 小御所杉戸絵 天保一三年(一八四二)、一七歳で京に出て、 幕末明治初期の混乱期を乗り越えた後、 岸連山 (一八〇四~一八五九) (一七九〇~一八六三) 山や岩を角の多い線を重ねて作り 《伯牙鍾子期図》 岸派四代目を継いだ。 西の障子腰貼付には、 彦根藩の代官、 (生没年不詳) に が妙心寺隣華 《王質図》 明治二九 明

提出した上で、 れる。 年には神祇省に出仕し、絵は多村挙秀と円山応立に学んだとされる。また、 法を谷文晁に学ぶ」とする書もある。安政度内裏造営では、 水の 九〇二)と 冬の間は 離宮になったことに伴う障壁画修理 敷南方の杉戸に 田直兄(一七八三~一八五四)の子で正四位下、因幡介に任ぜられ、 履歴や画歴は記載されていない 蝉水は、 雪深い山村が淡彩で描かれており、 『離宮誌』は伝える(図13)。しかし、『桂宮』では筆者不詳とさ 明治 初め馬千代、 《花車図》《養老滝図》を描いた。 一九年 (一八八四) 後に馬彦と名乗り、 (補彩) に、 五月から参加しているが、 画風からの筆者の検討は今後の課題で 筆者は星野蝉水 本名は真直。賀茂社の袮 「御絵繕之願」 蝉水 (真直) 御花御殿の東御 は、 八四三~

心われる。これも御常御殿の障壁画制作と同様に、淑子内親王の相続に伴う新二年(一八六三)以降と比定されている。竹堂の年齢からもこの時期が妥当と以上の四室の障壁画の制作年代は、筆者たちの桂宮家への出入りから、文久

規の障壁画制作と考えられる。

岸の野筋や田圃、すやり霞を加え、 りの記録がある復古大和絵の先駆者、 と合わせると次のような歌を想起させる仕掛けとみることができる。 られる。住吉(住之江)の和歌に現れる語句としては、「松」が突出して多く る地袋の《貝図》(口絵3) については、 行っていることから、 入りしているが、それより遡る寛政六年(一七九四)に るなどの改変を行っている。訥言は、 に描くため、 吉明神》(東京国立博物館蔵)に基づいているが、天袋四面という横長の画 と見る説もある。この ている。一方、『日記』 住吉社を描いたもので、 記している。 宮』は春の間の筆者を応立とする一方で、違棚小襖については「筆者不詳」と 作ではなく、 波」「岸 お使いである鷺を、 四季の間の障壁画のうち、春の間違棚小襖は文久三年(一八六三) 天袋小襖は (一八二三~六四) も頻繁に詠われる。それらに比べると出現度は低いが「貝」も合わ 佐竹本の図様を横に引き延ばし、さらに画面の右端には水辺と対 『離宮誌』 制作年代が遡る可能性が高い。以下、これについて論じる。 《貝図》 『桂宮』には 訥言が模写の成果を生かして制作したと想定できる。 (31) 原本では州浜に五羽描かれていたのを、 は、 に為恭が出入りしていた記録は無いため、 《住吉社頭図》 も筆者不詳としつつ「古物ナリ」と記している。 現在は 波打ち際に打ち寄せられた貝を描いており、 筆とする説があり、 《海邊之景》とあるが、これは後述するように 《住吉社頭図》と呼んでいる 左端には海辺を広げるとともに、 寛政一一年(一七九九)から桂宮家に出 田中訥言(一七六七~一八二三) は、 《住吉社頭図》に合わせた主題と考え 《佐竹本三六歌仙絵巻断簡》 武田恒夫氏はそれを支持され 《住吉明神》の模写を (図 14 )。 海上に八羽にす むしろ出入 以降

「住吉の浜に寄るといふうつせ貝実なき言もち我れ恋ひめやも」(万葉集巻「暇あらば拾ひに行かむ住吉の岸に寄るといふ恋忘れ貝」(万葉集巻七)

よいのではないだろうか。訥言は、尾張出身とされ、幼少時に仏門に入り、比いずれも絹本に、柔らかく繊細な筆致で描かれており、ともに訥言筆と考えて以上のことから、《貝図》は《住吉社頭図》と同時に描かれたと判断できる。

は、常御殿御座敷下之間の杉戸絵《花鳥図》を担当した。明八年(一七八八)に二二歳で法橋叙任。寛政二年(一七九〇)の内裏造営でほどきを受け、還俗して土佐光貞(一七三八~一八〇六)の門下に入った。天叡山延暦寺で天台宗を学ぶ。京都で石田幽汀(一七二一~八六)に狩野派の手

## 一)雲鶴一の間

御絵」の御用を勤めた鶴沢探泉 (一七五五~一八一六) 筆と考えられる。 いる岩や樹木の形状と筆致からも、 が、このうちの「小襖」が現存小襖に該当するのではないだろうか。 からは、「小襖」「杉戸」「襖」「絹障子絵」の制作を手掛けたことが読みとれる 使われている。これらは筆者不詳とされるが、雲鶴の間が寛政一二年(一八〇〇) 政度内裏造営に探索とともに参加し、 三代目当主探索(一七二九~九七)の養子又は婿養子で、四代目を継いだ。寛 に新造された 《海辺秋景図》 探泉の同様の画題の作例との比較は今後の課題である。探泉は、 秋景には紅葉が添えられている。 の間の違棚に残る天袋小襖 「奥向」であるならば、この年の三月から五月にかけて (口絵2) について検討する。 鶴沢派の作品とするに違和感は無い。ただ 小御所東庇南方布障子、常御殿中段を担 《海辺春景図》 松や岩、 いずれも海辺と漁村を描 遠山には鮮やかな緑青が (口絵1) ح

### (四) 杉戸絵

図 16 )、 い る。<sup>40</sup> ち三箇所については、 の木から準備されたものと判断できるため、 べての杉戸が同時期に制作されたかどうかも不明である。 に述べたように寛政一二年 松に鶴図》 次に御書院に属する杉戸四箇所八組 さらには、 《渓流に草花図/花鳥図》 ② 1 御書院が現在の規模になるまでの経緯が複雑であるため、 · の ③ 、 移築前後で杉戸 図 15 、 (一八〇〇) 《牡丹に唐獅子図) (図 1 の ⑤ 、の位置が異なることが資料から分かって (一六面) の探泉の御用に 同時に制作されたと思われる。 図 17 ) について取り上げる。このう /桐に鳳凰図》 は、 「杉戸」が含まれてい 杉板の木目から一本 ただし、 (図 1 の) 《竹に虎図 す

芦雪の肖像画の作者として知られる。一方、芦舟については安政六年(一八五九) 点から寛政一二年 家で何らかの御用を勤めた可能性が高い。この時、 たは芦舟が描いた可能性はあるのだろうか。芦舟については出入りの記録が無 に亡くなったことが、 長澤芦雪の弟子で後に養子となった人物で、 一八四七)とされるが、『桂宮』では、 だろう。次に、《渓流に草花図/花鳥図》 通する図様や筆致が見られることから、 泉筆と断定するのは難しいが、各モチーフには、 なお、『桂宮』『離宮誌』ともに、この杉戸の筆者を「鶴沢某」と記している。 立(清水寺成就院蔵)と共通する特徴が多く、これも探泉の筆と考えられ 本人ではない周辺画家が描いたと見る方が妥当であろう。 な御用であったのかは不明である。 っているので、 岷も願書を提出しているが、この翌年に御書院三の間が拡張されたことが分 が、芦洲は、 (一八一六) 一二月に「御絵御用」 詳しい経歴は不明である。 (4) 《牡丹に唐獅子図》 《須磨・明石》を描いたことは分かっている。それでは、 /松に鶴図》については探泉による同主題と比較できていないため、 文化二年 御書院関連の御用と推測できる。 (一八○○)の探泉を中心に行われた障壁画制作の中で探泉 長澤家の菩提寺である回向院にある碑文から判明するの (一八〇五) の唐獅子は図様、 安政度内裏造営において、 杉戸については、先に述べたように杉板の から桂宮家に出入りしており、 の願書を提出しており、このころに桂 は 「長澤芦舟」と記されている。 「鶴沢派」とまでは言い切ってもよい 『離宮誌』では長澤芦洲 筆致ともに探泉筆《唐獅子図》 その子芦鳳(一八〇四~七 江戸狩野や鶴沢派の作例と共 しかし、 原在中及び在明と波々伯. 具体的にどのよう 御花御殿北縁座 本作を芦洲 (一七八七 文化一三

探真 先述した探泉の孫にあたる。 この杉戸は板も顔料の色も先に検討した三箇所の杉戸より明るく、 次に残る《松に鶴図/岩に亀図》 (一八六二) 同様に新しさを感じさせる杉戸が御常御殿に残っており、これらは 一四~九三) 本図の筆者は、 の淑子内親王の相続に伴う「御絵御用」の際に制作され と伝えられる。 安政度内裏造営では、 文久二年の (図 1 の ⑥、 探真は、 「御絵御用」に参加している鶴沢 図18) 杉戸について検討する。 鶴沢派の七代目当主であり、 小御所中段、 常御 所中段

> 見ることはできよう。 戸絵は探真筆かどうか判断が難しいが、樹木や岩の描き方から鶴沢派の作例と准后常御殿下段など、二〇代にして重要な部屋の障壁画を任されている。本杉

# むすびにかえて

記』の記事に加え、それ以外の同時代史料も視野に入れ、考察を深めたい。較が決定的に不足している。今後は、他の作例との比較を進めるとともに、『日画家については研究が十分に進んでおらず、伝承されている筆者の作例との比作年代や筆者について、現段階での見解を示した。一九世紀の京都で活躍した本稿では、本丸御殿の玄関と御書院の障壁画について、その概要を示し、制

### 注

- $\widehat{\underline{1}}$ この資料は、『御所』『大宮御所』『皇后宮御所』『桂離宮』『二条離宮』『修学院離宮』 ていた宮内庁支庁を廃し、 されていたもので、 作成されたものと判断できる 後に宮内顧問官に任ぜられた。 |桂離宮御幸御殿御棚之図』とともに『号外之1』と記された封筒に一括封入 ○月に廃された。一方、 主殿寮出張所は、 主殿寮出張所の罫紙に書かれ、 明治一九年(一八八六)二月に桂宮御殿に設置され 新たに設置されたもので、 長崎は明治一三年(一八八〇) 以上から、この文書は明治 長崎の蔵書印が捺されて 大正 一〇年(一九二一) 一九年二月以降に に宮内省に入り、
- (1)」(『研究報告集 計画系』六一、日本建築学会、一九九一年)
  て:桂宮家石薬師屋敷寛政度造営建物と今出川屋敷への移築」(『日本建築学会) 荒井朝江・西和夫「二条城本丸旧桂宮御殿の前身建物とその造営年代につい
- ) 小川裕久「大原呑舟《鹿図》について」(『史窓』四六、二〇一六:

3

 $\widehat{4}$ 

- 七集、一九八六年(6) 元離宮二条城事務所編『重要文化財二条城本丸御殿玄関修理工事報告書』(5) 小川二〇一六年
- (7) 西·津田·小沢一九九一年
- 二〇〇九年)に拠る。(8)以下、八木奇峰の経歴は、『八木奇峰と二人の師匠』(長浜市長浜城歴史博物館、
- (10) 荒井·西一九八八年
- 沢一九九一年 四日条には在明が桂離宮の「御絵御用」を勤めた記事がある。西・津田・小四日条には在明が桂離宮の「御絵御用」を勤めた記事がある。西・津田・小(12) 『日記』寛政一二年正月三日条の在中、在正の参賀が初出か。天保一四年五月
- (1) 京都府総合資料館編『京都画派の名家 原在中とその流派』一九七六年
- 都造形芸術大学紀要』第一七号、二〇一二年)(4) 福田道宏「文化四年、原在明の江戸下校と享和・文化年間、原家の動向」(『京
- 渡をめぐって―」(『美術史研究』三九号、二〇〇一年)(15) 福田道宏「近世後期『春日絵所』考―天保五年、原在照への「絵所」職株譲
- 調度Ⅱ』毎日新聞社、一九九二年)二二一~二二二頁(16) 冷泉為人「《陵王納曽利・安摩二舞》作品解説」(『皇室の至宝七 御物 障屏・
- (17) 荒井・西一九八八年
- 西・津田・小沢一九九一年

- (19) 西・津田・小沢一九九一年
- 西・津田・小沢一九九一年、『日記』文久二年一二月五日条

20

(21) 『日記』文化一三年一二月朔日条

第

22

- の絵師は百花繚乱』画家解説より(京都文化博物館、一九九八年)二九三頁本古典全集(第六期、日本古典全集刊行会、一九三八年)八九二~八九三頁、『京『円山派陳列目録』(京都帝室博物館、一九〇八年)、『地下家伝』第一四~二〇(日
- 『大日本維新資料集』第三篇第四

 $\widehat{23}$ 

 $\widehat{24}$ 

- 頁『京の絵師は百花繚乱』画家解説より(京都文化博物館、一九九八年)二八四『京の絵師は百花繚乱』画家解説より(京都文化博物館、一九九八年)二八四
- 庫『近代日本画の足音 岸竹堂の絵画』(与謝野町教育委員会、二〇〇八年)芸繊維大学工芸学部研究報告 人文』二〇、一九七二年)、与謝野町立江山文豊田豊『岸竹堂伝』(荘人社、一九三二年)、大橋乗保「岸竹堂考」(『京都工
- 目録詳細/賀茂袮宜神主系図 新古系図 第七巻(直)(adeac. jp)

27

26

25

- (28) 農商務省博覧会掛編『内国絵画共進会出品人略譜 第2回』(国文社、)
- 二五二頁(2) 狩野素川(寿信)編『本朝画家人名辞書 下』(大倉保五郎、一八九三年)
- 治一八年~二〇年 二條離宮修繕工事録一 伺及往復書』(宮内庁書陵部蔵)(30)『二条離宮修繕工事録』六(宮内庁書陵部蔵)明治一九年五月二七日条、『明
- (31) 西・津田・小沢一九九一年
- 離宮二条城』小学館、一九七四年)三六六頁(32) 武田恒夫「障壁画(二)―二之丸御殿大広間、式台、黒書院と本丸御殿―」(『元
- 寛政一一年七月九日条に訥言が参上し、「昨日御目録拝領申御礼」とある。(33) 西・津田・小沢一九九一年では、寛政一二年に「御立入」を許されるとするが、
- 一一二件登場するのに対し、かけことばも含んで「貝」ととれる「かひ」は和歌四二五件のうち、「まつ」は二二五件、「なみ」は一八二件、「きし」は日文研和歌データベース(nichibun. ac. jp)の語句検索では、「すみのえ」の

35

36 鈴木幸人「京都襖絵再見記6 青蓮院」(『茶道雑誌』六八、二〇〇四年)

<u>37</u> 田中訥言の伝記は朝日美砂子「田中訥言―走り続けた画家」(『尾張のやまと 田中訥言』名古屋城特別展開催委員会、二〇〇六年)に拠る。

38 探泉については、五十嵐公一「鶴沢探泉について:生まれ年と家督相続」(『芸 術文化研究』二一、大阪芸術大学大学院芸術研究科、二〇一七年)に拠る。

『日記』寛政一二年三月一○日条、同一五日条、同二○日条、同三○日条、同 年四月二〇日条、三〇日条

39

40

明治二七年』内の「明治二十七年度桂宮二条本丸改築費甲」簿冊中の 会図書館所蔵) うち「明治二十七年度桂宮二条本丸改築費乙」簿冊所収) 移築前の状況は、「桂宮御中書院地之間図」(『工事録 (資料1)に拠る。なお、現在の杉戸の位置は、『工事録 5 及び、『桂宮』(国 明治二七年』 「桂宮

『東洋美術大鑑』第六冊(審美書院、一九〇九年)五五五頁 御書院及御廊下地之間図(写)」と一致している。

41 42

注21、『日記』文化一三年一二月二一日条 『日記』文化一三年一二月一一年条

43

資 料 1 [号外之1 御所 他] 『桂宮』(国立国会図書館蔵)

弘化年中建築 「長崎蔵書之印」

常御殿

床張付 同

絵

松二鶴

の

違棚并障子腰張付 同

山ニ小松

同 下貮枚 岩上二竹緑毛之亀上四枚 鶴

狩野永岳筆

二之間

襖并障子腰張付

絵

四季草花

中嶌来章筆

三之間

中嶋華陽筆

四之間

障子腰張付

同 絵

倭之耕作

下貮枚 柴垣ニ萩野菊上四枚 小鳥

障子腰張付 違棚小襖 襖并張付

同 同 絵

春之草花

春秋之花鳥

長野祐親筆

五之間

障子腰貼付 襖并張付

同 絵

紅白萩

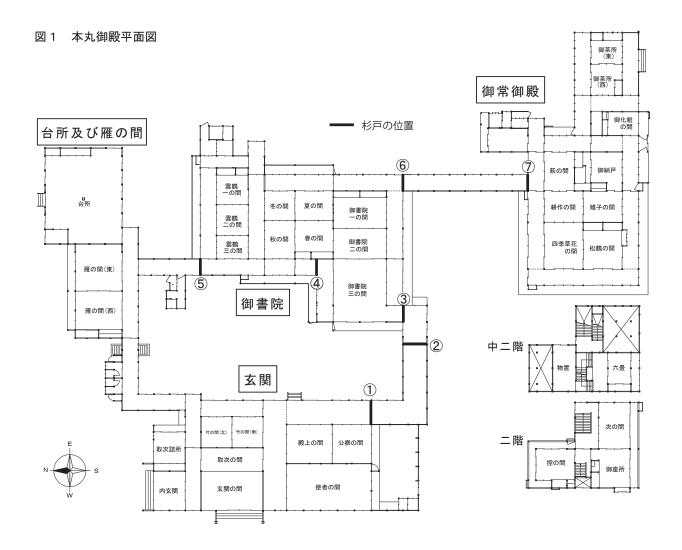
八木奇峯筆

御三階

	杉戸	春之間西掾座敷		障子腰張付	襖并張付	冬之間		障子腰張付	襖并張付	秋之間		障子腰張付	襖并張付	夏之間		違棚小襖		襖	春之間		違棚小襖	上段	御書院		杉戸	従常御殿御書院間廊下		違棚小襖
	絵			同	絵			同	絵			同	絵			絵		絵			絵				絵	下		絵
鶴澤 某筆	南面 牡丹ニ獅子北面 桐ニ鳳凰		筆者 不詳	同	冬之山水		岸竹堂筆	同	秋之山水		筆者 不詳	同	夏之山水		筆者 不詳	下貮枚 浪二貝上四枚 海邉之景	圓山應立筆	春之山水		原 在照筆	四季草花折枝二錦花鳥			五井友山筆	西面 薔薇ニ犬子東面 四季之花籠			下貳枚 紅梅二小鳥上貳枚 小鳥
床張付	襖并張付	一 表雁之間 貮夕間		杉戸	一 侍所北之方		杉戸	同西之方			杉戸	一 表大廊下東之方		違棚小襖	上段	一 表御対面所		杉戸	同北之外掾西之方		杉戸	同北掾座敷西之方		杉戸	御書院南掾座敷西之方		杉戸	秋之間東掾座敷中仕切
同	絵			絵			絵				絵			絵				絵			絵			絵	方		絵	切
同	芦二雁		八木奇峯筆	北面 花車 南面 糸桜に鶴		原 在照筆	西面 梅二陵王東面 梅二納曽利		楓之方 原 在照筆	瀧之方 長野祐親筆	西面 楓二幔東面 岩間之大瀧		筆者 不詳	下貮枚 秋海邉之景上四枚 春海邉之景			筆者 不詳	西面 竹菊		長澤蘆舟筆	西面 春之花鳥		筆者 不詳	西面 松二鶴		鶴澤 某筆	南面鶴亀	

絵 南面 高浪 大原呑舟筆 大原呑舟筆 本子 不詳

中嶋来章筆



#### 図2 桂宮御殿略平面図(移築前)

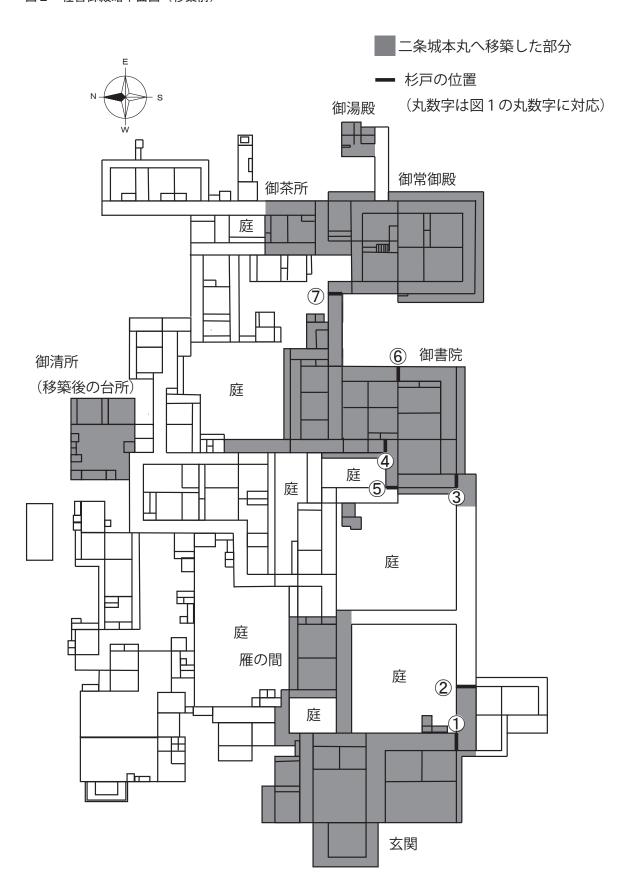




図3 玄関衝立《波濤に鷲図》





図4 《波濤に鷲図》落款



図5 杉戸絵《花車図》



図6 杉戸絵《糸桜に鶴図》



図7 杉戸絵《梅に納曾利図》



図8 杉戸絵《梅に蘭稜王図》



図9 御書院一の間天袋小襖《四季草花に尾長鳥図》



図10 四季の間 春の間 南面部分



図11 四季の間 夏の間 南面部分

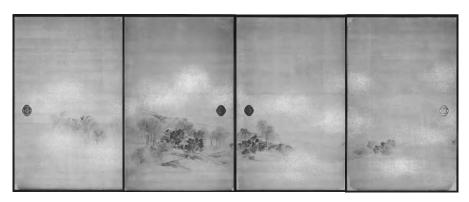


図12 四季の間 秋の間 北面

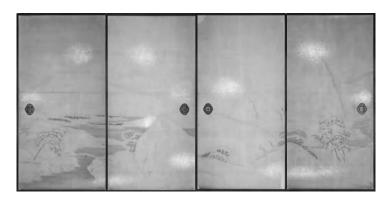


図13 四季の間 冬の間 西面

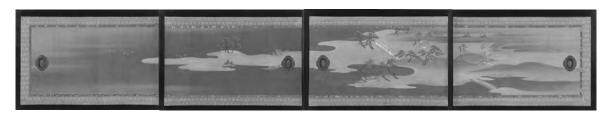


図 14 四季の間 春の間 天袋小襖《住吉社頭図》

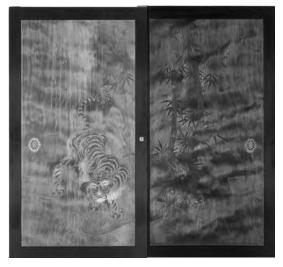


図 15 杉戸絵《竹に虎図》



《松に鶴図》

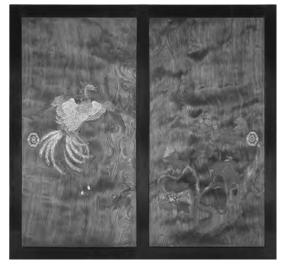
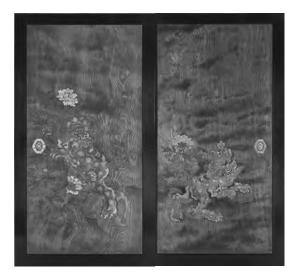


図16 杉戸絵《桐に鳳凰図》



《牡丹に唐獅子図》

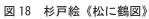


図 17 杉戸絵《花鳥図》



《渓流に草花図》







《岩に亀図》

# 作品紹介】 旧二条離宮(二条城) 本丸御殿の障壁画 御常御殿、 台所及び雁の間

# 中野 志保

### はじめに

内庁蔵)及び、宮内省の式部官や宮内大臣秘書等を務めた長崎省吾(一八五〇~ 者を紹介するものである。 屋内には紙本や絹本、廊下には杉戸に描かれた障壁画がある。 図1参照) の松本直子 【作品紹介】 旧二条離宮 (二条城) 本丸御殿の障壁画 の主要部を、 九三七)関係文書『桂宮』に依拠することとする。 明治二七年 台所及び雁の間の障壁画について、 二條離宮の本丸に移築して完成した、 (一八九四) に、御所の北側にある桂宮家の御殿 玄関、 御書院、 なお、各部屋の障壁画の筆者は、『京都御所離宮誌』(宮 御常御殿、 台所及び雁の間の四棟から成り、 各部屋の画題、 現在の本丸御殿 本稿は、そのうち、 (以下、桂宮御殿 技法、 玄関、御書院\_ (本誌掲載

親王(一八三三~三六)が没した天保七年(一八三六)以降、文久二年(一八六二) 年(一八四九)一二月以降に竣工した。 八一)が一一代当主となるまでの間、 備は、弘化二年(一八四五)から始まった。この時期は、桂宮家十代当主節仁 を確認しておきたい。移築前の御常御殿、台所及び雁の間を含む桂宮御殿の整 以降とされていることに鑑みると、 はじめに、建物の建築年代と、障壁画の制作年代について、先行研究の成 嘉永元年(一八四八)一一月二九日に地鎮祭が行われ、 孝明天皇(一八三一~六七)の異母姉、 桂宮御殿全体の整備が完了した時期は特定されていないが、 移築前は玄関近くに配置されていたため、 (一八四八) 正月三日、 そこからあまり隔たらない時期の建造と推 空主の時代にあたる。このうち御常御殿 台所及び雁の間の建築年代は特定され 竣工が嘉永元年(一八四八) 敏宮淑子内親王(一八二九~ 「御車寄・御玄関等 少なくとも嘉永二 嘉永七 九月

嘉永七年(一八五三)四月一五日までに竣工していたことは確実である。年(一八五四)一一月二三日まで、桂宮御殿は仮御所となっていたことから、年(一八五三)四月六日に起こった御所の火災により、同月一五日から安政二

在していたとする。 小学館、 絵も結構に御出来』しているので破損しないように襖は 間 おける桂宮家相続の際に障壁画が描かれたと指摘した。 四月二三日に今出川屋敷に移徙しているから、この『御絵御用』は、 そして、「第十一代淑子内親王がこの年十二月二三日に宮家を相続し、翌三年 御殿の造営と障壁画について―桂宮家御殿の造営と御出入絵師 は板で覆うようにとの指示が出されている」ことから、 王 の七名が、『御絵御用ニ付』き『出殿』している」(※括弧内は本稿筆者)こと、 の中島有章、原在照名代の葉多在周、 も整備が続けられていたことが明らかになったため、 (一八四七) 『桂宮日記』の記述において、「文久二年一二月五日、 障壁画の制作年代について、 の雁の間は、『桂宮日記』「嘉永七年四月十四日条」に の移徙に備えてのものと思われる。」ことから、 まず御常御殿について、 一九七四) 説が採られていたが、 では、 桂宮御殿の整備が完了したと目されてきた弘化四年 西和夫、 武田恒夫 上述のとおり、 狩野縫殿助 津田良樹、 「本丸御殿障壁画」(『元離宮二條城』 小沢朝江「二条城本丸旧桂宮 (永岳)、 文久二年(一八六二)年に 嘉永元年 (一八四八) 以降 再考を要することとなっ 鶴沢探真、 この時既に障壁画が存 加えて、台所及び雁の 『戸』に取換え、張付 『雁之間襖御張付御 長野図書允 中島来章名代 淑子内親

った棚と押入を、西側の室に移すという変更が加えられた(松本前掲・図1及雁の間の雁の間は移築前のお清所(現台所)と隣接し、さらに、東側の室にあ二条離宮への移築に際し、御常御殿は時計回りに九〇度回転し、台所及び

作された時点での状況を、 は、 図2参照)。 以下、 部屋ごとに、 本稿では、 可能な限り、 復元的に捉えることを目指すため、 各壁面の初出時に、 移築前の状況、 旧方角を併記する すなわち、 御常御殿 障壁画 障壁 が制

# 一御常御殿

### (一) 松鶴の間

当主の居室であったと分かる。
る、『桂宮総図』(宮内庁書陵部蔵)には「御座の御間」と記されることから、 松鶴の間は、御常御殿の南西に位置する。移築前の建物の平面図と考えられ

面には、 は子日の遊で引かれる小松のような、ごく若い松が生えている。 ぶ姿が描かれる。 鶴が描かれる。 違い棚の天袋小襖四面には、 東面 岩と、長寿の象徴とされる蓑亀が描かれる。 旧 松は、 棚の壁貼付は、 :北面)に床と違い棚があり、 画面中央に配され、 棚の上に土坡、 金地に鶴六羽が、 根元から逆「く」の字の形に幹を伸 床の貼付には、 下に水流があり、 床のある右へ向かって飛 主に松と水 地袋の小襖 その岸辺に

描かれる。 東より四に至る。 松はうねりながら上方に幹を伸ばし、 (旧 :: こちらは松が二本、どちらも東より一の襖に根元があるが、 西面) 鶴は成鳥三羽、 襖四面 (口絵8) 雛鳥二羽が描かれる。 奥の松は、 は、 東面の床に同じく、 左に幹を伸ばし、その先端は 松と水流 手前の 鶴

歳で早世しているという桂宮家の状況を踏まえると、 り二には若松と根笹が描かれ、 には東面と同じ若松が描かれる。 な願いが込められたことは想像に難くない 当主の御座所の設えに相応しい。 冨 部屋の障壁画は、 (旧 :: 南面) の腰障子四面には水流が横断し、 松、 鶴、 東面の床貼付の根笹との繋がりが示唆される。 南面 亀という、 加えて、 (旧:東面) 長寿を象徴する画題で構成される 十代当主は四歳、 の腰障子二面のうち、 当主の長寿を願う、 水中や岩上には亀、 九代当主は二 切実 西よ 岸辺

豪奢な雰囲気を纏う。また、松の、うねりながら上へ、又は左へと向かう樹形技法は、紙本着色で、金銀の砂子が蒔かれ、緑青や群青の濃彩と相まって、

とされる狩野永岳(一七九〇~一八六七)の様式的特徴に合致する。や、方形を重ねた岩の形態(図1)、松や岩に見られる漢画的な筆致は、筆A

の間、 師といえる。 い部屋を担当し、 家の御用を務めた。 (一八一六) に九代当主となり、 野八代当主、狩野永俊 永岳は、景山洞玉(一七六一~?、 御常御殿の中で最も格式の高い 皇后常御殿の上の間、 他に諸大夫の間の殿上人の間等の障壁画を描いていることか 安政度の御所障壁画制作においては、 (一七六九~一八 御学問所の上段の間等、 御所や、 後の狩野永章) 「御座の御間 摂関家である九条家、 一六)の養子となり、 を担当するに相応しい 建物の中で最も格式の高 の子に生まれ、 御常御殿の上段、一 彦根藩主井伊 文化一三年

### 一)雉子の間

宮総図』に「御寝の御間」と記されており、当主の寝所とされる。(雉雉子の間は、松鶴の間に対して、現在は東隣に、移築前には北隣にあった。『桂

霞の向こうに色づいた紅葉と岩があり、紅葉に小禽が止まる。は、胡粉を盛り上げて柴垣を表し、萩と菊が添えられる。北端の壁貼付一面は、違い棚の天袋小襖四面は、金地に小禽七羽が左へ向かって飛ぶ。地袋小襖二面色づいた紅葉と松が生える遠山が描かれる。遠山は違い棚の壁貼付にも描かれ、まず、東面(旧:北面)には、南側から襖と違い棚、壁があり、襖二面には、まず、東面(旧:北面)には、南側から襖と違い棚、壁があり、襖二面には、

りを示している。 葉の葉は、 紅葉は東より一、二、 紅葉は上方へ伸び、 北面 旧 東より一、 西面) 手前は左へ屈曲し、 の襖四面 三に二本あり、 二では赤色、 (口絵9) 東より三、 手前と奥に、その根元が配される。 は、 東より二で再び折れて上に向かう。 紅葉と小禽、雄の雉子が描かれる。 四では緑色で、 季節の移り変わ

が描かれる。 盛り上げ胡粉が用いられる。南側の画面には遠景があり、桜と松の生える遠山中央の余白には躑躅と雌の雉子と三羽の雛鳥を描く。これらの桜の描写には、中央の余白には躑躅と雌の雉子と三羽の雛鳥を描く。これらの桜の描写には、西面(旧:南面)の壁二面は、北側と南側の両端側に小禽が止まる桜を配し、

南面(旧:東面)の腰障子四面には、蒲公英、菫、蓮華、土筆など春の草花

が描かれている。

がなされたと考えられる。

がなされたと考えられる。

がなされたと考えられる。

がなされたと考えられる。

がなされたと考えられる。

がなされたと考えられる。

がなされたと考えられる。

を帯びた形態によって、

春と秋の景物を描くことは、松鶴の間に見られる、

な帯びた形態によって、

春と秋の景物を描くことは、

松鶴の間に見られる、

大法は紙本着色で、

画面全体に金砂子による霞が漂う。

鮮やかな色彩と丸み

二本を前後にする配置は、 方形を重ねたような形 揺の間 障壁画の筆者とされる長野祐親 「丹波介」、九月一七日には「少允」に任ぜられている。慶應三年(一八六七) 雉子の間の北面の襖四面における紅葉の、横方向に長く伸びる樹形や、 「明治天皇即位御道具御用」に参加しているが、 (一八五三) 構図やモチーフの形態に、 狩野永岳に師事 八月一二日に図書寮に任官して「従六位上」に叙せられ (図 2 松鶴の間の北面の松の描き方に通じ、さらに、 は、 した。<sup>[]</sup> (生没年未詳) 松鶴の間の岩 松鶴の間との共通点が認められる。 波多野姓であったが、 は、 ② 1 、丹波国出身の人物であり、 詳しい画業は未詳であ のそれを簡略化した 長野姓を継ぎ

# 一)四季草花の間

宮総図』には、「草花ノ間」と記され、移築前の用途は明らかではない。 四季草花の間は、松鶴の間の北隣にあり、移築前には西隣に位置した。『炷

花を描く。 西面 種類不明の黄色と臙脂色の花、 间.. 南面) の腰障子四面は、 右、 蕨、 蓮華、 すなわち北側から、土筆、 蒲公英、 菫等、 春 Ō 草 蕗

付に撫子を描く。 から、 置 间 [:東] 蒲公英、 画 の 菫 襖四面 菜の花、 (口絵10)と壁貼付 豌豆、 蓮華、 苧環、 一面は、春から夏の草花で、 芥子、 河骨、 右 壁 一面

紅 竜胆を描 鲎 女郎花、 (旧:北面) 草 0 襖四面 秋海棠、 (口絵11) 蜀葵、 薄 は 秋の草花である。 朝 顔、 薄 竜胆、 右 菊 (南側) 女郎花、 カュ .ら薄、 吾亦

> と蔦を這わせる豆花、菊、水仙を描く。 北面(旧:西面)の腰障子四面は、冬の草花であり、右(東側)からツワブ

季節がめぐる構成となっている。 西面、すなわち旧南面を春とし、四方を四季になぞらえて、反時計廻りに

れるため、華やかながらも繊細で、柔らかな雰囲気をたたえる。草花(図3)は写生的な描写であり、茎や葉は、一部を除き没骨の淡彩で描か技法は、紙本着色で、余白と地面付近を中心に、金銀砂子が蒔かれている。

楽の生まれで、円山応挙(一七三三~九五)の弟子、 殿での部屋の格式に合致する。 小座敷上の間、 八二九)に師事したとされる。 障壁画の筆者とされる中島来章(一七九六~一八七一)は、 格式の上では、 に師事し、 南廂の杉戸絵、 最高位に次ぐ位置付けの部屋と言え、 南岳没後は、 皇太子のための御花御殿の上の間に障壁画を描 安政度の御所障壁画制作では、 応挙の息子、 円山応瑞 渡辺南岳 本丸御殿の御常御 大津または 御常御殿の (一七六六) (一七六七)

# (四)耕作の間

|耕作ノ間」と記される。|| 耕作の間は、四季草花の間の東隣、移築前には北隣の部屋で、『桂宮総図|

共に、 れる描写があり、 しと種蒔き、北より三、 旅姿で描かれる。 子供連れの女性も描かれる。 西面 (旧:南面) その右側には、 四に田起こしを描く。農作業以外では、 の襖四面 青色の着物を着た女性一人が、 北より四の中景には、 (図 4 は、 北より一、二に、 農産物の競りと思わ 茶屋や猿引き、 御供の三人と 初春の

ているが、 する人々の他、 の姿もある。 面 旧: 画面の多くは余白となっている。 小川に遊ぶ子供達が描かれる。 東面) 左端の西より四は、 男女が食べ物を囲んで休憩する場面や、 の襖四面は、 画面の右側に田んぼが少し張り出して描かれ 夏の田植えの情景である。 水車を回して田んぼに水を引く男性 頭に桶を乗せた子供連 田植え作業に従事

、面(旧:北面)の襖五面(図5)は、秋の収穫の情景を描く。 南より一は、

り四では、 えた家の門扉の傍らには米俵があり、 着た男性が太鼓あるいは鐘を叩き、 前の大木の傍には、 話かける老人の姿もあり、 んぼに案山子等の鳥除けがあり、 室内には機織りをする女性が、 これらの作業をながめる子供の姿もある。 唐竿を使った脱穀作業、 千歯こきで脱穀する作業が描かれる。 歳末の門付けの芸人と思われる。 南より五は、 南より四には、 祠と、「定」と書かれた立札がある。 米を俵に入れる作業の傍に、 橋の上では、 落雁も描かれる。 犬が後ろについていく。 大津絵のような図柄の絵が陳列され 臼 勝手口の前には老女がいる ここが米の消費地であることが示唆され 唐箕、 米俵を積んだ牛を男性が引く。 画面の中央にある、 万石通しを使った精米作業が行 小川の向 他に、休憩する男性、 南より二、三では、 烏帽子に狩衣、 こうでは、 (図 6)。 門と塀を備 米俵が蔵 稲刈 歌

**大島である。** 白い袋が積まれた荷車を引いている。周囲の田んぼは、いずれも刈り入れ後の白い袋が積まれた荷車を引いている。周囲の田んぼは、いずれも刈り入れ後の米俵を下ろしている。東より三は、水車小屋の水車側を描き、外では、男性が馬から小屋の中で、米が突かれ精米されている様子が描かれ、外では、男性が馬から水面(旧:西面)の腰障子四面は、精米の情景である。東より二には、水車

であると言える。 て、この四季耕作図もまた、 なぞらえて各季節の耕作の場面を描き、反時計廻りに季節がめぐる構成である。 より五に描かれる機織りの女性や、 の作業工程を見せ、 こうした四季耕作図の起源は古代の中国にあり、 四季草花の間と同様、 その受容者が女性当主であることを想定したものと考えられる。 加えて、 その苦労を皇帝や皇太子に知らしめるために誕生した。(3) 西面、 高貴な立場であることを想起させるような、 桂宮家の当主の御常御殿に描かれるに相応し すなわち旧南面を春としており、 子供及び子供連れの女性が多く描き込まれる 一年間の稲作と養蚕・機織り 四方を四季に 不面の南 い画題 従っ

八四~一八三七)に師事し、文政度の東本願寺再建にも従事した。安政度の御筆者とされる中島華陽(一八一三~一八七七)は、横山崋山(一七八一又はのモチーフや人物の身体描写に破綻がなく、絵師の技量の高さがうかがえる。技法は紙本淡彩で、金砂子は見られない。本図の中に描かれる建物や樹木等

描いた。部屋の格式で言えば、末尾に近い部分にあたる部屋を担当している。所障壁画制作では、御常御殿の申の口の間、皇后常御殿の西北の間に障壁画な

### )萩の間

描写のみ記述する。が、水流や土坡と共に描かれ、所々に露草も描かれる。以下、各壁面で異なるが、水流や土坡と共に描かれ、所々に露草も描かれる。以下、各壁面で異なる総図』にも同じ室名で記載される。室名の通り、壁面全体に渡って、紅白の萩萩の間は、耕作の間の東隣の部屋で、移築前は北隣に位置していた。『桂宮

の中央付近にフェイドアウトする。左下の土坡には、岩が描かれる。初は右に、次に左に、最後に右というように、ゆるやかに蛇行し、最後は画面まず、西面(旧:南面)の襖四面(図7)は、壁面左下から水流が現れ、最

.かう土坡の稜線があり、稜線の頂部付近に岩がある。 南面(旧:東面)は、襖三面と壁貼付一面があり、緩やかに右下から左上

さな滝となって下に流れ落ちている。イドアウトする。画面中央やや左では、水流の左右が岩場になり、そこから小り、そこに現れる水流は、最初は左、次は右に屈曲し、最後は画面右下にフェ東面(旧:北面)の襖四面(図8)は、画面中央やや右で土坡の稜線が交わ

が描かれる。 腰障子四面には土坡や水流がなく、萩と露草等、秋の草花 北面(旧:西面)腰障子四面には土坡や水流がなく、萩と露草等、秋の草花

調子ではあるが皺が入り、 露草は写生をふまえた没骨で描かれ、 西面を低地として設定し、 る水流を、 えないが、 は最初から水面全てが見えるのに対し、 東面は、 技法は紙本着色で、 東面は、 下へ行くに従ってその姿を現す。 西 部屋内が、紅白の萩が生える水辺に見立てられていると考えられる。 西面と東面の構図を鏡面関係にするなど、 [面の構図を反転させたような構図となっている。 高い位置にある水流を眺めている様に感じる。 耕作の間と同様 南面には、 点苔も描かれる。 他方、 その高低差の繋がりを示すような斜面を 東面の水流は、 金砂子等は見られない。 余白を多くとり、 そのため、 (図 10 西面は、 最初は土坡に隠れて見 構築的な志向も感じら 洒脱な雰囲気が 低い位置にあ 東面を高地、 (図 9 西

れる。

間に障壁画を描いた。 さには四条派の、 八四三)に師事したとされる。 松本直子【作品紹介】旧 山懸岐鳳(一七七六~一八四七)に、後に、四条派の松村景文(一七七九~ 筆者とされる八木奇峰(一八○六~七一)は、 部屋の格式としては高くない。 安政度の御所障壁画制作では、 また、 御所全体でみれば、最高位である御常御殿に次ぐ建物だ 岩の描き方や構築的な構図には京狩野の影響が看取さ |条離宮(二条城)本丸御殿の障壁画 草花の写生的な描写には円山派の、 奇峰の詳しい経歴等については、 皇后常御殿の西南の間、 近江国出身で、 御花御殿の西の 玄関、御書院 余白の多 京狩野

# (六) 二階御座所 違い棚の天袋と地袋

と同じ長野祐親で、丸みを帯びた小禽の姿や、 しながら幹や枝を伸ばし、 と地袋の小襖各二面に障壁画が描かれる。 子の間の小禽や紅葉に共通する 御常御殿二階の御座所の北面 (西側) 紙本着色で、 へ向かって飛ぶ姿が描かれる。 金砂子が蒔かれている。 枝には小禽が二羽、 (旧:西面) 天袋 には違い棚と床があり、 互いに視線を交わしている。 地袋 凹凸の少ない樹木の描き方は、 (図11) には小禽五羽が、 筆者とされるのは、 図 12 には、 紅梅が屈 床の

## (七) 杉戸絵

分かるが、その詳しい位置は分からない。
北隅に繋がっていた(松本前掲・図2参照)ため、現在と状況が異なることはに設置されていたが、この時点での渡り廊下は、御書院の東側と御常御殿の西に設置されていたが、この時点での渡り廊下は、御書院と御常御殿との渡り廊下御常御殿の杉戸絵二枚四面は、現状、御書院と御常御殿を繋ぐ渡り廊下と、

る。薔薇の下には仔犬が七匹描かれる。御常御殿側(南側)の二面(図14)にずれも根元は左側の画面にあり、右上方へ向かって伸び、円弧を描いて下降す渡り廊下側(北側)の二面(図13)は、薔薇と仔犬を描く。薔薇は二本、い

八る。花菖蒲の後方には梅が伸び、左側の画面で枝を垂らしている。は、うち右側一面に花籠が描かれ、朝顔、女郎花、牡丹、水仙、菊、花菖蒲

山派や、 るが、 後の課題である。 な態度が見える。 挙風の、丸みを帯びた形態で描かれる。 技法はいずれも板絵に着色。 管見では、 そこから派生した画派に学んだ可能性は高く、 明瞭な輪郭線を持ちつつも、 筆者とされる五井友山 作品を含め他の資料を見つけられておらず、 仔犬 (図 15) 葉の裏や横から見た姿を描く、 南側の花籠の花々 (生没年未詳) は、 表情豊かで愛らしい姿が、 は、 優れた技量を持ってい (図 16) や、 絵の特徴から、 画業の解明は今 写実的 北側の 応

## 台所及び雁の間

以下では、現状の部屋の位置と方角で障壁画について記述する。等の痕跡が見られるが、どこを、どのように変更したのかは今後の課題とし、で棚と押し入れが移動しており、障壁画にも、それに伴うものと思われる紙継雁の間は、東側と西側の二室がある。「はじめに」で述べた通り、移築前後

## 一)雁の間東

は、東側の壁貼付一面に芦が描かれるが、残る腰障子四面に障壁画はない。東面(図17)の壁貼付三面には、右に向かって飛立つ雁二羽と芦を描き、南面しながら左右に交差する雁二羽、東より二には右へ向かって飛ぶ雁一羽がいる。北面は壁貼付一面と戸襖四面があり、合わせて五面のうち東より四には、飛翔地面の襖四面に、雁一羽が水に半身を浸け、右へ向かって泳ぐ姿と芦を描く。

## ) 雁の間 西

には、 一羽の雁を描く。 襖の方向に向かって飛ぶ雁二 の間の西面は、 その線は北側の袖壁の左下に繋がる。 うち 南側に棚、 一羽は、 左上を見上げ、 一羽を描く。 北側に襖 棚 一面があり、 0 視線の先には棚の上部の 下部 襖 の壁貼付は、 一面には岩場と、 棚の上部の壁貼付

を描くのみである。東面の襖四面 貼付に描かれた、飛来する雁がいる。 雁が見上げる先に、 飛来する 一羽の雁を描く。 (図 18) は、 北面の戸襖四面には、 西面と同様、 岩場の上に雁を描 東より一、二に芦

いく春の光景と捉えられる。 帰っていく。 雁は渡り鳥であり、 東の雁の間は、 このことを踏まえると、 秋に北方から日本へ渡って冬を越し、 泳ぎ、 又は飛び立つ姿から、 西の雁の間は、 北方から雁が飛んでく 雁が北方へと帰って 春になると、 北方

2

で表現する本図 または岩上に佇む雁を、 先述のとおり、 雁の間 二室の障壁画は、 御常御殿の四季草花の間の障壁画も描いている。 (図 19 は、 のびやかに、 水墨の技法で描かれる。 来章の高い画力を示す好例と言えよう。 また、 写実を踏まえながら、 筆者とされる中島来章は、 的確な墨線

## おわりに

ることが分かる。 を概観すると、 この様に、 御常御殿六室と杉戸絵、 部屋の格式や用途に合わせた画題、 台所及び雁の間の雁の間に描かれた障壁 技法、 筆者が選ばれてい

桂宮家相続を契機としている可能性は、 高貴な女性の受容者が想定される図像が確認できることからも、 共に雛鳥を描き、 、る様に、 画題の点では、 御常御殿の障壁画制作が、 耕作の間には子供や母子が多く確認できる。 松鶴の間の鶴、 文久二年(一八六二)年の淑子内親王の 非常に高いと言えるだろう。 雉子の間の雉子は、 いずれも成鳥と 耕作の間には、 先行研究が述

御所障壁画制作に参加した、 していくことは、 しも高くはないことであろう。 これらの障壁画を描いた筆者は、 壁画からは、 世絵画と近代絵画の狭間にある彼らの画業に対する評価が、 今後の大きな課題である。 彼らの技量の高さをうかがうことができる。 当代におけるトップクラスの絵師達であり、 彼らの画業の詳細を調べ、 五井友山と長野祐親を除く全員が、 その価値を明らかに 惜しまれるの 現在、

#### 注

- $\widehat{\underline{1}}$ 国立国会図書館所蔵、 ついても記載があることから、 に描かれた障壁画の画題と筆者を記す。 入った文書で、 そのうち『桂宮』と表紙に記される文書は、 長崎省吾関係文書のうち「号外ノ一」と書かれた袋に 移築前の桂宮御殿の様子を記述したものと考 二條離宮に移されていない障壁画に 桂宮御殿の各室
- 依拠し、 本丸御殿障壁画の画題 考察を行っている。 者名について武田氏の見解を継ぎながら、 条城本丸旧桂宮御殿の造営と障壁画について-(一) 一」(『一九九〇年度 一條城』小学館、 筆者名を筆者と制作年代を考察した西和夫、 様式、筆者を総覧した武田恒夫「本丸御殿障壁画」 一九七四) 日本建築学会 は、 筆者名を、 『桂宮日記』の記述をもとに筆者の 関東支部研究報告集』) -桂宮家御殿の造営と御出入絵 この 津田良樹、 『京都御 小沢朝江 筆
- $\widehat{\underline{3}}$ 荒井朝江、 会計画系論文報告集』第三八七号、 て―桂宮家石薬師屋敷寛政度造営建物と今出川屋敷への移築―」『日本建築学 西和夫「二条城本丸旧桂宮御殿の前身建物とその造営年代につい 一九八八、 一四七頁
- $\widehat{\underline{4}}$ 荒井朝江、 西和夫一九八八、一四六~七頁
- 5 荒井朝江、 西和夫一九八八、一四八頁
- 6 荒井朝江、 西和夫一九八八、一四七~八頁
- 7 西 会 [和夫、 関東支部研究報告集』)三一八頁 -桂宮家御殿の造営と御出入絵師(一) 津田良樹、 小沢朝江 「二条城本丸旧桂宮御殿の造営と障壁画につい \_ (『一九九〇年度 日 本建築学
- 西 和夫、 津田良樹、 小沢朝江一九九〇、三一 一七頁

8

- 9 西 和夫、 津田良樹、 小沢朝江 一九九〇、三一八頁
- 10 要文化財 概説/一 一条城本丸御殿 創立及び沿革」と 御常御殿 四, 修理工事報告書』 調査事項 四 移築に伴う改変」 第八集 (元離宮二条
- 形式及び規模/一、構造形式/天井/雁の間」 一九九〇)二頁と六〇頁 台所・雁之間 修理工事報告書』第六集(元離宮二条城事務所、 『重要文化財二条城本丸御

 $\widehat{11}$ 

## 九八四)

- 12 本論で方向を記す場合、向かって左を「左」、 向かって右を「右」として記す。
- 13 西和夫一九八八、一四六~七頁
- $\widehat{14}$ 下和順図』 景山洞玉 代美術館、 について」(『滋賀県立近代美術館 平成三〇年度紀要』滋賀県立近 (狩野永章) の生年については大原由佳子「狩野永章筆『龍図』 『天 二〇一九、 七九~八〇頁)を参照した。
- 15 小嵜善通 る江戸時代の京都画壇―』京都文化博物館、 「狩野永岳 、画家解説」『京の絵師は百花繚乱―『平安人物誌』にみ 一九九八、二七四頁
- 17 16 建立したものであることが分かった。 兵庫県丹波市在住の芦田典子氏が、 二二六頁、 この碑は、 同 『皇室の至宝八 発行『皇室の至宝七 長野祐親が、 御物 実父、 障屏・調度Ⅲ』一九九二、二○九頁 御物 波多野嘉右衛門の墓の碑文を調査したと 碑文に祐親は自らについて、 波多野嘉右衛門のために一八六九年に 障屏・調度Ⅱ』一九九二、二○七、
- 年 nabe/202105/0014327035.shtml) 官に任じられ丹波介従六位上に叙せられた」ことを記している(二〇二一 五月十五 して年月を過ごした」こと、 旦 二十歳前後の若い頃、 神戸新聞 NEXT 「安政三年八月、 URL: https://www.kobe-np.co.jp/news/ta-京都やその近国に遊学し、 故あって長野氏を継ぎ図書寮 狩野永岳に師 「幼き頃よ
- 18 「地下家伝 本古典全集:第六期、 第八」、三上景文著、 日本古典全集刊行会、一九三七)三八八頁 正宗敦夫校・編『地下家伝』第八~一三(日
- 19 福田道宏「宮廷御用の幕末」『京都造形芸術大学紀要』一八号、二〇
- 20 21 國賀由美子 新聞社編、 サンライズ出版、二〇二〇、 「中島来章」石丸正運編『近江の画人―海北友松から小椋遊亀ま 発行『皇室の至宝七 六八頁 御物 障屏·調度Ⅱ』一九九二、二〇七頁、

同

『皇室の至宝八

御物

障屏・調度Ⅲ』一九九二、二三七頁

 $\widehat{22}$ ものと考えていたが、 この旅姿の女性とお供について、 展図録、 二〇一九、 華陽の師、 京都文化博物館、 横山崋山の 筆者は当初、 《四季耕作図屏風》 図八七)においても同じ様な 淑子内親王の受容を想定した

- いと判断した。 像が確認されたため、 この 図像は師弟関係を通して継承された可能性が高
- 岩崎竹彦「一、 九九六、 河野通明、 四頁 岩崎竹彦 中国 耕 織図の流れ/序章 『瑞穂の国・日本―四季耕作図の世界―』 兀 季耕 作 図 「 の 源 流 淡交社、 冷泉為

23

- 岩佐伸一 る江戸時代の京都画壇―』京都文化博物館、 「中島華陽/画家解説」『京の絵師は百花繚乱―『平安人物誌』にみ 一九九八、二八七頁
- 毎日新聞社編、 発行 『皇室の至宝七 御物 障屏・調度Ⅱ』一九九二、二○七、

25

 $\widehat{24}$ 

- 26 森岡榮一「八木奇峰」石丸正運編『近江の画 サンライズ出版、 1010, 一〇二頁 人―海北友松から小椋遊亀まで―』
- 27 毎日新聞社編、 『皇室の至宝七 御物 障屏·調度Ⅱ』一九九二、二二六頁
- 画題と筆者名が書かれている。 長崎省吾関係文書『桂宮』に 従常御殿御書院間廊下」 に、 当該杉戸の

28

『皇室の至宝八

御物

障屏・調度Ⅲ』一九九二、

二三七頁

#### 図版



図1 御常御殿 松鶴の間 北面 東より1 (部分)



図2 御常御殿 雉子の間 東面 北より1 (部分)



図3 御常御殿 四季草花の間 東面 南より3 (部分)

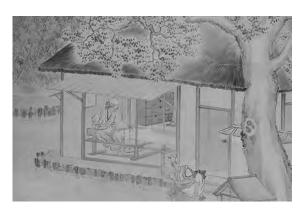


図6 御常御殿 耕作の間 東面 南より5 (部分)



図4 御常御殿 耕作の間 西面 襖4面



図5 御常御殿 耕作の間 東面 襖5面



図7 御常御殿 萩の間 西面 襖4面



図9 御常御殿 萩の間 南面 西より3 (部分)



図8 御常御殿 萩の間 東面 襖4面



図10 御常御殿 萩の間 西面 北より4 (部分)

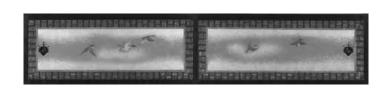


図 11 御常御殿 2階 御座所 天袋小襖2面

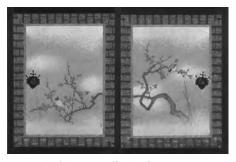


図 12 御常御殿 2 階 御座所 地袋小襖2面

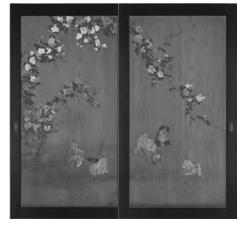


図 13 御常御殿 渡廊下北廊下境 杉戸絵 北側 2 面



図 14 御常御殿 渡廊下北廊下境 杉戸絵 南側 2 面



図 15 御常御殿 渡廊下北廊下境 杉戸絵 北側 2 面(部分)



図 16 御常御殿 渡廊下北廊下境 杉戸絵 南側 2 面 (部分)



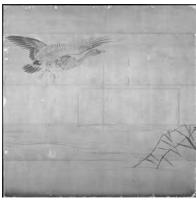




図17 台所及び雁の間 雁の間 東 東面 壁貼付3面

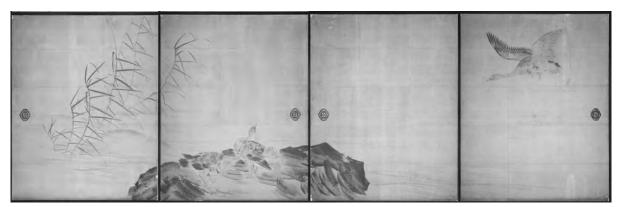


図18 台所及び雁の間 雁の間 西 東面 襖4面





図19 左:雁の間(東)東面 南より3(部分) 右:雁の間(西) 東面 南より1

archives.

#### Kano Naonobu, the painter of the murals

The murals of the Third Room of the Kuroshoin are attributed to Kano Naonobu (1607–50). His elder brother, Tan'yu (1602–74), painted the abovementioned mural of the meeting room in the Ohiroma. Naonobu, who was 20 at that time, is said to have received support from well-experienced senior painters. His depictions of golden clouds covering the surface like a curtain and pine trees bending in the form of a circular arc seen in *Matsu-zu* in the Kuroshoin's Third Room suggest his attitude of following the examples of senior Kano-school painters. However, the gentle atmosphere of the entire mural and lovely and delicate depictions of birds and flowers show a sign of his individuality. We hope that you will enjoy exploring what new challenges the young painter took on while following various traditions.

(Shiho Nakano)

doors depicts a pine tree covered with a light layer of snow and two white herons standing near its base.

As mentioned above, the Third Room of the Kuroshoin was a waiting room for visitors to the shogun. At the appointed time, the visitors entered the Second Room, which is decorated with a spring landscape with cherries blooming and small birds at play, to meet the shogun seated in the First Room. When those visitors passed from the Third Room, which features late-summer to winter landscapes, into the meeting room, they may have received a strong visual impression from the image of a bright and brilliant spring landscape depicted on the mural there. It can be thought that the pine trees in late-summer to winter landscapes depicted in the Third Room as a waiting room were intended to strengthen the impression of the bright spring atmosphere of the meeting room.

#### Amanohashidate depicted at shoguns' residences

Above the *nageshi* in the Third Room of the Kuroshoin room is a mural called *Hamamatsu-zu* (Beach with Pine Trees). This beach is composed of two long and narrow sandspits, one extending from east to west on the north wall and the other from west to east on the south wall. These depictions are reminiscent of the geographic feature of Amanohashidate, a famous place of scenic beauty. Recent studies have revealed that a building called "Shinzokaisho" constructed by Ashikaga Yoshinori (1394–1441), the sixth Muromachi shogun, and the Izuminishi-dono Palace constructed by Ashikaga Yoshimasa (1436–90), the eighth Muromachi shogun, were also decorated with murals of Amanohashidate. These buildings were both constructed on the site of Muromachidono, the shogun's residence located to the northwest of the imperial palace. Built by Ashikaga Yoshimitsu (1358–1408), the third Muromachi shogun, Muromachi-dono was also called the "Flower Palace." It has been pointed out that Amanohashidate was selected as a motif for the murals in the residences of Yoshinori and his son, Yoshimasa, probably handing down the tradition originated by Yoshimitsu, who had his residence decorated with a depiction of Amanohashidate, which he often visited. Amanohashidate has been a famous landmark since ancient times and has been a recurrent motif in literary works, such as Waka poems and Noh plays, as well as paintings.

If the *Hamamatsu-zu* in the Kuroshoin's Third Room depicts Amanohashidate, it is plausible to infer that the Tokugawa shogunate created the mural not only due to literary and artistic tradition related to Amanohashidate, but also since it was a motif often used to decorate the residences of the Muromachi shoguns. The various types of birds depicted along with cherries in the meeting room of the Kuroshoin also remind us of the "bird alcove" that existed in the Shinzokaisho constructed by Yoshinori, the sixth Muromachi shogun. The Tokugawa shogunate may have chosen this motif with the aim of demonstrating its own status as the successor to the Muromachi shogunate and the status of the Ninomaru-goten Palace as the residence of the "shogun." The Tokugawa shogunate may have believed that this message would work more effectively on high-ranking court nobles who entered the Kuroshoin—visitors with knowledge of the residences of the Muromachi shoguns— rather than feudal lords who entered the Ohiroma.

This choice of the motif was possible because the Kano school, which created the murals of Nijo-jo Castle, had served the Muromachi shogunate and fulfilled its commissions since the time of Kano Masanobu (1434?–1530?), the school's founder. Painters at the time reproduced their predecessors' works by hand or maintained an accumulation of their predecessors' sketches, using those reproductions or original sketches as sources of reference for their own creative activities. The residences of the Muromachi shoguns had disappeared by the time of the creation of the murals at the Ninomaru-goten Palace. However, it can be assumed that the murals could not have been created in conformity with the tradition of shoguns' residences without the existence of the Kanoschool painters, who had served the shogunate since the Muromachi period and were able to consult their own

warlords in the Warring States period loved Noh (= Sarugaku) as an indispensable form of entertainment on festive occasions and that the Tokugawa shogunate also protected Noh and used it for ritual and ceremonial purposes. At Nijo-jo Castle as well, Tokugawa Ieyasu and subsequent shoguns often held Sarugaku performances, and Emperor Gomizunoo was also entertained with a Sarugaku performance presented on the fourth day of his visit to the castle. Although neither *Kikujido* nor *Hanjo* were included in the program that day, the murals of the Fourth Room of the Kuroshoin must have reminded court nobles and high-ranking samurai, who were highly educated in Chinese and Japanese literature, of various literary works, including Noh plays.

(Naoko Matsumoto)

#### Nijo-jo Castle Painting Gallery: Winter Exhibition in 2023

#### Waiting for Spring, Surrounded by Pine Trees: San-no-ma in the Kuroshoin

The original murals of the Ninomaru-goten Palace at Nijo-jo castle were created by Kano-school artists during major renovation of the castle in 1626, in preparation for a visit by Emperor Gomizunoo (1596–1680). This exhibition features all the murals in the San-no-ma (Third Room) of the Kuroshoin at the Ninomaru-goten Palace.

#### Role of the Kuroshoin's Third Room and pine trees

In the early Edo period, the Kuroshoin was called "Kohiroma" (lit. "Small Hall") in contrast to the Ohiroma (lit. "Grand Hall"), which was used for official meetings between the shogun and visitors. In the Ohiroma, the shogun mainly met feudal lords and envoys from overseas countries, while the Kohiroma (Kuroshoin) was used for meetings with high-ranking court nobles and feudal lords close to the Tokugawa clan. It is believed that, in both buildings, the Ichi-no-ma (First Room) was where the shogun sat during meetings, faced by visitors seated in the Ni-no-ma (Second Room), while the Third Room was used as a waiting room for visitors before meetings.

While the murals in the First to Fourth Rooms of the Ohiroma depict pine trees with birds, the alcove in the First Room and the murals of the Third Rooms of the Kuroshoin also feature pine trees. In Japan, evergreen pine trees have been viewed as a symbol of eternal youth, longevity, and permanent prosperity. It is therefore thought that the Ohiroma and the Kuroshoin were decorated with murals of pine trees in hopes of the perpetuity of the power of the Tokugawa shogunate.

#### From winter to spring

However, there are some differences between the depictions of pine trees in the Kuroshoin's Third Room and those in the Ohiroma. A huge pine tree extends its branches across each entire wall of the Ohiroma, whereas the mural surfaces in the Kuroshoin's Third Room are divided by *nageshi* (horizontal beams) into upper and lower parts, on which relatively small pine trees are depicted. Therefore, while the pine trees in the Ohiroma exudes a feeling of majesty and grandeur, the pine trees in the Kuroshoin's Third Room have an elegant and light atmosphere.

The mural *Matsu-zu* (Pine Trees) under the *nageshi* in the Kuroshoin's Third Room features not only pine trees but also seasonal motifs that represent the period from late summer to winter. For example, the sliding doors on the east side (displayed on the right side of the gallery when seen from the front) are decorated with depictions of over-leafed pondweeds blooming from late summer to autumn, while the *tobusuma* sliding doors on the south side (displayed on the left side of the gallery) and the sliding doors on the west side (displayed on the front side of the gallery) depict gentians flowering in autumn. The four sliding doors on the north side (displayed on the right side of the gallery) show harvested rice fields and a white heron flying over them, while the wall next to the sliding

than chrysanthemums. They could see only fences, chrysanthemums, and streams portrayed on the remaining south and west walls. These three elements are associated with many Chinese and Japanese literary works. The chrysanthemum, a species native to China, was used as a fragrant and medicinal herb and was thought to symbolize nobleness and avert evil. The custom of drinking *sake* with chrysanthemum flowers soaked therein in hope of longevity on the day of the Chrysanthemum Festival (the ninth day of the ninth month on the lunar calendar) is thought to have been established in China during the Western Han period (206 BCE to 8 AD) at the latest. The fourth day of Emperor Gomizunoo's visit to Nijo-jo Castle was the day of the Chrysanthemum Festival, when Tokugawa Hidetada (1579–1632), a former shogun, presented the emperor with a silver pail with artificial chrysanthemum flowers in it.

The custom of celebrating the Chrysanthemum Festival began to be practiced in Japan in the Heian period. Around that time, people in Japan came to know the legend of "chrysanthemum water," a stream of dew falling from chrysanthemum flowers as a remedy that brings longevity, and the Chinese poet Tao Yuanming (365–427), who loved chrysanthemums, both of which offered recurrent motifs in Japanese poetry. The legend of "chrysanthemum water" inspired not only many *waka* poems but also the tale of *Kikujido*, which was created by a Tendai-school priest in the Kamakura period. This Buddhist tale in turn provided inspiration for Noh plays, such as *Kikujido* and *Makurajido*. The streams depicted with chrysanthemums may have reminded visitors to the Fourth Room of the legend of "chrysanthemum water" and *Kikujido*. Also, the visitors may have associated the combination of fences and chrysanthemums with a passage from a poem by Tao Yuanming: "Plucking chrysanthemums under the eastern fence / serenely gazing at the southern mountains."

#### Folding fans fluttering in the wind

Above the *nageshi* are 46 folding fans of different sizes scattered against a background of silver grass waving in the wind. While all these fans are depicted as unfolded, there are two kinds of fans in terms of the representation of shape: ones with a jagged edge due to the pleats and ones with a smooth arc edge, without depictions of pleats. The former kind of fan has 10 ribs, while the latter has 12 to 18 ribs. Fans with 15 ribs account for a majority of fans of the latter kind. In the world of Noh, the *shite* (protagonist), the *waki* (deuteragonist), and the *tsure* (tritagonist supporting the *shite* and the *waki*) have fans called "*chukei*" with 15 ribs, while musicians and others have fans called "*shizume-ogi*" with 10 ribs, that are also used in Noh dance in plain cloths. It is unknown whether all of the fans with 12 or more ribs are *chukei*, but it is certain that these fans are intentionally depicted differently. The fans widely vary in terms of their rib colors: some with each rib painted in a single color of red, green, brown, or black, some with half of the ribs painted in a single color and the remaining half in a different single color, some with every few ribs pained in a different color, and so on.

In addition, all fans differ in terms of the painting on them. The motifs range widely from flowers, birds, herbs, trees, and India-ink landscapes to various Japanese-style objects and patterns, painted on the gilt, ultramarine, gold- or sliver-dusted, plain, or other ground. Interestingly, seven fans are decorated with the motif of fences, while a fan depicts autumnal herbs that closely resemble a part of the mural of fences and chrysanthemums below the *nageshi* (exhibited in the front).

By the way, silver grass in ear depicted in the background indicates that it is fall. "Fans in fall" denote things that are no longer necessary, after summer, when people need fans, is over. This motif is based on the legend of Ban Jieyu (c. 1st cen. BCE), a woman of the inner palace in the Western Han who compared herself to a fan in fall after losing the favor of the emperor. This legend also inspired many *waka* and other literary works in Japan, including the Noh play *Hanjo* created by Zeami in the Muromachi period (1336–1573).

The motifs of both the murals below and above the nageshi are associated with Noh plays. It is well known that

#### Nijo-jo Castle Painting Gallery: Fall Exhibition in 2023

#### Chrysanthemums and Folding Fans: Yon-no-ma in the Kuroshoin

The rooms in the Kuroshoin at Ninomaru-goten Palace are decorated with murals of different motifs, including seasonal flowers, birds, and other features. This exhibition displays all Yon-no-ma (Fourth Room) murals, which fill the room with an autumnal atmosphere. In the Fourth Room, the *fusuma* sliding doors and walls below the *nageshi* (horizontal beams) are decorated with depictions of chrysanthemums in full bloom along various kinds of fences. Meanwhile, the walls above the *nageshi* depict various folding fans of different sizes fluttering around against a background of silver grass waving in the wind. These walls below and above the *nageshi* seem to constitute separate mural surfaces, but both have common features: depicting autumnal herbs and flowers and dealing with favorite motifs in Chinese and Japanese literary works, such as *waka* and other types of poems. Enjoy taking a close look at the chrysanthemum flowers and fences, which appear to be embossed, as well as the 46 folding fans, which are all portrayed differently.

#### Imperial visit in the Kan'ei era and the Fourth Room of the Kuroshoin

The Ninomaru-goten Palace was repaired in preparation for receiving a visit from Emperor Gomizunoo (1596–1680) in the third year of the Kan'ei era (1626). The existing murals designated as Important Cultural Properties were created during the repair. The Kuroshoin, which is located next to the Sotetsu-no-ma, in back of the Ohiroma (lit. "Grand Hall"), was called the "Kohiroma" (lit. "Small Hall") at the time of the imperial visit. As seen by its name, the Kohiroma (Kuroshoin) is a building slightly smaller than the Ohiroma. It seems that, while the Ohiroma was used for official meetings, use of the Kohiroma was limited to meetings with high-ranking nobles, *daimyo*, etc. During the imperial visit, the area from the Ni-no-ma (Second Room) to the corridors of the Kohiroma (Kuroshoin) was used as a place to entertain princes, priests from the imperial family, and court nobles who accompanied the emperor. The Second Room on the lower level provided seats for princes and members of the regent families, the San-no-ma (Third Room) for priests from the imperial family, and the Fourth Room and the east corridor (Botan-no-ma) for high-ranking court nobles.

#### Fences, chrysanthemums, and streams

In the Fourth Room, which was formerly called the "Kiku-no-ma" (lit. "Chrysanthemum Room"), chrysanthemum flowers of different sizes depicted below the *nageshi* catch the eyes of visitors. Their petals, painted with thick layers of *gofun* (white pigment made from shell), appear to be embossed. This technique, which is also applied to the depictions of fences, is called "*moriage-gofun*" (lit. "piled gofun") or "*okiage-gofun*" (lit. "elevated gofun"). Chrysanthemums grow along various kinds of fences. Straight bamboo fences are depicted on all walls in all directions. Fences made of a combination of bamboo and brushwood overlap bamboo fences near the center of the south side (displayed at the front in the gallery) and from the northernmost part of the west side to the north side (displayed on the right side seen from the front in the gallery). Brushwood fences are depicted from the eastern part of the *tobusuma* sliding doors on the north side nearly to the center of the *fusuma* sliding doors on the east side (displayed on the left side seen from the front in the gallery). These fences stand on the bottom of the surfaces or on the gilt ground. Behind the ground surfaces on the south to west sides and on the north side are ultramarine streams. On the north and east sides, green embankments stretch in front of and behind the fences. On and around the embankments on the east side are ground bamboos, gentians, and asters.

However, it is thought that the sliding doors on the north and east sides, facing the corridors, were removed when the room was used to entertain guests during the imperial visit and on other occasions, for the convenience of access and lighting. In such a case, visitors could not see the depictions of embankments and plants other

ma lacks a *tsukeshoin* (writing alcove), a study for the owner, which the other meeting rooms have on the left of the upper level when seen from the lower level. In addition, in the Chokushi-no-ma, *Jodan-kamachi*, a transverse member between the upper and lower levels, and *chodaigamae* decorative doors are made of clear-lacquered zelkova wood with the grain, instead of black-lacquered wood.

The entire mural of the Chokushi-no-ma depicts spring and summer plants, particularly featuring maple, peach, and *hinoki* cypress trees. The large alcove and *chodaibusuma* sliding doors are adorned with maple trees displaying green leaves tinged with a faint red hue. These maples are of a kind named "Nomura." Unlike other types of maples that sprout green leaves in spring and turn red in fall, this particular kind exhibits red leaves in spring, followed by green leaves in summer and red again in fall. With birds perching on their branches and trunks, the green maples in the Chokushi-no-ma herald the arrival of summer.

The wall of the large alcove depicts a green maple standing on the ground at a beach, with a winding trunk and branches extending upward to reach golden clouds. The wall with staggered shelves portrays rocks and an azalea. While the surface of sliding doors of the closet above the staggered shelves depicts *ume* plum, cherry blossoms, Japanese kerria and peony flowers, the usually unseen back side of the surface is decorated with violet, dandelion, and *hokogusa* (Japanese cotton weed) flowers. The surface of the *chodaibusuma* sliding doors depicts green maples hidden upward in golden clouds and reappearing above the *nageshi* (horizontal beam), with rocks in the foreground and a beach in the background. The *hinoki* cypress tree painted on the south side of the lower level gives an impression of towering height. Meanwhile, the surface of the *koshi-shoji* (paper sliding doors with waisthigh wooden panels on their bottoms) on the north depicts a creeping peach shrub. The entire room is thus designed to offer a sharp contrast between the north and south.

The mural in the Chokushi-no-ma shows a style from the late Momoyama period, as seen by the way of depicting green maples and *hinoki* cypresses that are so high that they look as if they are piercing the ceiling while using golden clouds, the depiction of tree trunks biting the gold ground, and the way of using curves. This mural is attributed to Kano Jinnojo.

#### Missing birds and violets

Of the original painted surfaces in the Chokushi-no-ma, two southern surfaces at the lower level have more brilliant gilt grounds and colors than the others. Therefore, it has long been supposed that these surfaces were repainted. This supposition has been confirmed by the recent discovery of reduced reproductions of Ninomarugoten Palace murals made by Itaya Hiroharu, a high-ranking painter who served the Tokugawa shogunate and accompanied Tokugawa Iemochi during his visit to Kyoto. His reproduction of the Chokushi-no-ma mural shows seven birds and violets under the tips of *hinoki* cypress branches. *Record of the Nijo Imperial Villa* (stored at the Archives and Mausolea Department, Imperial Household Agency of Japan) suggests that this part of the mural was repainted around 1885 to 1886, when the villa, the former Nijo-jo Castle, underwent major repairs. It is thought that the depiction of those seven birds and violets was removed from the surface during the repairs. Since the original painted surface with the seven birds and violets no longer exists, the reproduction displayed in the Chokushi-no-ma at Ninomaru-goten Palace also lacks this depiction. However, ongoing research efforts have provided new insights into the appearance of Ninomaru-goten Palace in the distant past.

Just as the maple leaves change their colors according to the season, the Chokushi-no-ma has experienced transformations over time in terms of its visitors and the motifs depicted in its mural. The green maples serve as witnesses to the changes that have occurred over the years.

(Junko Furiya)

In 1603, Nijo-jo Castle was built by Tokugawa Ieyasu, the founder of the Tokugawa shogunate, at its current location to the southwest,the *urakimon* (opposite to the demon's gate) direction, in relation to the Imperial Palace. The castle later underwent major repairs in preparation for Emperor Gomizunoo's visit in 1626. Afterward, it served as a place for a few successive shoguns to stay during their visits to Kyoto and as a base for negotiations with the Imperial Court until the end of the Edo period.

The Chokushi-no-ma at Ninomaru-goten Palace was a room dedicated to people from the Imperial Court. Nijo-jo Castle is the only existing Japanese castle where this kind of room remains. This exhibition features the Chokushi-no-ma and displays a mural depicting green maples in this room.

#### Visitors welcomed in the Chokushi-no-ma

*Chokushi* were messengers dispatched by the Imperial Court to announce the intention of the emperor on his behalf. Ninomaru-goten Palace had a special room designed to courteously welcome chokushi. That was the Chokushi-no-ma. It is thought that *chokushi* took seats on the upper level of the room.

In the initial years of the Tokugawa shogunate, one of the challenges faced by the new government was ensuring cooperation from the Imperial Court. To foster harmony with the Imperial Court, the shogunate arranged the marriage of Tokugawa Masako, a daughter of the second shogun, to Emperor Gomizunoo and received the emperor's visit at Nijo-jo Castle in 1626. Nevertheless, in 1627, the emperor granted permission for priests of particular Buddhist temples, including those from Daitoku-ji Temple, to wear purple robes, which symbolized the high ranks of wearers, without any consultation with the shogunate. This event, known as the "Purple Robe Incident," triggered escalating conflict between the shogunate and Imperial Court. In 1634, to improve the deteriorating relationship with the Imperial Court, Tokugawa Iemitsu, the third shogun, visited Kyoto, leading a massive army of 300 thousand troops. After Iemitsu entered Nijo-jo Castle, the Imperial Court often sent *chokushi* to the castle to congratulate him on his arrival in Kyoto and for other purposes. After that, Kyoto saw no shogunal visits for a long time. In 1863, during the tumultuous final years of the Tokugawa shogunate. Tokugawa Iemochi, the 14th shogun, visited Kyoto—the first shogunal visit to the Imperial Capital in 229 years. He was then greeted by *chokushi* at Nijo-jo Castle. In 1866, *chokushi* were once again dispatched to the castle to deliver the imperial message to appoint Tokugawa Yoshinobu as the 15th shogun.

After the Tokugawa shogunate returned political power to the Imperial Court, Nijo-jo Castle became an imperial villa in 1884. When Crown Prince Yoshihito (later Emperor Taisho) visited Kyoto, he stayed in Honmaru-goten Palace at Nijo Imperial villa. Issues of the *Hinode Shimbun* (present-day *Kyoto Shimbun*) newspaper mentioned audiences with the crown prince held in the Chokushi-no-ma at Ninomaru-goten Palace on May 27, 1900 and on June 7, 1907.

This means that the Chokushi-no-ma changed its status from a room for welcoming *chokushi*, or imperial messengers, to a place for visitors to have an audience with the crown prince.

#### How the Chokushi-no-ma is designed

The Chokushi-no-ma is located in the Tozamurai building, which served as a waiting area at Ninomaru-goten Palace. On its southwest side, the building has rooms that look intimidating with tiger murals, while its northeast side is characterized by the gentle atmosphere of rooms decorated with botanical murals. The Chokushi-no-ma is a room on the northeast side, comprising *jodan* (upper) and *gedan* (lower) levels. In the Edo period, the room was also called "Tenjo-no-ma" or the "Jodan" and "Gedan" of the Tozamurai.

Since the Chokushi-no-ma was not intended for the shogun, the owner of the castle, to be seated on its upper level, the room was designed differently from other meeting rooms in the palace. For example, the Chokushi-no-

simplified shapes of peony flowers and leaves. In addition to these differences in style, the western pieces and the northern pieces differ in terms of the size of each sheet of paper that makes up each piece. Also, the mural pieces on the north wall look severely damaged, which suggests that not only the painter but also the time of painting may differ. Furthermore, these older-looking pieces may lead us to imagine that they date back to the Keicho era, when Tokugawa Ieyasu (1542-1616) built Nijo-jo Castle.

#### Renovated Ume-zu: Major repairs in the Meiji era

Control over Nijo-jo Castle was transferred to the new Meiji government in January 1868, and for a very short period after that, the property was used as the Cabinet Office. Later, from 1871, it was used as the Kyoto Prefectural Office, when it is thought the murals were severely damaged. Documents created at the time of Kyoto Prefecture's handover of Nijo-jo Castle include a list of murals stored in the form of sheets ("mekuri" or "makuri" in Japanese) after being removed due to severe damage. The list includes Fujinotana-zu (Trellised Wisterias), which was an original mural above the nageshi (horizontal beams) in the Botan-no-ma and pieces believed to have been part of a ceiling painting with an arabesque flower pattern. The current mural above the nageshi and the current ceiling painting in the Botan-no-ma were painted in 1899.

Meanwhile, it is unknown whether or not any murals were created in 1626 to decorate the tobusuma sliding doors on the east side of the Botan-no-ma. However, historical materials show that those doors had no murals in the middle of the Edo period. Nijo Rikyu-ki ("Record on Nijo Villa," 1894, housed in the Archives and Mausolea Department, Imperial Household Agency) states that the current Ume-zu (displayed on the right side of the gallery, when seen from the front) was pasted in its current position in 1886. In 1884, Nijo-jo Castle became a villa of the imperial family, and from 1885 to 1886, major repairs were carried out throughout the property. Umezu is not included in the abovementioned mekuri list, but Nijo Rikyu-ki has a note saying that Ume-zu, which was pasted during the major repair, was an "already existing painting." This means that the mural had already existed in the palace before the repairs. If so, where had it been? The answer to this question can be found in Edo-period historical documents, including design drawings. Of all pieces of Ume-zu, the six northernmost ones, which depict pink ume plum blossoms, were from the storage of the Ohiroma, more specifically, from the back side of six fusuma sliding doors on the west side of the Fourth Room of the building. Eight pieces describing white ume plum blossoms (of which only the four northernmost pieces are displayed in this exhibition) were from the storage of the Tozamurai, more specifically, from the back side of the eight fusuma sliding doors on the west side of the Fuyo-no-ma of the building This suggests that during the Meiji major repairs, these pieces were removed from the fusuma sliding doors and then trimmed to fit in the tobusuma sliding doors of the Botan-no-ma before being pasted there.

Incidentally, of the red *ume* plum pieces, the fifth one from the left when seen from the front show India ink draft lines of a hawk seen through the gilt ground. This piece was originally located on the back side of a *fusuma* sliding door, where a hawk perched on a rock is depicted, in the Fourth Room of the Ohiroma. The draft of the hawk is slightly smaller than the hawk in the Ohiroma and also looks different from the Ohiroma version in terms of how its wings spread. Therefore, it is thought that the painter began to draw the draft but abandoned it, upon which gold leaf was pasted and then red *ume* plum blossoms were painted. The hawk drafted with India ink lines is also a precious historical source that tells us how the murals were created in the 1620s.

(Naoko Matsumoto)

Nijo-jo Castle Painting Gallery: Summer Exhibition in 2023 Green Maple Leaves Welcoming Imperial Messengers : Chokushi-no-ma in the Tozamurai 〈黒書院〉三の間の《松図》に見られる、カーテンの様に画面を覆う金雲や、円弧を描くように屈曲する松の形には、一世代上の狩野派に倣う姿勢が見られます。しかし、画面全体に漂う優しい雰囲気や、鳥や草花に見る愛らしく繊細な描写には、その個性の萌芽が伺えます。様々な「伝統」を踏まえながら臨んだ若き絵師の挑戦を、ぜひ、ご覧ください。

(中野 志保)

#### [英文]

#### Nijo-jo Castle Painting Gallery: Spring Exhibition in 2023

#### Flower Corridor: Mural of the Botan-no-ma in the Kuroshoin

The murals of Ninomaru-goten Palace were created by Kano-school painters led by Kano Tan'yu (1602-72) in preparation for Emperor Gomizunoo's visit to the palace in 1626. However, most of the original murals in the corridors were lost by the end of the Edo period. The current murals in the corridors date back to the decade after 1897. In 1626, the corridors in the palace were decorated with murals of flowers, birds, and plants. The entire palace was surrounded with "flower corridors" in the true sense of the word. This exhibition features the Botanno-ma in the Kuroshoin, the eastern passage of the building, in which the mural *Botan-zu* (Peonies) is one of the precious survivors of the flower corridors. Meanwhile, *Ume-zu* (Ume Plums), another mural that currently decorates the same passage, was renovated for use in its current position in the Meiji era. This exhibition sheds light on these two murals, which tell us about the history of the palace.

#### **Botan-zu: Two styles**

The doors used in the Botan-no-ma, the eastern passage of the Kuroshoin, differ from those used in the other passages in Ninomaru-goten Palace. In the passages other than the Botan-no-ma, the doors between the passages and the inner rooms are *tobusuma* sliding doors or *koshi-shoji* (paper sliding doors with waist-high wooden panels on the bottoms), and there are no murals on the passage side. By contrast, between the Botan-no-ma (passage) and the inner room are *fusuma* sliding doors. The pieces that constitute *Botan-zu* are pasted on the northern wall, the *tobusuma* sliding doors on the west side, which is the border with the northern passage, and the *fusuma* sliding doors on the border with the inner room. It is thought that this eastern passage also served as a room. *Kanei Gyokoki* ("Record of the Imperial Visit") says that feasts were served to 130 court nobles and high-ranking officials in the Yon-no-ma (Fourth Room) and the Botan-no-ma.

As mentioned above, the mural *Botan-zu* generally dates back to 1626. However, two pieces on the northern wall (displayed at the front in the gallery) are in an older style than the pieces on the *tobusuma* and *fusuma* sliding doors on the west side (displayed on the left side seen from the front in the gallery). The differences between the two styles can be explained as follows. The two pieces on the northern wall depict peonies growing from the ground, surrounded by clouds, rocks, and waterside landscapes, creating an impression of spatial depth. This style of spatial representation is characteristic of Kano-school paintings from the late Momoyama period. Meanwhile, the pieces on the *tobusuma* and *fusuma* sliding doors on the west side describe the upper part of peony trunks against a background completely covered with gold leaf. No lower trunks growing from the ground and no clouds are depicted. The four southernmost *fusuma* sliding doors (not displayed in this exhibition) describe rocks, ground bamboo, and waterside landscapes at the bottom of the surface against a completely gilt background. This style of denying a feeling of spatial depth with a gilt ground while depicting peonies so that they vividly stand out against the gilt background is similar to the style found in Tan'yu's depiction of pine trees in the Ohiroma, which heralds a new style born in the Edo period. Moreover, lines and the shapes of peonies in the pieces on the north side look more delicate and elegant, while the pieces on the west side feature thicker lines in India ink and the

〈大広間〉と〈黒書院〉においては、徳川家の権力の永続性を願って描かれたと考えられます。

#### 冬から春へ

ただし、〈黒書院〉三の間の松には、〈大広間〉とは異なる点があります。それは、〈大広間〉は壁面全体に巨大な松を描くのに対し、〈黒書院〉三の間は、長押の上下で画面が分かれ、比較的小ぶりな松が描かれる点です。そのため、〈大広間〉の松は威厳や壮大さを、〈黒書院〉三の間の松は優美で軽やかな雰囲気をたたえます。〈黒書院〉三の間長押下の《松図》には、松だけでなく、晩夏から冬にかけての季節を示すモチーフが描かれるのも特徴です。例えば、東側の襖(展示室右側に展示)には、晩夏から秋に咲く水葵が、南側の戸襖(展示室左側に展示)と西側の襖(展示室正面に展示)には、秋に咲く竜胆が描かれ、北側の襖4面(展示室右側に展示)には、刈り入れの済んだ田んぼと、そこに舞い飛ぶ一羽の白鷺、その隣の壁貼付には、うっすらと雪が被る松と、その根元に佇む2羽の白鷺が描かれます。

この〈黒書院〉三の間は、上述の通り、将軍の対面相手が待機する部屋であり、対面の時が来ると、相手は、 桜咲き小鳥たちが戯れる、春の情景が描かれる二の間へ入り、一の間に座す将軍と対面します。晩夏から冬の情 景が描かれた三の間から、この対面所へ入るとき、障壁画が演出する春の晴れやかさ、華やかさは、視覚的に強 く印象付けられたことでしょう。対面の場を晴れやかな「春」として印象付ける、そのために、待機場所である 三の間の松には、晩夏から冬の情景が加えられたと考えられるのです。

#### 「将軍」の邸宅に描かれた天橋立

〈黒書院〉三の間の長押上には、松の生える浜辺、いわゆる《浜松図》が描かれます。ただし、この浜辺は、北側の壁面では、東から西へ、南側の壁面では、西から東へ向かって、細長い陸地が突出して描かれており、それらは、名所、天橋立の地形を思わせます。近年の研究によって、天橋立は、室町幕府の足利家将軍、六代義教(1394-41)の新造会所と、八代義政(1436-90)の泉西殿の障壁画に描かれたことが、分かっています。新造会所と泉西殿は、いずれも内裏の北西に位置する将軍の邸宅、室町殿の敷地内に建てられた建物です。この室町殿は、三代将軍、義満(1358-1408)が創設し、「花の御所」とも呼ばれました。義教とその息子、義政の屋敷に天橋立が描かれた背景として、義満が度々訪れた天橋立を屋敷に描かせたことに端を発し、以降の将軍たちが、これを伝統として受け継いだ可能性が指摘されています。天橋立は、古くから知られる名所であり、和歌や能などの文学作品や、絵画の主題となってきたモチーフでもあります。

〈黒書院〉三の間の《浜松図》が天橋立であるならば、徳川幕府は、天橋立にまつわる文学や絵画の伝統のみならず、足利将軍家の邸宅の画題であることを踏まえて、障壁画を描かせたと考えることができます。〈黒書院〉の対面所に、桜とともに描かれる様々な種類の鳥たちもまた、六代義教の新造会所に存在した「小鳥の床間」を想起させます。徳川幕府は、こうした画題を選ぶことで、自らを室町幕府の継承者として、二の丸御殿を「将軍」の屋敷として示そうとしたのかもしれません。それは、〈大広間〉に入る大名ではなく、〈黒書院〉に入る高位の公家たち――室町幕府の将軍邸についての知識を持つ相手――に対してこそ、有効に伝わるメッセージだと考えたのではないでしょうか。

こうした画題の選択が可能となったのは、二条城の障壁画制作を行った狩野派は、その祖である狩野正信 (1434?-1530?) の時代から足利将軍家に仕え、彼らの注文に応えてきたからです。当時の絵師たちは、先人の作品を手描きで写し、あるいは下絵を保存して集積し、それらを制作の参考としていました。二の丸御殿の障壁画制作の時点では、足利将軍家の屋敷は失われていましたが、室町時代から幕府に仕えていた狩野派だからこそ、自分たちのアーカイブを使って、「将軍」屋敷の伝統を踏まえた障壁画を描くことができたと考えられるのです。

#### 筆者、狩野尚信について

〈黒書院〉三の間の障壁画の筆者は、狩野尚信 (1607-50) とされます。尚信の兄、探幽 (1602-74) は、上述した〈大 広間〉対面所の障壁画を描きました。当時、20歳であった尚信は、ベテラン絵師のサポートを受けていたとされ、 天皇に献上しました。

重陽の風習は平安時代には日本でも見られるようになりました。そのころには、菊から滴った露が流れる水を飲んで長寿を得たという菊水の故事や、菊を愛した中国の詩人陶淵明(365-427)も知られるようになり、日本の詩歌の題材となりました。菊水の故事からは和歌だけでなく、鎌倉時代の天台宗の僧侶によって菊慈童の説話が生み出され、さらにその説話が取入れられた『菊慈童』や『枕慈童』といった能の演目が登場しました。菊とともに描かれている流水からは、菊水の故事や菊慈童が、また、籬と菊からは、陶淵明の詩の一節「菊を採る東籬の下/悠然として南山を見る」が想起されたかもしれません。

#### 風に舞い散る扇

長押の上には、風に揺らぐ薄を背景に大小合わせて 46 面の扇が散らされています。扇はすべて開いた状態のものが描かれていますが、扇の形は大きく二種類に描き分けられています。扇面の折り目(山/谷)を示すものと、折り目を示さず扇面の上部がきれいな円弧を描いているものです。前者は扇の骨が 10 本であるのに対し、後者は 12 本から 18 本で、中でも 15 本のものが多くなっています。能の世界では、シテ(主役)とワキ(脇役)、またシテやワキの助演役であるツレが持つ中啓は骨が 15 本で、囃子方などが持ち、仕舞などに使われる鎮扇は 10 本となっているそうです。12 本以上の扇がすべて中啓かどうかは不明ですが、意識的に扇の種類を描き分けているのは確かでしょう。また扇の骨の色も、赤、緑、褐色、黒を単一で用いるだけでなく、様々に組み合わせて塗り分けています。

扇面の絵は、同じ図様が一つとしてありません。地色は金、群青、砂子蒔き、素地等が見られ、その上には、 花鳥草木から水墨山水、大和絵の景物から紋様に至ります。興味深いことに、扇面にも籬を描くものが合計7面 もあり、長押の下の籬に菊図とよく似た籬に秋草を描く扇面もあります(正面に展示)。

ところで背景に描かれた穂の出た薄は、秋であることを明示しています。「秋の扇」とは、扇が必要とされる 夏を過ぎて、もはや不用になりつつあるものです。この主題は、皇帝の寵愛を失った我が身を秋の扇に例えたと される、前漢の後宮の女性、班婕妤(B. C. 1 世紀頃)の故事が大元ですが、やはり和歌などの主題となり、室町 時代(1336-1573)には世阿弥によって『班女』という能の演目になりました。

長押の上下ともに能の演目を連想させる画題となっていますが、既知のように能=猿楽は祝いの宴に欠かせないものとして戦国武将たちに愛好され、徳川将軍家はこれを保護し、式楽としました。二条城でも、家康(1542-1616)以来、たびたび猿楽の宴が催され、上述の行幸でも、四日目に猿楽が行われました。その日の演目には『菊慈童』も『班女』も含まれていませんが、〈黒書院〉四の間の障壁画は、和漢の文学的素養を持つ当時の公家や上級武家に、能の演目を含め、さまざまな文芸作品を想起させたことでしょう。

(松本 直子)

#### 冬期「松に囲まれ春を待つ ~〈黒書院〉三の間~」

二条城二の丸御殿障壁画は、寛永3年(1626)、後水尾天皇(1596-1680)の行幸を前に行われた二条城の大改修の際、狩野派の絵師たちによって描かれました。今回は、二の丸御殿の中の〈黒書院〉三の間に描かれた障壁画を一挙公開します。

#### 〈黒書院〉三の間の役割と「松」

〈黒書院〉は、江戸時代の前半には、将軍との公的な対面所〈大広間〉に対し、「小広間」と呼ばれていました。 〈大広間〉では、主に、大名や異国の使者等との対面が行われましたが、「小広間」(黒書院)では、高位の公家や、 徳川家に近しい大名が対面しました。いずれも、一の間に将軍が座り、二の間に対面相手が座って対面し、三の 間は、対面を控えた相手が待機する場所であったと考えられています。

〈大広間〉一の間から四の間の障壁画は、松に禽鳥を添えて描かれていますが、〈黒書院〉一の間の床間や、三の間の障壁画も松を中心に構成されています。常緑樹である松は、不老長寿や恒久的な繁栄を象徴することから、

檜の枝先の下に7羽の鳥と菫が描かれています。二条城が離宮になり、大修理が行われた明治18年から翌年にかけて、この部分が描き直されたことが『二条離宮記』(宮内庁書陵部蔵)からわかります。この修理の際、7羽の鳥と菫が省略されたものに変えられたと考えられます。7羽の鳥と菫が描かれた原画は現存していないので、二の丸御殿の勅使の間でご覧になれる模写画にも7羽の鳥と菫が描かれていません。しかし、日々すすむ研究によって、忘れ去られた二の丸御殿の本当の姿を再び知ることができたのです。

青楓が季節によって葉の色を変化させるように、時代によって迎える人や、障壁画に描かれているものが変化した勅使の間。青楓は、時の移り変わりを見つめていることでしょう。

(降矢 淳子)

#### 秋期「菊と扇 ~〈黒書院〉四の間~ 」

二の丸御殿の〈黒書院〉は部屋ごとに四季の花鳥や景物などが描かれています。今回は、秋の風情に満ちた四の間の障壁画をすべて公開します。四の間の襖や壁には様々な垣根に沿って咲き誇る菊が描かれています。一方、長押の上の壁は、風になびく薄を背景に大小様々な扇が舞い散る様子が描かれています。これらは長押の上と下で別の画面として展開していますが、いずれも秋の草花を描いているというだけでなく、中国や日本の詩や和歌等の文芸作品でも繰り返し取り上げられた主題でもあります。浮彫のように見える菊の花びらや垣根、さらに、一つとして同じようには描かれない46面もの扇面を間近にお楽しみください。

#### 寛永行幸と〈黒書院〉四の間

二の丸御殿は、寛永 3 年 (1626) の後水尾天皇 (1596-1680) の行幸に合わせて改修され、現存する重要文化 財障壁画もその時に描かれたものです。〈大広間〉から〈蘇鉄の間〉を経て奥に位置する〈黒書院〉は、行幸の 頃には小広間と呼ばれていました。文字通り〈大広間〉より一回り小さい建物で、公的な対面が行われる〈大広間〉に対して、〈小広間(黒書院)〉での対面は、高位の公家や大名などに限られていたようです。行幸の際には、〈小広間(黒書院)〉の二の間から廊下までが、天皇に従ってきた宮家、門跡、公家を饗応する場所となりました。 下段である二の間は宮家や摂家、三の間は門跡、四の間は東の廊下(牡丹の間)とともに、「諸公家公卿殿上人」 の席となりました。

#### 籬に菊、流水

四の間は菊の間とも呼ばれていたように、長押の下に描かれた大小の菊に目が惹かれます。菊の花は、貝殻が原料の白の絵具(胡粉)を厚く塗り重ねて花びらが描かれており、浮彫のように見えます。垣根にも用いられているこの技法は盛り上げ胡粉または置き上げ胡粉と呼ばれます。菊は様々な垣根(籬)に沿って生えています。直線的な竹垣は、東西南北のすべての壁面に見られます。南側(正面に展示)の中央付近と西側の一番北よりの画面から北側にかけては(正面向かって右側に展示)竹垣に重なるように、竹と柴を組み合わせた垣根があり、北側の東よりの戸襖から東側の襖の中央付近まで大小の柴垣が描かれます(正面向かって左側に展示)。垣根は画面の最下部あるいは、金地の地面から立ち上がり、南側から西側にかけてと北側では地面の背後には群青の水辺が現れます。北側と東側では垣根の前後に緑の土坡が広がります。東側には土坡の上や周辺に根笹、竜胆、紫苑も見られます。

ただし、行幸の饗応など実際に部屋を使用する際には、出入りや採光の便宜のために、廊下に面する北側と東側の建具は取り外されたと思われます。そうすると、土坡や菊以外の植物は見られなくなります。残る南側と西側の壁面に描かれているのは、籬に菊と流水です。この三つの要素からはいくつもの和漢の文芸が連想されます。そもそも中国原産の菊は香草・薬草として、高潔の象徴や魔除けと捉えられ、9月9日の重陽の節句に長寿を願って菊酒を飲むという風習は、遅くとも前漢時代 (B. C. 206-A. D. 8) には成立していたとされます。なお後水尾天皇の行幸の四日目が重陽にあたっており、大御所徳川秀忠(1579-1632)は、菊の造花を挿した白銀の手桶を

#### 勅使の間が迎えた人

勅使は、天皇の代理人として、その意思を伝える使いで、二の丸御殿の中に特別に部屋が用意されて丁重に 迎えられました。勅使の間の上段に座したと考えられています。

江戸時代の初め頃、朝廷をいかに協調させるかが江戸幕府の課題の一つでした。朝廷と融和するべく、徳川和子 (1607-78) の入内や寛永行幸が行われましたが、寛永 4 年 (1627) に後水尾天皇が幕府に伺うことなく大徳寺などの僧に対して紫衣の着用を許したことを発端に、幕府と朝廷の対立が深まります。いわゆる紫衣事件です。悪化していた関係を改善すべく、寛永 11 年 (1634)、三代家光 (1604-51) が、30 万の大軍を率いて上洛。二条城に入った家光の元に、上洛を祝う挨拶などのために勅使が度々、遣わされました。以後、しばらく将軍の上洛は、ありませんでした。幕末の動乱の中、文久 3 年 (1863) に 14 代将軍徳川家茂 (1846-66) が、229 年ぶりに上洛して二条城に入ると、勅使は、家茂の元へと、また慶応 2 年 (1866) 二条城で行われた 15 代将軍徳川慶喜 (1837-1913) の将軍宣下の時に遣わされました。

大政奉還がされると、明治 17 年 (1884) に二条城は離宮になります。嘉仁皇太子 (1879-1926) (後の大正天皇) は、京都へ行啓の際に、二条離宮の本丸御殿を宿泊所にしました。現在の京都新聞の前身である「日出新聞」は、二の丸御殿の勅使の間で、嘉仁皇太子への拝謁が明治 33 年 (1900)5 月 27 日と明治 40 年 6 月 7 日に行われたことを報じています。

勅使の間は、朝廷の使いの勅使を迎えるための部屋から、皇太子への拝謁の場へと変化したのです。

#### 勅使の間の設え

二の丸御殿の控えの場である〈遠侍〉の部屋内、南西側には虎が描かれた威圧的な雰囲気の部屋がある一方、 北東側には植物が描かれた穏やかな雰囲気の部屋があります。 勅使の間は、北東側の一角に位置し、上段と下段 の二間を構えています。 江戸時代は、「殿上の間」「遠侍 上段 下段」とも呼ばれていました。

勅使の間は、上段に主である将軍が座すことが想定されていないため、御殿内の他の対面所と違う設えになっています。たとえば、他の対面所は、上段むかって左側に主の書斎としての意味をもつ付書院が設けられているのに対し、ここでは付書院が設けられていません。また、上段框や帳台構に、黒漆塗でなく透漆塗の木目を表した欅材が用いられるなどしています。

勅使の間の障壁画は、楓、桃、檜が中心に描かれ、部屋全体が春から夏を彩る植物で統一されています。勅使が背にする大床と帳台襖に描かれているのは、葉先がほんのりと赤い青楓。この青楓の種類は、「野村」という名前で知られています。春に緑色の葉を芽吹いて、秋に赤くなるものと違い、春に赤色の葉を芽吹き、夏に緑色に変化して、秋に再び赤色に転じます。勅使の間の青楓は、枝幹に鳥を遊ばせつつ夏の到来を知らせているのです。

大床の青楓は、州浜の近くまで地面が描かれ、その木立は、うねるように金雲の上まで伸び広がります。違棚には岩と躑躅が、天袋には梅、山吹、桜、牡丹が描かれており、天袋の裏には、普段、見えないながらも、菫、たんぽぽ、ほうこ草が描かれています。帳台襖の青楓は、前に岩、後ろに州浜を配し、金雲の中にいったん姿を消し、長押上で再び姿を現します。下段の南側に描かれる檜も、同じように遥かな高さを感じさせます。一方、北面の腰障子には、這うような低木の桃が描かれており、南北で対照的な構成になっています。

青楓や檜の天井を突き抜けるような高さと金雲の表現、金色の地面に食い込む幹の表現や曲線の使い方にみられるように、勅使の間の障壁画は、桃山時代後期の画風を残しています。作者は、狩野甚之丞 (1583-1628) と考えられています。

#### 消えた鳥と菫

勅使の間を飾っていた原画のうち、下段の障壁画の南面2面は、金地や彩色が鮮やかなことから、描き直されたものであるとされていました。しかし、将軍家茂の上洛に随行した奥絵師の板谷広春(1833-82)による二の丸御殿の障壁画の写し(縮小した模写)が、近年、発見されたことで、それが裏付けられたのです。写しには、

に展示)は、西側の戸襖及び襖貼付(展示室向かって左側に展示)よりも古い様式を示しています。二つの様式の違いとは、すなわち、北側の壁貼付では、牡丹は地面から生えており、牡丹の前後には雲や岩や水辺が描かれ、重層的な奥行きのある空間が描かれています。このような空間の描き方は、桃山後期の狩野派の特質の一つです。それに対し、西側の戸襖と襖では、総金地の背景に牡丹の幹から上が描かれています。その根元すなわち地面や雲は描かれていません。岩、根笹、水辺が描かれている南よりの4面の襖(今回展示無し)でも、それらのモチーフは画面の最下部に描かれ、背後は金地で埋められています。このように金地が奥行きを遮断する一方で、牡丹が金地を背景に鮮やかに浮かび上がるような描き方は、探幽が描いた大広間の松と同質で、江戸時代の新しい様式の到来を告げるものです。また描線や牡丹の形態が、北側の方が繊細優美であるのに対し、西側では墨線がより太く牡丹の花や葉の形態は簡略化されています。これらの様式の違いに加え、画面を構成する一枚一枚の料紙の寸法が、西側と北側で異なること、北側壁面の損傷が激しいことから北側の障壁画は、筆者が異なるだけでなく、描かれた時期も異なるのでは、さらには、徳川家康(1542-1616)が二条城を創建した慶長期の御殿障壁画であった可能性もあるのでは、と想像を広げさせてくれる画面なのです。

#### 改装された《梅図》 ~明治の大修理~

二条城は、慶応4年(1868)1月に明治新政府に収管され、その後のごく短い期間、太政官代となった後、明治4年(1871)から京都府庁として使用されましたが、この時点で、障壁画は相当に損傷が進んでいたようです。京都府が二条城を引き渡した際の書類に、損傷が進んだため取り外した障壁画で、シート状(メクリ/マクリ)になって保管されていたもののリストが含まれています。リストには、牡丹の間の元来の長押上の障壁画であった「藤の棚」図や、唐花などの文様を描いた天井画の残欠と思われるものが含まれています。なお、現在牡丹の間を飾っている長押上貼付絵と天井画は明治32年(1899)に描かれたものです。

一方、牡丹の間の東側の戸襖には、寛永3年当時に障壁画が描かれていたかどうかは不明ですが、資料から江戸時代中期の時点で障壁画がなかったことが分かっています。現在の《梅図》(展示室向かって右側に展示)は、明治19年(1886)に貼り付けられたことが『二条離宮記』(明治27年、宮内庁書陵部蔵)に記されています。明治17年(1884)に二条城は皇室の離宮となりましたが、その翌年から翌々年にかけて、城内全域の大修理が実施されました。《梅図》はメクリのリストには含まれていませんが、『二条離宮記』には、この修理で張り付けられた梅図について「在り合わせの画」であると但し書きされています。すでに御殿内に存在したというのですが、どこから来たのについては、江戸時代に作られた指図等の史料から判明します。梅図のうち紅梅を描いた北よりの6面は、大広間の納戸、すなわち四之間の西側の襖6面の裏面に、白梅を描いた8面(今回は北よりの4面のみ展示)は、遠侍の納戸、すなわち芙蓉の間の西側の襖8面の裏面にあたります。以上から、明治の修理の際に襖から剥がして、牡丹の間の戸襖用にサイズを切り詰めて貼りなおしたと考えられます。

ところで、紅梅図のうち向かって左から5番目の画面には、金箔の下から鷹の下書きの墨線が透けて見えています。この画面は、元の位置は大広間四の間の岩に止まる鷹が描かれた襖の裏面にあたります。透けて見える下書きの鷹は、大広間の鷹に比べて少し小さく、羽の広がり方もやや異なるため、下書きを描き始めたものの、不採用となり、その上から金箔を貼って、紅梅図が描かれたと考えられます。墨線の鷹は、寛永期の障壁画制作現場を垣間見せてくれる貴重な史料なのです。

(松本 直子)

#### 夏期「勅使を迎える青楓 ~〈遠侍〉勅使の間~」

二条城は、慶長8年(1603)に徳川家康(1542-1616)によって、御所の南西、裏鬼門に位置するこの場所に建てられました。寛永3年(1626)、後水尾天皇(1596-1680)の行幸に際して大改修が行われ、幕末まで将軍上洛時の宿泊所、また朝廷との交渉の拠点とされました。

二の丸御殿の勅使の間は、朝廷のために設えられた部屋です。今ある城郭のうち、勅使の間が現存するのは、 二条城だけ。今回は、勅使の間をご紹介しつつ、この部屋に描かれた青楓の障壁画をご覧いただきます。

#### 二条城障壁画 展示収蔵館活動報告

#### 1、二条城障壁画 展示収蔵館 概要

二条城障壁画 展示収蔵館は、重要文化財の二の丸御殿障壁画を保存、公開するために、平成17年(2005)10月10日に開館しました。二の丸御殿障壁画は、徳川将軍家が寛永元年から3年(1624-26)にかけて行った大改修の際、狩野探幽率いる狩野派の絵師たちによって描かれました。二の丸御殿には、寛永期の障壁画を含む約3600面の障壁画が残されており、昭和57年(1982)には、うち1016面が美術工芸品(絵画)として重要文化財に指定されました。

これらの障壁画は、約400年間、御殿内で温湿度の急激な変化や虫害、紫外線などの影響を受け続けてきたため、褪色・亀裂・剥落など状態の悪化が進んでいます。そこで二条城では、昭和47年(1972)より、原画を収蔵庫で恒久的に保存することを目的として模写を制作し、御殿内の原画とはめ替える「模写事業」を開始しました。現在、重要文化財に指定された1016面は、全て御殿から取り外されて収蔵庫で保管されています。当館では、修理が完了した障壁画を中心に、年4回の展示替えを行い計240日ほど公開しています。また、エントランスでは、錺金具や城内から発掘された埋蔵文化財等も展示しています。

#### 2、令和5年度 原画公開の概要と入館者実績

展覧会名	会期	日数	入館者数
花の回廊	4月20日(木)~6月18日(日)	60 日間	15 020 Å
~〈黒書院〉牡丹の間の障壁画~	4月20日(水)~6月18日(日)	00 口间	15,929 人
勅使を迎える青楓	7月13日(木)~9月10日(日)	60 日間	16,530 人
~〈遠侍〉勅使の間~		00 口间	10, 550 八
菊と扇	10月5日(木)~ 12月3日(日)	60 日間	15,976 人
~〈黒書院〉四の間~	10月3日(水)~12月3日(日)	00 口间	15, 976 人
松に囲まれ春を待つ	19月91日(大)。 今和6年9月91日(水)	60 日間	19,379 人
~〈黒書院〉三の間~	12月21日(木)~ 令和6年2月21日(水)		

#### 3、令和5年度 原画公開展示解説 [和英]

#### 「和文]

#### 春期「花の回廊 ~ 〈黒書院〉牡丹の間の障壁画~」

二の丸御殿の障壁画は、寛永 3 年(1626)の後水尾天皇の行幸に合わせて、狩野探幽(1602-72)率いる狩野派によって新たに描かれました。しかし、廊下の障壁画は、幕末までにその大半が失われ、現在は、明治 30 年代に制作された障壁画となっています。寛永 3 年当時には、御殿の廊下の壁は、いずれも花鳥草木の障壁画で飾られ、まさに「花の回廊」が御殿中に巡らされていたのです。今回展示する〈黒書院〉牡丹の間は、〈黒書院〉の東廊下にあたり、そこに描かれた《牡丹図》は、「花の回廊」の貴重な生き残りです。一方、同じ間を飾る《梅図》は明治時代になってから牡丹の間の障壁画に改装されたものです。御殿の変遷を物語る、花の障壁画を紹介します。

#### 《牡丹図》 ~二つの様式~

牡丹の間すなわち〈黒書院〉の東廊下は、二の丸御殿の他の廊下とは建具が異なります。牡丹の間以外の廊下では、廊下と室内との境にはめられている建具は、戸襖または腰障子で、廊下側には障壁画がないのに対し、牡丹の間では、廊下(牡丹の間)と室内の境に襖がはまっています。《牡丹図》は、北側の壁面と、北廊下との境にあたる西側の戸襖、そして室内との境の襖に貼付られており、この東廊下は、部屋としての役割も担ったようです。『寛永行幸記』には、四の間と牡丹の間で、百三十人の公卿と殿上人に膳を振る舞ったと記されています。これらの《牡丹図》障壁画は寛永3年に新たに描かれた、と上述しましたが、北側の壁貼付2面(展示室正面

#### 調查・研究活動報告

令和5年5月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会①〔元京都女子大学教授 柴田純氏・京都大学
	名誉教授 藤井讓治氏〕※
令和5年5月	華道家元池坊総務所蔵史料の撮影・掲載に関する協議〔華道家元池坊総務所池坊中央研究所
	主任研究員 細川武稔氏・松本公一氏・今江秀史・杉谷理沙〕
令和5年5月	華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」の写真撮影・調査等〔今江秀史・杉谷理
	沙・降矢淳子〕
令和5年7月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会②〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
令和5年7月	二之丸御殿〈遠侍〉勅使の間特別入室解説会①〔降矢淳子〕
令和5年7月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料に関する協議〔同志社大学教授 小林丈広氏・今江秀史・
	杉谷理沙〕
令和5年7月	京都市歴史資料館テーマ展企画検討会〔京都市歴史資料館 秋元せき・今江秀史・杉谷理沙〕
令和5年8月	二之丸御殿〈遠侍〉勅使の間特別入室解説会②〔降矢淳子〕
令和5年9月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会③〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
令和5年10月	華道家元池坊総務所「御代替御礼継目御礼記録」の写真撮影・調査等〔今江秀史・杉谷理沙〕
令和5年10月	京都府私立中学高等学校保護者会連合会講演・見学会〔今江秀史・杉谷理沙〕
令和5年10月	京田辺市個人蔵 鶴澤探真筆《四季耕作図屏風》の調査〔中野志保・松本直子〕
令和5年11月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会④〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
令和5年12月	華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」の翻刻に関する協議〔細川武稔氏・今江
	秀史・杉谷理沙〕
令和5年12月	東京大学法学部研究室図書室法制史資料室「二条在番登前留下帳上」ほか2点、東京都公文
	書館「三御番旧記」、国文学研究資料館「二条城城内稲荷曲輪三社尊像再建記」マイクロフィ
	ルムの調査〔杉谷理沙〕
令和6年1月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会⑤〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
令和6年1月	『研究紀要 元離宮二条城』作品紹介指導に関する協議〔成安造形大学学長 小嵜善通氏・中
	野志保・松本直子〕
令和6年1月	二之丸御殿〈黒書院〉三の間特別入室解説会①、②〔中野志保〕
令和6年1月	『研究紀要元離宮二条城』研究ノート指導に関する協議〔小林丈広氏・降矢淳子〕
令和6年2月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会⑥〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
令和6年3月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会⑦〔柴田純氏・藤井譲治氏〕
令和6年3月	『研究紀要 元離宮二条城』第3号発刊
	※収載史料検討会には今江・杉谷も参加。以下同。

#### 執筆者等紹介

#### 執筆者

今江 秀史 京都市文化市民局元離宮二条城事務所 杉谷 理沙 京都市文化市民局元離宮二条城事務所 中野 志保 京都市文化市民局元離宮二条城事務所 松本 直子 京都市文化市民局元離宮二条城事務所 降矢 淳子 京都市文化市民局元離宮二条城事務所

#### 調査指導

小嵜 善通 学校法人 京都成安学園 成安造形大学学長、京都市元離宮二条城保存整備委員会障壁画部会委員

柴田 純 元京都女子大学教授

藤井 讓治 京都大学名誉教授、京都市元離宮二条城保存整備委員会記念物部会委員

#### 編集担当

今江 秀史京都市文化市民局元離宮二条城事務所杉谷 理沙京都市文化市民局元離宮二条城事務所

### 編集後記

事刊行にいたりましたこと感謝申し上げます。 各位からのご協力を賜り、『研究紀要 元離宮二条城』第三号が無

ではないかと思います。 第三号では、元離宮二条城歴史資料として、神宮文庫蔵「二条在番単道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」を翻刻・掲載しました。大政奉還の場として、築城以来再び歴史の表舞台に踊り出る前した。大政奉還の場として、築城以来再び歴史の表舞台に踊り出る前した。大政奉還の場として、神宮文庫蔵「二条在番第三号では、元離宮二条城歴史資料として、神宮文庫蔵「二条在番

思いを馳せていただければ本望です。本書を片手に、往時の二条城(離宮)の姿や、障壁画の作成風景に

ることを願うとともに、皆様からのご指導・ご鞭撻を乞う次第です。本書が、二条城のみならず京都の歴史・文化研究にご活用いただけ

(杉谷理沙

# 研究紀要 元離宮二条城 第三号

令和六年三月発行

編集・発行 京都市文化市民局元離宮二条城事務所

〒六〇四一八三〇一

TEL(○七五)八四一—○○九六 X (○七五)八○二—六一八一京都府京都市中京区二条通堀川西入二条城町五四一

https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp/

印刷·製本 山代印刷株式会社

京都市印刷物 第〇五三二〇四号



